

平成 30 年度

千葉市包括外部監査結果報告書

業務委託に係る事務の執行について

平成 31 年 3 月

千葉市包括外部監査人

大川 健哉

－目次－

第1 監査の概要	- 1 -
1. 外部監査の種類	- 1 -
2. 選定した特定の事件	- 1 -
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	- 1 -
4. 監査の対象とした業務委託及び所管部署	- 2 -
5. 監査の視点	- 4 -
6. 実施した監査手続の概要	- 4 -
7. 監査の実施期間	- 5 -
8. 監査実施者	- 5 -
9. 利害関係	- 6 -
第2 監査対象の概要	- 7 -
1. 千葉市における一般会計及び特別会計の歳出決算額推移	- 7 -
2. 委託料の内訳及び推移	- 10 -
3. 契約方法の種類及び概要	- 11 -
4. 市における契約事務の概要	- 22 -
5. 監査対象事務の概要	- 30 -
6. アンケート調査結果の概要	- 38 -
第3 業務委託に係る事務の執行に対する監査の総括的所見	- 49 -
1. より一層の契約事務の適正化に向けての取組みについて	- 49 -
2. 隨意契約による方法の選択について	- 50 -
3. 分離・分割発注について	- 52 -
4. 競争性の確保について	- 53 -
5. 適正な予定価格の設定について	- 54 -
6. 契約情報の公表について	- 55 -
第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（総論）	- 57 -
1. 監査の結果及び意見の一覧	- 57 -
2. 契約書の印紙税額について（意見）【各課】	- 63 -
3. 個人情報の取扱いについて（指摘）【各課】	- 64 -
4. 支払遅延について（指摘）【各課】	- 66 -
5. 入札（見積）結果の公表漏れ等について（指摘）【各課】	- 68 -
6. 入札（見積）結果の公表期間について（意見）【契約課】	- 71 -
7. プロポーザル取扱実施要領の策定について（意見）【契約課】	- 71 -
第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）	- 73 -
1. 機密文書再資源化処理業務委託（No. 4）【総務局総務部総務課】	- 73 -

2. 職員定期健康診断等業務委託 (No. 9) 【総務局総務部人材育成課】	- 78 -
3. 千葉市職員ストレスチェック業務委託 (No. 10) 【総務局総務部人材育成課】	- 81 -
4. 情報システム開発・保守サービス利用契約等 (No. 11 他) 【総務局情報経営部情報システム課】	- 83 -
5. パラスポーツ応援事業企画業務委託 (No. 26) 【総合政策局オリンピック・パラリン ピック推進部オリンピック・パラリンピック調整課】	- 86 -
6. 東京 2020 大会に伴うボランティア体制構築等業務委託 (No. 27) 【総合政策局オリン ピック・パラリンピック推進部オリンピック・パラリンピック振興課】	- 87 -
7. 本庁舎設備運転監視及び保守年間業務委託 (No. 40) 【財政局資産経営部管財課】 ..	- 91 -
8. 市民総合窓口課業務派遣委託 (No. 47) 【市民局市民自治推進部区政推進課】	- 93 -
9. ちば市政だより制作等業務委託 (No. 49) 【市民局市民自治推進部広報広聴課】 ...	- 96 -
10. 市役所コールセンター運用業務委託 (No. 50) 【市民局市民自治推進部広報広聴課】 ...	- 99 -
11. 市役所コールセンター等構築・運用業務委託 (No. 51) 【市民局市民自治推進部広報広聴課】	- 101 -
12. 学校体育施設開放事業運営業務委託 (No. 54) 【市民局生活文化スポーツ部スポーツ 振興課】	- 105 -
13. 千葉市臨時福祉給付金(経済対策分)支給業務一括委託 (No. 57) 【保健福祉局保健福祉総務課】	- 107 -
14. 保健医療・衛生情報システムデータベースソフト改修等業務委託 (No. 58) 【保健福祉局保健福祉総務課】	- 109 -
15. 千葉市被保護者就労促進事業業務委託 (No. 62) 【保健福祉局保護課】	- 110 -
16. がん検診票等の作成及び封入封緘及び協力医療機関への配置業務委託 (No. 66) 【保健福祉局健康部健康支援課】	- 112 -
17. 医師出動管理委託 (No. 67) 【保健福祉局健康部健康企画課】	- 113 -
18. 特定健康診査等のデータ入力委託 (No. 73) 【保健福祉局健康部健康保険課】 ..	- 114 -
19. 千葉市国民健康保険被保険者証等作成及び封入封緘業務委託 (No. 74) 【保健福祉局健康部健康保険課】	- 117 -
20. 千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託 (No. 75) 【保健福祉局健康部健康保険課】	- 119 -
21. 更生医療システム導入業務委託 (No. 85) 【保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課】	- 120 -
22. 千葉市ひきこもり地域支援センター運営業務委託 (No. 87) 【保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課】	- 122 -
23. 千葉市子ども医療費助成事業に係る受給券等印刷等業務委託 (No. 88) 【こども未来局こども未来部こども企画課】	- 124 -
24. 子ども・子育て支援新制度に係る帳票等の作成、封入・封緘及び配達業務委託 (No. 94) 【こども未来局こども未来部幼保運営課】	- 127 -
25. 千葉市里親制度推進事業業務委託 (No. 97) 【児童相談所】	- 130 -

2 6.	千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック等製作業務委託 (No. 103) 【環境局資源循環部収集業務課】	- 132 -
2 7.	千葉市流通・ブランディング事業実施業務委託 (No. 114) 【経済農政局経済部産業支援課】	- 134 -
2 8.	市内医療・福祉分野産学連携推進事業委託契約 (No. 115) 【経済農政局経済部産業支援課】	- 136 -
2 9.	千葉市きぼーるアトリウム管理運営業務委託 (No. 116) 【中央区役所地域振興課】 ...	- 138 -
3 0.	“ちば”共創都市圏におけるグリーンツーリズム推進のためのマーケティング 調査業務委託 (No. 119) 【経済農政局経済部観光プロモーション課】	- 141 -
3 1.	都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新 作成業務委託 (No. 121) 【経済農政局経済部観光プロモーション課】	- 143 -
3 2.	市営競輪開催に伴う競輪事務委託 (No. 124) 【公営事業事務所】	- 147 -
3 3.	市営競輪開催に伴う臨時場外分開催経費 委託 (No. 125) 【公営事業事務所】 ..	- 148 -
3 4.	千葉競輪場開催業務等包括委託 (No. 126) 【公営事業事務所】	- 150 -
3 5.	立地適正化計画素案策定業務委託 (No. 131) 【都市局都市総務課】	- 153 -
3 6.	若葉区泉地域コミュニティバス運行業務委託 (No. 135) 【都市局都市部交通政策課】 .	- 155 -
3 7.	千葉都市モノレール施設更新改良業務委託他 (No. 136, 184 他) 【都市局都市部交通政策課、建設局土木部土木保全課】	- 158 -
3 8.	ZOZO マリンスタジアム改修基本方針策定業務委託 (No. 143) 【都市局建築部建築管理課】	- 164 -
3 9.	稻毛ヨットハーバー管理棟耐震補強外工事監理業務委託 (No. 144)、千葉市幕張勤労市民 プラザ大規模改造工事監理業務委託 (No. 147) 【都市局建築部建築管理課】	- 166 -
4 0.	街路樹維持管理業務委託 (No. 150 他)、公園等維持管理業務委託 (No. 155 他) 【各公園緑地事務所】	- 168 -
4 1.	公園・街路樹剪定等業務委託 (No. 151, 171) 【各公園緑地事務所】	- 179 -
4 2.	花島公園維持管理業務委託 (No. 158) 【花見川公園緑地事務所】、 昭和の森維持管理業務委託 (No. 166) 【緑公園緑地事務所】、 動物公園清掃等管理業務委託 (No. 177) 【動物公園】	- 183 -
4 3.	千葉市動物公園動物科学館・子ども動物園運営業務委託 (No. 174) 【動物公園】	- 186 -
4 4.	動物公園汚水処理場外維持管理業務委託 (No. 176)、動物公園設備等維持管理業務 委託 (No. 178) 【動物公園】	- 188 -
4 5.	動物公園入園料等収納業務委託 (No. 179) 【動物公園】	- 190 -
4 6.	海浜幕張駅外 3 駅周辺自転車等駐車対策業務委託 (No. 191)、千葉駅外 2 駅周辺 自転車等駐車対策業務委託 (No. 193) 【建設局道路部自転車政策課】	- 192 -
4 7.	指定自転車駐車場定期利用事前受付等業務委託 (No. 195) 【建設局道路部自転車政策課】	- 195 -

4 8.	幕張駅外 36 駐車場管理業務委託 (No. 197) 【建設局道路部自転車政策課】	.. - 198 -
4 9.	車道及び歩道清掃業務委託 (No. 199 他) 【各土木事務所維持建設課】 - 200 -
5 0.	千葉駅前地下道外 3 監視・管理業務委託 (中 29-1) (No. 202)	
	【中央・美浜土木事務所維持建設課】 - 206 -
5 1.	草刈・除草外業務委託 (No. 204, 205) 【各土木事務所維持建設課】 - 207 -
5 2.	道路・下水道維持補修委託(稻-3) (No. 210) 【花見川・稻毛土木事務所維持建設課】	.. - 210 -
5 3.	幕張本郷駅構内鉄砲塚二線道路橋 P1 橋脚耐震補強工事委託 (No. 211)	
	【花見川・稻毛土木事務所維持建設課】、菅田跨線橋補修工事委託 (No. 215、216)	
	【緑土木事務所維持建設課】 - 211 -
5 4.	汚水処理施設保守点検業務委託 (No. 219) 【建設局下水道建設部下水道整備課】 - 212 -
5 5.	中央区役所・千葉市美術館総合維持管理業務委託 (No. 224) 【中央区役所地域振興課】	- 215 -
5 6.	花見川区役所・花見川保健福祉センター警備業務委託 他 (No. 225 他)	
	【中央区を除く各区役所地域振興課】 - 218 -
5 7.	花見川区役所外 1 施設総合維持管理業務委託 他 (No. 226 他)	
	【中央区を除く各区役所地域振興課】 - 221 -
5 8.	若葉区役所及び若葉保健福祉センター清掃業務委託 (No. 232) 【若葉区役所地域振興課】、 美浜区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホール清掃業務委託 (No. 239)	
	【美浜区役所地域振興課】 - 226 -
5 9.	千葉市消防局・中央消防署設備等総合管理業務委託 (No. 243) 【消防局総務部施設課】	- 231 -
6 0.	千葉市教育研究事業委託 (No. 267) 【学校教育部教育指導課】 - 233 -
6 1.	「千葉市学力状況調査の実施」業務委託 (No. 268) 【学校教育部教育指導課】	.. - 234 -
6 2.	千葉市立養護学校スクールバス運行管理委託 (No. 269) 【学校教育部教育支援課】	... - 235 -
6 3.	学校給食一般廃棄物収集運搬処理業務委託 (No. 270) 【学校教育部保健体育課】 - 236 -
6 4.	小学校給食調理業務委託 (No. 272 他) 【学校教育部保健体育課】 - 240 -
6 5.	放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業運営業務委託 (No. 280)	
	【生涯学習部生涯学習振興課】 - 244 -
6 6.	放課後子ども教室運営業務委託 (No. 281) 【生涯学習部生涯学習振興課】 - 245 -
6 7.	千葉市文化財普及業務委託 (No. 287) 【生涯学習部文化財課】 - 247 -
6 8.	加曽利貝塚博物館管理業務委託 (No. 289) 【千葉市立加曽利貝塚博物館】 - 250 -
6 9.	千葉市図書館ブックメールカー業務委託 (No. 292) 【中央図書館管理課】 - 252 -

本報告書の金額は、原則として表示単位未満を切り捨てて表示しているため、表中の金額合計は合計欄の金額と一致しない場合がある。

第1 監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 特定の事件（監査テーマ）

業務委託に係る事務の執行について

(2) 監査の対象期間

主として平成29年度を監査対象とした。

ただし、必要に応じて平成28年度以前の各年度及び平成30年度も監査対象とした。

3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

少子高齢化及び人口減少の時代を迎え、将来の大幅な歳入増加が見込めない中で社会保障関係支出は年々増加しており、地方財政は厳しい状況が続いている。さらに、行政サービスに対する住民ニーズが多様化・高度化する中、引き続き行財政改革をより一層推進し、組織及び運営の合理化や規模の適正化を図り、住民福祉の増進や最小の経費により最大の効果をあげていくことが求められている。

千葉市では平成22年度の予算編成時で多額の収支不足が見込まれる中、平成21年10月に「脱・財政危機」宣言を行い、その後、2期にわたる財政健全化プランにより財政健全化に取り組んできたが、「脱・財政危機」宣言発出時に比べ健全化判断比率等の各種指標が着実に改善してきたことなどを踏まえ、平成29年9月に財政危機状態を脱したものと判断し、宣言を解除している。一方で、財政危機を脱した後においても、千葉市の財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今後も健全化路線は堅持し、将来にわたり持続可能な財政構造の確立を目指すこととしており、限られた財源をいかに効率的かつ効果的に利用していくかが今後の重要な課題とされている。

このような背景の下、業務全般を点検し、組織の合理化や事務の集中化を図るとともに、民間が効率的・効果的に実施できる業務に民間活力を取り入れ、この結果、業務委託は年々増加傾向にある。一方で、業務の委託に当たっては、契約手続や契約内容の透明性、個人情報の保護や守秘義務の確保、委託した業務に対する行政としての責任を果たすための適切な評価及び管理など、様々な考慮すべき事項がある。

これらを踏まえ、千葉市における業務委託の内容を特定の部署に限らず横断的に把握するとともに、業務委託に係る事務の執行について、合規性の観点に加え、経済性や効率性・有効性の観点から監査を実施し、改善を要する事項がないかを検証すること

とは、市民利益に有用であると判断し、本監査テーマを選定した。

4. 監査の対象とした業務委託及び所管部署

(1) 監査の対象とした業務委託

地方自治法施行規則第 15 条第 2 項に基づき別記で定められている「歳出予算に係る節の区分」の「委託料」に区分されている支出を監査対象とした。ただし、「委託料」に含まれる指定管理制度に係るものは本監査の対象外としている。

(2) 監査の対象とした所管部署

業務委託の内容を特定の部署に限らず、横断的に業務委託に係る事務の執行状況を確認するため、原則として、平成 29 年度に「委託料」を支出したすべての所管部署を監査対象とした。ただし、平成 29 年度の監査テーマ「市税に係る事務の執行について」で監査対象機関とした財政局税務部については、同監査テーマで業務委託を取り扱っているため、平成 30 年度の本監査対象には含めないこととした。

また、千葉市が執行する業務委託は多岐にわたっており、すべての執行状況を直接確認していくことは現実的ではないため、下表のとおり調査対象とする委託業務及び所管部署を絞り込んでいる。

実施区分	対象業務委託及び所管部署
「委託契約事務に係る質問書」による委託内容の調査(アンケート調査)(区分①)	財政局財政部財政課から入手した支出負担行為データ(節:委託料)から抽出した 300 契約事務、104 課(室・所)
各所管部署に対する契約事務の詳細調査(区分②)	「委託契約事務に係る質問書」の回答結果に基づき、さらに絞り込んだ 163 契約事務、64 課(室・所)

上表における各実施区分の対象となった所管部署及び契約事務数は下表のとおりである。

調査対象とした所管部署及び契約事務数

(単位:件)

局名	所管部署名	実施区分		局名	所管部署名	実施区分		
		①	②			①	②	
総務局	防災対策課	3	1	都市局	都市総務課	1	1	
	総務部総務課	2	1		海辺活性化推進課	3		
	総務部人事課	1			都市部交通政策課	3	3	
	総務部給与課	2			都市部都心整備課	2		
	総務部人材育成課	2	2		都市部市街地整備課	3	3	
	情報経営部情報システム課	13	9		建築部建築管理課	5	3	
総合政策局	総合政策部都市アイデンティティ推進課	2		建設局	建築部住宅政策課	1		
	総合政策部幕張新都心課	1			建築部住宅整備課	1		
	オンライン・ハーランピック推進部オンライン・ハーランピック調整課	1	1		中央・稲毛公園緑地事務所	6	3	
	オンライン・ハーランピック推進部オンライン・ハーランピック振興課	2	2		花見川公園緑地事務所	3	3	
財政局	財政部資金課	1			若葉公園緑地事務所	2	2	
	財政部財政課	1	1		緑公園緑地事務所	7	7	
	資産経営部管財課	6	4		美浜公園緑地事務所	5	5	
	資産経営部新庁舎整備課	3			動物公園	9	5	
	資産経営部契約課	4			土木部土木保全課	6	2	
市民局	高原千葉村管理事務所	2	2		土木部技術管理課	2		
	市民自治推進部区政推進課	6	3		土木部路政課	1	1	
	市民自治推進部広報広聴課	3	3		中央・美浜土木事務所維持建設課	8	6	
	生活文化スポーツ部文化振興課	2	1		花見川・稲毛土木事務所維持建設課	6	5	
	生活文化スポーツ部スポーツ振興課	2	1		若葉土木事務所維持建設課	2	1	
	消費生活センター	1			緑土木事務所維持建設課	3	3	
保健福祉局	保健福祉総務課	4	4		道路部自動車政策課	7	5	
	保護課	2	1		道路部道路建設課	1		
	地域包括ケア推進課	1			下水道管理部下水道維持課	2		
	健康部健全企画課	3	1		道路部街路建設課	1		
	健康部健康支援課	3	2		下水道建設部下水道整備課	2	2	
	健康部健康保険課	6	6		下水道建設部都市河川課	1		
	動物保護指導センター	1			中央区役所	中央区役所地域振興課	2	2
	健康部生活衛生課	2			花見川区役所	花見川区役所地域振興課	2	2
	環境保健研究所健康科学課	1			稲毛区役所	稲毛区役所地域振興課	3	2
	高齢障害部高齢福祉課	3	2		若葉区役所	若葉区役所地域振興課	4	4
	高齢障害部介護保険管理課	1			緑区役所	緑区役所地域振興課	2	2
	高齢障害部介護保険事業課	1			美浜区役所	美浜区役所地域振興課	4	3
こども未来局	高齢障害部障害者自立支援課	2	1	消防局	消防局	総務部総務課	2	
	高齢障害部精神保健福祉課	1	1			総務部施設課	4	2
	こども未来部こども企画課	1	1			消防学校	1	1
	こども未来部健全育成課	3				警防部警防課	2	
	こども未来部幼保運営課	3	2			警防部指令課	2	
環境局	児童相談所	3	1			予防部指導課	1	
	環境保全部環境保全課	2	1					
	環境保全部環境規制課	2						
	環境情報センター	1						
	資源循環部収集業務課	3	1					
	資源循環部廃棄物施設整備課	5	4					
経済農政局	経済部雇用推進課	2		教育委員会	教育委員会	教育総務部教育職員課	4	
	経済部産業支援課	3	2			教育総務部学校施設課	4	1
	経済部企業立地課	1				学校教育部教育指導課	5	2
	経済部観光MICE企画課	1				学校教育部教育支援課	1	1
	経済部観光プロモーション課	5	2			学校教育部保健体育課	8	8
	公営事業事務所	3	3			教育センター総務室	2	
	地方卸売市場	3				生涯学習部生涯学習振興課	6	3
	農政センター農業生産振興課	1				生涯学習部文化財課	2	1
						千葉市立加曽利貝塚博物館	2	1
						中央図書館管理課	3	2
						選挙管理委員会	6	
						人事委員会	1	
						議会事務局	1	
						合 計	300	163

(注1) 「実施区分」の各数值は、対象とした契約数である。

(注2) 所管部署名は調査実施時点のものである。

5. 監査の視点

平成 30 年度包括外部監査（以下「本監査」という。）では、千葉市全体における契約事務のより一層の透明化や将来の歳出削減、業務の効率化に資することを目的とすることから、特定の領域に係る契約事務に限らず、委託業務全般に対して横断的に現状分析を行うとともに、以下の視点に基づき監査を実施した。

- 契約事務は法令・規則等に従い、合規性の観点から適正に執行されているか
- 業務を外部委託化することに合理性は認められるか
- 委託業務の内容は定期的に点検され、仕様内容等の見直しが行われているか
- 予定価格及び契約価格は委託業務の内容に照らして適切な金額であるか
- 個人情報の保護が図られているか
- 契約手続や入札結果は情報公開を通じて透明性が確保されているか
- 事業者選定に当たっては市内事業者育成に配慮しつつ、競争性の確保が考慮されているか
- 委託業務の履行状況は適切にモニタリングされているか
- 委託業務の効果は事前又は事後的に検証され、評価されているか

6. 実施した監査手続の概要

「5. 監査の視点」に基づき実施した監査手続の概要は、以下のとおりである。

（1）「委託契約事務に係る質問書」によるアンケート調査の実施

監査手続の概要	主な資料等
平成 29 年度歳出予算に係る節の区分が「委託料」である支出負担行為ごとに係る全件データ入手し、摘要欄データ等に基づき契約単位に名寄せした上で、「執行所属」、「支出命令済額」、「契約方法」等の区分に基づき、区分に偏りが生じないよう 300 件の契約事務を選定する。	平成 29 年度支出負担行為データ(節・委託料) 平成 29 年度決算データ
「5. 監査の視点」を踏まえた「委託契約事務に係る質問書」の作成及び対象所管課への質問及び回答入手。	委託契約事務に係る質問書
質問書の回答に基づき各アンケート調査対象事務の概要を把握とともに、回答結果を質問項目別に集計・分析し、各委託業務の内容や契約事務における課題等の有無を識別する。	
質問書への回答結果の分析や委託業務の業種分類や業務の類似性等を勘案した上で、163 件の詳細調査対象事務を選定する。	

(2) 詳細調査の実施

監査手續の概要	主な資料等
「委託契約事務に係る質問書」の回答結果に基づき、契約書類の有無や契約事務の状況等を項目別に確認する。	委託契約事務に係る質問書
<p>「5. 監査の視点」に基づき、以下の状況等について確認を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業及び外部委託化の必要性、合理性 ➢ 委託業務に係る仕様内容の合理性、公平性 ➢ 契約変更や契約解除理由の妥当性 ➢ 契約期間に問題はないか(複数年契約を含む) ➢ 同種業務が存在する場合における分離発注の経済的合理性、公正性 ➢ 契約方法や契約者選定方法の合規性、経済的合理性、公正性、透明性 ➢ 委託料の支払方法や支払時期の合規性、妥当性 ➢ 再委託業務の管理状況 ➢ 個人情報を取り扱う委託事務における管理状況 ➢ 予定価格の積算方法の妥当性 ➢ 最低制限価格や低入札調査基準価格の設定方法の妥当性 ➢ 落札業者決定時における事務の合規性、妥当性(労働関係法令等の遵守や業務の履行可能性の確認等) ➢ 入札結果等の公表による情報開示の透明性 ➢ 外部委託化することに伴う効果の検証状況 	契約に係る要領・要綱等 施行決定伺 委託契約書、仕様書 支出負担行為伺書 予定価格書、予定価格に 係る積算内訳書 最低制限価格等に係る 計算資料 設計図書 入札調書 支出命令伺書 業務完了報告書 請求書 個人情報取扱いに係る 関係書類

7. 監査の実施期間

平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

8. 監査実施者

区分	氏名	資格
包括外部監査人	大川 健哉	公認会計士
補助者	林 広隆	公認会計士
〃	大川 優子	公認会計士
〃	愛葉 真樹	公認会計士
〃	中野 有軌	公認会計士
〃	印南 耕次	公認会計士
〃	藤井 寿	公認会計士、弁護士
〃	金谷 直子	公認会計士
〃	田中 昌夫	公認会計士

9. 利害関係

監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 千葉市における一般会計及び特別会計の歳出決算額推移

(1) 一般会計における目的別歳出決算額の推移

千葉市（以下「市」という。）の一般会計における目的別歳出決算額の推移は下表のとおりであり、平成29年度の歳出決算額合計は4,349億30百万円である。目的別の内訳では、民生費が平成29年度決算額で1,547億77百万円となり、全体の35.6%を占めている。民生費は毎年度増加基調にあり、対前年度比においては0.8%増となった。これは、臨時福祉給付金が事業終了に伴い減額となったものの、子ども・子育て支援給付事業費や国民健康保険事業への繰出金が増額となったことなどによるものである。また、教育費が平成29年度決算額で670億26百万円となり、前年度と比較し383億78百万円の大幅増となった。これは、こてはし学校給食センター整備事業費が整備完了に伴い減額となったものの、平成29年4月1日より千葉県から県費負担職員の給与負担等の権限が移譲されたことにより、教職員給与費等が増額となったことによるものである。一方、公債費については、平成29年度決算額は539億58百万円となり、前年度と比較し12億7百万円の減となったが、これは償還元金及び利子が減額したことによるものである。

区分	一般会計 帳出目的別決算額の推移(過去5年)						(単位:百万円)				
	平成25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		
	決算額	増減率(%)	決算額	増減率(%)	決算額	増減率(%)	決算額	増減率(%)	決算額	構成比(%)	増減率(%)
議会費	1,309	△ 2.6	1,330	1.6	1,309	△ 1.6	1,239	△ 5.3	1,242	0.3	0.3
総務費	31,082	6.1	30,112	△ 3.1	32,122	6.7	33,436	4.1	28,943	6.7	△ 13.4
民生費	128,400	3.9	137,059	6.7	144,786	5.6	153,578	6.1	154,777	35.6	0.8
衛生費	26,987	△ 1.6	30,458	12.9	29,360	△ 3.6	29,964	2.1	32,285	7.4	7.7
労働費	309	1.5	219	△ 28.9	814	270.5	168	△ 79.3	156	0.0	△ 6.8
農林水産業費	1,610	△ 0.3	1,751	8.7	1,508	△ 13.9	1,454	△ 3.5	1,762	0.4	21.2
商工費	32,279	△ 23.1	32,814	1.7	35,057	6.8	35,621	1.6	34,542	7.9	△ 3.0
土木費	41,687	3.4	44,835	7.5	41,839	△ 6.7	45,363	8.4	46,435	10.7	2.4
消防費	10,762	△ 22.3	10,418	△ 3.2	11,112	6.7	11,738	5.6	11,638	2.7	△ 0.9
教育費	28,379	△ 4.0	28,166	△ 0.8	27,481	△ 2.4	28,648	4.2	67,026	15.4	134.0
公債費	55,924	△ 1.6	56,721	1.4	57,216	0.9	55,165	△ 3.6	53,958	12.4	△ 2.2
諸支出金	2,216	206.5	2,206	△ 0.5	2,196	△ 0.4	2,183	△ 0.6	2,159	0.5	△ 1.1
合計	360,951	△ 1.7	376,093	4.2	384,805	2.3	398,562	3.6	434,930	100.0	9.1

(市資料より作成)

(2) 一般会計における性質別歳出決算額の推移

市の一般会計における性質別歳出決算額の推移は下表のとおりである。

義務的経費の平成29年度決算額は2,499億15百万円となり、決算額全体の57.5%を占めている。義務的経費は前年度と比較して408億36百万円増加しているが、これは、公債費が12億54百万円の減額となったものの、県費負担教職員の給与負担等の移譲などにより人件費が410億46百万円の増額となったほか、子ども・子育て支援給付事業費の増などにより扶助費が10億43百万円の増額となったことによるものである。

物件費の平成29年度決算額は455億75百万円となり、前年度と比較して18億17百万円の減少となった。これは主に、小・中学校校舎等解体事業費が6億40百万円、臨時福祉給付金支給事務諸経費が4億44百万円、北谷津清掃工場管理諸経費が2億12百万円減少したことによるものである。

投資的経費については、平成29年度決算額が321億58百万円となり、前年度と比較して36億51百万円の減少となった。これは主に、こてはし学校給食センター整備事業費の減などにより単独事業費が37億87百万円の減額となったことによるものである。

その他の経費の平成29年度決算額は727億40百万円となり、前年度と比較して12億74百万円の減少となった。これは、財政調整基金積立金、社会福祉基金積立金等の積立金が13億44百万円減少した一方、中小企業資金金融資預託貸付金の減少、病院事業出資金・貸付金や水道事業出資金の増加等による投資及び出資金、貸付金が4億14百万円増加、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計等の繰出金が22億4百万円増加したことによるものである。

一般会計 歳出性質別決算額の推移(過去5年) (単位:百万円)

区分	平成25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		
	決算額	増減率(%)	決算額	増減率(%)	決算額	増減率(%)	決算額	増減率(%)	構成比(%)	増減率(%)	
義務的経費	194,480	0.2	200,186	2.9	205,905	2.9	209,079	1.5	249,915	57.5	19.5
人件費	55,051	△ 2.9	54,754	△ 0.5	54,067	△ 1.3	53,753	△ 0.6	94,799	21.8	76.4
扶助費	83,737	3.6	88,950	6.2	94,850	6.6	100,381	5.8	101,424	23.3	1.0
公債費	55,692	△ 1.6	56,481	1.4	56,986	0.9	54,945	△ 3.6	53,691	12.4	△ 2.3
物件費	42,882	4.2	45,114	5.2	45,742	1.4	47,392	3.6	45,575	10.5	△ 3.8
維持補修費	6,970	5.9	6,741	△ 3.3	7,084	5.1	7,124	0.6	7,343	1.7	3.1
補助費等	26,271	△ 0.7	27,991	6.5	28,003	0.0	27,689	△ 1.1	27,196	6.2	△ 1.8
投資的経費	30,454	△ 6.8	31,610	3.8	31,557	△ 0.2	35,809	13.5	32,158	7.4	△ 10.2
普通建設事業費(補助)	13,958	10.8	16,061	15.1	10,840	△ 32.5	14,288	31.8	14,475	3.3	1.3
普通建設事業費(単独)	16,489	△ 15.6	15,514	△ 5.9	20,716	33.5	21,462	3.6	17,674	4.1	△ 17.6
災害復旧事業費	5	△ 99.0	34	500.7	-	-	58	-	8	0.0	△ 85.7
その他の経費	59,892	△ 9.7	64,450	7.6	66,512	3.2	71,466	7.4	72,740	16.7	1.8
積立金	2,607	84.1	5,855	124.5	4,100	△ 30.0	6,804	65.9	5,461	1.2	△ 19.7
投資及び出資金、貸付金	29,855	△ 24.4	30,826	3.3	32,394	5.1	34,223	5.6	34,636	8.0	1.2
繰出金	27,429	7.9	27,767	1.2	30,017	8.1	30,438	1.4	32,643	7.5	7.2
合計	360,951	△ 1.7	376,093	4.2	384,805	2.3	398,562	3.6	434,930	100.0	9.1

(市資料より作成)

(3) 特別会計における歳出決算額の推移

市の特別会計における歳出決算額の推移は下表のとおりである。

国民健康保険事業の歳出決算額は、保険給付費が 606 億 99 百万円、都道府県単位で行う共同事業への拠出金が 221 億 56 百万円、後期高齢者支援金が 123 億 89 百万円、介護納付金が 46 億 5 百万円である。また、保険給付費の減少や、一般会計からの繰入金の増加などにより、前年度決算における収支不足 55 億 23 百万円が解消されている。

介護保険事業の歳出決算額は、保険給付費が 594 億 70 百万円、地域支援事業費が 21 億 86 百万円、介護給付準備基金への積立金が 11 億 5 百万円である。

競輪事業の歳出決算額は、開催費が 111 億 44 百万円、(仮称) 千葉公園ドーム整備に係る用地取得費が 14 億 6 百万円、一般会計への繰出金が 17 百万円である。

特別会計名	平成25年度		26年度		27年度		28年度		29年度	
	決算額	増減率 (%)								
国民健康保険事業	105,519	2.5	104,827	△ 0.7	118,104	12.7	113,358	△ 4.0	107,939	△ 4.8
介護保険事業	52,018	6.0	56,189	8.0	59,316	5.6	60,645	2.2	64,339	6.1
後期高齢者医療事業	7,824	3.7	8,427	7.7	8,794	4.4	9,860	12.1	10,442	5.9
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	284	12.0	300	5.4	292	△ 2.6	279	△ 4.3	265	△ 5.0
靈園事業	774	△ 11.2	783	1.1	787	0.5	750	△ 4.7	766	2.1
農業集落排水事業	492	6.2	475	△ 3.4	493	3.6	483	△ 2.0	569	17.8
競輪事業	12,495	2.1	11,449	△ 8.4	12,373	8.1	11,860	△ 4.1	12,773	7.7
地方卸売市場事業	1,009	△ 1.8	1,051	4.2	909	△ 13.5	886	△ 2.5	1,484	67.5
都市計画土地区画整理事業	434	△ 12.4	428	△ 1.3	450	5.1	422	△ 6.0	399	△ 5.5
市街地再開発事業	4,970	76.8	1,401	△ 71.8	1,225	△ 12.6	1,209	△ 1.3	1,197	△ 1.0
動物公園事業	1,035	△ 8.0	981	△ 5.2	1,689	72.1	1,005	△ 40.5	986	△ 1.9
公共用地取得事業	742	△ 2.5	629	△ 15.2	813	29.3	627	△ 22.9	1,949	210.8
学校給食センター事業	2,372	0.5	2,442	3.0	2,432	△ 0.4	2,414	△ 0.8	2,562	6.1
公債管理	142,899	0.6	153,401	7.3	174,607	13.8	139,185	△ 20.3	164,103	17.9
合 計	332,872	2.7	342,789	3.0	382,289	11.5	342,989	△ 10.3	369,781	7.8

(市資料より作成)

2. 委託料の内訳及び推移

(1) 委託料の範囲

監査の対象である「業務委託」は、歳出予算科目における節区分の「13 委託料」として支出されているものである。地方自治法施行規則第15条第1項において、「歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、別記のとおりとする。」、同条第2項において、「歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない。」と定めている。歳出予算の科目は、「款」と「項」に区分され、「項」はさらに「目」と「節」に区分されるが、「款」、「項」及び「目」はその歳出の目的に基づいた区分であるのに対し、「節」は性質別に区分されたものである。市では、「千葉市予算会計規則」第6条第2項において、「歳出予算の節の区分は、施行規則に規定する「歳出予算に係る節の区分」による。」と定めている。

(2) 委託料の推移

市における委託料の一般会計、特別会計別の推移は以下のとおりであり、委託料は年々増加基調にある。なお、平成29年度の市全体の委託料合計額は607億11百万円となり、前年度と比較して15億3百万円の減少となった。一般会計における委託料合計額が平成29年度は555億56百万円となり、前年度と比較して17億52百万円の減少となったためなどであるが、こてはし学校給食センター整備事業費に係る委託料が平成28年度に計上されたことが主な要因である。

一般会計及び特別会計別の委託料推移(過去5年)									(単位:百万円)
区分	平成25年度	26年度			27年度		28年度		29年度
	決算額	決算額	増減率(%)	決算額	増減率(%)	決算額	増減率(%)	決算額	増減率(%)
一般会計	46,183	49,190	6.5	51,638	5.0	57,308	11.0	55,556	△ 3.1
特別会計	4,945	4,672	△ 5.5	4,770	2.1	4,905	2.8	5,154	5.1
国民健康保険事業	721	707	△ 2.0	769	8.8	791	2.8	841	6.4
介護保険事業	723	854	18.2	943	10.4	1,053	11.6	1,213	15.2
後期高齢者医療事業	8	9	22.4	10	11.0	12	15.2	15	25.3
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	3	2	△ 29.6	3	39.5	4	36.4	-	△ 100.0
墓園事業	525	564	7.5	538	△ 4.7	506	△ 5.9	499	△ 1.4
農業集落排水事業	64	43	△ 32.8	49	13.0	45	△ 6.6	52	13.8
競輪事業	1,004	967	△ 3.7	1,016	5.2	1,040	2.3	913	△ 12.1
地方卸売市場事業	183	184	0.2	186	1.4	188	1.3	180	△ 4.7
都市計画土地区画整理事業	14	14	△ 0.7	22	52.7	20	△ 7.3	25	22.8
市街地再開発事業	438	50	△ 88.4	14	△ 70.6	16	11.7	24	45.1
動物公園事業	313	299	△ 4.3	243	△ 18.8	265	8.9	290	9.5
学校給食センター事業	944	973	3.0	971	△ 0.2	959	△ 1.3	1,097	14.4
合 計	51,129	53,863	5.3	56,409	4.7	62,214	10.3	60,711	△ 2.4

(市資料より作成)

3. 契約方法の種類及び概要

地方公共団体が調達する物品や役務等のサービスについては、その財源が税収により賄われるものであることから、契約に当たっては経済性が重視されるとともに、公正性や公平性の観点から競争性、透明性が求められる。このため、契約当事者の自由な意思に基づいて決定されるべきであるとする「契約自由の原則」から契約内容、契約方式、契約の相手先選択方法に対して地方自治法上で一定の制約が課せられている。

(1) 地方公共団体における入札・契約制度

市を含む地方公共団体が委託業務を発注する場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」を原則とし（地方自治法第234条第1項、2項）、市に最も有利となる価格（業務委託では最低価格）を示した相手方と契約を締結する必要がある（同条第3項）。

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するとき限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。～（以下、省略）～

一方、一般競争入札によった場合、調達の準備に多くの作業や時間を要し、経済的な調達ができなくなるという状況が生じる可能性がある。このことから、「指名競争入札」及び「随意契約」の方法を例外的な取扱いとして認めることとしている。

以下、総務省が公表している「地方公共団体の入札・契約制度」を参考に、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約について概要を説明する。

（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/14569.html）

① 一般競争入札の概要

一般競争入札とは、公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体によって最も有利な条件をもつて申込をしたものを選定して、その者と契約を締結する方法である。

<一般競争入札の概要>

入札の公告

一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所・日時等の必要事項を公告しなければならない。(地方自治法施行令(以下「令」という。)第 167 条の6第1項)

入札参加資格等

- ・契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない。(令第 167 条の4第1項)
- ・談合関与者等を3年間以内排除することができる。(令第 167 条の4第2項)
- ・工事等の実績、経営の規模等を参加資格要件として定めることができる。(令第 167 条の5 第1項)
- ・事業所の所在地、工事の経験・技術的適性の有無等を参加資格要件として定めることができる。(令第 167 条の5の2)

落札者の決定方式

予定価格の制限の範囲内において最高(収入を伴う場合)・最低(支出を伴う場合)の価格をもって申込をした者を落札者とし、以下の場合には例外的に最低の価格をもって申込をした者以外のものを落札者とすることができる。(地方自治法第 234 条第 3 項)

- ・低入札価格調査制度(令第 167 条の 10 第1項)
- ・最低制限価格制度(令第 167 条の 10 第2項)
- ・総合評価方式(令第 167 条の 10 の2第1項及び第2項)

<一般競争入札の長所・短所>

長所	機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができます。
短所	契約担当者の事務上の負担が大きく、経費の増嵩をきたす。 不良・不適格業者の混入する可能性が大きい。

② 指名競争入札の概要

指名競争入札とは、地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方式である。

<指名競争入札の概要>

指名競争入札によることができる要件

次のいずれかに該当する場合は、指名競争入札によることができる。(地方自治法第 234 条第2項、地方自治法施行令(以下「令」という。)第 167 条)

- ① 契約の性質・目的が一般競争入札に適しない契約をするとき。
- ② 契約の性質・目的により、入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

指名通知

指名競争入札により契約を締結しようとするときは、有資格者のうちから、入札に参加させようとする者を指名し、入札の場所・日時等の必要事項と併せて通知しなければならない。(令第 167 条の 12 第1項、第2項)

入札参加資格等

- ・契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない。(令第 167 条の 11 第1項で準用される令第 167 条の4第1項)
- ・談合関与者等を3年間以内排除することができる。(令 167 条の 11 第1項で準用される令第 167 条の4第2項)
- ・あらかじめ工事等の実績、経営の規模等を参加要件(令第 167 条の5第1項の規定事項)として定めなければならない。(令第 167 条の 11 第2項)

落札者の決定方式

原則、予定価格の制限の範囲内において最高(収入を伴う場合)・最低(支出を伴う場合)の価格をもって申込をした者を落札者とし、以下の場合には例外的に最低の価格をもって申込をした者以外のものを落札者とすることができます。(地方自治法第 234 条第3項)

- ・低入札価格調査制度(令第 167 条の 13 で準用される令第 167 条の 10 第1項)
- ・最低制限価格制度(令第 167 条の 13 で準用される令第 167 条の 10 第2項)
- ・総合評価方式(令第 167 条の 13 で準用される令第 167 条の 10 の2第1項、第2項)

<指名競争入札の長所・短所>

長所	一般競争入札に比して不良・不適格業者を排除することができる。 一般競争入札に比して契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができます。
短所	指名される者が固定化する傾向がある。 談合が容易である。

③ 隨意契約の概要

随意契約とは、地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定しその者と契約を締結する方法である。

<随意契約の概要>

随意契約によることができる要件

次のいずれかに該当するときは、随意契約によることができる。(地方自治法第 234 条第 2 項、地方自治法施行令(以下「令」という。)第 167 条の 2 第 1 項)

- ① 契約の予定価格が令別表第五で定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき(指定都市における業務委託は 100 万円)。
- ② 契約の性質・目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- ③ 地方公共団体の規則で定める手続により、法令で定められている障害者関係施設又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者で生産される物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設であって総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定したもので生産される物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約、シルバー人材センター等又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約、母子福祉団体又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約をするとき。
- ④ 地方公共団体の規則で定める手続により、いわゆるベンチャー企業として総務省令で定める手続による地方公共団体の長の認定を受けたものより新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき。
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ⑦ 時価に比べ著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいるとき、又は再度の入札に付し落札者がいるとき。
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき。

<随意契約の長所・短所>

長所	競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができる。 契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる。
短所	地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われがちである。

④ 政府調達協定（WTO協定）

平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「WTO 協定」という。平成 8 年 1 月 1 日発効）、平成 24 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束（平成 26 年 4 月 16 日発行）を実施するため、地方公共団体の締結する契約を規定する地方自治法施行令（以下「令」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとして制定されたものである（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）第 1 条）。

<WTO協定の対象範囲>

対象団体

都道府県及び指定都市（特例政令第2条、特例政令第3条）

※これらの団体が加入する一部事務組合・広域連合は適用対象外（特例政令第 13 条）

対象契約

地方公共団体が締結する契約（動産及び著作権法に規定する物品等並びにWTO協定及び改正協定に掲げられている役務又は建設工事）のうち、その予定価格が下記の区分に応じ定められた額以上のもの（特例政令第2条、特例政令第3条、平成 30 年 1 月 22 日付け総務省告示第 22 号）

契約種類	適用時期毎の対象金額	
	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 1 日～ 平成 32 年 3 月 31 日
物品等	33 百万円	30 百万円
建設工事	24 億 70 百万円	22 億 90 百万円
技術的サービス	2億 40 百万円	2億 20 百万円
その他のサービス	33 百万円	30 百万円

主な政令規定事項

- ① 競争入札参加者の資格に関する公示を年度ごとに行うこと（特例政令第4条：令第 167 条の5第2項、令第 167 条の 11 第3項の特例）
- ② 一般競争入札参加者の資格につき事業所の所在地要件を適用しないこと（特例政令第5条：令第 167 条の5の2の特例）
- ③ 一般競争入札の公告事項及び指名競争入札の公示事項を定めること（特例政令第6条、第7条：令第 167 条の6、第 167 条の 12 第2項、第3項の特例）
- ④ 競争入札参加者に入札説明書を交付すること（特例政令第8条：令規定なし）
- ⑤ 最低制限価格制度を適用しないこと（特例政令第9条：令第 167 条の 10 第2項、令第 167 条の 13 の特例）
- ⑥ 複数落札入札制度に関するこ（特例政令第 10 条：令規定なし）

- ⑦ 隨意契約の事由等を限定すること(特例政令第 11 条:令第 167 条の2第1項、第4項の特例)
- ⑧ 落札者等の公示を行うこと(特例政令第 12 条:令規定なし)

(2) 競争入札における契約者の選定方法

地方公共団体が発注者となる契約においては、第一に経済性が求められることから、予定価格の制限の範囲内において最も有利な価格（支出を伴う場合は最低価格）をもって申込をした者が落札者となる。一方で、地方自治法においては、例外的に最低の価格をもって申込をした者以外のものを落札者とすることができます場合として、「低入札価格調査制度」（地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項）、「最低制限価格制度」（同令第 167 条の 10 第 2 項）、「総合評価方式」（同令第 167 条の 10 の 2 第 1 項及び第 2 項）を定めている。

① 予定価格

予定価格とは、市を含む地方公共団体が契約を締結するに当たり、その契約価格を決定する基準となるものであり、予算執行の際の上限額としての性格を持ち、議会で議決された予算を計画的に執行するために必要となるものである。この予定価格により、地方自治法第 234 条（契約の締結）第 3 項の定めに基づき、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で支出を伴う場合は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方として決定することとなる。

予定価格の積算方法については、各地方公共団体の各規則等により定められるものであるが、予定価格の作成に当たっては、市場価格や需給の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定められる必要がある。「千葉市契約規則」では、予定価格について以下のとおり定めている。

(予定価格)

第 10 条 契約事務担当職員は、競争入札に付する事項の価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予算の範囲内において予定価格を決定しなければならない。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)の規定が適用される契約に関する予定価格については、当該契約事務を所管する局の長が決定しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、概算価格 10 万円未満の契約の場合は、予定価格の作成を省略することができる。

第 11 条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履

行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

第 12 条 契約事務担当職員は、予定価格(最低制限価格を設けたときは、当該最低制限価格)を封書にして開札の際にこれを開札の場所に置かなければならない。ただし、あらかじめ予定価格を公表した場合は、当該予定価格を封書にしないものとする。

② 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度

最低制限価格制度とは、競争入札により工事・製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認められるときは、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により、当該契約の内容に適合した履行を確保するために最低制限価格を設定し、入札金額が最低制限価格を下回った場合に、当該入札者を落札者としないことができる制度である。

また、低入札価格調査制度とは、最低制限価格制度と同様に、競争入札により工事・製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項及び第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者が当該入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かの調査（「低入札価格調査」という。）を行う制度である。

最も有利な価格（支出を伴う場合は最低価格）のみを追求して契約締結していく結果、低価格による受注が過度に進むことによりダンピング受注につながるおそれが生じ、適切な契約の履行の確保がなされない、最終的には行政サービスの質が低下するなどの支障が生じる可能性がある。また、受注者からすれば、下請けへのしわ寄せや、労働条件の悪化等の問題が生じるおそれもある。最低制限価格制度及び低入札価格調査制度は、このような状況を防止する観点から、競争入札における最低価格での落札に一定の制限を設ける制度であるといえる。

市においても、市が執行する入札において、過度な競争やダンピングによる品質低下を防止するため、業務委託に係る取扱要領等を定め、以下の定めに基づき最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を適用している。

区分	低入札価格調査制度		最低制限価格制度
建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（契約課発注分）	対象	<ul style="list-style-type: none">・「特例政令」の対象となるもの・総合評価落札方式の対象となるもの・市長が調査の必要があると特に認めるものの	左記を除く全ての競争入札により実施する業務委託
	算定方法	予定価格の10分の8.5と3分の2を乗じた金額の範囲内で、予定価格の算出の基礎となった業務ごとの各費用に、当該算定項目ごとに定める割合を乗じて得た額の合算額	

区分		低入札価格調査制度	最低制限価格制度
上記区分を除く業務委託	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・「特例政令」の対象となるもの ・総合評価落札方式の対象となるもの ・市長が調査の必要があると特に認めるもの 	左記を除く競争入札に付する業務委託の請負の契約
	算定方法	原則として予定価格に3分の2を乗じた金額。特に必要があると認められる場合は予定価格の3分の2を下回らない金額で定める。	

(市ウェブサイト「契約関係規程集」に基づき作成)

③ 予定価格等の公表時期

予定価格、低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を公表する場合の時期について、入札前の事前公表とするか事後公表とするかという問題がある。事前公表のメリットとして、職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となることが挙げられる。一方で、談合がより一層容易に行われる可能性がある、積算能力が不十分な事業者でも予定価格を参考に入札を行うことができるといったデメリットも指摘されている。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の第15条第1項の規定に基づき策定される「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」では、予定価格の公表時期について、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとしている。また、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないよう取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとしている。

市においては、予定価格等の公表について、清掃、警備業務などの一般的な業務委託等の予定価格、最低制限価格及び低入札調査基準価格を事前公表しない方針としている。

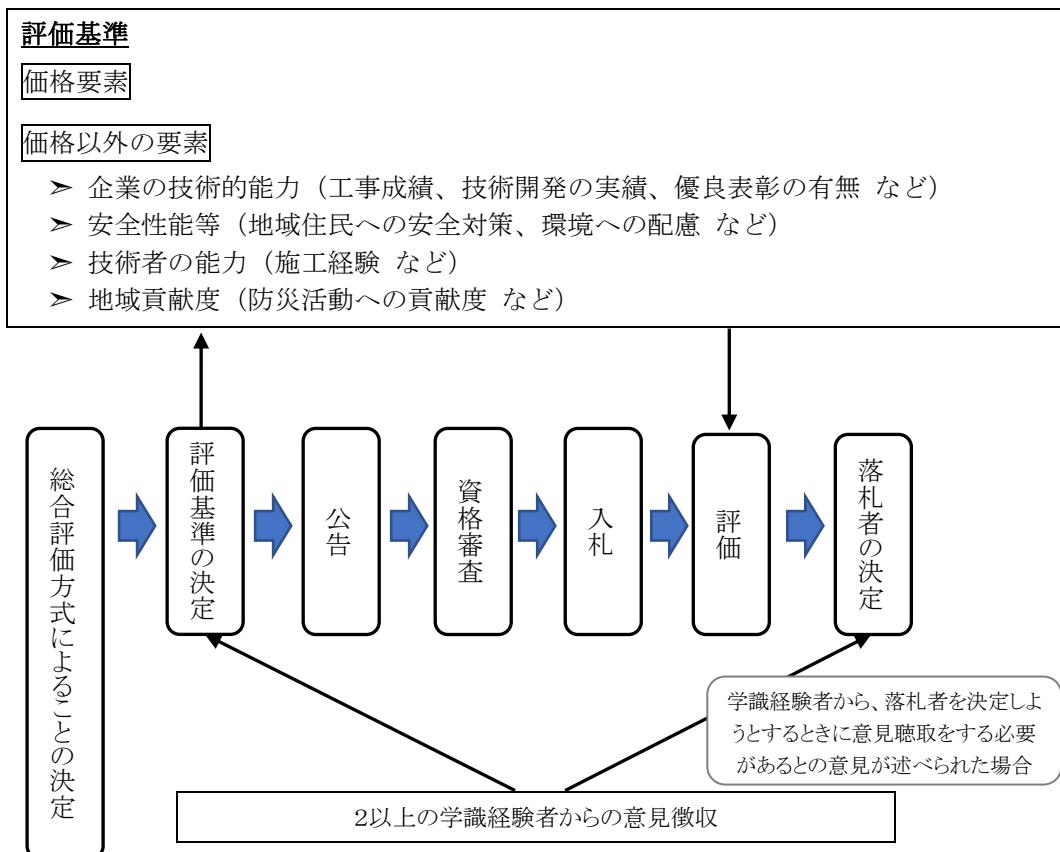
④ 総合評価方式による入札

総合評価方式とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、価格その他の条件をもって落札者を決定する方式である。契約の目的や内容により、価格面だけでなく、参加者の提案内容を評価値により総合的に評価し、合計評価値が最も高い者を落札者として契約する方式である。したがって、合計評価値によっては、必ずしも最低価格を提示した参加者と契約が締結されない。市においても公共工事だけではなく、システム開発や建物管理等の役務提供に係る契約において、総合評価方式を採用する場合がある。

なお、総合評価方式により入札を行う場合は、あらかじめ、入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が発注者にとって最も有利なものを決定するための基準（落札者決定基準）を定める必要がある。また、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2名以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとしている。

このように総合評価方式による入札では、より技術力等の高い事業者が選定されやすくなり、品質の向上、事業者の技術開発の促進、入札談合の抑制等の効果が期待される一方、発注者側としては公正な判断をするための評価基準を定め、また、必ず2名以上の外部の学識経験者から意見を聴取しなければならず、客観性、透明性の高い落札者決定プロセスを構築するための事務負担が強いられる。また、入札参加者側としても、提出する書類数が増大し、多くの手間がかかるという側面もある。

総合評価方式における手続のイメージ



(総務省ウェブサイト「地方公共団体の入札・契約制度」より作成)

(3) プロポーザル方式

一定の条件の下で随意契約が認められているが（地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項）、随意契約の一形態としてプロポーザル方式による契約者選定方法を採用する場合がある。プロポーザル方式とは、高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務や発注仕様を定めることが困難等、標準的な業務の実施手順が定められていない業務に対して、業務内容に応じて具体的な取組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する企画提案と当該業務の実施方針の提出を求め、最も優れた成果が期待できる者を選定する方法である。価格要素も契約者選定時に評価されることはあるものの、契約内容に対して予定価格を算定する際、標準的な歩掛がなく見積を活用することが多く、価格競争に適さない業務委託に対して適用されるものといえる。

価格のみではなく性能や技術力等を評価して契約先を選定する方法として、総合評価方式が挙げられるが、総合評価方式は競争入札であるのに対し、プロポーザル方式は随意契約での締結が認められる地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の適用となるため、その運用には契約の公平性、透明性の観点から十分な留意が必要となる。

(4) 地元企業の受注機会の確保という視点

地方公共団体が発注者となる契約においては、前述のとおり経済性が重視されるとともに、公正性や公平性の観点から競争性、透明性が求められるが、一方で、地方自治法施行令第167条の5の2においては、入札に参加する者の資格要件として事業所の所在地を要件（地区要件）として定めることを認めている。また、価格以外のその他の条件も考慮した上で契約の相手先を決定することができる総合評価方式による入札においては、落札者決定基準を定め（同令167条の10の2第3項～5項）、一定の地域貢献の実績等を評価項目として設定し、評価の対象とすることが認められる。

このように、法令により地区要件等を設定し、地元（市内）企業の受注機会の確保を図ることが可能となっている。

また、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年6月30日 法律第97号）においては、地方公共団体は、国の施策に準じて中小企業者の受注の機会を確保するための必要な施策を講じなければならないとされている。同法第4条（中小企業者に関する国等の契約の基本方針の作成等）において、「国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を作成するものとする。」しており、毎年度、官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標や中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置事項を基本方針として定めている。直近では「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が平成30年9月7日に閣議決定されている。

この基本方針においては、中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項として、調達する物件等（工事及び役務を含む）の受注を確保しようとする独立した中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮した上で、中小企業者が受注しやすい発注となるよう工夫することを求めている。

国等は、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の基本方針に基づき、以下のとおり中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずる。その運用に際しては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、国等は、中小企業・小規模事業者が受注し易い発注となるように工夫するとともに、調達する物件等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする独立した中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

（第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項より抜粋）

4. 市における契約事務の概要

市では財政局資産経営部契約課が組織されており、契約事務のうち物品調達や建設工事に係る契約を所管している。一方で、業務委託に係る契約については、長期継続契約に係る条例施行の事務運用のほか、建設工事に係る測量・建設コンサルタント等及びその他市長が別に定めるものを除き、委託事業を実施する各所管課が発注する。

発注機関	発注部署	発注業務	説明	
市長部局	契約課	建設工事	すべての建設工事は契約課で発注。	
		建設工事に係る測量・建設コンサルタント等	契約課で取り扱う案件は、建設工事に係る測量・建設コンサルタント等の発注のみ。それ以外の測量・建設コンサルタント等が各課で発注される場合もある。	
		物品等	契約課で取り扱う案件は、10万円以上の物品の購入及び印刷である。それ以外は各課で発注される。	
	各課	物品・業務委託・小規模修繕等	市長部局のうち、契約課発注分以外の案件については、各課で発注する。	
消防局	市長部局と同様。			
水道局	水道総務課	全て	水道局の案件はすべて水道局で取扱う。	
病院局	市立青葉病院 市立海浜病院		病院局の案件はすべて病院局で取扱う。	
行政委員会 (教育委員会等)	市立小学校、市立中学校、市立高等学校及び市立特別支援学校の物品調達は教育委員会事務局教育総務部学校施設課で発注する。それ以外は市長部局と同様の取扱いである。			
議会事務局	市長部局と同様。			

(千葉市ウェブサイト「入札契約制度」、「千葉市物品会計規則」より作成)

財政局資産経営部契約課の事務分掌

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 建設業者等の調査及び指名に関すること。
- (3) 工事等に係る契約に関すること。
- (4) 物品の調達に関すること。
- (5) 業務委託の契約(市長が別に定めるものに限る。)に関すること。
- (6) 物品検査の総括に関すること。
- (7) 千葉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年千葉市条例第9号)の施行に係る事務運用に関すること。
- (8) 入札適正化・苦情検討委員会に関すること。

(「千葉市事務分掌規則」より作成)

市の入札・契約手続は、地方自治法及び関係法令、千葉市契約規則並びにその他規程・条例、要綱・要領等に基づき執行されている。

なお、業務委託等の発注に当たり、関係法令を遵守し、法令違反その他、不正、事故等が発生しないよう、各所管課では契約課作成の「契約事務の手引き（物品関係編）」を参考にするとともに、契約準備の時期に資産経営部長から各所管課へ配信される「適正な入札・契約の執行について」及び過去から累積された契約事務に係る通知集に基づき、適正な入札・契約の執行を心掛けている。

（1）業者選定等審査会の設置

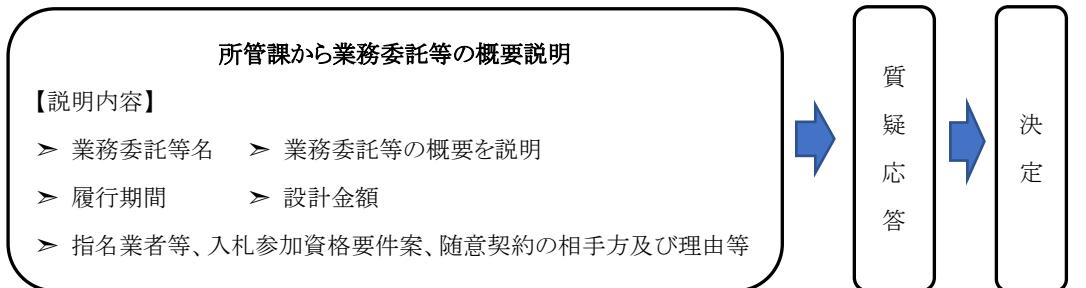
市では、修繕や業務委託等において、入札参加資格要件の設定及び業者選定における審査機能の強化を図るとともに、手続の透明性及び公平性を確保し適正かつ合理的に行うため、審査会を設置することとしている（「予算及び契約事務の適正な執行について（通知）平成24年6月6日 資産経営部長」）。業務委託等を発注する各局においては、入札参加資格等審査会に係る設置要綱を定め、原則として1件当たりの予定価格が10百万円以上（局によっては5百万円以上）の業務委託等に係る次の事項について、審査会で審査することとしている。

審査会は委員長及び委員をもって組織し、委員長は局長のほか、局次長や部長等から選任され、委員は原則として局内の管理職が選任される。

業者選定等審査会の所管事務及び運営

項目	摘要
所掌事務	<ul style="list-style-type: none">➢ 指名競争入札の方法により行う理由及び指名業者の選定に関すること。➢ 一般競争入札及び希望型指名競争入札における入札参加資格の設定に関すること。➢ 隨意契約の相手方及び理由に関すること。➢ その他業務委託等に関し必要な事項。
審査会の運営	<ul style="list-style-type: none">➢ 審査会の庶務は、局主管課において処理するものとする。➢ 業務委託等の発注課は、審査会資料（指名業者選定案、入札参加資格要件案、随意契約の相手方及び理由等）を作成し、局主管課へ審査会の開催依頼をすること。➢ 局主管課は、発注課が作成した審査会資料を取りまとめること。➢ 局主管課は、審査会終了後に、付議した案件をまとめて指名業者選定等に係る決裁を取り、審査結果を発注課に通知すること。併せて、審査会の議事録を作成すること。➢ 案件数が多く、局内1つの審査会では処理しきれない場合は、部ごとに審査会を設け、庶務については、部の筆頭課で処理しても良いこととする。

審査会の流れ（例）



（2）希望型指名競争入札

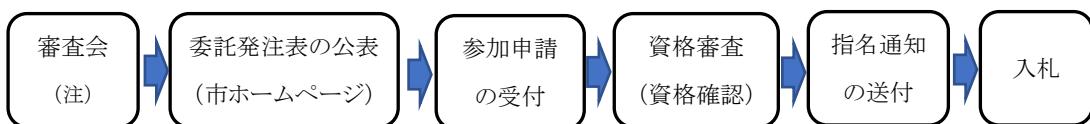
市では、予定価格が1百万円を超える各所管課発注による業務委託については、原則として各局で定める要綱に基づき、希望型指名競争入札によるものとしており、希望型指名競争入札を採用しない場合には、施行決定伺書にその理由を付記しなければならない運用としている。

「希望型指名競争入札」とは、発注する案件毎に要件を設け、市入札参加資格者名簿に登録されている事業者から入札参加者を募り、要件に合致した事業者を指名し入札を行う方式である。他地方公共団体で実施されている「希望制指名競争入札」や「公募型指名競争入札」とほぼ同義と考えることができる。

一般競争入札の短所である不良・不適格業者の混入する可能性について、発注案件毎に公募要件を設定することで解消できるメリットがある。また、通常の指名競争入札における発注者の判断で入札参加者を指名することによる固定化についても、技術力や実績などの公募要件を満たす事業者が参加可能となるため、公正性や公平性の観点から、より一層の競争性、透明性が確保される入札方法とされている。

市が採用する希望型指名競争入札における入札までの流れ及び入札資格要件の設定等の方針は以下のとおりである。

希望型指名競争入札における入札までの流れ（例）



（注）各局の審査会設置要綱に基づき、予定価格が一定価格以上の場合に入札参加資格の設定を審査する。

（市資料より作成）

入札参加資格要件の設定等について

I 基本的な考え方

清掃業務、警備業務等の業務委託の発注に当たり、希望型指名競争入札の入札参加資格要件について、入札の競争性、透明性、公平性を確保するとともに、入札事務の効率化を図るため、以下のとおり入札参加資格要件の標準的なモデルを策定する。

II 入札参加資格要件標準モデル

1 対象とする業務委託

施設を管理する上で、不可欠な「清掃業務」「警備業務」「機械設備等維持管理業務」を標準モデルの対象とする。ただし、その他の業務であっても、原則として本モデルを準用して資格要件を設定すること。

2 標準モデル

(1) 地区要件

原則として市内業者とする。ただし、以下の場合は順次、準市内業者、市外業者へ範囲を拡大することができる。

ア 業務の特殊性により市内業者では受注困難な場合

イ 想定される市内業者数が限られ、市内業者だけでは、競争性の確保が困難な場合

※ 競争性の確保が困難な場合とは、原則として、想定業者が5者未満の場合をいう。

(2) 実績要件等

ア 同種業務の履行実績の設定

業務の確実な履行を確保するため、業務の仕様等を精査し、必要な実績要件を設定すること。ただし、必要以上に過度な実績要件を設定することにより、参加者数が限られることのないよう、適切な設定を行うこと。

イ 面積要件の設定

業務の確実な履行を確保するため、一定の面積以上の施設については、面積要件を付すことができるものとする。

ウ 履行実績を求める期間

履行実績を求める期間は、原則として業務発注の前年度から過去5年間とし、必ず期間を明記すること。ただし、前年度の履行が完了していない場合については、確実に履行されていることを確認した上で、実績を認めることができる。

(3) 履行実績の確認方法

履行実績の確認には、原則として契約書及び仕様書など履行実績が確認できる書類の写しを求める。

(市資料より作成)

(3) 長期継続契約

普通地方公共団体は、地方自治法第234条の3の定めにより、翌年度以降にわたり、電気、ガス、水の供給、電気通信役務の提供を受ける契約や不動産を借りる契約その他政令で定める契約（長期継続契約）を締結することができる。なお、この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。長期継続契約は、平成16年地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正により、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものが対象として加えられている（地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17）。

これにより、業務委託に係る契約においても、外部委託化する事業の性格から翌年度以降にわたる複数年の契約を締結する場合、「継続費」（地方自治法第212条）や「債務負担行為」（同法第214条）により予算措置を図るほか、市が条例で定めるところにより、債務負担行為として予算に定める必要がなく、契約の締結について議会の議決も要しない長期継続契約を締結することができる。

市では、「千葉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成17年3月22日 条例第9号）及び「千葉市長期継続契約の締結に関する規則」により、役務の提供を受ける契約において、長期継続契約を締結することができる契約を以下のとおり定めている。

千葉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 第2条（2）

- | |
|--|
| ア 契約業者が調達した物品であつて、業務の履行に必要なものの初期投資額の回収に一定の期間を要する契約 |
| イ 経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、毎年度の当初から役務の提供を受ける必要があるため、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがあるもの |

- ア 契約業者が調達した物品であつて、業務の履行に必要なものの初期投資額の回収に一定の期間を要する契約

- イ 経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、毎年度の当初から役務の提供を受ける必要があるため、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがあるもの

千葉市長期継続契約の締結に関する規則第2条第2項、第3条

区分	契約期間
<u>条例第2条(2)アに規定する契約</u>	5年。
ア 機械警備業務	ただし、市長が別に定める契約にあっては、10年以内で市長が別に定める期間
イ 契約業者が物品を設置し、遠隔操作で建物設備管理を行う業務	
ウ 契約業者が複写機を設置し、複写数に応じて支払額を決定する業務	
エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が定めるもの	

区分	契約期間
<u>条例第2条(2)イに規定する契約</u> ア 庁舎その他の施設の清掃業務 イ 庁舎その他の施設の警備業務 ウ 庁舎その他の施設における受付業務 エ コールセンター等における案内業務 オ 機械設備の運転管理業務 カ 自転車等駐車場整理等業務 キ 給食調理業務	3年

(4) 業務委託等に係る入札情報等の公表

市では千葉市入札情報等のポータルページにて発注情報や入札結果及び見積結果に関する情報を公表している。この入札情報等の公表を適切に実施していくため、市では「千葉市入札情報等ポータルページにおける物品の調達及び業務委託等に係る入札情報等の公表に関する事務取扱要領」(平成24年5月15日施行)、「入札(見積)結果の公表に関する事務取扱要領」(各局の要領)等を制定している。

項目	摘要
公表対象	(1) 一般競争入札、希望型指名競争入札など公募により参加者を募集する場合は、発注情報及び入札結果 (2) 「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令」第11条に規定する随意契約の場合は、入札結果 (3) その他、契約課が契約を締結した物品調達に係る入札結果
公表内容	(1) 「公表対象」(1)の発注情報は、案件名、履行場所、履行期間、業種、参加申請期間、開札日、入札契約方式、概要、担当課等 (2) 「公表対象」(2)の入札結果は、案件名、契約の相手先、契約金額、落札(決定)日、入札(見積)調書等 (3) 「公表対象」(2)及び(3)など発注情報による公表がないものの入札結果は、案件名、履行場所、履行期間、業種、参加申請期間、入札契約方式、概要、担当課、契約の相手、契約金額、落札(決定)日、入札(見積)調書等
公表者	契約事務担当職員(当該契約事務を所管する課の長をいう。)
公表時期及び期間	(1) 発注情報は、入札等参加申請開始日から入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときまで。 (2) 入札結果は、入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときから翌年度終了までとする。なお、長期継続契約にあっては、契約期間終了時の翌年度終了までとする。

(市資料より作成)

なお、上表のとおり、公募によらない随意契約については、千葉市入札情報等ポータルページでの公表対象とはしておらず、発注課の窓口での閲覧のみとしている。市では、契約の透明性を確保するために将来的に一者随意契約についてホームページで公開することもあるとしているものの、具体的な公開スケジュールは明らかにされていない。

(5) 適正な入札・契約の執行に当たっての留意点

市では各所管課が執行する平成30年度の業務委託等の契約に係わる準備に当たり、関係法令を遵守し、法令違反その他、不正、事故等が発生しないよう、「適正な入札・契約の執行について」（平成29年12月20日）を資産経営部長から各所属長へ配信し、以下の事項について十分留意の上、適切な入札・契約の執行を行うよう通知している。

項目	留意事項
業務委託契約全般	
契約方法	予定価格が1百万円を超える業務委託については、原則として希望型指名競争入札によること。
関係法令及び必要な許認可等の事前確認	業務の履行に際し遵守すべき関係法令及び必要な許認可等について、事前に十分確認すること。なお、履行時には最低賃金法等労働関係法令の確実な遵守を業者に指導し、受託業者に対して「誓約書」の提出を求める。
低入札価格調査の実施、最低制限価格の設定	ダンピングによる品質の低下や労働条件の悪化等を防止するため、千葉市業務委託低入札価格取扱要領及び千葉市業務委託最低制限価格取扱要領（いずれも建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託を除く）に基づき入札を執行すること。 建物施設に係る「清掃業務」及び「人的警備業務」については、調査基準価格及び最低制限価格の算定方法が異なるため、通知に基づき適正に算出すること。
適正な予定価格の積算、落札者決定時の積算内訳書等の徴収・検証	予定価格の積算に当たっては、最低賃金法など労働関係法令等を遵守し、業務内容に見合った適切な積算内訳書を作成し、適正な価格を設定とともに、落札者の決定に当たっては、必ず積算内訳書等を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行確保が可能かどうか十分に検証すること。
委託契約書	委託契約書（標準モデル）を活用すること。
同種同規模委託業務の仕様	清掃業務など各施設で行っている委託については、同じ規模・用途の施設と比べて業務の仕様に著しい差異が生じないよう、業務の均衡性を図ること。
入札参加資格等審査会	修繕や業務委託等については、各局における入札参加資格等審査会により、入札参加資格要件の設定及び業者選定等に係る審査を適正に行うこと。
希望型指名競争入札	
資格要件	入札参加資格要件標準モデルを準用し、可能な限り市内業者を優先するとともに、競争性や透明性確保の観点から適切な設定に努めること。

項目	留意事項
発注情報の掲載・周知	千葉市ホームページの入札情報等ポータルページ「発注情報一覧」への掲載により、案件情報の周知を行うこと。
長期継続契約	対象となる契約については、条例及び規則で具体的に規定しているため、適切に判断すること。
随意契約	
随意契約の妥当性	随意契約は、競争入札を原則とする地方公共団体の契約の例外的な方法であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までに列举された範囲で認められた場合のみ実施できる契約方法であるため、個別の契約案件がこれらの要件に照らして妥当か否かを厳格に判断すること。
競争見積	随意契約を行う場合でも、契約の公正性、競争性による経済性の確保及び適正な履行の確保を図るため、原則として複数の者から見積書を徴する「競争見積」によること。
一者隨契	1人以上の者から見積書を徴さない「一者隨契」は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号の要件を満たした場合に適用できるものであることから、以下の観点で再度見直しを行い、可能な限り競争入札による手続で契約事務を行うこと。 ア 契約の目的である事務・事業について競争によることが不可能であるか。 イ 長年の慣例として随意契約となっていないか。
業者選定	
市内中小企業者への発注	物品の調達・業務委託等に際しての業者選定は、地元中小企業者育成の観点から、可能な限り市内中小企業者に発注するものとし、市内業者で調達及び受注が困難な場合若しくは競争性が確保できない場合に、準市内業者、市外業者の順に範囲を広げて選定すること。
許認可(登録)等の確認	業務の履行に際し、許認可(登録)等が必要となる場合の業者選定は、選定業者の許認可(登録)等の保有状況を許可範囲・有効期間も含めて十分確認すること。
第一希望業種優先	業者選定の際は市内中小企業者優先の原則を踏まえた上で、第一希望業種優先とすること。なお、名簿の許認可情報及び実績情報は業者からの申請に基づいたものであり、業者により随時更新されるため、両情報ともに選定時の目安とし、各所属で内容の最終確認及び判断を行うこと。
発注単位の工夫	
市内中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、可能な限り複数の業務は分けて発注するなど、市内中小企業者が受注しやすい工夫に努めること。	
入札結果の公表	
入札結果について、発注課窓口及び千葉市ホームページの入札情報等ポータルページにおいて適切に公表すること。	
予定価格等の公表	
清掃、警備業務などの一般的な業務委託等の予定価格、最低制限価格及び低入札調査基準価格は事前公表としないこと。なお、予定価格の漏えい等がないよう、取扱いには十分注意すること。	

項目	留意事項
現場説明会等	<p>競争入札(見積合わせを含む。)において、競争性の確保及び談合等の不正行為の未然防止の観点から、入札前に、入札参加者が他の業者に知られることを避けるため、以下により対応すること。</p> <p>(1) 事業者が一堂に会する現場説明会等は、原則として行わないこと。説明は仕様書等の文書で対応するか、口頭説明が不可欠な場合は、2回以上(なるべく多回数)に分けて実施すること。</p> <p>(2) 競争入札参加者名は、入札執行後まで非公開とすること。</p>
その他	<p>経理主任は、各所管が作成した執行伺書及び支出負担行為伺書について、法令又は予算の目的に違反することがないかなど、審査を徹底すること。</p>
	<p>契約書と仕様書を割印で連結(枚数が多い場合には袋綴じの上、割印を押印)するなどにより差替えの防止を図ること。</p>
	<p>公募型プロポーザル方式による随意契約は、価格競争が適さず、その業務が、事業者の高度な知識・専門的な技術や創造性、構想力等が必要な場合に用いられるものであるので、その運用に当たっては、十分検討を行うこと。</p>

5. 監査対象事務の概要

(1) 監査対象事務選定のための基本方針

本監査の対象とした事務は、平成 29 年度に委託料を支出した業務委託に係る事務である。そこで、市の財政局財政部財政課から委託料に係る平成 29 年度の支出負担行為全件データ（表計算用データ）を入手し、当該データに基づき、アンケート調査の対象とする委託事務（300 件）及び所管課（104 課（室・所））を選定した。また、アンケート調査となった事務を対象に、個々に「委託契約事務に係る質問書」への回答を各所管課へ依頼し、回答結果を集計・分析した上で対象をさらに絞り込み、詳細調査を実施する委託事務（163 件）及び所管課（64 課（室・所））を選定した。アンケート調査及び詳細調査における具体的な実施手続は、「第 1 監査の概要 6. 実施した監査手続の概要」を参照されたい。

(2) 平成 29 年度の委託料データ

平成 29 年度における委託料の支出データの集計結果は以下のとおりであり、合計金額は「第 2 監査対象の概要 2. 委託料の内訳及び推移 (2) 委託料の推移」における平成 29 年度決算額合計と一致している。

委託料の部署別内訳

(単位:百万円)

部署名	金額	部署名	金額		
総務局	市長公室	12	建設局	土木部	1,066
	危機管理課	3		中央・美浜土木事務所	1,076
	防災対策課	85		花見川・稻毛土木事務所	787
	総務部	205		中央・美浜土木事務所	0
	情報経営部	2,565		若葉土木事務所	247
総合政策局	総合政策部	84	緑土木事務所	405	
	オリンピック・パラリンピック推進部	0	道路部	324	
	東京事務所	0	下水道管理部	218	
財政局	財政部	2	下水道建設部	97	
	資産経営部	433	中央区役所	地域振興課	224
	税務部	316		保健福祉センター	7
	東部市税事務所	37	花見川区役所	地域振興課	179
	西部市税事務所	72		保健福祉センター	5
市民局	市民自治推進部	1,233	稲毛区役所	地域振興課	146
	生活文化スポーツ部	1,528		保健福祉センター	2
	消費生活センター	21		地域振興課	208
保健福祉局	地域福祉課	261	保健福祉センター	5	
	地域包括ケア推進課	1,015	緑区役所	地域振興課	209
	保健福祉総務課	242		保健福祉センター	2
	保護課	257	美浜区役所	地域振興課	221
	健康部	5,052		保健福祉センター	3
	保健所	2,263	消防局	総務部	314
	環境保健研究所	25		警防部	445
	高齢障害部	3,505		予防部	8
	障害者相談センター	0	会計室	45	
	こころの健康センター	7	教育委員会	教育総務部	786
こども未来局	こども未来部	14,282		学校教育部	2,767
	児童相談所	66		教育センター	91
環境局	環境保全部	114		養護教育センター	0
	資源循環部	9,121		生涯学習部	1,287
経済農政局	経済部	326	中央図書館	218	
	公営事業事務所	913	中学校	0	
	地方卸売市場	180	高等学校	26	
	農政部	15	選挙管理委員会	201	
	農政センター	180	人事委員会	4	
	海辺活性化推進課	29	議会事務局	19	
都市局	総務課	15	合 計	60,711	
	都市部	502			
	建築部	1,193			
	公園緑地部	2,584			
	動物公園	290			

(注1) 金額は各部署での執行額を記載している。

(注2) 部署名は執行時のものであり、組織変更により本監査時点で部署が変更されている場合がある。

なお、上表の委託料を構成する支出負担行為 (注1) のデータ件数は 2 万 31 件であったが、単価契約 (注2) による契約の場合には、発注時等に支出負担行為を行うことから、契約件数と支出負担行為のデータは一致しない。アンケート調査対象を選定す

る際には、データを構成する摘要欄等に基づき契約単位へ集約している。

各支出データを構成する主な項目は以下のとおりであり、各項目の情報に基づき、対象事務を選定した。

(注1) 支出負担行為とは、地方自治法第232条の3で規定する「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為」であり、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

(注2) 予定価格は、競争入札に対する事項の価格の総額について定めることが原則であるが、規格及び単位当たりの価格のみを決定し、金額はその実績によって算定する契約を締結する場合がある。この単価契約は、法令等で定められるものではないが、千葉市契約規則第11条にて「一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。」旨を規定している。

項目	備考
債権者番号	契約相手先と関連付けられている番号。
支出命令済額	各支出負担行為に対する支出額。契約単位への集約により契約総額を推定して対象事務を選定している。
契約方法	「一般競争入札」、「一般競争入札(総合評価)」、「指名競争入札」、「希望型指名競争入札」、「随意契約(企画提案型)」、「随意契約1社」、「随意契約2社以上」に区分されている。各契約方法が対象となるよう抽出した。なお、単価契約や複数年契約においては、当該項目は空欄となっているため、「契約方法」からの選択は行っていない。
所属名称	予算所属と執行所属に区分されている。対象事務を選定するに当たっては、幅広く執行所属を選定した。
事業名称	対象事務の選定に当たり、業務委託の内容を把握する上での参考情報としている。
予算区分	「現年」「繰越明許費」「事故繰越」「過次繰越」に区分されている。すべての区分が対象となるよう対象事務を選定している。
単価契約区分	単価契約の際には「○」と表示される。対象事務選定に当たっては、単価契約についても選定している。
摘要	契約の内容(名称)が当該項目に記載されており、また、単価契約の場合における支出月や複数年契約かどうかの情報も付与されている。この摘要項目を参考にし、契約単位への集約や複数年契約かどうかの識別を行い、対象事務の選定に当たっての参考にしている。 なお、摘要項目の記載方法には一定の類似性が認められるものの、記載に当たっての明確な規則が存在するものではないため、対象事務選定に当たり完全な契約単位への集約は実施できなかった。

(3) アンケート調査対象とした委託事務

平成 29 年度における委託料の支出データに基づき選定した所管課別の対象事務件数及び支出額は以下のとおりである。

部署別アンケート調査対象事務数及び支出額の内訳

(単位:百万円)

部署名	対象事務数	支出額合計	部署名	対象事務数	支出額合計		
総務局	防災対策課	3	26	都市局	都市総務課	1	15
	総務部総務課	2	5		海辺活性化推進課	3	17
	総務部人事課	1	12		都市部交通政策課	3	210
	総務部給与課	2	52		都市部都心整備課	2	40
	総務部人材育成課	2	61		都市部市街地整備課	3	54
	情報経営部情報システム課	13	1,916		建築部建築管理課	5	49
総合政策局	総合政策部都市アイデンティティ推進課	2	3		建築部住宅政策課	1	22
	総合政策部幕張新都心課	1	4		建築部住宅整備課	1	13
	オランピック・パラリンピック推進部オランピック・パラリンピック調整課	1	2		中央・稲毛公園緑地事務所	6	62
	オランピック・パラリンピック推進部オランピック・パラリンピック振興課	2	14		花見川公園緑地事務所	3	80
財政局	財政部資金課	1	2		若葉公園緑地事務所	2	35
	財政部財政課	1	0		緑公園緑地事務所	7	115
	資産経営部管財課	6	229		美浜公園緑地事務所	5	56
	資産経営部新庁舎整備課	3	99		動物公園	9	263
	資産経営部契約課	4	78	建設局	土木部土木保全課	6	378
市民局	高原千葉村管理事務所	2	77		土木部技術管理課	2	32
	市民自治推進部区政推進課	6	595		土木部路政課	1	25
	市民自治推進部広報広聴課	3	147		中央・美浜土木事務所維持建設課	8	302
	生活文化スポーツ部文化振興課	2	19		花見川・稲毛土木事務所維持建設課	6	376
	生活文化スポーツ部スポーツ振興課	2	19		若葉土木事務所維持建設課	2	40
	消費生活センター	1	15		緑土木事務所維持建設課	3	193
保健福祉局	保健福祉総務課	4	238		道路部自転車政策課	7	301
	保護課	2	167		道路部道路建設課	1	9
	地域包括ケア推進課	1	0		下水道管理部下水道維持課	2	76
	健康部健康企画課	3	297		道路部街路建設課	1	11
	健康部健康支援課	3	54		下水道建設部下水道整備課	2	32
	健康部健康保険課	6	135		下水道建設部都市河川課	1	10
	動物保護指導センター	1	10	中央区役所	中央区役所地域振興課	2	137
	健康部生活衛生課	2	25	花見川区役所	花見川区役所地域振興課	2	43
	環境保健研究所健康科学課	1	1	稲毛区役所	稲毛区役所地域振興課	3	49
	高齢障害部高齢福祉課	3	98	若葉区役所	若葉区役所地域振興課	4	72
	高齢障害部介護保険管理課	1	7	緑区役所	緑区役所地域振興課	2	70
	高齢障害部介護保険事業課	1	2	美浜区役所	美浜区役所地域振興課	4	97
	高齢障害部障害者自立支援課	2	35	消防局	総務部総務課	2	5
	高齢障害部精神保健福祉課	1	14		総務部施設課	4	52
こども未来局	こども未来部こども企画課	1	7		消防学校	1	12
	こども未来部健全育成課	3	327		警防部警防課	2	3
	こども未来部幼保連携課	3	88		警防部指令課	2	317
	児童相談所	3	24		予防部指導課	1	1
環境局	環境保全部環境保全課	2	9	教育委員会	教育総務部教育職員課	4	107
	環境保全部環境規制課	2	10		教育総務部学校施設課	4	35
	環境情報センター	1	26		学校教育部教育指導課	5	172
	資源循環部収集業務課	3	63		学校教育部教育支援課	1	21
	資源循環部廃棄物施設整備課	5	197		学校教育部保健体育課	8	1,249
経済農政局	経済部雇用推進課	2	23		教育センター総務室	2	62
	経済部産業支援課	3	19		生涯学習部生涯学習振興課	6	63
	経済部企業立地課	1	10		生涯学習部文化財課	2	37
	経済部観光MICE企画課	1	3		千葉市加曽利貝塚博物館	2	11
	経済部観光プロモーション課	5	15		中央図書館管理課	3	178
	公営事業事務所	3	827	選挙管理委員会	事務局	6	41
	地方卸売市場	3	126	人事委員会	事務局	1	2
	農政センター農業生産振興課	1	19	議会事務局	議事課	1	2
	総 計					300	11,960

(注1) 部署名は平成30年7月1日現在のものであり、組織変更により執行時から部署が変更されている場合がある。

(注2) 財政局資産経営部契約課に区分されている対象事務数及び支出額合計は、小中学校の改修等実施設計業務委託に係るものである。

本委託業務の執行所属部署は、教育委員会教育総務部学校施設課であるが、発注業務は契約課で行われているため、本表では当該区分によっている。

また、対象事務における契約方法別の内訳及び金額の分布は以下のとおりであった。なお、アンケート対象とした事務の中には、年度内に複数回契約が行われたものがあるため、調査対象件数300件と下表の総計は一致していない。

契約方法別のアンケート調査対象件数						(単位:件)
選定方法 契約方法	最低価格	総合評価方式	プロポーザル 方式	その他	総計	
一般競争入札	48	18		1	67	
指名競争入札	9	1			10	
希望型指名競争入札	66				66	
随意契約			42	121	163	
合 計	123	19	42	122	306	

(注)随意契約については、競争見積による場合も「その他」に含めて表示している。

契約方法別の金額分布								(単位:件)
金額分布 契約方法	1百万円以下	1百万円超～ 10百万円以下	10百万円超～ 30百万円以下	30百万円超～ 50百万円以下	50百万円超～ 100百万円以下	100百万円超	総計	
一般競争入札	1	7	31	10	5	13	67	
指名競争入札	1	4	4		1		10	
希望型指名競争入札	1	28	29	5	3		66	
随意契約	7	64	46	18	13	15	163	
合 計	10	103	110	33	22	28	306	

(注1) 金額は平成29年度における各業務委託の支出金額によっている。

(4) 詳細調査対象とした委託事務

アンケート調査対象として選定した契約事務を所管する各部署に対して、「委託事務に係る質問書」への回答を依頼し、回答結果に基づき詳細調査対象とする事務を選定した。「委託事務に係る質問書」による質問項目は、「6. アンケート調査結果の概要」を参照されたい。

対象事務を絞り込むに当たっては、回答結果に基づき、主に以下の事項を考慮している。

- 事業及び委託事務の内容
- 業務委託の継続性
- 分割発注の状況
- 委託料の支払方法(実績払、概算払等)
- 再委託の状況
- 複数年契約であるかどうか(長期継続契約、債務負担行為、継続費)
- 契約方法(一般競争入札、指名競争入札、希望型指名競争入札、随意契約)
- 契約者の選定方法(最低価格、総合評価方式、プロポーザル方式等)
- 入札参加者数
- 同一事業者による契約継続の状況
- 入札価格(最低額、最高額)及び落札率

この結果、詳細調査の対象とした委託事務の内訳は以下のとおりである。

詳細調査対象事務の内訳

(単位:百万円)

事務番号	所管部署名称	委託契約の内容	支出金額
3	防災対策課	千葉市防災行政無線(同報系)デジタル化実施設計業務委託	21
4	総務部総務課	機密文書再資源化処理業務委託	2
9	総務部人材育成課	平成29年度職員定期健康診断等業務委託	54
10	総務部人材育成課	平成29年度千葉市職員ストレスチェック業務委託	7
11	情報経営部情報システム課	住民情報系システムホスティングサービス利用契約	164
14	情報経営部情報システム課	千葉市業務共通システム開発・保守サービス利用契約	100
15	情報経営部情報システム課	千葉市住民情報系システム統合運用業務委託	137
16	情報経営部情報システム課	千葉市税務システム開発・保守サービス利用契約	275
18	情報経営部情報システム課	千葉市福祉システム開発・保守サービス利用契約	229
19	情報経営部情報システム課	第3次CHAINS設計・構築・運用業務委託	682
20	情報経営部情報システム課	第4次CHAINS等整備計画策定業務委託	52
22	情報経営部情報システム課	平成29年度千葉市業務共通システム番号制度対応業務委託	23
23	情報経営部情報システム課	平成29年度千葉市福祉システム番号制度対応業務委託	8
26	オリンピック・パラリンピック推進部 オリンピック・パラリンピック調整課	パラスポーツ応援事業企画業務委託	2
27	オリンピック・パラリンピック推進部 オリンピック・パラリンピック振興課	東京2020大会に伴うボランティア体制構築等業務委託	11
28	オリンピック・パラリンピック推進部 オリンピック・パラリンピック振興課	平成29年度パラスポーツ普及イベント事業業務委託	2
31	財政部財政課	平成29年度公会計財務書類(平成28年度決算版)作成支援業務委託	-
36	資産経営部管財課	千葉中央コミュニティセンター維持管理業務委託	180
37	資産経営部管財課	本庁舎外汚水雜排水槽清掃業務委託	1
39	資産経営部管財課	本庁舎警備業務委託	23
40	資産経営部管財課	本庁舎設備運転監視及び保守年間業務委託	11
41	高原千葉村管理事務所	高原千葉村一部運営業務並びに使用料収納事務委託契約	49
42	高原千葉村管理事務所	高原千葉村施設管理業務委託	27
43	市民自治推進部区政推進課	区政事務センター運営等業務人材派遣委託	220
44	市民自治推進部区政推進課	千葉市コンビニ交付システム構築・運用保守業務委託	13
47	市民自治推進部区政推進課	平成29年度市民総合窓口課業務派遣委託	61
49	市民自治推進部広報広聴課	ちば市政だより制作等業務委託	66
50	市民自治推進部広報広聴課	市役所コールセンター運用業務委託	48
51	市民自治推進部広報広聴課	市役所コールセンター等構築・運用業務委託	31
53	生活文化スポーツ部文化振興課	平成29年度千葉市美術館拡張整備基本設計業務委託	17
54	生活文化スポーツ部スポーツ振興課	平成29年度学校体育施設開放事業運営業務委託	12
57	保健福祉総務課	千葉市臨時福祉給付金(経済対策分)支給業務一括委託(H29年度分)	114
58	保健福祉総務課	保健医療・衛生情報システムデータベース改修等業務委託	14
59	保健福祉総務課	保健医療・衛生情報システムデータ入出力及び帳票出力業務委託契約	23
60	保健福祉総務課	保健医療・衛生情報システム運用保守業務委託契約	85
62	保護課	平成29年度千葉市被保護者就労促進事業業務委託	140
66	健康部健康支援課	がん検診票等の作成及び封入封緘及び協力医療機関への配置業務委託	25
67	健康部健康企画課	医師出動管理業務委託	45
69	健康部健康支援課	特定健康診査・後期高齢者の健康診査・がん検診等受診券シール等作成・印字及び封入封緘業務委託	27
70	健康部健康保険課	国民健康保険システムの情報集約システム対応及び法改正に伴う改修業務委託	63
71	健康部健康保険課	国民健康保険料当初決定通知書等の印字処理及び封入封緘業務委託	19
72	健康部健康保険課	国民健康保険料例月変更決定通知書等の印字及び封入封緘業務委託	9
73	健康部健康保険課	特定健康診査等のデータ入力委託	8
74	健康部健康保険課	平成29年度千葉市国民健康保険被保険者証等作成及び封入封緘業務委託	11
75	健康部健康保険課	平成29年度千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託	21
80	高齢障害部高齢福祉課	緊急通報システム業務委託	91
81	高齢障害部高齢福祉課	平成29年度シルバーハウジング生活援助員派遣事業業務委託契約	5
85	高齢障害部障害者自立支援課	更生医療システム導入業務委託	32
87	高齢障害部精神保健福祉課	「平成29年度千葉市ひきこもり地域支援センター」運営業務委託	14
88	こども未来部こども企画課	千葉市子ども医療費助成事業に係る受給券等印刷等業務委託	7
93	こども未来部幼保運営課	千葉市子ども・子育て支援新制度に係る業務システム運用保守業務委託	69
94	こども未来部幼保運営課	平成29年度子ども・子育て支援新制度に係る帳票等の作成、封入・封緘及び配送業務委託	9

事務番号	所管部署名称	委託契約の内容	支出金額
97	児童相談所	千葉市里親制度推進事業業務委託	4
98	環境保全部環境保全課	千葉市COOL CHOICE事業企画運営業務委託	9
103	資源循環部収集業務課	千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック等製作業務委託	26
106	資源循環部廃棄物施設整備課	旧千葉市北谷津清掃工場における土壤概況調査業務委託	66
107	資源循環部廃棄物施設整備課	新清掃工場(北谷津用地)施設整備・運営事業に係るアドバイザー業務委託	17
108	資源循環部廃棄物施設整備課	新清掃工場に係る環境影響評価等業務委託	11
109	資源循環部廃棄物施設整備課	新清掃工場建設に係る余熱利用施設及び地域活性化等可能性調査業務委託	16
114	経済部産業支援課	千葉市流通・ブランディング事業実施業務委託	4
115	経済部産業支援課	平成29年度市内医療・福祉分野産学連携推進事業委託契約	13
116	中央区役所地域振興課	平成29年度千葉市きぼーるアリウム管理運営業務委託	11
119	経済部観光プロモーション課	“ちば”共創都市圏におけるグリーンツーリズム推進のためのマーケティング調査業務委託	4
121	経済部観光プロモーション課	都市アベンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託	2
124	公営事業事務所	市営競輪開催に伴う競輪事務委託	180
125	公営事業事務所	市営競輪開催に伴う臨時場外分開催経費 委託	171
126	公営事業事務所	千葉競輪場開催業務等包括委託(平成29年度年次契約)	475
131	都市総務課	立地適正化計画素案策定業務委託	15
135	都市部交通政策課	若葉区泉地域ユニティバス運行業務委託	23
136	都市部交通政策課	平成28年度千葉都市モール施設(インフラ外施設他)更新改良施行委託	71
137	都市部交通政策課	平成29年度千葉都市モール(インフラ外施設他)更新改良施行委託	115
140	都市部市街地整備課	液状化対策効果検証業務委託(その2)	21
141	都市部市街地整備課	液状化対策工事に係る工事監督支援業務委託(その2)	25
142	都市部市街地整備課	液状化対策止水壁修正検討業務委託	7
143	建築部建築管理課	ZOZOマリンスタジアム改修基本方針策定業務委託	9
144	建築部建築管理課	稲毛ヨットハーバー管理棟耐震補強外工事監理業務委託	4
147	建築部建築管理課	千葉市幕張勤労市民プラザ大規模改造工事監理業務委託	8
150	中央・稲毛公園緑地事務所	稲毛地区街路樹維持管理業務委託	21
151	中央・稲毛公園緑地事務所	公園・街路樹剪定等業務委託(胤山公園外14公園)	1
155	中央・稲毛公園緑地事務所	蘇我ボーッ公園地区公園等維持管理業務委託	18
156	花見川公園緑地事務所	さつきが丘地区公園等維持管理業務委託	15
157	花見川公園緑地事務所	横戸・幕張本郷地区街路樹維持管理業務委託	24
158	花見川公園緑地事務所	花島公園維持管理業務委託	39
159	若葉公園緑地事務所	みつわ台・都賀の台地区街路樹維持管理業務委託	16
160	若葉公園緑地事務所	千城台地区公園等維持管理業務委託	19
161	緑公園緑地事務所	おゆみ野西地区公園維持管理業務委託	9
162	緑公園緑地事務所	おゆみ野中央4丁目地区街路樹維持管理業務委託	19
163	緑公園緑地事務所	おゆみ野東地区公園等維持管理業務委託	9
164	緑公園緑地事務所	おゆみ野南地区公園等維持管理業務委託	6
165	緑公園緑地事務所	おゆみ野北地区公園維持管理業務委託	8
166	緑公園緑地事務所	昭和の森維持管理業務委託	51
167	緑公園緑地事務所	誉田地区公園等維持管理業務委託	10
168	美浜公園緑地事務所	磯辺地区街路樹維持管理業務委託	16
169	美浜公園緑地事務所	稲毛海浜公園運動地区維持管理業務委託	12
170	美浜公園緑地事務所	稲毛海浜公園検見川地区維持管理業務委託	8
171	美浜公園緑地事務所	公園・街路樹剪定等業務委託(浜田川緑地)公園26	1
172	美浜公園緑地事務所	打瀬地区公園等維持管理業務委託	18
174	動物公園	千葉市動物公園動物科学館・子ども動物園運営業務委託	44
176	動物公園	動物公園汚水処理場外維持管理業務委託	24
177	動物公園	動物公園清掃等管理業務委託	60
178	動物公園	動物公園設備等維持管理業務委託	35
179	動物公園	動物公園入園料等収納業務委託	24
184	土木部土木保全課	千葉都市モールインフラ施設更新改良に関する委託契約	203
185	土木部土木保全課	千葉都市モールインフラ施設点検に関する委託契約	104
190	土木部路政課	道路台帳データ作成業務委託	25
191	道路部自転車政策課	海浜幕張駅外3駅周辺自転車等駐車対策業務委託	57
193	道路部自転車政策課	千葉駅外2駅周辺自転車等駐車対策業務委託	60
195	道路部自転車政策課	平成30年度分指定自転車駐車場定期利用事前受付等業務委託	17
196	道路部自転車政策課	平成30年度分定期利用事前受付に伴う納付書等作成等業務委託	13
197	道路部自転車政策課	幕張駅外36駅自転車駐車場管理業務委託	128

事務番号	所管部署名称	委託契約の内容	支出金額
199	中央・美浜土木事務所維持建設課	車道及び歩道清掃業務委託(中29-1)	43
200	中央・美浜土木事務所維持建設課	車道及び歩道清掃業務委託(美29-1)	47
201	中央・美浜土木事務所維持建設課	車道及び歩道清掃業務委託(美29-2)	28
202	中央・美浜土木事務所維持建設課	千葉駅前地下道外3監視・管理業務委託(中29-1)	68
204	中央・美浜土木事務所維持建設課	草刈・除草外業務委託(市草-11)	1
205	中央・美浜土木事務所維持建設課	草刈・除草業務委託(市草-6)	1
207	花見川・稻毛土木事務所維持建設課	車道及び歩道清掃業務委託(稻29-1)	23
208	花見川・稻毛土木事務所維持建設課	車道及び歩道清掃業務委託(花29-1)	22
209	花見川・稻毛土木事務所維持建設課	天戸町横戸町線外2測量業務委託(花29-1)	1
210	花見川・稻毛土木事務所維持建設課	道路・下水道維持補修委託(稻-3)	17
211	花見川・稻毛土木事務所維持建設課	幕張本郷駅構内鉄砲塚線道路橋P1橋脚耐震補強工事委託	198
212	若葉土木事務所維持建設課	車道及び歩道清掃業務委託(若29-1)	37
214	緑土木事務所維持建設課	車道清掃業務委託(緑29-1)	29
215	緑土木事務所維持建設課	菅田跨線橋補修工事委託(平成28年度)	156
216	緑土木事務所維持建設課	菅田跨線橋補修工事委託(平成29年度)	7
219	下水道建設部下水道整備課	汚水処理施設保守点検業務委託	26
220	下水道建設部下水道整備課	農業集落排水事業(機能強化)本郷地区事業計画書作成業務委託	5
224	中央区役所地域振興課	中央区役所・千葉市美術館総合維持管理業務委託	126
225	花見川区役所地域振興課	花見川区役所・花見川保健福祉センター警備業務委託	27
226	花見川区役所地域振興課	花見川区役所外1施設総合維持管理業務委託	16
227	稻毛区役所地域振興課	稻毛区役所外1か所総合維持管理業務委託	23
228	稻毛区役所地域振興課	稻毛区役所及び稻毛保健福祉センター警備業務委託	24
230	若葉区役所地域振興課	若葉区役所外1か所総合維持管理業務委託	19
231	若葉区役所地域振興課	若葉区役所及び若葉保健福祉センター警備業務委託	28
232	若葉区役所地域振興課	若葉区役所及び若葉保健福祉センター清掃業務委託	14
233	若葉区役所地域振興課	千葉市若葉区都賀コミュニティセンター備品移設等業務委託契約	10
234	緑区役所地域振興課	平成29年度緑区役所及び緑保健福祉センター警備業務委託	44
235	緑区役所地域振興課	緑区役所外1か所総合維持管理業務委託	25
237	美浜区役所地域振興課	美浜区役所外1か所総合維持管理業務委託	36
238	美浜区役所地域振興課	美浜区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホール警備業務委託	37
239	美浜区役所地域振興課	美浜区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホール清掃業務委託	22
243	総務部施設課	千葉市消防局・中央消防署設備等総合管理業務委託	39
244	総務部施設課	千葉市消防局ヘリポート再整備工事実施設計業務委託	7
246	消防学校	千葉市消防学校給食業務委託	12
258	教育総務部学校施設課	千葉市立新宿小学校外173校自家用電気工作物保安管理業務委託	23
267	学校教育部教育指導課	千葉市教育研究事業委託	1
268	学校教育部教育指導課	平成30年度「千葉市学力状況調査の実施」の業務委託	25
269	学校教育部教育支援課	千葉市立養護学校スクールバス運行管理委託	21
270	学校教育部保健体育課	学校給食一般廃棄物収集運搬処理業務委託	3
271	学校教育部保健体育課	千葉市学校給食費等口座振替情報データ作成業務委託	9
272	学校教育部保健体育課	千葉市立院内小学校・都小学校給食調理業務委託	45
273	学校教育部保健体育課	千葉市立寒川小学校・星久喜小学校給食調理業務委託	48
274	学校教育部保健体育課	千葉市立都賀小学校・緑町小学校給食調理業務委託	49
275	学校教育部保健体育課	(こてはし)平成29年度こてはし学校給食センター-PFI特定事業委託料	304
276	学校教育部保健体育課	(新港)平成29年度新港学校給食センター-PFI特定事業委託	388
277	学校教育部保健体育課	(大宮)平成29年度新港学校給食センター-PFI特定事業委託	400
280	生涯学習部生涯学習振興課	放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業運営業務委託	19
281	生涯学習部生涯学習振興課	放課後子ども教室運営業務委託	13
282	生涯学習部生涯学習振興課	放課後子ども教室活動支援業務委託	16
287	生涯学習部文化財課	千葉市文化財普及業務委託	27
289	千葉市加曽利貝塚博物館	加曽利貝塚博物館管理業務委託	10
290	中央図書館管理課	(仮称)瑞穂情報図書センター窓口業務委託	32
292	中央図書館管理課	千葉市図書館ブックメールカー業務委託	27
合 計			8,544

(注1) 「事務番号」は、アンケート調査対象とした契約事務 300 件に付した連番である。本監査結果報告書において、各委託業務を識別するために本項目以降も使用している。

(注2) 「委託契約の内容」は、支出データの「摘要」欄のものであり、委託契約の正式名称と異なる場合がある。

6. アンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査項目

アンケート調査では、「委託契約事務に係る質問書」で以下の質問調査項目を設定し、各事務に対する回答を依頼した。委託事務 300 件、及び 104 の所管部署に回答を依頼し、すべての委託事務に対して回答を得ることができた。

項目No	質問内容	回答方法
1	質問書番号	記入
2	会計名称	参照
3	予算所属名称	参照
4	執行所属名称	参照
5	事業番号及び名称	参照
6	質問対象とした委託契約の内容	参照
7	債権者番号	参照
8	質問書回答日	記入
9	質問回答所属名称	記入
10	回答者職名	記入
11	回答者名	記入
12	内線番号等	記入
13	事務に係る所属変更の有無	選択
14	事業及び委託事務の概要	記入
15～16	外部委託化する理由	選択、記入
17	業務委託の継続性	選択
18～19	課題と考える事項の有無及びその内容	選択、記入
20	平成30年度に見直しが予定されている場合はその内容	記入
21	契約名称	記入
22～23	契約書の有無(「無」の場合はその理由)	選択、記入
24～26	契約締結日(和暦)、契約開始日(和暦)、契約終了日(和暦)	記入
27	契約総額(単価契約は支出総額、税込)	記入
28～29	契約解除や契約変更の有無	選択
30	契約解除や変更がある場合にはその理由及び変更内容等	記入
31～32	所管課内での同種契約の有無、その理由等	選択、記入
33	委託料の支払時期	選択
34	再委託禁止条項の有無	選択
35	再委託の状況	選択
36	個人情報取扱いの有無	選択
37	複数年契約であるか	選択
38～39	契約(執行)方法、根拠法令	選択
40	随意契約等とした理由の説明	記入
41	契約者の選定方法	選択
42	委託先名称	記入
43	契約価格の種類	選択
44～45	予算区分、「現年」以外の場合は繰越の具体的な理由を記載	選択、記入

項目No	質問内容	回答方法
46	入札参加資格等に係る審査の実施	選択
47	予定価格(税抜)	記入
48～49	予定価格の積算方法及びその説明	選択、記入
50	予定価格の公表状況	選択
51～52	最低制限価格の設定及び公表状況	選択、記入
53～54	低入札価格調査基準価格の設定及び公表状況	選択、記入
55	落札金額(税込)	記入
56	再度入札・募集等の有無	選択
57	入札参加者(見積合わせ)数	記入
58	入札参加者等の地区別内訳	記入
59	入札価格(最低額)	記入
60	入札価格(最高額)	記入
61	入札に当たっての指名者数	記入
62	指名者数の地区別内訳	記入
63	参加者の資格要件(地区要件)	記入
64	参加者の資格要件(履行実績等)	記入
65	落札者からの積算内訳書等の徴収	選択
66	入札結果・見積結果の公表の有無	選択
67	契約書類等の保管状況	選択
68～69	当業務に関連する同一事業者との随意契約の有無、その理由	選択、記入
70	業務完了報告書等の提出の有無	選択
71	業務履行の具体的な確認方法	記入
72～73	委託効果の検証の有無、具体的な検証方法	選択、記入
74	対象契約事務に対するその他補足説明事項	記入

上表における「回答方法」のうち、項目 No 2～7については、No 1 で質問書番号（1～300）を記入することにより、自動参照されるものである。また、「選択」は監査人が予め回答用のリストを設定したものであり、「記入」は回答者が該当契約事務の状況に応じて適宜、記入するものである。

各項目における「選択」の内容は以下のとおりとした。

項目No	選択内容					
13	変更有	変更無				
15	高度・専門的な業務	一時的かつ大量の業務	経費節減、事務効率化	民間のアイデア活用	その他	不明
17	平成29年度から	平成28年度から	平成27年度以前から	実施時期は不規則	その他	
18	有	無	検討中	未検討		
22	契約書有	契約書無				
28	解除有	解除無				
29	変更有	変更無				
31	同種契約有	同種契約無	不明			
33	一括	前払又は中間払	四半期又は半期	毎月	月複数回	その他
34	条項有	条項無				
35	再委託無	再委託有 (主たる部分)	再委託有 (軽微な部分)	その他再委託 (承諾書面有)	その他再委託 (承諾書面無)	把握していない その他
36	取扱有	取扱無				
37	複数年契約でない	長期継続契約	債務負担行為	継続費	その他	
38	一般競争入札	指名競争入札	希望型 指名競争入札	随意契約	その他	
39	地方自治法施行令に基づく選択					
41	最低価格	総合評価方式	プロポーザル方式	コンペ方式	複数組合せ	その他
43	総価	単価	総価+単価	概算	その他	
44	現年	明許縛越	事故縛越	通次縛越	その他	
46	実施	非実施				
48	市職員が数量・市場価格等を調査し積算	過去の契約価格に基づく	参考見積書を取得(2者以上)	参考見積書を取得(委託先以外の1者)	参考見積書を取得(委託先1者)	算定していない その他、不明
50	事前公表	事後公表	非公表	その他		
51	非設定	設定・非公表	設定・公表			
53	非設定	設定・非公表	設定・公表			
56	再度入札実施	再募集実施	その他	該当なし		
65	徴収	非徴収				
66	発注窓口	市ホームページ	窓口・ 市ホームページ	その他	不明	非公表
67	所管課内書庫	契約担当者保管	外部倉庫	他部署	その他	不明
68	該当有	該当無	不明			
70	提出有	提出無	その他	不明		
72	事前検証	事後検証	事前・事後検証	その他	不明	

(2) 質問書への回答結果の集計

各調査対象事務への「委託契約事務に係る質問書」の回答を集計した結果は以下のとおりである。なお、本監査においては、委託料に係る平成 29 年度支出データから対象事務を選定しているが、その選定に当たっては、質問書への回答結果に基づき、支出データに係るすべての契約事務の状況を推定することを目的としていないことから、無作為抽出の方法は採用していない。したがって、以下の集計結果は、市における委託契約全体の傾向を推定するものではないことに留意が必要である。

① 予定価格の積算方法

下表において、総計が調査対象事務 300 件を超えているが、これは対象事務の中に平成 29 年度中に複数の契約が締結されている場合があるためである。

予定価格の積算方法として、市職員が数量・市場価格等を調査して積算しているとの回答が最も多かった。また、過去の契約価格に基づく、参考見積書を取得しているとの回答も多かったが、この回答の中には過去の契約価格や参考見積書に基づき、市職員が内容の精査を行い、補正を行う場合も含まれる。入札による場合においては、市職員による積算、2 者以上からの参考見積書を入手する場合が予定価格を積算する手段の大部分を占めている。一方で、随意契約においては、参考見積書を入手するケースが多く、その中でも委託先 1 者からの割合が最も高かった。

予定価格の積算方法						(単位:件)
予定価格の積算方法	一般競争入札	指名競争入札	希望型 指名競争入札	随意契約	合計	
市職員が数量・市場価格等を調査し積算	44	2	31	39	116	
過去の契約価格に基づく	1	3	11	23	38	
参考見積書を取得(2者以上)	12	2	12	15	41	
参考見積書を取得(委託先以外の1者)			1	1	2	
参考見積書を取得(委託先1者)	2	1	7	61	71	
その他	7	2	4	15	28	
予定価格を算定していない	1			9	10	
合 計	67	10	66	163	306	

② 予定価格の公表時期等

下表は、調査対象事務のうち、長期継続契約や債務負担行為により平成 28 年度以前に契約が締結された複数年契約を除く平成 29 年度契約締結の委託事務のうち、競争入札によった 113 件（調査対象とした競争入札による契約は計 143 件）について、予定価格の公表状況に係る回答結果を集計したものである。市では、一般的な業務委託等の予定価格については事前公表しない方針としているが、事後的に公表するか、非公表とするかについては各局の方針や委託事務の性格により判断が行われている。総務局と教育委員会の 2 件において予定価格の事前公表が行われていると回答されているが、これらはいずれも情報システム整備計画に係る総合評価方式による一般競争入札で執行された案件であった。都市局及び建設局においては、予定価格を事後公

表しているが、その他の局においては、非公表とする場合が多い状況が確認できる。

予定価格の公表時期等(平成29年度入札執行分) (単位:件)

所管局	事前公表	事後公表	非公表	合計
総務局	1		1	2
総合政策局		1	1	2
財政局			2	2
市民局			6	6
保健福祉局			9	9
こども未来局		1	3	4
環境局			5	5
経済農政局		1		1
都市局		27	1	28
建設局		24		24
花見川区役所			1	1
稻毛区役所			2	2
若葉区役所			3	3
緑区役所			1	1
消防局			7	7
教育委員会	1	7	5	13
選挙管理委員会			2	2
議会事務局			1	1
総計	2	61	50	113

③ 低入札価格調査基準価格等の設定・公表状況

下表は、「予定価格の公表時期等」における集計と同様、平成29年度において入札が執行された契約事務を対象としたものである。市ではダンピングによる品質の低下や委託先事業者における労働条件の悪化等を防止する観点から、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を活用していることが確認できる。

総合評価方式の一般競争入札による場合や、最低制限価格の設定が認められないWTO協定に基づく特定役務の調達に当たっては、低入札価格調査制度によっており、それ以外の入札執行に当たっては、原則として最低制限価格制度に基づき最低制限価格を設定している。

低入札価格調査基準価格等の設定・公表状況 (単位:件)

所管局	低入札価格調査基準価格		最低制限価格		非設定	合計
	設定・公表	設定・非公表	設定・公表	設定・非公表		
総務局		1			1	2
総合政策局				2		2
財政局				2		2
市民局	1	1	1	3		6
保健福祉局		1		8		9
こども未来局				4		4
環境局		1		4		5
経済農政局				1		1
都市局	1	1	20	6		28
建設局		1	22	1		24
花見川区役所				1		1
稻毛区役所				2		2
若葉区役所				3		3
緑区役所				1		1
消防局				7		7
教育委員会		1	4	8		13
選挙管理委員会				2		2
議会事務局				1		1
総計	2	7	47	56	1	113

④ 入札参加者の状況

下表は、調査対象事務のうち、入札執行が行われた 143 事務の中から平成 27 年度以降に契約が締結されている 131 事務を対象に入札参加者の状況を集計したものである。本調査の対象となった入札案件のうち、一般競争入札と希望型指名競争入札の入札参加者は、いずれも「2者」が最大値であった。また、母集団は少ないが、指名競争入札（希望型指名競争入札を除く）においては 3 者が最も多かった。

なお、一般競争入札において、入札参加者数が多い契約事務は、建設局が発注する「車道及び歩道清掃業務委託」や契約課が入札を執行する「実施設計業務委託」等であった。また、希望型指名競争入札において、入札参加者数が多い契約事務は、都市局が発注する「公園等維持管理業務委託」等であった。これらの業務は、いずれも入札参加資格として設定される「地区要件」が市内に本店又は本社のある事業者（市内事業者）に制限されているものの、市内事業者数が多く、また、業務も標準化されていることから、多くの事業者が入札に参加している。

入札参加者数の状況 (単位:件)

入札参加者数	一般競争入札	指名競争入札	希望型指名競争入札	合計
1者	5		1	6
2者	11	2	14	27
3者	3	5	8	16
4者	5		10	15
5者	7	2	5	14
6者	2		8	10
7者	2		6	8
8者	3		4	7
9者	1	1	1	3
10者	2		2	4
11者	1		2	3
12者	1		1	2
13者	5		1	6
18者	2			2
19者	1			1
23者	2			2
24者			1	1
25者	2		2	4
合計	55	10	66	131

⑤ 競争入札における落札率の状況

下表は、調査対象事務のうち、平成 27 年度以後に契約が締結されている業務委託における競争入札での落札率の状況を集計したものである。落札率が 95～100%、90%～95% の割合が高いが、これは、地区別等で分割発注されている同種業務を対象事務として複数選定した中で、落札率の高い同種業務が存在していることも要因と考えられる。したがって、下表における落札率の分布が、市全体の落札率の傾向を示しているとは限らないことに留意が必要である。

競争入札における落札率の状況 (単位:件)

契約方法	落札率							合計
	95%～100%	90%～95%	85%～90%	80%～85%	75%～80%	70%～75%	50%～70%	
一般競争入札	17	12	5	6	10	1	4	55
指名競争入札	3	1	1	1	2	2		10
希望型指名競争入札	25	21	9	5		4	2	66
合計	45	34	15	12	12	7	6	131

なお、入札参加者数と落札率の関連は下表のとおりであった。

入札参加者と落札率の状況

(単位:件)

落札率 参加者 \ △	95%～ 100%	90%～ 95%	85%～ 90%	80%～ 85%	75%～ 80%	70%～ 75%	50%～ 70%	合計
1者	4		2					6
2者	9	6	4		2	2	4	27
3者	7	2	2	3		2		16
4者	3	5	2	3	1	1		15
5者	6	2	1	1	1	1	2	14
6者	4	5		1				10
7者	2	3	2	1				8
8者	4	2				1		7
9者	1	1			1			3
10者	2	2						4
11者		2	1					3
12者		1			1			2
13者	1	2	1	1	1			6
18者				1	1			2
19者					1			1
23者				1	1			2
24者	1							1
25者	1	1			2			4
合計	45	34	15	12	12	7	6	131

上表からは、入札参加者が多い場合でも、必ずしも落札率が低いとは限らない状況が確認できる。なお、落札率は「落札額÷予定価格」で算定されるため、予定価格が適切に積算され、設定されているか否かにも影響を受ける。したがって、高落札率をもって一概に競争性が働いていないと考えることはできず、個別に契約事務を検証し、その原因を分析する必要がある。

⑥ 同一事業者との契約継続状況

下表からは、調査対象事務のうち、各事業年度で事業内容が大きく異なるものや複数年契約を除いている。この集計結果においても、地区別等に分割発注している同種業務が複数含まれているため、下表における分布は、市全体の傾向を推定できるものでないことに留意が必要である。ただし、調査対象事務の選定方法を勘案した上でも、比較的多くの事務において、同一事業者との契約が継続している状況が確認できる。

同一事業者との契約継続状況

(単位:件)

事業継続 年数	契約継続 年数	一般 競争入札	指名 競争入札	希望型指名 競争入札	随意契約	合 計
1事業年度	1事業年度	13	3	12	62	90
2事業年度	1事業年度	1			3	4
	2事業年度			2	6	8
3事業年度	1事業年度	4		8	2	14
	2事業年度	1	1	3	5	10
	3事業年度	16	5	29	57	107
合 計		35	9	54	135	233

⑦ 再委託の状況

下表は質問書によるアンケート調査を実施したすべての契約事務を対象とし、回答結果を集計したものである。なお、対象事務（300 件）の中には、平成 29 年度中に複数の契約が締結されている場合があるため、対象事務件数と下表の合計件数は一致しない。「主たる部分を再委託」と回答している契約事務が存在するが、この中には都市局及び建設局が発注する市の外郭団体である千葉都市モノレール株式会社への施設更新改良業務委託や鉄道事業会社への道路橋の工事委託等が含まれている。また、市民局における 5 件のうち、4 件については、契約期間の異なる同一事業に係るものである。

再委託が行われていると回答した契約は 77 件と全体の約 4 分の 1 という状況であった。また、再委託の状況を把握していないと回答した所管課も少なからず存在した。

再委託の状況 (単位:件)

所管局	再委託有				再委託無	把握してい ない	その他	合計
	主たる部分	軽微な部分	その他部分 (承諾書有)	その他部分 (承諾書無)				
総務局	1	2	7		13			23
総合政策局		3	1		2			6
財政局					7	4		11
市民局	5	1	4		9	1		20
保健福祉局		2	6		23	1		32
こども未来局		5			6			11
環境局		4	1		6		2	13
経済農政局		2			16	1		19
都市局	2	3	2	1	42	1		51
建設局	6	2			33		2	43
中央区役所				1	1			2
花見川区役所				1	1			2
稻毛区役所				1	2			3
若葉区役所		1			3			4
緑区役所				1	1			2
美浜区役所				1	2			3
消防局				1	10	1		12
教育委員会		5	4		27	5		41
選挙管理委員会					6			6
人事委員会					1			1
議会事務局			1					1
合 計	14	30	26	7	211	14	4	306

⑧ 外部委託化する理由

外部委託化する理由については、選択項目の中から最も該当する理由を選択方式で回答してもらった。集計結果は下表のとおりであり、「高度・専門的な業務」であるためと回答した契約が 184 件と全体の約 6 割となり、次いで「経費節減・事務効率化」、「一時的かつ大量の業務」の回答が続いた。また、市の魅力発信のためのガイド

ブック作成や企画立案を含む事業等において、「民間アイデアの活用」の項目が選択されている。

外部委託化する理由 (単位:件)

所管局	高度・専門的な業務	経費節減、事務効率化	一時的かつ大量の業務	民間アイデアの活用	その他	総計
総務局	20	1	1		1	23
総合政策局	1	1		3	1	6
財政局	6	3	1		1	11
市民局	10	5			1	16
保健福祉局	18	7	4	1	1	31
こども未来局	7	1	1	1		10
環境局	10		1		2	13
経済農政局	8	4		5	2	19
都市局	26	25				51
建設局	29	5	6		2	42
中央区役所	2					2
花見川区役所	2					2
稻毛区役所	2	1				3
若葉区役所		3	1			4
緑区役所	1	1				2
美浜区役所	4					4
消防局	9	2	1			12
教育委員会	23	10	4	2	2	41
選挙管理委員会	6					6
人事委員会				1		1
議会事務局		1				1
合 計	184	70	20	13	13	300

⑨ 契約事務に係る課題の識別

下表は、調査対象事務における課題の有無についての質問項目への回答結果である。

「課題無」という回答が大部分を占めているものの、約1割の契約事務においては、「課題有」又は「検討中」との回答があった。

契約事務に係る課題の識別 (単位:件)

項目	一般競争入札	指名競争入札	希望型指名競争入札	随意契約	総計
課題無	61	6	54	142	263
課題有	3	2	6	9	20
検討中	1	2	1	8	12
未検討			2	3	5
合 計	65	10	63	162	300

また、「課題有」と回答した契約事務に係る課題として識別している内容は下表の

とおりである。様々な課題が識別されているが、入札等への参加事業者が少ない、参加事業者の確保が困難という回答が比較的多く見受けられた。

課題として識別された内容の概要

区分	課題の内容
競争性	参加企業数が少なく、競争性に懸念がある。
	入札参加者が減少・固定化しており、競争性に懸念がある。
事業内容	事業費が十分確保できず、参加事業者が少ない。
	委託業務の規模が小さく、現行契約者以外では契約が結べない。
	仕様(実施箇所)の見直しが必要。
	予算の範囲内ができる、より効果的な事業の実施。
契約時期	年度当初の契約から納品までの期間が短い。
契約者の確保	専門性・特殊性から受託先が少ない。
	受託者の確保が困難になる可能性がある。
予定価格の算定	参考見積書の内容にばらつきが大きく、予定価格の適正性に苦慮している。
業務の履行管理	作業実績の把握及び支払の進捗管理に問題があった。
その他	契約内容や契約期間の見直しが必要。
	連続して納品期限の変更契約を締結している。
	契約執行方法(見積合わせ数)に課題がある。

第3 業務委託に係る事務の執行に対する監査の総括的所見

地方公共団体における契約では、経済性が重視されるとともに、契約事務の一連の過程において、公正性や公平性、透明性が求められる。これらの視点を踏まえた契約事務の適正な執行を図るために、地方自治法や地方自治法施行令等のほか、市が定める契約規則や運用ルールである各要領・要綱等が、契約を執行する所管部署が異なれど、すべての契約事務において遵守されなければならない。

本監査では、アンケート調査を経て詳細調査とする契約を絞り込んだ上で、市の業務委託に係る事務の執行に対して、「第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（総論）」及び「第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）」で指摘又は意見を述べている。指摘又は意見を受けた各業務委託において、適切な措置等が図られることを要望するが、これらの指摘又は意見の内容を各業務委託における固有のものとはとらえずに、指摘又は意見に至った原因を分析し、市の業務委託全般に対して点検を行ってもらいたい。これにより、業務委託に係る事務の執行のより一層の適正化が図られるとともに、市における将来の歳出削減、業務の効率化につながることを期待する。

本項目では、指摘又は意見を述べた事項を含め、業務委託に係る事務の執行に対する監査の結果として総括的な所見を述べる。

1. より一層の契約事務の適正化に向けての取組みについて

市では、各所管課が執行する各年度の業務委託等の契約に係わる準備に当たり、関係法令を遵守し、法令違反その他、不正、事故等が発生しないよう、毎年、資産経営部長から各所属長宛に「適正な入札・契約の執行について」を通知している。具体的な内容は「第2 監査対象の概要 4. 市における契約事務の概要（5） 適正な入札・契約の執行に当たっての留意点」に記載のとおりであるが、その内容は、契約書の標準モデル、予定価格の積算、契約方法、事業者選定方法、入札結果の公表等、契約事務全般にわたっており、より一層の契約事務の適正化を図るために留意事項や注意喚起がなされている。一方、本監査で個別の契約事務について調査をしたところ、これらの事項が十分理解されず、誤った又は改善が必要な運用が散見された（その状況は、「第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（総論）1. 監査の結果及び意見の一覧」を参照されたい。）。

現状、上記通知の担当課である資産経営部契約課において、契約課へ寄せられる質問等に対しては個別に対応が図られているものの、上記通知を含めた市の契約事務全体としての入札・契約の執行状況は把握されていない。市にはすべての契約を一元的に集計するための仕組みが存在せず、各契約事務における入札・契約の執行状況を把握する場合、まず、各所管課が執行する契約そのものを把握・集計することが必要と

なる。このことも、市全体における契約事務の執行状況の把握を困難にしている要因に挙げられる。

契約事務は、発注部署である所管課が適正な入札・契約を心掛け、執行しなければならないものであるが、上記通知の運用が十分に行われていないことに鑑みると、当該状況を踏まえた今後の対応が必要と考える。例えば、市では契約事務の手引きや関係法令等、通知集を市ネットワーク内の全庁フォルダに保存し、すべての職員が閲覧・確認できるようにしているが、一方で、各契約事務の詳細調査時において、過去からの通知等が多岐にわたっており、どれが最新であり参照すればよいのかわかり難いという意見もあった。したがって、今まで蓄積してきた通知等を整理し、体系化する工夫も必要と思われる。その際には、市の契約事務に関し必要な事項を定める契約規則の改定や実際の運用を定める要領等を制定し、契約事務で求められる事項を体系化するとともに、蓄積してきた通知等を一元化し、その上で毎年度更新していく方法も考えられる。また、今後は、一定時期における留意事項や注意喚起に加え、それらの内容が十分理解され、適正に執行されているかどうかの点検及び検証も必要と考える。そのためには、前述のとおり、市全体の業務委託に係る契約内容を集計する必要があり、まず、そのような仕組みを構築していくことが望まれる。なお、本監査においては、平成29年度の支出負担行為データから委託契約を抽出しているが、このような手法も参考になると思われる。ただし、当該データは契約単位ではなく支出単位データであることから、契約単位への集約作業が必要となる。また、契約毎に一意となる番号が付されていないことから、契約単位への正確な集約は現状困難であり、新たなデータを付加する、入力ルールを定めるなどの工夫が必要となる。

2. 隨意契約による方法の選択について

(1) 一者随意契約について

市では、100万円を超える業務委託に係る契約については、原則として希望型指名競争入札によることとしており、本監査のアンケート調査及び詳細調査においても、競争入札による場合は当該方針に従っていることを確認したが、一方で随意契約による契約も多く見受けられた。また、100万円を超える業務委託に係る随意契約は、特定の1者以外から見積書を徴さない「一者随意契約」によっている。

随意契約は、契約の経済性、公正性や公平性、透明性が求められる地方公共団体の契約の例外的な方法として、競争入札によらない契約方法であるため、地方自治法施行令で列挙された範囲で認められた場合のみ選択できるものである。したがって、随意契約による場合には、法の趣旨及び要件に照らして妥当であるかどうかを厳格に判断する必要がある。特に一者随意契約による場合には、価格競争を全く伴わない契約方法であるため、その適用には更なる慎重を要する。この点についても、「適正な入札・契約の執行について」で注意喚起がなされており、「契約の目的である事務・事

業について競争であることが不可能であるか。」、「長年の慣行として随意契約となつてないか。」（下線は監査人による）の観点から再度見直しを行い、可能な限り競争入札による手続で契約事務を行うよう求めている。

情報システムの開発を行ったベンダーにその後の運用保守を依存せざるを得ないような業務委託もあるものの、長年の慣例として随意契約によっていると思われるものや、仕様内容等を見直すことにより競争入札へ移行することが可能と思われるものも認められた。随意契約では、安定した業務の履行実績を有する事業者と引き続き契約できること、契約事務の簡素化が図られることといったメリットも認められる一方、複数の事業者に契約の機会を与える競争入札による方法と比べ、公正性や公平性という観点に大きく劣る。また、特に一者随意契約による場合、競争原理が働かないことから、競争入札による場合と比べて契約価格が高止まりする傾向にある。契約の経済性という観点だけを見ても、一者随意契約によらないことが不可能でなければ、少なくとも随意契約によるメリットと競争入札によった場合の委託料の低減効果を比較検討し、その結果を契約事務の中で明らかにしておくことが必要である。

なお、市における現在の方針として、公募によらない随意契約による契約情報については、発注課窓口等で閲覧できる一方、原則として市ホームページでの公表は行われていない。その点においても、契約の透明性という観点から、競争入札による契約方法と比べ大きく劣っていることとなる。

（2）公募型プロポーザル方式による随意契約について

公募型プロポーザル方式は、その委託事業の性格から、地方公共団体における発注方法の原則である価格競争によると、期待した委託の効果が得られない場合に選択される方法である。公募により複数の応募者から発注業務の目的に合致した企画提案を受け、その中から最も企画・提案能力のある事業者を選定する方法であり、選定後に当該事業者と随意契約を締結する。

価格以外の要素を考慮して事業者を決定する方法として、総合評価方式による競争入札の方法があるが、当該方法は価格要素も含め総合的に評価が行われる方法であり、地方自治法における価格競争によらない例外的な方法として、地方自治法施行令でその手続が厳格に定められ、契約の公正性や透明性が担保されている。一方で、プロポーザル方式による方法では、事業者選定に当たっての評価テーマや評価基準が事前に定められることは総合評価方式と類似するが、手続は法令等で定められておらず、総合評価方式で求められる評価基準を決定するに当たっての2人以上の学識経験者からの意見聴取も求められない。また、プロポーザル方式では、高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務に適用され、このため、発注仕様を定めることが困難等、標準的な業務の実施手順が定められていない業務が想定されることから、評価テーマに対する企画提案の内容に重きが置かれ、総合評価方式による方法と比較して価格要素の比重がより低くなると考えられる。

公募により幅広く事業者を募集する方法であることから、一定の公平性が確保される一方、発注時に定める一定の評価基準により、価格要素以外に重きを置き事業者が選定される方法であることから、契約の公正性や透明性に十分留意の上、運用していく必要がある。「適正な入札・契約の執行について」においても、公募型プロポーザル方式を採用するに当たり、「価格競争が適さず、その業務が、事業者の高度な知識・専門的な技術や創造性、構想力等が必要な場合に用いられるものであるので、その運用に当たっては、十分検討を行うこと。」としている。

このような中、本監査で詳細調査対象としたプロポーザル方式による委託業務の中には、予定価格が基本仕様で定めた内容で積算され、また、企画提案による追加の業務はあるものの、委託業務の大部分が基本仕様によっているものや、参加資格要件として地区要件等を設定するものの、応募者が1者であるなどの状況が見受けられた。しかし、発注仕様が概ね定まっている委託業務であれば、仕様内容を見直すなどの工夫により、競争入札によることも可能であったと思われる。また、プロポーザル方式による目的は、優れた企画提案を募ることであるから、参加資格要件を緩和し、より広く事業者を募集することも考えられる。

専門的知識や技術力・企画力を求める業務においてプロポーザル方式を選択することは、より高い委託効果を得るために有効な手段であるが、その運用方法によっては、契約の公平性や公正性、透明性を害することになりかねないため、ルールづくりが重要である。一方、市では現状、公募型プロポーザル方式を採用する委託業務の選定基準や事業者を選定しようとする場合の事務取扱に係る基準を定めていないため、早期に要綱等を策定することが必要と考える。

3. 分離・分割発注について

「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（平成30年9月7日閣議決定）の「4 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫（2）分離発注の推進」において、「国等は物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済的合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。」としている。また、「適正な入札・契約の執行について」においても、市内中小企業者が受注しやすい発注と工夫として、「市内中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、可能な限り複数の業務は分けて発注するなど、市内中小企業者が受注しやすい工夫に努めること。」を求めている。

このような中、本監査の詳細調査において、分離・分割発注の状況と分離・分割発注による各エリアでの競争性、経済的合理性、公正性の観点から入札結果を確認したが、同種業務を複数に分割発注した各地区において、入札参加者が多数存在する一方、同一事業者が継続して同一地区を落札している、すべての地区で落札率が高推移して

いる業務が認められた。このことに対し、当該委託業務の所管課では、その原因を分析していない。一方で、このような状況においては、参加事業者による競争原理が十分に働いていない可能性があることから、現在の発注単位が経済的合理性や公正性等に反していないかを十分確認の上、発注単位の見直しについて検討される必要があると考える。

4. 競争性の確保について

各所属長宛に通知された「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格要件の設定等について」（平成 22 年 12 月 27 日 財政部長）では、「入札参加資格要件を設定する際の基本的な考え方として、「入札の競争性、透明性、公平性を確保するとともに、入札事務の効率化を図るために、以下のとおり入札参加資格要件の標準的なモデルを策定する。」とした上で、地区要件については「原則として、市内業者とする。」としている。また、「適正な入札・契約の執行について」では、「事業者選定に当たり、「可能な限り市内中小企業者に発注するものとし、市内業者で調達及び受託が困難な場合若しくは競争性が確保できない場合に、準市内業者、市外業者の順に範囲を広げて選定すること」としている。

地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2においては、「入札に参加する者の資格要件について、事業所所在地を要件（地区要件）として定めることを認めており、また、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」においては、地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講じるように努めなければならない」としている。一方で、前述における市内中小企業者の受注機会の確保を図る際には、「受注を確保しようとする独立した中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮する」（平成 30 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針）必要がある。

このような状況において、希望型指名競争入札を中心として地元中小企業者育成の観点から地区要件を「市内」に設定する一方、入札参加者が少ない業務委託も多く見受けられた。本監査におけるアンケート調査実施事務のうち、平成 27 年度以後に入札（一般競争入札、指名競争入札、希望型指名競争入札の 3 類型）が執行された事務は 131 件であったが、そのうち 33 件が入札参加者 2 者以下、49 件が入札参加者 3 者以下という状況であった。

市内の中小事業者を保護する施策は、市内事業者及び産業を活性化させ、ひいては税収を底上げする効果があることから、推し進めるべきものである。一方、継続して入札参加者が少ない業務委託においては、公募による委託発注が周知されていない可能性があるほか、資格要件を満たす市内事業者が少ないとされる状況も考えられる。後者が原因による場合は、発注単位を含む仕様内容の見直しにより、競争性を高めることができる可能性がある。本監査で詳細調査の対象とした業務委託の中には、過去か

ら継続して入札参加者が低水準であるにもかかわらず、その原因分析や対策を施していない業務が見受けられた。

市内中小事業者育成に当たっては、自主的な努力を助長し、公正な競争環境の下で受注の機会を増大させていくことが肝要であり、このことを踏まえて、更なる競争性が確保されるよう、市として仕様内容や資格要件を適時に見直していくことが必要と考える。なお、仕様内容を見直してもなお、参加資格を有する市内事業者が十分に確保できない場合は、業務の特殊性が認められることから、安定した委託業務の履行を担保するためにも、地区要件を準市内事業者、市外事業者へ順次拡大していくことを検討していく必要がある。

5. 適正な予定価格の設定について

予定価格は、契約価格の上限額として定められ、予算を計画的に執行するために必要となるものであり、予算の配当を超えて設定することができない性格のものである。また、市では競争入札による場合には、原則として最低制限価格を設定することとしているが、最低制限価格は市が定める取扱要領に基づき、予定価格を基礎に算定される。このことから、予定価格が市場価格等を反映して設定されなければ、入札参加者が設計図書により積算する入札価格が予定価格等と大きく乖離することとなり、公正な価格競争を阻害する原因につながる。

本監査の詳細調査において、予定価格の設定方法について確認したところ、予定価格を前年度の委託先事業者1者からの参考見積書で設定している場合や、労務費単価が積算時の最低賃金法による県内最低賃金額に近い状況が認められた。このような予定価格設定による入札執行においては、前者では委託先事業者1者のほかは予定価格超過で失格、後者では入札参加者すべてが予定価格超過で入札不調の後に随意契約へ移行という状況が発生している。このような状況においては、公正な価格競争が行われているとは言い難い。

委託先事業者1者からの参考見積による予定価格の設定は、当該事業者に予定価格を推定しうる状況を生じさせる可能性があるばかりでなく、予定価格の設計が市で十分に検証されないまま、特定事業者に優位な価格設計になるおそれがある。競争入札の下では、原則として最低価格で応札した事業者が落札することとなるが、当該事業者と他の入札参加事業者の入札価格に大きな開きが認められるのであれば、仕様内容や積算内容の見直しの必要性について、検討する必要があると考える。

予定価格積算時の労務費単価が最低賃金額に近づいている状況は、警備業務委託等の労働集約型の業務委託に見受けられ、最低賃金額と一致している業務委託も存在した。このような委託業務では、予定価格の積算内訳の多くが人件費であることから、予定価格が仕様内容に対して低く設定され、その結果、入札執行において入札不調となり、随意契約へ移行する状況が見受けられる。また、これらの委託契約の中には、

長期継続契約によるものも存在した。委託発注に当たっては、需給の状況に基づく市場価格等が反映された予定価格を設定する必要があるものの、当該状況においては、事業者の適正な積算に基づく価格で契約が行われず、契約の公正性を阻害する要因となるほか、低価格による契約により、委託業務の履行可能性が困難となるおそれがある。このような状況に至った背景には、市における厳しい財政状況の下、限られた予算内で予定価格を設定せざるを得ない状況にあることが挙げられるが、そのような状況においても、仕様内容の見直しなどを実施した上で、契約期間にわたる労務費単価の市況変動を十分勘案し、適正な価格設定に努める必要がある。

ダンピング防止や今後の増税に伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁等を推進していく上でも、市場価格等に基づき適正な予定価格を設定していく必要がある。

6. 契約情報の公表について

市では、希望型指名競争入札における委託発注表等の公表、業務委託に係る入札（見積）結果の公表を行うに当たり、事務の取扱いに関する要領を各局で定めることとしている。一方で、市ホームページ見直しの一環で、入札情報のホームページである「入札情報等ポータルページ」が開設されたことを受けて、「千葉市入札情報等ポータルページにおける物品の調達及び業務委託等に係る入札情報等の公表に関する事務取扱要領」（平成 24 年 5 月 15 日施行）により、ポータルページでの入札情報等の公表対象や公表内容を定めている（その具体的な内容については、「第 2 監査対象の概要 4. 市における契約事務の概要（4）業務委託等に係る入札情報等の公表」を参照されたい。）。

（1）公募に係る入札結果等の開示

市における入札情報等の公表方針を踏まえ、詳細調査の対象とした公募による競争入札及びプロポーザル方式による入札（見積）結果の公表状況について、市の入札情報等ポータルページの登録情報により確認したところ、公表期間が短い、公表開始時期が遅い、公表されていないという状況が多く見受けられた。このような状況に鑑みると、単なる事務手続上の問題にとどまらず、市としての情報開示のあり方や姿勢に疑惑を抱かざるを得ない。当該状況を各契約事務における個別の問題ととらえずに、情報開示に係る市全体の問題として認識し、早急に改善を図る必要があると考える。

（2）随意契約に係る情報の開示

千葉市契約規則第 21 条の 3 において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の第 3 号又は第 4 号の規定による随意契約について、発注情報及び契約先を公衆の見やすい場所に掲示する方法又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により公表することとしている。一方で、競争に適さない場合（第 2 号）や競争に付することが不利と認められる場合（第 6 号）等を根拠とする公募によらない随意契約に係る契約

情報については、発注課窓口での閲覧のみとしている。

しかしながら、随意契約は、地方公共団体における契約方法の例外的方法であることから、契約の透明性を高めるために、随意契約の内容や相手先、随意契約の理由等を市ホームページで広く公表することが望ましい。県内の他市においても、開示対象は異なるが、随意契約の情報を積極的に開示している事例がある。市においても、契約の透明性を高めるため、将来的に一者随意契約について市ホームページで公開することもあるとしているが、早期の検討及び実現を要望する。

第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（総論）

1. 監査の結果及び意見の一覧

ここでは、平成30年度の監査テーマである業務委託に係る事務の執行状況に対する監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の一覧を記載している。なお、「指摘」及び「意見」の区分は以下のとおりである。

【指摘】：法令等の違反がある場合や法令等の運用が不十分・不適切な場合（合規性違反）に監査結果報告書に記載しなければならないもの。
【意見】：合規性違反ではないが、契約事務の執行に当たり改善の余地が大きい場合で監査結果報告書に記載ができるもの。

なお、市の各局で定める要領・要綱は、法令等が定める趣旨に則り作成されるものであり、法令等を適切に運用するためのものであるから、要領・要綱に従って事務が行われていない場合においても、合規性違反として【指摘】として扱っている。

指摘及び意見のうち、市業務委託全般に係るもの、又は複数の業務委託に係る共通項目として整理したものについては、「第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（総論）」の本項目以降で記載している。また、個別の業務委託に係る指摘及び意見の詳細については、「第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）」の各項目で記載しているが、同種又は分類が同じ業務委託については、必要に応じて同一項目番号に集約している。

本監査における指摘及び意見の数は以下のとおりである。

(単位:件)

区分	指摘	意見	備考
共通項目(総論)	3	3	対象部署は47課(所)
個別項目(各論)	46	81	対象部署は53課(所)
合計	49	84	指摘・意見の合計:133件

業務委託に係る事務の執行状況に対する監査の結果及び意見の一覧（総論）

項目	所管課
2. 契約書の印紙税額について（意見）	下表の一覧参照
3. 個人情報の取扱いについて（指摘）	
4. 支払遅延について（指摘）	
5. 入札（見積）結果の公表漏れ等について（指摘）	
6. 入札（見積）結果の公表期間について（意見）	財政局資産経営部契約課
7. プロポーザル取扱実施要領の策定について（意見）	

所管課名	番号	事務	2	3	4	5	所管課名	番号	事務	2	3	4	5
総務局総務部総務課	4		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		公営事業事務所	124		<input type="radio"/>			
総務局総務部人材育成課	9		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			125		<input type="radio"/>			
	10		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			126		<input type="radio"/>			
総合政策局オリンピック・パラリンピック推進部オリンピック・パラリンピック調整課	26				<input type="radio"/>		都市局都市総務課	131		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
総合政策局オリンピック・パラリンピック推進部オリンピック・パラリンピック振興課	28				<input type="radio"/>		都市局都市部交通政策課	135		<input type="radio"/>			
財政局財政部財政課	31		<input type="radio"/>				都市局建築部建築管理課	144		<input type="radio"/>			
財政局資産経営部管財課	40		<input type="radio"/>				中央・稻毛公園緑地事務所	150	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
高原千葉村管理事務所	42			<input type="radio"/>			花見川公園緑地事務所	156	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
市民局市民自治推進部区政推進課	43			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		若葉公園緑地事務所	157		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	44			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		緑公園緑地事務所	159		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
市民局市民自治推進部広報広聴課	49			<input type="radio"/>				160		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	51			<input type="radio"/>				161		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
市民局生活文化スポーツ部文化振興課	53				<input type="radio"/>			162		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
保健福祉局保護課	62				<input type="radio"/>			163		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
保健福祉局健康部健康支援課	66				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		164		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	69				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		165		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
保健福祉局健康部健康保険課	70		<input type="radio"/>					166		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	71		<input type="radio"/>					167	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	72		<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		美浜公園緑地事務所	168		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	73		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			169		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	74		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			170		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
保健福祉局高齢障害部高齢福祉課	80			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			172		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	81		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		動物公園	174		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課	85		<input type="radio"/>					177	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
こども未来局こども未来部幼保運営課	94		<input type="radio"/>					178	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
児童相談所	97		<input type="radio"/>					179		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
環境局環境保全部環境保全課	98				<input type="radio"/>		建設局土木部土木保全課	184		<input type="radio"/>			
経済農政局経済部産業支援課	115		<input type="radio"/>					185		<input type="radio"/>			
							中央・美浜土木事務所維持建設課	202		<input type="radio"/>			
							建設局下水道建設部下水道整備課	220		<input type="radio"/>			
							中央区役所地域振興課	116		<input type="radio"/>			
								224		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

所管課名	番号	事務	2	3	4	5	所管課名	番号	事務	2	3	4	5
花見川区役所地域振興課	225		<input type="radio"/>				教育総務部学校施設課	258		<input type="radio"/>			
	226		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	学校教育部教育指導課	268		<input type="radio"/>			
稻毛区役所地域振興課	227		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	学校教育部教育支援課	269		<input type="radio"/>			
	228		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	学校教育部保健体育課	271		<input type="radio"/>			
若葉区役所地域振興課	230		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		275		<input type="radio"/>			
	231		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		276		<input type="radio"/>			
	232		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	生涯学習部生涯学習振興課	280		<input type="radio"/>			
	233		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		281		<input type="radio"/>			
緑区役所地域振興課	234		<input type="radio"/>					282		<input type="radio"/>			
	235		<input type="radio"/>				生涯学習部文化財課	287		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
美浜区役所地域振興課	237		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	千葉市立加曾利貝塚博物館	289		<input type="radio"/>			
	238		<input type="radio"/>										
	239		<input type="radio"/>										
消防局消防学校	246					<input type="radio"/>	合 計			5	49	8	43

業務委託に係る事務の執行状況に対する監査の結果及び意見の一覧（各論）

項目	所管課名	報告書項目	指摘	意見
1	総務局総務部総務課	予定価格の積算 仕様内容 積算内訳書の徴収 業務の履行確認 委託事務の管理	○ ○ ○ ○	○
2	総務局総務部人材育成課	競争性の確保 仕様内容 予定価格の積算	○	○
3	総務局総務部人材育成課	事業の効果		○
4	総務局情報経営部情報システム課	委託効果の公表		○
5	総合政策局オリンピック・パラリンピック推進部 オリンピック・パラリンピック調整課	契約方法(契約者選定方法)		○
6	総合政策局オリンピック・パラリンピック推進部 オリンピック・パラリンピック振興課	委託事務の管理 契約期間		○ ○
7	財政局資産経営部管財課	委託事務の管理		○
8	市民局市民自治推進部区政推進課	契約形態及び契約期間		○
9	市民局市民自治推進部広報広聴課	契約期間 再委託の管理		○ ○
10	市民局市民自治推進部広報広聴課	審査会による審査		○
11	市民局市民自治推進部広報広聴課	審査会による審査 契約方法(契約者選定方法) 委託事務の管理		○ ○ ○
12	市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課	契約方法		○
13	保健福祉局保健福祉総務課	再委託の管理 積算内訳書の徴収		○ ○
14	保健福祉局保健福祉総務課	積算内訳書の徴収		○
15	保健福祉局保護課	参加資格要件		○
16	保健福祉局健康部健康支援課	業務の履行確認		○
17	保健福祉局健康部健康企画課	積算内訳書の徴収		○
18	保健福祉局健康部健康保険課	契約書の内容 再委託の管理 請求金額の検証 契約の内容		○ ○ ○ ○
19	保健福祉局健康部健康保険課	競争性の確保		○
20	保健福祉局健康部健康保険課	請求金額の検証 仕様内容		○ ○
21	保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課	積算内訳書の徴収		○
22	保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課	仕様内容 委託料精算の確認		○ ○
23	こども未来局こども未来部こども企画課	参加資格要件 参考見積書の取得		○ ○
24	こども未来局こども未来部幼保運営課	参加資格要件 参考見積書の取得 積算内訳書の徴収		○ ○ ○
25	児童相談所	前金払の実施 予定価格調書の作成		○ ○
26	環境局資源循環部収集業務課	予定価格の積算		○
27	経済農政局経済部産業支援課	参加資格要件 事業の効果		○ ○
28	経済農政局経済部産業支援課	概算払における精算		○

項目	所管課名	報告書項目	指摘	意見
29	中央区役所地域振興課	契約方法(契約者選定方法) 仕様内容		○ ○
30	経済農政局経済部観光プロモーション課	委託事務の管理	○	
31	経済農政局経済部観光プロモーション課	委託事務の管理 仕様内容 契約の内容 保証金の免除	○ ○ ○	○ ○
32	公営事業事務所	予定価格調書の作成	○	
33	公営事業事務所	誓約書の入手 資金の前渡	○ ○	○
34	公営事業事務所	再委託の管理 契約の内容	○ ○	○ ○
35	都市局都市総務課	予定価格の積算 契約方法(契約者選定方法)		○ ○
36	都市局都市部交通政策課	事業の必要性 契約方法(契約者選定方法) 契約書の内容		○ ○ ○
37	都市局都市部交通政策課 建設局土木部土木保全課	予定価格調書の作成 工事事業者の管理 契約書の内容 管理費の算定 協定書	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
38	都市局建築部建築管理課	仕様内容		○
39	都市局建築部建築管理課	契約方法(契約者選定方法)		○
40	中央・稻毛公園緑地事務所 花見川公園緑地事務所 若葉公園緑地事務所 緑公園緑地事務所 美浜公園緑地事務所	積算内訳書の徴収 競争性の確保		○ ○
41	中央・稻毛公園緑地事務所 美浜公園緑地事務所	契約方法(契約者選定方法) 委託事務の管理		○ ○
42	花見川公園緑地事務所 緑公園緑地事務所 動物公園	契約方法(契約者選定方法)		○
43	動物公園	契約期間		○
44	動物公園	長期継続契約の締結 予定価格調書の保管		○ ○
45	動物公園	委託事務の管理		○
46	建設局道路部自転車政策課	最低制限価格の設定		○
47	建設局道路部自転車政策課	予定価格の積算 競争性の確保 契約書の内容		○ ○ ○
48	建設局道路部自転車政策課	委託事務の管理		○
49	中央・美浜土木事務所維持建設課 花見川・稻毛土木事務所維持建設課 若葉土木事務所維持建設課 緑土木事務所維持建設課	契約書の内容 保証金の徴収・免除 競争性の確保	○ ○ ○	○ ○ ○
50	中央・美浜土木事務所維持建設課	契約方法(契約者選定方法)		○
51	中央・美浜土木事務所維持建設課	契約書の内容 契約方法(契約者選定方法) 委託事務の管理	○ ○ ○	○ ○ ○

項目	所管課名	報告書項目	指摘	意見
52	花見川・稻毛土木事務所維持建設課	仕様内容		○
53	花見川・稻毛土木事務所維持建設課 緑土木事務所維持建設課	協定書の内容		○
54	建設局下水道建設部下水道整備課	仕様内容		○
55	中央区役所地域振興課	契約の内容		○
56	花見川区役所地域振興課 稻毛区役所地域振興課 若葉区役所地域振興課 緑区役所地域振興課 美浜区役所地域振興課	予定価格の積算	○	
57	花見川区役所地域振興課 稻毛区役所地域振興課 若葉区役所地域振興課 緑区役所地域振興課 美浜区役所地域振興課	予定価格の積算 仕様内容 再委託の管理 委託料の支払時期	○ ○	○ ○
58	若葉区役所地域振興課 美浜区役所地域振興課	参加資格要件 業務の履行確保 予定価格の積算	○	○ ○
59	消防局総務部施設課	再委託の管理	○	
60	学校教育部教育指導課	仕様内容及び業務の履行確認		○
61	学校教育部教育指導課	再委託の管理	○	
62	学校教育部教育支援課	仕様内容		○
63	学校教育部保健体育課	競争性の確保 請求書の管理 委託事務の管理	○ ○	○
64	学校教育部保健体育課	予定価格の積算 請求書の管理 委託事務の管理 積算内訳書の徴収	○	○ ○ ○
65	生涯学習部生涯学習振興課	審査会による審査	○	
66	生涯学習部生涯学習振興課	審査会による審査	○	
67	生涯学習部文化財課	契約の内容 委託料の支払	○	○
68	千葉市立加曽利貝塚博物館	予定価格の積算 最低制限価格の設定	○ ○	
69	中央図書館管理課	予定価格の積算 仕様内容 積算内訳書の徴収 業務の履行確認	○ ○ ○	○ ○ ○
合 計				46 81

(注) 上表の「項目」は、「第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）」における項目番号である。

2. 契約書の印紙税額について（意見）【各課】

（1）現状分析

印紙税法第5条（非課税文書）第2号において、国や地方公共団体等（以下「国等」という。）が作成した文書は非課税文書と規定されている。一方、同法第4条（課税文書の作成とみなす場合等）の第5項において、国等と国等以外の者とが共同して作成した文書については、国等が保存するものは国等以外の者が作成したものとみなし、国等以外の者が保存するものは国等が作成したものとみなすと規定されている。すなわち、民間の委託先事業者は市と取り交わす委託契約書の1部に印紙を貼付し、市は当該契約書を保存することとなる。

本監査の詳細調査において市保管の契約書における印紙の貼付状況を確認したところ、以下の事務において、市が保存する契約書に貼付されている印紙が印紙税法別表第一で定められる印紙税額と相違する場合が認められた。

事務番号	契約の内容	印紙の貼付状況
150	稻毛地区街路樹維持管理業務委託	平成28年度の契約書（請負に関する契約書。以下、「2号文書」という。）について、契約金額（税抜）が1千万円を超えるため、2万円の印紙を貼付する必要があるところ、1万円の印紙が貼付されている。
156	さつきが丘地区公園等維持管理業務委託	平成29年度の契約書（2号文書）について、契約金額（税抜）が1千万円を超えるため、2万円の印紙を貼付する必要があるところ、1万円の印紙が貼付されている。
167	誉田地区公園等維持管理業務委託	平成28年度及び29年度の契約書（2号文書）について、契約金額（税抜）が1千万円以下であるため、1万円の印紙の貼付で足りるところ、2万円の印紙が貼付されている。
177	動物公園清掃等管理業務委託	平成29年度の契約書（2号文書）について、契約金額（税抜）が5千万円を超えるため、6万円の印紙を貼付する必要があるところ、2万円の印紙が貼付されている。
178	動物公園設備等維持管理業務委託	平成29年度からの3か年契約の契約書（2号文書）について、契約金額の総額（税抜）が1億円を超えるため、10万円の印紙を貼付する必要があるところ、2万円の印紙が貼付されている。

（2）原因・問題点

市と委託先事業者との契約において、市が保存する委託契約書の印紙税額は、委託先事業者が納税義務者であるものの、国税である印紙税の適切な納付が行われるよう、市としても明らかに税額負担の不足等が認められる場合には、必要に応じて指導を行うことが望まれる。

【意見】

委託先事業者が負担する印紙税額について、適正な国税の納付が行われているかという観点から、市でも契約締結時に確認し、必要に応じて指導を実施されることを要望する。

納税義務者は委託先事業者であり、また、印紙税額に誤りがあっても契約の成立に影響を及ぼすものではないが、市と契約する委託先事業者に対して、明らかな印紙税の納付不足等が認められる場合には、契約当事者として適切な指導を実施していくことが望まれる。

3. 個人情報の取扱いについて（指摘）【各課】

（1）現状分析

個人情報を取り扱う委託契約では、委託契約書で「個人情報取扱特記事項」を定めるとともに、委託先事業者から同特記事項第3（適正な管理）等に従い、個人情報管理責任者及び研修等の実施計画の報告を求めなければならない。

一方、本監査の詳細調査において、個人情報の取扱いに関する「個人情報の取扱いが想定されないにも関わらず個人情報取扱特記事項を含めている（ただし、必要書類は微収していない）」、「個人情報を取り扱う委託事務としているにも関わらず個人情報取扱特記事項で定める必要書類を入手していない」という状況が見受けられた。

事務番号	契約の内容	各契約事務の状況
4	機密文書再資源化処理業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。また、府舎外作業申請がない。
9	平成29年度職員定期健康診断等業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
10	平成29年度千葉市職員ストレスチェック業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
31	平成29年度公会計財務書類(平成28年度決算版)作成支援業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
40	本庁舎設備運転監視及び保守年間業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
70	国民健康保険システムの情報集約システム対応及び法改正に伴う改修業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」は受領しているものの、研修実施計画に係る別紙が過去の研修実績の報告であり、当年の実施計画となっていない。
71	国民健康保険料当初決定通知書等の印字処理及び封入封緘業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
72	国民健康保険料例月変更決定通知書等の印字及び封入封緘業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
74	平成29年度千葉市国民健康保険被保険者証等作成及び封入封緘業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
81	平成29年度シルバーハウ징生活援助員派遣事業業務委託契約	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
85	更生医療システム導入業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
94	平成29年度子ども・子育て支援新制度に係る帳票等の作成、封入・封緘及び配達業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。また、府舎外作業申請がない。
97	千葉市里親制度推進事業業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
115	平成29年度市内医療・福祉分野産学連携推進事業委託契約	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。また、府舎外作業申請がない。
116	平成29年度千葉市きぼーるアリウム管理運営業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
124	市営競輪開催に伴う競輪事務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
125	市営競輪開催に伴う臨時場外分開催経費委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
126	千葉競輪場開催業務等包括委託(平成29年度年次契約)	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
131	立地適正化計画素案策定業務委託	個人情報の取扱いがない契約であるが、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない。
135	若葉区泉地域コミュニティバス運行業務委託	「研修実施計画等報告書」による報告がない。また、個人情報は府舎外での取扱いが行われているが、「府舎外作業承諾願」の提出がされていない。
144	稻毛ヨットハーバー管理棟耐震補強外工事監理業務委託	個人情報の取扱いがない契約であるが、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない(平成30年度契約からは「個人情報取扱特記事項」を定めていない)。

事務番号	契約の内容	各契約事務の状況
184	千葉都市モルールインフラ施設更新改良に関する委託契約	個人情報の取扱いがない契約であるが、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない。
185	千葉都市モルールインフラ施設点検に関する委託契約	個人情報の取扱いがない契約であるが、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない。
202	千葉駅前地下道外3監視・管理業務委託(中29-1)	個人情報の取扱いがない契約であるが、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない。
220	農業集落排水事業(機能強化)本郷地区事業計画書作成業務委託	個人情報の取扱いがない契約であるが、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない。
224	中央区役所・千葉市美術館総合維持管理業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
225	花見川区役所・花見川保健福祉センター警備業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
226	花見川区役所外1か所総合維持管理業務委託	個人情報の取扱いがない契約であるが、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない。
227	稻毛区役所外1か所総合維持管理業務委託	個人情報の取扱いがない契約であるが、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない。
228	稻毛区役所及び稻毛保健福祉センター警備業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
230	若葉区役所外1ヵ所総合維持管理業務委託	個人情報の取扱いがない契約であるが、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない。
231	若葉区役所及び若葉保健福祉センター警備業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
233	千葉市若葉区都賀コミュニティセンター備品移設等業務委託契約	個人情報の取扱いがない契約であるが、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない。
234	緑区役所及び緑保健福祉センター警備業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
235	緑区役所外1か所総合維持管理業務委託	個人情報の取扱いがない契約であるが、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない。
237	美浜区役所外1か所総合維持管理業務委託	個人情報の取扱いがない契約であるが、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない。
238	美浜区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホール警備業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
239	美浜区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホール清掃業務委託	同種業務のNo232「若葉区役所及び若葉保健福祉センター清掃業務委託」では、個人情報の取扱いはないため契約書に「個人情報特記事項」を定めていない。一方で、同種業務委託である「美浜区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホール清掃業務委託」では、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない。
258	千葉市立新宿小学校外173校自家用電気工作物保安管理業務委託	個人情報の取扱いがない契約であるが、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない。
268	平成30年度「千葉市学力状況調査の実施」の業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。また、庁舎外作業申請がない。
269	千葉市立養護学校スクールバス運行管理委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
271	千葉市学校給食費等口座振替情報データ作成業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
275	(こてはし)平成29年度こてはし学校給食センターPFI特定事業委託料	個人情報の取扱いがない契約であるが、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない。
276	(新港)平成29年度新港学校給食センターPFI特定事業委託	個人情報の取扱いがない契約であるが、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない。
280	放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業運営業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
281	放課後子ども教室運営業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
282	放課後子ども教室活動支援業務委託	「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」による報告がない。
287	千葉市文化財普及業務委託	個人情報の取扱いがない契約であるが、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない(平成30年度契約からは「個人情報取扱特記事項」を定めていない)。
289	加曾利貝塚博物館管理業務委託	個人情報の取扱いがない契約であるが、契約書上で「個人情報取扱特記事項」を定めており、また、関係書類も入手していない。

(2) 原因・問題点

このような状況が生じている原因として、個人情報を取り扱う業務を外部委託することの重要性の認識が欠如していることに加え、委託する業務の仕様内容に基づき、個人情報を取り扱うか否かの判断や取り扱われる領域に対して十分な検討が行われていない、個人情報の定義が発注課で十分理解されていないことが考えられる。

【指摘】

業務を外部委託する際には、委託内容に個人情報が含まれるかどうかを十分確認の上で委託契約書を作成するとともに、個人情報の取扱いが委託内容に含まれる場合には、委託先事業者が個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じているかどうかを確認されたい。

市が個人情報を含む委託業務を履行させるに当たっては、「千葉市個人情報保護条例」(平成17年千葉市条例第5号)その他個人情報の保護に関する法令等を遵守する必要がある。「個人情報取扱特記事項」に従い、個人情報管理責任者の設置状況、個人情報を取り扱う際の遵守すべき事項等を周知させるための研修等の実施計画についての報告を求め、個人情報の適切な管理のための措置が図られているかどうかを十分に確認する必要がある。

4. 支払遅延について（指摘）【各課】

(1) 現状分析

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和24年12月12日法律第256号)、いわゆる支払遅延防止法では、同法第6条（支払時期）において、「国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日（以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。」と定められている。また、同法律は地方公共団体のなす契約に準用される（同法第14条）。

本監査の詳細調査において、契約関係書類として保管されている請求書を確認したところ、請求書に押印されている市受付印の日付から支出（予定）日までの期間が30日を超える状況が見受けられた。なお、この場合において、同法第8条で定める約定期の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の計算及び支払は行われていない。

該当する契約事務の状況は以下のとおりであった。

事務番号	契約の内容	各契約事務の状況
42	高原千葉村施設管理業務委託	以下の状況が認められた。 ・平成29年4月分、5月2日請求、6月15日支払。 ・平成29年6月分、7月3日請求、8月17日支払。 支出命令書には「支払日については債権者了承済」と記載されている。いざれも電子承認切り替わり時期であったことが遅延の原因とされている。
43	区政事務センター運営等業務人材派遣委託	以下の状況が認められた。 ・平成29年8月分、9月5日請求、10月10日支払。 ・平成30年3月分、3月30日請求、5月9日支払。 支出命令書には「支払日については債権者了承済」と記載されている。
49	ちば市政だより制作等業務委託	請求書の受領日付と支出日が30日を超える状況が複数認められた。先方の承諾を得ているとして、支出命令書では「先方了承済」と記載している。
51	市役所コールセンター等構築・運用業務委託	請求書の受領日付と支出日が30日を超える状況が複数認められた。
73	特定健康診査等のデータ入力委託	平成30年1月から3月分の委託料支払について請求書日付3月31日、千葉市受領印日付3月31日、5月11日支払となっている。 支出命令書には相手先了承済みの記載がある。
80	緊急通報システム業務委託	平成30年3月分の委託料支払について請求書日付3月31日、千葉市受領印日付3月31日、5月18日支払となっている。 支出命令書には相手先了承済みの記載があり、かつ相手方の請求書記載の支払期日も5月31日となっている。
227	稲毛区役所外1か所総合維持管理業務委託	平成29年4月分の委託料支払について請求書日付5月26日、千葉市受領印日付5月26日、6月29日支払となっている。支出命令書には相手先了承済みと記載がある。
287	千葉市文化財普及業務委託	相手先が請求書日付よりも後に市へ請求書を持ち込んだことが原因である。支出命令書には相手先承諾済みの記載がある。

(2) 原因・問題点

同法第2条では、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならないとしている。また、同法第6条(支払の時期) 第2項によると、相手方の支払請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、市は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとし、また、その請求の内容の不当が軽微な過失による場合は、当該請求の拒否を通知した日から市が相手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、約定期間に算入しないものとすると定められている。

各契約事務の発注課へ確認したところ、「年度末には請求書を早期に受領するため請求書受領日から支出日までの期間が30日を超える場合がある」、「請求書受領後に不備が発見された場合に委託先事業者に確認を求めることから支出命令書起案までに時間を要する場合がある」、「支払遅延について相手方了承済であり、支出命令書にその旨記載しており問題ないと認識している」といった回答を受けている。相手方から請求書を受領後、請求書の不備を発見した場合には、市では上記の同法第6条第2項の定めに基づき、相手先了承のもと一定期間を約定期間に算入していないと考えら

れるが、請求書やその他契約関係書類からは、約定期間に算入しない期間の開始日、すなわち請求を拒否した日から不当な内容を改めた請求日が明らかでない。このような状況において、相手方了承のみをもって、信義に従って誠実に契約が履行されたかどうかを確認することは困難である。

【指摘】

支払期日を起算するための適法な支払請求日を明確にするよう、運用を改められたい。

相手方の請求書に不備があり、そのため当初の請求書受領日から支払日までに約定期間に算入しない期間が生じる場合には、その開始日、すなわち請求を拒否した日と請求書の不備を改めた後の支払請求日を明確にする必要がある。

支出命令書に相手方が了承済であることを記載するのみで外形上、約定期間を超えた支払を認めるることは適切ではない。市全体として、このような慣習を見直すとともに、約定期間に算入されない期間の記録方法を含めた請求書の取扱方法を整備し、周知を図られたい。その上で、やむを得ず支払が遅延する場合には、遅延利息を計算し支出を行うべきである。

5. 入札（見積）結果の公表漏れ等について（指摘）【各課】

（1）現状分析

一般競争入札、希望型指名競争入札など公募により参加者を募集する場合は、各局が定める「入札（見積）結果の公表に関する事務取扱要領」に基づき、入札結果や見積結果について、市ホームページの入札情報等ポータルサイトへ原則として落札者や相手方を決定したときから翌年度終了まで公表する必要がある。一方で、詳細調査の対象とした契約事務の中に、以下のような状況が見受けられた。

- 公表期間が短い
- 公表開始時期が遅い(本詳細調査にあわせて公表を開始しているケースもある)
- 公表漏れ
(公表に当たっての決裁は行われているが、公表自体が行われていない場合を含む)
- 公表期間が長い

事務番号	契約の内容	各契約事務の状況
4	機密文書再資源化処理業務委託	平成29年度契約において、入札結果が契約終了後の平成30年8月から公表されている。
9	平成29年度職員定期健康診断等業務委託	平成29年度契約において、入札結果の公表期間が落札者決定から1年間に設定されており、取扱要領の定めより短い。また、平成30年度の入札結果が公表されていない。
10	平成29年度千葉市職員ストレスチェック業務委託	平成29年度契約において、入札結果の公表期間が落札者決定から1年間に設定されており、取扱要領の定めより短い。
26	パラスポーツ応援事業企画業務委託	平成29年度の入札結果の公表がされていない。
28	平成29年度パラスポーツ普及イベント事業業務委託	平成29年度契約において、入札結果の公表期間が落札者決定から1年間に設定されおり、取扱要領の定めより短い。
43	区政事務センター運営等業務人材派遣委託	平成28年度における公募型プロポーザル結果の公表について、相手方が決定した時からではなく、契約締結以後に行われている。また、公表期間が取扱要領より長く設定されている。
44	千葉市コンビニ交付システム構築・運用保守業務委託	平成27年度における入札結果の公表開始日が募集に係る入札情報公開開始日以前となっており、システムへの登録日付が整合していない。また、債務負担行為により契約期間は6年である一方、公表期間が8年半に設定されている。
53	千葉市美術館拡張整備基本設計業務委託	平成29年度の契約において、入札結果の公表期間が落札者決定から1年間に設定されており、取扱要領の定めより短い。
62	千葉市被保護者就労促進事業業務委託	平成29年度のプロポーザル選考結果が公表されていない。
66	がん検診票等の作成及び封入封緘及び協力医療機関への配置業務委託	平成29年度の入札結果の公表がされていない。
69	特定健康診査・後期高齢者の健康診査・がん検診等受診券シール等作成・印字及び封入封緘業務委託	平成29年度の入札結果の公表がされていない。
74	千葉市国民健康保険被保険者証等作成及び封入封緘業務委託	平成29年度の入札結果の公表がされていない。
81	シルバーハウ징生活援助員派遣事業業務委託契約	平成29年度の入札結果の公表がされていない。
98	千葉市COOL CHOICE事業企画運営業務委託	平成29年度の契約において、入札結果は公表されているものの、本委託業務とは別の仕様書が公表されていた。
131	立地適正化計画素案策定業務委託	平成29年度の契約において、入札結果の公表期間が落札者決定から1年間に設定されおり、取扱要領の定めより短い。
150他	稻毛地区街路樹維持管理業務委託 他(全5事務)	平成29年度の契約において、入札結果の公表が相手方が決定した時からではなく、決定時の年度末からとなっている。 平成29年度は緑公園緑地事務所が幹事事務所である。
155他	蘇我スポーツ公園地区公園等維持管理業務委託 他(全11事務)	平成29年度の契約において、入札結果の公表期間が落札者決定から1年間に設定されおり、取扱要領の定めより短い。 平成29年度は美浜公園緑地事務所が幹事事務所である。
166	昭和の森維持管理業務委託	平成29年度の契約において、公募型プロポーザル結果の公表が落札者決定時からではなく、決定時の年度末からとなっている。
174	千葉市動物公園動物科学館・子ども動物園運営業務委託	平成29年度の契約において、入札結果の公表期間が落札者決定から1年間に設定されおり、取扱要領の定めより短い。
179	動物公園入園料等収納業務委託	平成29年度の契約において、入札結果の公表期間が落札者決定から1年間に設定されおり、取扱要領の定めより短い。

事務番号	契約の内容	各契約事務の状況
224	中央区役所・千葉市美術館総合維持管理業務委託	平成27年度から29年度までの長期継続契約(3か年)に係る入札結果について、公表開始が落札者決定時から1年以上経過後となっている。また、公表期間は取扱要領の定めにより契約終了時の翌年度終了までとするところ、1年間のみとなっている。 平成30年度(単年度契約)の入札結果の公表期間が落札者決定時の当該年度末までに設定されてたため、結果として公表期間が半月程度と極めて短い。
226	花見川区役所外1か所総合維持管理業務委託	平成30年度の契約において、入札結果の公表期間が落札者決定から1年間に設定されおり、取扱要領の定めより短い。
227	稲毛区役所外1か所総合維持管理業務委託	平成30年度契約において、登録誤りにより公表期間が落札者決定時から10年間に設定されている。
228	稲毛区役所及び稲毛保健福祉センター警備業務委託	平成29年度の契約において、入札結果の公表が落札者決定時からではなく、契約締結日となっており、また、公表期間も契約締結日から起算している。
230	若葉区役所外1カ所総合維持管理業務委託	平成29年度契約において、公表期間が落札者決定時から5年間となっている。また、平成30年度契約では、落札者決定時から1年間に設定されおり、取扱要領の定めに従っていない。
231	若葉区役所及び若葉保健福祉センター警備業務委託	平成29年度の契約において、入札結果の公表が落札者決定時からではなく、契約締結日となっており、また、公表期間も契約締結日から起算している。
232	若葉区役所及び若葉保健福祉センター清掃業務委託	平成29年度契約において、入札結果の公表が相手方が決定した時からではなく、契約締結日からとなっている。
237	美浜区役所外1か所総合維持管理業務委託	平成29年度及び30年度契約において、公表期間が落札者決定時から1年間となっており、取扱要領の定めに従っていない。
246	千葉市消防学校給食業務委託	平成29年7月から3か年の長期継続契約であり、取扱要領の定めに従い契約期間終了時の翌年度終了まで公表期間を設定すべきところ、契約期間終了前までの期間設定となっている。

(2) 原因・問題点

各契約に係る入札（見積）結果の登録は、市政情報提供システムにおいて、契約事務担当職員が行うものであるが、事務取扱要領の定めや公表期間の設定方法が十分に理解されていなかったことが主な原因と考えられる。

入札（見積）結果の公表漏れは、単に事務取扱要領に従った事務手続が実施されていないという形式的な事象にとどまらず、市民やその他利用者に情報が適時に開示されていないという、透明性や公平性に係る重大な問題が含まれる。

【指摘】

入札（見積）結果について、落札者や相手方が決定した時から速やかに、かつ適切な期間にわたり公表されたい。

適切な開示により契約情報の透明性を高めるとともに、利用者への公平な情報提供が行えるよう、各局で定めた「入札（見積）結果の公表に関する事務取扱要領」を遵守し、情報公開を実施していく必要がある。

6. 入札（見積）結果の公表期間について（意見）【契約課】

（1）現状分析

各局が定める入札結果等の公表に関する事務取扱要領では、公表期間を「入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときから、その翌年度終了までとする。（ただし、長期継続契約にあっては、契約期間終了時の翌年度終了までとする。）」（下線は監査人による）とされているが、委託業務の中には、年度初めである4月1日を契約開始日とするものも少なくなく、これらの契約事務では、3月度の定例議会における予算案の可決を条件に、契約前年度に落札者が決定される。このため、現状の取扱いにおいては、これらの委託契約に係る入札結果等の公表期間は、契約締結年度の末日となり、通年を期間とする委託契約は、契約期間終了とともに市ポータルページでの公表も終了することとなる。

（2）原因及び問題点

このような運用によると、契約年度に落札者等が決定される委託契約と比較して、公表期間が著しく短くなるおそれがある。長期継続契約においては、契約期間終了時の翌年度末までを公表期間としていることに鑑みても、公表期間の整合性が図られていない。

【意見】

入札（見積）結果の公表期間について、契約開始期間により偏りが生じないよう、ルールを見直されることを要望する。

入札結果等の開示は、入札に参加する事業者のみでなく、契約の透明性を確保するために、市民等に対して幅広く行われるものであるから、委託契約の内容により公表期間が偏らないよう配慮する必要がある。

7. プロポーザル取扱実施要領の策定について（意見）【契約課】

（1）現状分析

市では、公募型プロポーザル方式を幅広い業務委託で取り入れている。プロポーザル方式では、高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務であり、価格競争によらず優れた企画提案を行う事業者と契約することにより、より効果的な業務委託を期待するものである。一方で、同様に価格以外の条件をもって落札者を決定する総合評価方式による競争入札と異なり、法令により契約プロセスの客観性や透明性が担保されているものでないことから、その運用には十分な留意が必要とされる。

現状、市においては、プロポーザル方式により受託候補者を決定しようとする場合の事務取扱について、方針が定められていない。一方で、本監査において、プロポーザル方式を採用している事務を確認したところ、広く企画提案を募るところ応募の資

格要件が厳しく設定されている事務や競争入札によることも可能であったと考えられる事務が見受けられた。

(2) 原因及び問題点

市全体としてのプロポーザル方式の取扱いに係る実施要領等が定められていないため、プロポーザル方式による契約者選定を行おうとする場合には、各局の判断及び運用によっている。プロポーザル方式は随意契約の一形態であることから、その適用に当たっては、公平性、透明性の確保に特に留意する必要があるが、市としての取扱いが定められていないことから、これらの観点への対応が十分とは言えない。また、現在の運用においては、参加資格要件や評価基準の決定、企画提案書の評価等に当たり、外部有識者からの意見聴取や評価への参画が想定されていない。このため、公平性や透明性の観点に加え、高い技術力や専門的知識を必要とするためにプロポーザル方式を採用する中で、事業者選定が適切に行えず、期待する効果が得られないおそれがある。

【意見】

公募型プロポーザルに係る事務取扱いのルールを市として定められることを要望する。その際には、プロポーザル方式によることができる委託業務を明確にするとともに、公平性や透明性の観点に加え、より高い委託効果を得るために、外部有識者等、市職員以外の者からの意見聴取や評価への参画を可能にされるよう要望する。

専門的知識や企画力等を求める業務においてプロポーザル方式を選択することは、より高い委託効果を得るために有効な手段であるが、その運用方法によっては、契約の公平性や公正性、透明性を害することになりかねないため、十分な留意を要する。

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

1. 機密文書再資源化処理業務委託（No. 4）【総務局総務部総務課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

市が排出する機密文書を回収、運搬し、破碎又は溶解等の処理を行い、再資源化ができる状態までの処理を委託している。
機密文書は様々な部署から排出されるが、市庁舎及び区役所から排出される文書の処理については、総務局総務部総務課が一括して契約している。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	機密文書再資源化処理業務委託						機密文書再資源化処理業務委託						機密文書再資源化処理業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	14	日	28	年	4	月	11	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	2,824,200 円						2,597,832 円						2,457,601 円					
契約(執行)方法	随意契約						随意契約						一般競争入札					
(随意契約とした理由)	当初一般競争入札を執行したが再度入札に付しても予定価格の範囲内での入札がなかつたため						当初一般競争入札を執行したが再度入札に付しても予定価格の範囲内での入札がなかつたため											
委託先名称	株式会社近藤商会						株式会社近藤商会						株式会社近藤商会					
予定価格の公表状況	非公表						非公表						非公表					
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表						設定・非公表						設定・非公表					
参加事業者数	1 者						2 者						2 者					
(参加者の地区別内訳)	市内	1	準市内	0	市外	0	市内	2	準市内	0	市外	0	市内	2	準市内	0	市外	0

（2）予定価格の積算

① 現状分析

本委託業務は、本庁及び各区役所に係る機密文書の再資源化処理を行うものである。平成29年度の予定価格は、市で積算を実施しておらず、過年度の契約実績に基づき決定している。なお、市担当者によると近隣相場は30円/kg程度であるとのことだが、予定価格は相場より低く設定されている。その結果、平成29年度は一般競争入札によったものの、予定価格を下回る入札がなく、入札不調で随意契約に移行し、入札価格(25円/kg、税抜)を大きく下回る価格(20円/kg、税抜)にて価格決定されている。

② 原因及び問題点

本委託業務においては、相場と著しく乖離していることが認識されていながら低額

な予定価格が設定されている。その根本的な原因は、本業務を確実に履行する上での適正価格の積算が十分に行われなかつたため、過去の契約価格が近隣相場を著しく下回っているにもかかわらず、市の厳しい財政状況の中、前年度実績が踏襲されたためと考える。

その結果、著しく低額な価格での業務の履行を事業者に強いることにより、業務の品質が十分に確保されないおそれがある。

【意見】

予定価格の設定に当たっては、適切な積算根拠に基づき算定されることを要望する。

本契約においては、収集運搬、粉碎・溶解処理などの段階に分けて工数や直接経費、設備の減価償却費用などを考慮して、細目別に積算した上で予定価格を設定する必要がある。積算による予定価格の設定が困難と認められる場合には、複数事業者から参考見積書を徴収するとともに、市場価格や他の団体・部署における契約実績などとの比較分析を行い、実勢価格と整合した予定価格を設定する必要がある。

(3) 仕様内容

① 現状分析

本委託業務における機密文書の収集の範囲には、本庁舎のほかに各区役所も含まれている。しかしながら、入札に係る設計図書には本庁舎での機密文書の収集回数及び予定数量のみが記載されるにとどまっており、契約書においても各区役所に係る収集回数等が記載されていない。

② 原因及び問題点

入札募集時において仕様内容が不明確であれば、入札価格の適切な見積もりが困難となるばかりでなく、入札参加の阻害要因にもなりかねない。過去に契約実績があり業務実態を知る事業者以外が入札参加を敬遠する原因となり、競争性が著しく損なわれるおそれがある。

また、契約における業務の履行範囲が不明確な状況にあると、市と事業者間の責任関係も不明確になり、適切な業務執行に当たっての阻害要因になりかねない。

【指摘】

本契約において、各区役所の収集回数、予定数量などの仕様について、設計図書や契約書に明記されたい。

また、同一事業者の落札が継続している案件については、仕様内容が特定の事業者でなければ不明確な内容となっていないか、十分に確認されたい。

(4) 積算内訳書の徴収

① 現状分析

本委託業務において、契約者決定時に徴収した積算内訳書は、収集、粉碎などの工程毎の1kg当たり単価が記載されているが、その根拠となる工数や経費などの細目が明示されていない。一方で、同積算内訳書では、各工程の合計金額（60円/kg、税抜）の2/3にあたる40円/kg（税抜）を一括して「値引き」で表示し、その値引の根拠を示すことなく積算内訳を市へ提示している。

当該積算内訳に基づき、市は最終的に当該事業者と契約締結している。

② 原因及び問題点

市では、入札執行時の落札者の決定に当たっては、必ず積算内訳書を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行確保が可能かどうか十分検証することとしている。本契約においては、入札不調のため随意契約に移行しているが、当該状況を踏まえ、徴収した積算内訳書に基づき、より慎重に業務の履行可能性等を検証することが求められる。

本契約事務における積算内訳書は、上記趣旨に鑑みると著しく不十分であり、適切な検証が行われていたとは言い難い。

各工程の積算合計の単価に2/3を「値引き」するような内訳書を提示された場合、業務の履行可能性だけでなく、最低賃金法に抵触しているか否かについて、慎重に検討をすべき状況にあったと考える。

【指摘】

委託先事業者決定に当たっては、積算内訳書に基づき、業務の履行可能性や労働関係法令等を遵守可能な内容であるかどうかを十分に検討されたい。

積算内訳書で業務内容毎に積算内訳が示されていたとしても、本契約事務のように、値引額で一括調整されているようなものは、業務の履行可能性等を検証する上で不十分である。市による適切な指導の下、検証するに足る積算内訳書を徴収されたい。

(5) 業務の履行確認

① 現状分析

本委託業務の契約書及び仕様書においては、本委託業務の対象である機密文書について引渡数量を確認する旨の記載がない。また、完了報告書の処分数量の単位（重量によるか箱数によるか）についても仕様書に定めがない。

実際に本委託業務の履行時には、庁舎の駐車場などにおいて、総務課職員立会のもとで、各部署の市職員から委託先事業者へ機密文書の引き渡しが行われているが、その際に市職員による引渡数量の確認はなされていない。

また、業務の履行実績として、市では委託先事業者から処理数量（kg単位）の報告

書を受領し、それをもって検査が実施されているが、上記状況から引渡数量との照合は実施されていない。

② 原因及び問題点

機密文書の引渡数量が把握されていないため、事業者が確実に引渡された機密文書を処理し、その報告が引渡数量と整合しているかが確認できない。そのため、仮に処理漏れにより機密文書が流出したとしても、その事実が把握できない状況にある。

【指摘】

機密文書を取り扱う本委託業務において、引渡数量、処理数量を市が把握・確認し、文書の流出がないことを確認されたい。

具体的な方策としては、以下の対応が考えられる。

- 委託先事業者に引き渡す際に、市と委託先事業者の両者で引渡箱数を確認した上で、引渡箱数が記載された受領書を入手する。
- 委託先事業者による機密文書の処分完了後、市担当者は委託先事業者から重量だけではなく箱数も記載された処理報告書を入手する。

また、回収と処分を別事業者に委託し、処分漏れがないか相互牽制が行われるようすることも考えられる。

(6) 委託事務の管理

① 現状分析

本契約における委託仕様書の第9項は、実施状況の確認のための項目となっており、同項第1号は「本市は、指定する職員を、この業務に立ち会わせることができるものとする」、同項第2号は「必要に応じて、再資源化した機密文書についての証明書の提出を求めることがある」、同項第3号は「必要に応じて、ビデオテープ等によりこの業務の執行を撮影させ、当該ビデオテープ等を提出させることがある」と定めている。

上記の委託仕様書第9項第1号の規定を根拠に、年1回程度、市職員が回収～破碎までの工程に立ち会い、業務の実施状況を確認している。一方、立会者による報告書は作成されておらず、市職員における立ち会いの証拠として本監査において提出された写真は平成23年度のものであった。また、委託仕様書第9項第2号の規定に基づく再資源化の証明書は入手していないが、委託仕様書第5項第5号に基づき、破碎処理の都度、処理数量（重量）を記載した完了報告書を提出させている。一方、委託仕様書第9項第3号の規定に基づくビデオテープ等の提出は、現在のところ求めていな

② 原因及び問題点

情報管理の重要性を踏まえると、事業者が漏れなく、かつ速やかに機密文書を処理しているか十分に確認すべきである。

本委託業務の資格要件として、「受託業者は機密文書を千葉市の認める方法（破碎・溶解等）により再資源化を行うことができる施設を有する者であること」が求められているが、ISO やプライバシーマークなどの認証は求めていない。機密文書の処理という業務の重要性に鑑みると、毎回確立した業務手順により当該処理が実施されていることが担保されていない状況では、年 10 回程度実施される業務のうちの 1 回程度の立ち会いのみでは、適切な業務の遂行に関する確認を得るには十分といえない。

【意見】

機密文書の処理という市の情報を取り扱う重要な業務であることを考慮し、情報漏えいの防止や、漏れなくかつ速やかに機密文書の処理が行われているかを十分に確認するため、以下のような施策を適切に組み合わせて、業務の適切性を確保することを要望する。

- 回収～破碎までの処理状況の実地検査を、抜き打ちも含めより頻繁に実施する。立会の頻度については、他の条件（ISO 等の取得状況や映像の提出）なども考慮して決定するが、こうした取組みがない場合は、毎回立ち会うこととも考えられる。なお、引渡日にすべての書類の処理が完了しない場合は、引渡翌日などにも実地検査を行うことも検討する。また、立会結果は文書に残すことが望ましい。
- 入札参加資格に、ISO27001 やプライバシーマークの取得などの要件を設ける。
- 処理状況を記録した映像を提出させる。

2. 職員定期健康診断等業務委託（No. 9）【総務局総務部人材育成課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

本契約は、労働安全衛生法第66条等に基づく各種健康診断を、市内に受注者が設置又は管理運営する健康診断施設において実施し、その結果を判定するとともに、市及び受診職員に結果の報告を行う業務を委託するものである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	平成29年度職員定期健康診断等業務委託						平成28年度職員定期健康診断等業務委託						平成27年度職員定期健康診断等業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	30	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	54,307,872 円						52,923,370 円						53,919,518 円					
契約(執行)方法	一般競争入札						一般競争入札						一般競争入札					
委託先名称	公益財団法人ちば県民保健予防財団						公益財団法人ちば県民保健予防財団						公益財団法人ちば県民保健予防財団					
予定価格の公表状況	非公表						非公表						非公表					
最低制限価格等の有無及び公表	非設定						非設定						非設定					
落札金額(税込)	43,229,718 円						46,371,782 円						48,888,424 円					
参加事業者数	1 者						1 者						1 者					
(参加者の地区別内訳)	市内	1	準市内	0	市外	0	市内	1	準市内	0	市外	0	市内	1	準市内	0	市外	0

（2）競争性の確保

① 現状分析

本委託業務は、一般競争入札により執行されているが、1者入札が続いている。入札参加資格審査会において、本仕様及び参加要件のもとで応札可能な事業者数は5者見込まれると発注課が回答しているが、直近10年間において委託先事業者以外の応募はない。

発注課では、他の事業者が入札に参加しない理由について特段分析していないが、市職員全員（5,000名以上）を対象とする仕様のため業務量が多く、各病院等の通常業務に加えて本業務を引き受けることが難しいことが要因として想定される。

なお、入札参加要件として、月500名の健康診断が実施可能なことが挙げられているが、これは職員数÷10か月（一般健診の実施期間）≈500名として計算したものであり、仕様を前提とすると妥当なものである。

② 原因及び問題点

指名競争入札と異なり、一般競争入札の場合は入札者が1者でも入札は有効に成立するものの、同一事業者による1者入札が長期間継続している状況は、競争性が確保できていない状況を強く示唆するものである。実質的に競争性が無いにも関わらず形

式的に一般競争入札を継続することは、金額の高止まりなどを招くおそれがある。

本契約については、市では仕様内容の見直しや、他の応札可能な事業者を指名しての指名競争入札の執行など、入札者を増やすための取組みを実施していない。

【意見】

同一事業者による1者入札が長期間継続している状況は、競争性が確保できていない状況を強く示唆するものであるため、そのような契約については仕様内容や入札方法の見直しを行うことを要望する。

本契約においては、以下の点について、調査・検討を行うことを要望する。

- 応札可能とみられるが入札に参加しない事業者に対して問い合わせ、入札に参加しない理由について把握する。
- 区や庁舎などを単位として契約を分割し、1契約当たりの業務量（及び業務量を前提とした資格要件）を低減して応札可能業者数を増やすことを検討する。
- 応札可能な事業者を指名して、指名競争入札を行うことを検討する。

（3）仕様内容

① 現状分析

本委託契約は、健康診断の種別ごとの単価に、実際の受診者数を乗じて委託費が計算される単価契約である。そのため、入札時の募集要項には、健康診断の種別毎の想定受診者数が記載されている。また、この想定受診者数に検診種別毎の単価を乗じて予定価格が算定されている。

しかしながら、この想定受診者数には、実際に予想される人数よりも少ない人数が記載されている。平成29年度の一般健康診断の受診者数は、入札時の仕様書では4,500名だが、実績は5,253名であった。このような傾向は継続しており、予定価格積算の前提となる受診予定者数よりも実際の受診者数が多いことから、平成27年度から29年度のいずれの年度においても支払実績が予定価格を超過している。なお、市は雇用者として常時使用する労働者たる職員に定期健康診断を毎年受診させる義務を負っており（労働安全衛生法第66条第1項）、受診予定者数を想定しうる状況にある（*1）。

受診者数が少なく見積もられている原因は、執行可能予算内に予定価格を収めるためとのことである。予算総額は前年度実績に基づいて算定されているが、各部局へ執行可能予算が配付される段階で予算額の10%が留保される方針となっている（*2）ため、当初の執行可能予算は予想される健診費用よりも少なくなっている（*3）。

*1 自らの負担で人間ドック等を受診した職員については、その結果をもって定期健診に代えているため、職員数と受診者数は一致するものでは無いが、それほど大きな差異は生じていない。

*2 財政課との個別協議の結果、留保の対象とならない費目もあるが、本事業については留保の対象

となっている。

- *3 結果として当初に配当された執行予算を超過する場合は、「歳出予算補正執行計画(配当)申請書」を經理担当課に提出して、予算の追加配当を受けている。また、平成27年度から29年度においては、支出額は留保前の予算総額を超過していない。

② 原因及び問題点

執行予算の当初配当額が実際に予想される本委託契約の業務委託費よりも少ないため、受診者数を実際よりも少なく見積もることにより、予定価格の算定結果を不当に低く算定している。

その結果、入札時の仕様書に記載されている受診者数と実際に予想される受診者数が乖離しているため、入札参加事業者による事業規模に応じた単価の適切な積算を阻む要因となっている。また、過去に契約実績があり業務実態を知る事業者以外が落札・契約した場合に、想定した以上の業務量となり、適切な業務の履行が確保できないおそれがある。

【指摘】

実際に予想される必要数量に基づいて仕様を決定し、予定価格を算定されたい。

本契約においては、職員数や過去の受診率、採用予定人数などから受診者数を適切に見積もり、これに単価を乗じて予定価格を算定されたい。

市は職員に定期健康診断を受診させる義務があることから、受診者数は市が任意に決定できるものではない。そのため、予想される受診者数と単価を乗じた金額よりも執行予算が低い場合は、執行予算内に予定価格を抑えるため、検査項目の整理などの仕様の変更(*1)や適切な単価の算定(*2)を通じて単価を低減させることが必要である。そのような措置が適当ではない場合は、財政部門と協議の上、適切な予算の配当を受ける必要がある。

*1 検査項目も労働安全衛生法及び同規則で定められているため、省略可能な項目は胃がん健診などの法定外検査項目に限られる。

*2 次項参照

(4) 予定価格の積算

① 現状分析

本委託業務においては、予定価格(単価)が前年度の契約実績によっている。なお、他の事業者からの見積や、予想される工数に基づく積算などは行われていない。

② 原因及び問題点

予定価格の積算の基準としている前年度の契約単価は、1者入札の結果決定されたものであるため、工数等に基づく積算や他の事業者との見積もりなどと比較しなければ、相場や実際の工数と乖離した単価となり、予定価格ひいては契約金額が高止まり

するおそれがある。

また、前年度の契約単価のみに基づいて費用を見積もっている場合、費用削減の余地を検討しにくい。そのため、翌年度の予算の要求や執行予算の配当等の場面において、財政部門に金額の合理性を説明しにくく、その結果、必要な額より低い金額が配付されることとなり、予定価格設定時に実際と乖離した受診者数で見積もらざるを得ない状況となる。

【意見】

予定価格の算定にあたっては、作業量や経費などを考慮して積算されることを要望する。

なお、このような積算が困難と認められる場合においても、複数事業者からの見積書の取得、他の同事業を実施する団体における契約実績などとの比較・調整の上、より適正な予定価格の設定に努められることを要望する。

3. 千葉市職員ストレスチェック業務委託（No. 10）【総務局総務部人材育成課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

労働安全衛生法第66条の10の規定により、事業者は心理的な負担の程度を把握するための検査等（ストレスチェック）の実施が義務付けられており、その事務の一部を外部委託するものである。具体的には下記の業務である。

- ① ストレスチェック実施事務従事者としての業務
 - ア ストレスチェック調査票の作成、納品、回収及びデータ入力
 - イ ストレスチェック調査票の回答に対する分析、評価、結果通知作成
 - ウ 高ストレス者の抽出
 - エ 医師との面接指導の受診勧奨文作成
 - オ 集団分析データ等の作成及び納品
- ② 集団分析結果を利用した所属長研修の企画及び実施

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

（単位：円）	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	平成29年度千葉市職員ストレスチェック業務委託（単価契約）						平成28年度千葉市職員ストレスチェック業務委託（単価契約）											
契約開始日（平成）	29	年	6	月	14	日	28	年	7	月	15	日		年		月		日
契約終了日（平成）	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日		年		月		日
契約総額（税込）	7,715,228 円						3,204,306 円											
契約（執行）方法	随意契約						一般競争入札											
契約者の選定方法	プロポーザル方式						最低価格											
委託先名称	カイテック						電算システム											

(2) 事業の効果

① 現状分析

平成 26 年度の労働安全衛生法の改正により、労働者を常時 50 名以上雇用している事業場において、年 1 回以上の心理的な負担の程度を把握するための検査（以下、ストレスチェックという。）、及び検査結果を受けた者への医師による面談指導、必要に応じた就業上の措置の実施が義務付けられている（労働安全衛生法第 66 条の 10）。また、ストレスチェックの結果の集団分析も努力義務となっている。初回のストレスチェックは、改正労働安全衛生法の施行日（平成 27 年 12 月 1 日）から 1 年後の平成 28 年 11 月 30 日までの間に行う必要があった。

市では、平成 28 年度において、厚生労働省が公表している「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」に沿った仕様で、ストレスチェック等の実施（*1）に関する業務委託契約の入札を行い、業務委託契約を締結した。

平成 29 年度においては、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」には管理者向け研修や集団分析に係る詳細な規定がなく、これらの活動をより充実させたいとの目的から、プロポーザル方式での優れた企画提案を募った。契約者選定方法の変更により、価格競争よりも提案内容を重視して委託先事業者を選定した結果、契約総額は平成 28 年度の 3,204 千円（税込）から、平成 29 年度は 7,715 千円（税込）に増加した。一方、平成 29 年度のストレスチェックが期待した効果が得られたか、現時点では事後的な検証は行われていない。

*1 調査票の作成、職員への調査票の配布・回収・入力・分析・評価・結果通知、面談指導受診勧奨文送付、集団分析データの作成、所属長研修の企画・実施など

② 原因及び問題点

本契約においては、平成 28 年度から実施している新しい事業であり、またプロポーザル方式は、「事業者の高度な知識・専門的な技術や創造性、構想力等を求める業務」に採用されることから、市が事前に効果を予測することは困難である一方、委託効果を事後的に検証することが重要となる。

プロポーザル方式への移行により平成 28 年度と 29 年度事業では、契約金額が増額された状況もあることから、次年度以降における仕様内容や契約方法を含めた事業のあり方について、平成 28 年度及び 29 年度の事業効果を踏まえて検討する必要がある。しかしながら、現状において本事業の総括や効果の検証は行われていない。

【意見】

平成 29 年度の企画提案に基づき実施された事業について、十分に効果の検証を行わることを要望する。

特に本委託業務は、平成 28 年度からの新規事業であること、入札からプロポーザル方式へ契約者選定方法を変更したことなどから、次年度以降の仕様内容や契約方法

を含めた事業のあり方について、検証結果を踏まえた検討が必要と考える。効果検証の方法として、職員や管理職へのアンケート調査の実施などが考えられる。

4. 情報システム開発・保守サービス利用契約等 (No. 11 他) 【総務局情報経営部 情報システム課】

- (No. 11) 住民情報系システムホスティングサービス利用契約
- (No. 14) 千葉市業務共通システム開発・保守サービス利用契約
- (No. 15) 千葉市住民情報系システム統合運用業務委託
- (No. 16) 千葉市税務システム開発・保守サービス利用契約
- (No. 18) 千葉市福祉システム開発・保守サービス利用契約

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

【住民情報系システムホスティングサービス利用契約】

市の住民情報系システム(業務共通、介護保険、税務、福祉、住民記録及び国民健康保険システム)を再構築するに当たって、各システムを稼働させるために必要な電子計算機(サーバ等)およびリソース(CPU、メモリ等)の提供を受ける。また、契約期間中において稼働状況を管理する。

【千葉市業務共通システム開発・保守サービス利用契約】

従来のホストシステムからオープン化することにより財政負担の少ないシステムへの転換を図るとともに、新たな電子行政サービスに柔軟に対応可能なシステムを実現するため、ICT(Information and Communication Technology)に関する専門的な知識や技術を有する事業者から業務共通システムの開発サービス及び保守サービスの調達を行う。

【千葉市住民情報系システム統合運用業務委託】

市の住民情報系システム(業務共通、介護保険、税務、福祉、住民記録及び国民健康保険システム)の再構築において、運用の効率化とシステムの安定稼働を図るため、マルチベンダーにより構成される複数システムの運用業務のうち、ジョブ運用や保守等の計画策定調整、セキュリティ管理、構成管理、ジョブ運用、サービスデスク運用、システム監視及び障害対応等、共通的な作業をITIL(Information Technology Infrastructure Library)に基づき一元管理する。

【千葉市税務システム開発・保守サービス利用契約】

平成23年度に策定した千葉市住民情報系システム刷新計画及び平成24年度に策定した千葉市税務システム開発基本計画に基づき、税務業務を遂行するために必要な機能等について、パッケージソフトウェアを活用し実現するための開発サービスと、運用開始後にシステムを安定して稼働させるための保守サービスを行う。

【千葉市福祉システム開発・保守サービス利用契約】

平成23年度に策定した千葉市住民情報系システム刷新計画及び平成25年度に策定した千葉市福祉システム開発基本計画に基づき、福祉業務を遂行するために必要な機能等について、パッケージソフトウェアを活用し実現するための開発サービス及び保守サービスを行う。

平成29年度における各契約の状況

(単位:円)	No.11	No.14	No.15
契約名称	住民情報系システムホスティングサービス利用契約	千葉市業務共通システム開発・保守サービス利用契約	千葉市住民情報系システム統合運用業務委託
契約開始日(平成)	26 年 6 月 16 日	25 年 8 月 30 日	27 年 4 月 1 日
契約終了日(平成)	30 年 12 月 31 日	36 年 3 月 31 日	31 年 9 月 30 日
年度支出額(税込)	164,523,960 円	100,326,859 円	137,645,244 円
契約変更の有無	サーバ機器等の増設のため、平成28年3月8日に、平成28年4月から平成30年12月までの契約金額を変更。	住民情報系システムに「総合窓口等支援システム」が追加されること及び社会保障・税番号制度に対応するために変更(平成28年3月8日付)	住民情報系システムに「総合窓口等支援システム」が追加されることにより変更(平成28年3月8日付)
複数年契約であるか	債務負担行為	債務負担行為	債務負担行為
契約(執行)方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
契約者の選定方法	最低価格	総合評価方式	総合評価方式
委託先名称	日本電子計算株式会社	千葉市業務共通システム開発・保守サービス共同企業体	富士通株式会社千葉支社
落札金額(税込)	310,594,821 円	755,943,300 円	527,037,840 円
参加事業者数	4 者	2 者	2 者
(参加者の地区別内訳)	市内 0 準市内 2 市外 2	市内 0 準市内 1 市外 1	市内 0 準市内 1 市外 1

(単位:円)	No.16	No.18
契約名称	千葉市税務システム開発・保守サービス利用契約	千葉市福祉システム開発・保守サービス利用契約
契約開始日(平成)	25 年 10 月 31 日	26 年 11 月 21 日
契約終了日(平成)	37 年 12 月 31 日	38 年 12 月 31 日
年度支出額(税込)	275,400,000 円	229,803,606 円
契約変更の有無	変更無	変更無
複数年契約であるか	債務負担行為	債務負担行為
契約(執行)方法	一般競争入札	一般競争入札
契約者の選定方法	総合評価方式	総合評価方式
委託先名称	千葉市税務システム開発・保守サービス共同企業体	株式会社アイネス
落札金額(税込)	2,677,500,000 円	2,343,600,000 円
参加事業者数	2 者	1 者
(参加者の地区別内訳)	市内 0 準市内 1 市外 1	市内 0 準市内 0 市外 1

(2) 委託効果の公表 (No. 11, 14, 15, 16, 18)

① 現状分析

住民情報系システム刷新事業（以下、「本刷新事業」という。）は平成21年度より市長マニフェストに関する取組み事業として検討が進められ、平成23年度より総務局情報統括部情報システム課内に基幹システム刷新室を設置、本格的に推進されたことになった事業である。

本刷新事業の目的は、「市民サービスの向上」とともに「より財政負担の少ないシステムへの転換」であり、①ホストコンピュータでなくサーバを基本構成とする、オープンで標準的なシステムへの移行、②簡素で効率的なシステムの導入、③最新の情報通信技術を活用した、拡張性と柔軟性を兼ね備えたシステムの構築の3つを基本方針としている。

千葉市住民情報系システム刷新計画書（以下、「本刷新計画書」という。）は、平成24年3月30日に本刷新事業の全体計画をまとめたものとして策定されたものであり、その後市ホームページで公表されている。

本刷新計画書の中で、市は各業務システムの開発着手から刷新完了までの全工程についての事業費58億70百万円及びシステム刷新後の運用保守等費用13億3百万円を試算している。また、一方で従来のシステム運用保守等費用を平成23年度を基準として年間22億7百万円と算定し、その結果、本刷新事業により削減できる費用を年間約4億円としてその効果を見込んでいる（当該算定の根拠は、本刷新計画書「図表3-15-2 費用規模推移」、「図表3-15-3 効果額の試算」で示されている。）。

一方で、本刷新事業で計画した刷新システムの導入は平成28年度に全て完了しており、現在同システムは運用が開始されている。

のことから市では平成29年12月に情報住民系システムの再構築経費を決算額ベースで集計し、本刷新事業による実際の費用削減効果金額を算定しており、実際には年間4.2億円の費用削減効果があったとしている。

しかしながら、この実際の費用削減額の結果は広く市民に公表されていない。

② 原因及び問題点

刷新システムの開発保守契約の実績値を集計し、実際の費用削減効果を測定し分析することは、本刷新事業の事業評価の一環であり、非常に有用な手続きであると考える。その意味で所管課が平成29年12月時点において、本刷新事業の費用規模及び費用削減効果金額を決算額ベースで算出しているのは評価できる。一方で、この情報は、計画に対する実績評価結果として、広く市民に情報公開されるべきものと思われる。

具体的には、本刷新計画書「図表3-15-2 費用規模推移」、「図表3-15-3 効果額の試算」で示した様式に沿った形で費用規模の実績値及び効果額を示すことが、明瞭性の高い公表方法であると考える。

【意見】

住民情報系システム刷新事業による費用削減効果額を情報公開することを要望する。

情報公開に当たっては、千葉市住民情報系システム刷新計画書の費用削減効果見込額の算定方法に沿ったものであることが望ましい。

5. パラスポーツ応援事業企画業務委託（No. 26）【総合政策局オリンピック・パラリンピック推進部オリンピック・パラリンピック調整課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

市は、パラスポーツファンを拡大するため、県や経済界、地元企業などと連携し、平成30年5月に千葉ポートアリーナで開催される「ジャパンパラワイルチエアーラグビー競技大会」と同時に、大会を盛り上げるイベントを実施した。本契約は、当該イベント実施のため、市及び関係団体の協議・調整を行い、イベント開催に必要な企画書と実施マニュアル等の関係書類の作成を委託するものである。
なお、本契約は企画・協議・調整が対象であり、同イベントの実際の開催・運営については、平成30年度に別途「パラスポーツ応援事業運営業務委託」を公募型プロポーザル方式で募集し契約している。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

（単位：円）	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	パラスポーツ応援事業企画業務委託																	
契約開始日（平成）	30	年	1	月	16	日		年		月		日		年		月		日
契約終了日（平成）	30	年	3	月	30	日		年		月		日		年		月		日
契約総額（税込）	2,386,800 円																	
契約（執行）方法	希望型指名競争入札																	
委託先名称	ワンアップ・アド・システム株式会社																	
予定価格の公表状況	非公表																	
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表																	
入札に当たっての指名者数	4 者																	
（指名者数の地区別内訳）	市内	3	準市内	1	市外	0	市内		準市内		市外		市内		準市内		市外	

（2）契約方法（契約者選定方法）

① 現状分析

本委託業務は、パラスポーツ応援事業に係る企画業務であるが、希望型指名競争入札により事業者を選定している。市担当者へ事業者決定方法についての見解を質問したところ、プロポーザル方式ではなく競争入札とした理由は、仕様が明確であり価格競争による事業者選定が可能であったと判断したため、プロポーザル方式ではなく競争入札を実施したことであった。

しかしながら、平成 29 年度における企画事業の次段階として実施される平成 30 年度のパラスポーツ応援事業に係る運営業務については、平成 29 年度の委託業務の成果物に新たな内容を盛り込む目的で、プロポーザル方式により契約事業者が選定されている。

なお、平成 30 年度の運営業務委託の契約金額は 6,499,980 円（税込）である。

② 原因及び問題点

予め詳細な仕様内容を定めにくい企画業務よりも、作業量は多いが事前に適切な企画があれば詳細な仕様を定めることができる運営業務委託を競争入札によって契約

先を選定した方が、事業全体の金額の抑制につながった可能性がある。

本委託業務においては、平成29年度の企画業務では事業者の企画力等を考慮しない希望型指名競争入札で実施事業者を選定した一方、平成30年度に改めてプロポーザル方式で企画の追加業務を含めた事業者選定が行われている状況を踏まえると、より効果的かつ効率的な業務委託が可能であったと考える。

【意見】

業務委託の施行決定においては、事業内容に鑑みて、事業の効果及び費用の面から、以下のいずれかを慎重に検討し決定されることを要望する。

- 市が自ら詳細な仕様を策定して委託先事業者を価格競争により選定するか。
- 総合評価方式やプロポーザル方式などにより委託先事業者を決定し応募者からの企画提案に基づいて仕様を作成するか。

特に、本委託事業のように企画と運営を分離して発注される場合には、事業全体の工程を踏まえた上で、各契約の業務に最も適した契約方法を採用することにより、事業全体を効率的かつ効果的なものとすることが望まれる。

6. 東京2020大会に伴うボランティア体制構築等業務委託（No.27）【総合政策局オリンピック・パラリンピック推進部オリンピック・パラリンピック振興課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

本契約は、東京2020大会に向けたチーム千葉ボランティアネットワーク実行委員会（以下「実行委員会」とする。）の設立と、大会時に活躍する都市ボランティアについて、市に代わりボランティア関連事業（募集・育成・管理及びそれに関する事業（広報・啓発やその他））の実施を委託するものである。

本契約で委託する事業には、以下の業務が含まれている。

- ・実行委員会の設立（委員候補の選定含む）、事務局運営
- ・広報・啓発活動（キーメッセージの策定、ポスター等の作成、Webサイト運営）
- ・都市ボランティアの募集（募集説明会の開催など）
- ・都市ボランティアの管理（ボランティアデータベースの作成・運用、ガイドラインの作成）

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度				27年度					
契約名称	東京2020大会に伴うボランティア体制構築等業務委託															
契約開始日(平成)	29	年	4	月	25	日		年		月		日		年	月	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日		年		月		日		年	月	日
契約総額(税込)	11,959,999 円															
契約(執行)方法	随意契約															
契約者の選定方法	プロポーザル方式															
委託先名称	株式会社オニオン新聞社															

(2) 委託事務の管理

① 現状分析

本委託業務においては、外部ネットワークに接続するサーバーで個人情報を含むデータベース（ボランティア希望者の名簿）を構築し、運営する業務が含まれており、名簿の規模や外部からのサイバー攻撃等の可能性、また、取り扱う個人情報が氏名、生年月日、住所といった基礎情報に加え、過去の経歴等も含むものであることを考慮すると、個人情報の漏えいのリスク及び影響度が高い業務であるといえる。

本業務委託は、上記のとおり個人情報を取り扱うため、契約書には個人情報取扱特記事項が含まれている。同特記事項では、委託先事業者に個人情報の適切な管理を求めるとともに、委託先事業者における個人情報の適切な取扱いを担保するため、個人情報取扱責任者の通知、個人情報の取扱いに関する研修等の実施計画の報告、再委託の事前承諾、作業場所の指定のほか、必要があると認めるときは、委託先事業者に対して契約事項の遵守状況について報告を求め、又は実地検査をすることができる旨が定められている。

一方で、委託先事業者の選定時において、個人情報の取扱いに関する管理体制の具体的な評価は行われていない。また、個人情報取扱責任者の通知、研修計画の報告、庁舎外作業の申請・承諾は行われているが、それ以外の契約事項の遵守状況や管理体制の報告、実地検査は行われていない。

② 原因及び問題点

千葉市個人情報保護条例第11条第1項第2号では、市が個人情報を取り扱う事務を遂行するに当たっては、「個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること」が義務付けられており、市から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者も、同条例第12条の2により同様の措置が義務付けられている。また同条例第12条では、市が「個人情報を取り扱う事務の委託をしようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。」と定めているため、同条例第11条第1項第2号が求める保護措置を

委託先事業者が適切に講じているか、必要に応じて調査を行うべきものと考えられる。

しかしながら、本委託契約には個人情報の漏えいに関するリスクが高いと考えられる業務が含まれているものの、市が把握している保護措置は従業者の研修計画と再委託の状況のみであり、その他の物理的、技術的な保護措置について把握、評価していない。

そのため、本業務委託における市の取組みが、同条例第12条の「必要な措置」として十分か疑問が残る。

【意見】

本委託業務における個人情報の漏えいのリスクや万が一漏えいした際の影響度を踏まえ、個人情報取扱特記事項にあらかじめ定められている個人情報取扱責任者の通知、研修計画の報告、庁舎外作業承諾といった形式的な報告を受けるだけでなく、本契約で取り扱う個人情報に関する保護措置についてもより具体的な報告を求め、委託先事業者が講じている保護措置が十分な水準にあるか評価した上で、その運用状況等を確認するための実地検査についても検討が行われるよう要望する。

(3) 契約期間

① 現状分析

本事業は、東京2020大会に向けたボランティア体制の構築・運営業務を一括して委託するものであり、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年夏まで継続して実施される事業である。主なスケジュールは下表のとおりである。

2017年度 (平成29年度)	5月～6月	実行委員会 設立
	8月	都市ボランティア募集説明会等(1回目)
	9月	都市ボランティア募集説明会等(2回目)
	11月	都市ボランティア募集説明会等(3回目)
	1月	都市ボランティア募集説明会等(4回目)
	2月	都市ボランティア第一次募集
2018年度	5月～7月	都市ボランティア(第一次)研修
	8月	世界女子ソフト大会 都市ボランティア(第一次)派遣
	8月	都市ボランティア第二次募集
	11月～3月	都市ボランティア(第二次)研修
2019年度	通期	都市ボランティア研修
	通期	オリンピックテストイベント、ラグビーワールドカップなどのイベントに都市ボランティア派遣
2020年度	4月～6月	都市ボランティア研修
	4月～6月	イベント等への都市ボランティア派遣
	7月～9月	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

(注) 上表は平成29年度の委託契約締結時点の予定であり、実績及び現時点での予定とは異なる。

また、平成 29 年度の業務内容には、以下の事項が含まれている。

- 実行委員会の設立及び事務局運営
- Web、ポスター等による広報
- 都市ボランティアの募集
- ボランティア管理データベースの運用

平成 29 年度はプロポーザル方式で委託先事業者が選定されているが、募集に際しては、翌年度以降の費用や割り当て可能な人員などについて提案を求めておらず、このため、次年度以降のランニングコストや役務の提供体制などが評価されていない。

このような中、平成 30 年度は、実行委員会の事務局運営の継続性やボランティアデータベースの管理の継続性を理由に、平成 29 年度と同一の事業者と随意契約が行われており、また、平成 31 年度以降の契約について方針は決定されていないが、平成 30 年度と同様、同一事業者と単年度の随意契約を繰り返すことが想定されている。

② 原因及び問題点

本事業は、平成 29 年度からの 4 年間にわたる事業として継続されるものであるが、平成 29 年度では単年度契約により発注が行われている一方、次年度以降の役務の提供体制やランニングコストなどが評価されず、結果として平成 30 年度以降も同一業者との随意契約が繰り返されることが想定されている。

一方、4 年間継続する事業として、複数年契約による執行や仕様内容に次年度以降における実施計画素案の策定を求め、それに基づき 30 年度以降も随意契約によらない事業者選定手続が行われた場合、調達価格及び業務の品質面の観点から、より経済的な事業遂行ができた可能性がある。

なお、複数年契約を締結しない理由として、予算単年度主義から単年度契約が原則であることのほか、長期（4 年間）にわたる詳細な仕様を定めることが困難であることも挙げられる。一方で、債務負担行為による予算措置により、複数年にまたがる契約を設計することは可能であり、本委託業務のうち、事務局運営やボランティアデータベースの運用・保守などについては、各年度で運営管理が大きく変わらないことが予想されるため、複数年度にわたる契約として仕様を作成することは可能であったと考える。

【意見】

複数年にわたり計画される事業を外部委託化する際には、複数年契約によることが可否も含め、効果的かつ経済的な調達方法について十分に検討されることを要望する。

複数年度にわたる事業に関する業務を外部に委託するに当たっては、事業の継続性の観点などから同一事業者と継続して契約する場合は、随意契約による単年度契約を繰り返すよりも、入札やプロポーザル方式により複数年契約で委託先事業者を選定し

た方が、事業の全期間を通じたより優れた企画提案を受けることが可能となり、また、調達価格や品質面でも、より経済的な事業遂行が可能になると考える。

なお、事業に係る仕様内容をあらかじめ定めることが困難であり、年度毎に仕様内容を定めて発注・契約する場合には、プロポーザル方式などで委託先事業者を選定するに当たり、仕様内容に次年度以降の役務の提供体制やランニングコストなどの提案を求め、それらを評価した結果に基づき、募集による方法で委託先事業者を選定していくことも考えられる。

7. 本庁舎設備運転監視及び保守年間業務委託 (No. 40)【財政局資産経営部管財課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

市役所本庁舎及び議事堂棟の電気・空調設備等を常に最良の状態で維持管理するため、実施するものである。本契約により委託される事業には、以下の業務が含まれている。

- ① 運転監視:電気設備、空調設備、給排水設備等の運転操作及び監視業務
- ② 日常点検・保守:電気設備、空調設備、給排水設備等の巡回点検・保守

本契約は、条例に基づく長期継続契約であり、契約期間は3年間となっている。

なお、平成30年度からは、千葉中央コミュニティセンターとあわせて設備の運転・保守業務を委託しているが、市庁舎の建替が検討されていることを考慮して、単年度契約となつた。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	本庁舎設備運転監視及び保守業務委託						本庁舎設備運転監視及び保守業務委託						本庁舎設備運転監視及び保守業務委託					
契約開始日(平成)	27	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	30	年	3	月	31	日	30	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	11,880,000 円						11,880,000 円						11,880,000 円					
複数年契約であるか	長期継続契約(条例)						長期継続契約(条例)						長期継続契約(条例)					
契約(執行)方法	一般競争入札						一般競争入札						一般競争入札					
委託先名称	千葉ビル代行株式会社						千葉ビル代行株式会社						千葉ビル代行株式会社					
予定価格の公表状況	非公表						非公表						非公表					
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表						設定・非公表						設定・非公表					
参加事業者数	3 者						3 者						3 者					
(参加者の地区別内訳)	市内	3	準市内	0	市外	0	市内	3	準市内	0	市外	0	市内	3	準市内	0	市外	0

(2) 委託事務の管理

① 現状分析

本委託業務は、市庁舎の機械設備の運転及び日常点検・保守業務であり、委託先事業者は機械の運転に関する数値（空調やボイラーの稼働時間、温度など）や日常点検結果、応急処置などについて記録し、業務日報として市へ提出する必要がある。

本詳細調査において、業務日報の運用状況を確認したところ、その一部において、消せるボールペンで記入されているものが見受けられた。

② 原因及び問題点

業務日報は、委託先事業者の業務が適切に遂行されているか検査するための資料となるとともに、万が一設備に関する事故等が発生した場合などに委託先事業者の責任の有無を検証するためにも重要な書類である。そのため、改ざんなどを防止するため、鉛筆や消せるボールペンでの報告書への記入は避ける必要がある。

【意見】

委託先事業者による報告書類の記入に当たっては、改ざん防止や責任の所在が曖昧にならないようにするため、鉛筆や消せるボールペンを使用しないよう指導されることを要望する。

日報の提出を受けた際には、記入漏れの有無についての確認とあわせて、容易に修正可能な状態にないかについても確認し、必要であればその場で訂正を求めるなど、委託先事業者を指導する必要がある。

8. 市民総合窓口課業務派遣委託（No. 47）【市民局市民自治推進部区政推進課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

区役所市民総合窓口課業務のうち、受付業務（住民票にかかる端末処理、戸籍にかかる端末処理含む）に係る人材派遣委託である。

① 受付業務

市民総合窓口課業務のうち、住民基本台帳法、戸籍法、道路運送車両法など各法令に基づく、申請（窓口、郵送）受付・本人確認・交付などの業務である。

② 住民票にかかる端末処理

住民基本台帳法に基づく、転入・転出などの住民異動届出、戸籍法、入国管理法や印鑑登録などの届出について、電子データ化した住民基本台帳に係るシステム処理業務である。

③ 戸籍にかかる端末処理

戸籍法の記載例に基づき、千葉市の戸籍情報システムを利用して電子データ化した戸籍に記載や照査発行するシステム入力業務である。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	平成29年度市民総合窓口課業務派遣委託						平成28年度市民課業務派遣委託						平成27年度市民課業務派遣委託					
契約開始日(平成)	29	年	6	月	1	日	28	年	6	月	1	日	27	年	6	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	61,098,282 円						62,737,338 円						62,351,807 円					
契約(執行)方法	希望型指名競争入札						希望型指名競争入札						希望型指名競争入札					
委託先名称	①株式会社アール・オー・エスデザイン ②株式会社エイジック (平成29年10月から、①から②への株式譲渡により会社合併)						株式会社アール・オー・エスデザイン						ランスタッド株式会社					
予定価格の公表状況	非公表						非公表						非公表					
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表						設定・非公表						設定・非公表					
参加事業者数	2 者						4 者						4 者					
(参加者の地区別内訳)	市内	0	準市内	0	市外	2	市内	0	準市内	2	市外	2	市内	0	準市内	2	市外	2

（2）契約形態及び契約期間

① 現状分析

本委託業務は、区役所市民総合窓口課業務のうち、受付業務への人材派遣業務（単価契約）であり、派遣契約導入の経緯及び人員の推移については以下のとおりである。

➤ 平成25年度は、住基法改正などによる業務量増加が見込まれることから、定型的かつ専門性の高い業務である「戸籍記載業務（戸籍タイプ済書）」、「窓口業務（住民異動システム入力処理及び受付業務）」について、6区（千葉市全区）に18人の派遣従事者を受入れるとともに、職員定数の適正化を図り、6区で10人を削減

した。

- 平成 26 年度は、職員配置計画策定に当たり、緑区を除く 5 区市民課において職員を 1 人削減（計 5 人）するとともに、業務の円滑な運営と正規職員の負担軽減を図るため、各区 1.5 人（計 7.5 人）を新規に受入れている。なお、正規職員の事務負担の軽減と窓口サービスの向上のため、正規職員の「現場知識と語学能力を補う」ことを目的に、英語等の語学能力を保有する派遣従事者を各区 1 人ずつ配置している。
- 平成 27 年度以降は、派遣従事者の配置数及び勤務日時については前年度と同様であるが、業務に「電話の取次ぎ」業務を追加している。

派遣元事業者との契約方法は、毎年、6 月 1 日～翌年 3 月 31 日の契約期間（10 か月）においては、希望型指名競争入札により事業者を選定する一方、年度初めの繁忙期に対応するため、4 月～5 月は、前年度の事業者との随意契約によっている。

② 原因及び問題点

平成 27 年改正の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣事業者の保護等に関する法律」（以下、「改正労働者派遣法」という。）が平成 27 年 9 月 30 日に施行されたことにより、新たな期間制限ルールが適用され、労働者派遣業務として位置づけられる本業務にも影響を及ぼしている。改正労働者派遣法における期間制限ルールの内容は、以下のとおりである。

➢ 派遣先事業所単位の期間制限

全ての業務について、派遣先の同一の事業所に対し派遣できる期間（派遣可能期間）は、原則、3 年が限度とされた。派遣先が 3 年を超えて受け入れようとする場合は、派遣先の過半数労働組合等からの意見を聞く必要がある（1 回の意見聴取で延長できる期間は 3 年まで）。

➢ 派遣労働者個人単位の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位に対し派遣できる期間は、3 年が限度となった。従来は専門性の高い「26 業務」については派遣期間制限なし、その他の業務については原則 1 年、最長 3 年とされ、業務による区分けがあったが、今回の改正で、「26 業務」の撤廃、派遣先事業所単位の制限、個人単位の制限が設置された。

施行日以降に締結された労働者派遣契約では、すべての業務に対して派遣期間に上記制限が適用されるため、本業務では、平成 31 年 3 月に派遣可能期間の限度を迎えることになる。

このような状況の下、今後も継続して組織の合理化を図り、定型的かつ専門性の高い業務として、効率的かつ効果的に実施していくために民間活力を取り入れていくの

であれば、労働者派遣契約によらず、業務そのものを外部委託化していくことの検討も必要と考える。ただし、業務委託契約では、業務を請負し、その業務を完遂し、納品することが目的となることから、発注者である市と労働者との間に指揮命令関係が生じないという点で労働者派遣契約と大きく異なることとなる。労働者派遣と請負とでは、労働者の安全衛生の確保、労働時間管理等に関して、契約先と発注者で負うべき責任が異なってくるが、発注者と労働者との間に指揮命令関係がある場合には、請負形式の契約により行われていても労働者派遣契約に該当することとなり、偽装請負となるおそれがある。したがって、業務委託化の検討に当たっては、十分な留意が必要となる。

また、本委託業務においては、業務の繁忙期が過ぎた後の6月から翌年3月までを契約期間としており、4月～5月分の業務に関しては、毎年度、前年度事業者との随意契約によっているが、当該期間のみを個別契約とする理由は乏しく、契約の透明性という観点からも問題が認められる。このため、債務負担行為による予算措置を図るなどにより、4月～5月業務についても契約の一元化を検討していくことが必要と考える。これにより、契約事務の効率化が図られるとともに業務の継続性も担保され、また、事業者側としても、事業計画を立て易くなるなどの効果も見込める。

【意見】

定型的かつ専門性の高い業務として、本業務を効率的かつ効果的に実施していくために、今後も継続して民間活力を取り入れていくのであれば、現在の労働者派遣の形態から、業務自体を外部委託化することについても、検討されることを要望する。

また、一定期間において前年度事業者との随意契約が継続していることに鑑みて、契約期間の見直しを図られることを要望する。

随意契約は、契約の例外的な方法であることから、代替可能な方法として、契約の一元化が可能であり、また、それによる効果が認められるのであれば、債務負担行為による予算措置を図るなどにより、契約期間の見直しを行うことが有用と考える。

9. ちば市政だより制作等業務委託(No. 49)【市民局市民自治推進部広報広聴課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

ちば市政だよりの制作、指定場所への配達に関する業務委託である。 平成29年10月にちば市政だよりのリニューアルを実施(配布方法を新聞折り込みから全戸ポスティングに変更し、発行回数を月2回から月1回に変更)したため、平成29年度は計5つの契約を締結している。
(a) 平成29年4月15日号・5月15日号の発行(2回)。タブロイド判8ページ。予定数量696千部(348千部×2回)。
(b) 平成29年5月1日号の発行(1回)。タブロイド判12ページ。予定数量351千部。
(c) 平成29年6月1日号～9月1日号の発行(4回)。タブロイド判12ページ。予定数量1,404千部(351千部×4回)。
(d) 平成29年6月15日号～9月15日号の発行(4回)。タブロイド判8ページ。予定数量1,392千部(348千部×4回)。
(e) 平成29年10月号～平成30年4月号の発行(7回)。タブロイド判24ページ。予定数量3,073千部(439千部×7回)。

平成29年度における契約の状況

(単位:円)	平成29年度						29年度						29年度					
契約名称	ちば市政だより(4月15日号・5月15日号)制作等業務委託						ちば市政だより(5月1日号)制作等業務委託						ちば市政だより(1日号)制作等業務委託(平成29年6月1日号～平成29年9月1日号)					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	29	年	4	月	1	日	29	年	4	月	10	日
契約終了日(平成)	29	年	5	月	31	日	29	年	5	月	31	日	29	年	9	月	30	日
契約総額(税込)	2,875,809 円						2,685,617 円						10,682,233 円					
再委託禁止条項の有無	条項有						条項有						条項有					
再委託の状況	主たる部分を再委託						再委託は行われていない						主たる部分を再委託					
契約(執行)方法	随意契約						随意契約						希望型指名競争入札					
委託先名称	株式会社リフコム千葉支店						株式会社地域新聞社						株式会社リフコム千葉支店					

	平成29年度						29年度					
契約名称	ちば市政だより(15日号)制作等業務委託(平成29年6月15日号～平成29年9月15日号)						ちば市政だより制作等業務委託(平成29年10月1日号～平成30年4月1日号)					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	10	日	29	年	4	月	27	日
契約終了日(平成)	29	年	9	月	30	日	30	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	6,082,268 円						44,266,865 円					
再委託禁止条項の有無	条項有						条項有					
再委託の状況	主たる部分を再委託						主たる部分を再委託					
契約(執行)方法	希望型指名競争入札						一般競争入札					
委託先名称	株式会社リフコム千葉支店						株式会社リフコム千葉支店					

(2) 契約期間

① 現状分析

本委託業務は、ちば市政だよりの制作に関する業務である。

平成29年10月に配布方法を新聞折り込みから全戸ポスティングに変更するとと

もに、発行回数を月2回から月1回としたため、平成29年度の契約単位は、

- (a) 平成29年4月15日号・5月15日号の発行（2回）。
- (b) 平成29年5月1日号の発行（1回）。
- (c) 平成29年6月1日号～9月1日号の発行（4回）。
- (d) 平成29年6月15日号～9月15日号の発行（4回）。
- (e) 平成29年10月号～平成30年4月号の発行（7回）。

の計5つとなっている。全て単価契約であるが、契約方法は契約毎により異なっている。

ちば市政だより制作等業務委託契約 (a) 平成29年4月15日号・5月15日号、(b) 平成29年5月1日号においては、市政だよりの発行には記事の編集・校正期間として、発行日までに45日程度を要するため、本紙の記事編集・校正ノウハウを活用し安定した市政だより発行を確保するために、前年度における業務委託の履行実績を有する事業者と随意契約によっている。

一方、6月1日号以降については、平成29年4月以降に記事編集が開始されることから、月2回発行（平成29年9月まで）される1日号、15日号毎にそれぞれ、希望型指名競争入札により、事業者を選定している。

② 原因及び問題点

本委託業務においては、紙面に係る原材料価格の変動が予測できないことから、長期間を対象とする複数年契約はなじまないものの、毎年行われる4月及び5月号に係る随意契約に関しては、前年度の事業者との契約であり、個別契約とする理由は乏しい。債務負担行為による予算措置を図った上で契約期間を延長することにより、契約手続が減少することによる事務の効率化や業務の継続性が担保される。また、4月15日号、5月1日号共に、前年度の3月中に作業が着手されている状況に鑑みると、制作号に対応した業務期間を一契約単位として、契約の透明性が図られるほか、事業者も事業計画を立て易くなるなどの効果も見込める。

【意見】

前年度事業者との一定期間の随意契約について、契約期間の見直しにより、契約の集約化を検討されることを要望する。

随意契約は、契約の例外的な方法であることから、制作号に対応した業務期間を一契約単位として、一層の契約の透明性等が図られるのであれば、債務負担行為による予算措置を図った上で、契約期間の見直しを行うことが有用である。

（3）再委託の管理

① 現状分析

本委託契約を締結する事業者において、仕様内容にある版下データの制作業務を再

委託している（ちば市政だより制作等業務委託契約（a）平成29年4月15日号・5月15日号、（c）平成29年6月1日号～9月1日号、（d）平成29年6月15日号～9月15日号、（e）平成29年10月号～平成30年4月号）。

本委託契約書では、以下のとおり再委託に係る事項が定められている。

第7条(一括再委託等の禁止)

受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他の必要な事項の通知を請求することが出来る。

市では、契約締結後業務開始時に、委託先事業者から再委託が行われる旨、口頭で報告を受けているものの、書面による再委託の承諾申請及び承諾手続は実施されていない。また、委託先事業者と再委託先の契約状況や、再委託先に対する業務履行状況等についても、長年にわたり同じ事業者と契約していることから確認が行われていない。

② 原因及び問題点

入札執行に当たり一定の資格要件を設ける趣旨は、価格競争による低価格な調達を図る一方で、仕様で定めた業務の履行可能性を一定の資格要件に求めることにある。再委託が行われる場合、本趣旨を達成できない可能性があり、このため、仕様内容を踏まえて再委託を行わせてはならない主たる部分を設計図書で事前に定めることにより、入札参加者に、主たる部分の再委託を行わせないようにし、委託契約書でもその旨を規定することにより、業務履行時に徹底を図ることとしている。

本委託業務における版下データの制作業務は、その業務の性格から重要な工程の一部であり、「主たる部分」として設計図書で指定すべきかどうかを十分検討すべきものである。また、再委託を認める場合においても、業務開始時に書面にて事業者から再委託申請を受けた上で、再委託先やその他必要な事項の通知を請求し、再委託先が本業務履行の上で問題とならないことを十分確認の上、再委託に係る承諾をする必要があったと考える。

これらの観点から、本委託業務においては、主たる部分であるかどうかの十分な検討手続、再委託承諾手続に不備があると考える。

【指摘】

仕様内容を定める際には、業務の履行確保を確実なものとするために、再委託を禁止する主たる部分を十分に検討し、設計図書へ適切に定められたい。

また、主たる部分に該当しない業務について、委託先事業者から再委託の申請があった場合には、再委託が行われる業務の重要性を仕様内容に照らして評価し、必要と認められる場合には、再委託先やその他必要な事項の通知を請求した上で、十分な検討を行い承諾されたい。

版下データの制作業務は、本業務内容に鑑み重要性が認められるため、設計図書の作成段階から再委託を認めるかどうかについて、十分検討される必要がある。

10. 市役所コールセンター運用業務委託（No. 50）【市民局市民自治推進部広報広聴課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

市は、平成19年10月から、市民の利便性と業務処理の効率化を図るため、電話・電子メール（問い合わせフォーム）・FAXによる問い合わせに対し、一元的に対応する市役所コールセンター（以下、「コールセンター」という。）を運用している。また、平成24年4月からは、本庁舎代表電話交換業務及び本庁舎窓口案内業務を統合実施している。本事業に関する委託事務は以下のとおりである。

① 全体管理業務

本委託業務全体の作業進捗状況等の整理及び指導・監督等を行うとともに、本市への報告・議事案の作成等を行う。

② 問い合わせ受付業務

電話・電子メール（携帯電話用を含む）・FAXによる問い合わせを受け付け、FAQシステム、市民便利帳、市政だより、市ホームページ、市民向けのシステムマニュアル等を利用して回答を実施する。

③ 本庁舎代表電話交換業務

本庁舎代表電話番号へかかってきた電話に応対し、内容に応じて、適切な部署へ電話を取り次ぐこと。また、簡易な問い合わせで即答が可能な問い合わせについては回答を行う。

④ 本庁舎窓口案内業務

本庁舎1階カウンターにおいて、市民・事業者に対して本庁舎の案内を行う。

⑤ システム運用保守業務

コールセンター運用業務に必要なシステムを用意し運用保守を行う。

⑥ リーフレット作成業務

コールセンターの運用内容を市民に周知PRし、その利用を促進することを目的としたリーフレット作成を行う。

以上について、平成29年12月にコールセンターのリニューアルを行うことから、従来の業者との契約について、平成29年4月1日から平成29年11月30日まで契約期間を延長している。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度					27年度						
契約名称	市役所コールセンター運用業務委託						市役所コールセンター運用業務委託					市役所コールセンター運用業務委託						
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	23	年	9	月	26	日	23	年	9	月	26	日
契約終了日(平成)	29	年	11	月	30	日	29	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日
年度支出額(税込)	48,600,000 円						69,090,000 円					69,090,000 円						
契約(執行)方法	随意契約						一般競争入札					一般競争入札						
委託先名称	日本電気株式会社						日本電気株式会社					日本電気株式会社						

(2) 審査会による審査

① 現状分析

平成 28 年度末で市役所コールセンターの業務委託契約が満了することに伴い、次期コールセンターへの更新を予定していたが、年度切り替えに伴う繁忙期における市民サービスの低下を避けるため、更新時期を平成 29 年 4 月から 12 月に変更した。これに伴い、現行コールセンターの運用を 11 月 30 日まで継続することとしたため、従来の委託先事業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の定めに基づき、随意契約を締結している。

「千葉市市民局入札参加資格等審査会設置要綱」によれば、1 件当たりの設計金額（予定価格）が 1,000 万円以上のものに係る随意契約について、「随意契約の相手方及び理由に関すること」を審査会で審議することとしている。

本随意契約の予定価格は 4,500 万円（税抜）であることから、「随意契約の相手方及び理由に関すること」の審査を要求されるが、入札参加資格等審査会が開催されていない。

② 原因及び問題点

「千葉市市民局入札参加資格等審査会設置要綱」では審査会による検討が必要とされているが、発注課担当者の失念により開催されなかったとのことである。審査会を設置する目的は、審査機能の強化を図るとともに、手続の透明性及び公平性を確保し、適切かつ合理的な審査を行うことにあるが、当該趣旨が十分に理解されておらず、契約事務に対する意識が低いことが原因であると考える。

【指摘】

審査の機能強化を図り、手続の透明性及び公平性を確保する観点から、審査会設置要綱に基づき、適正に審査を実施したい。

本委託業務においては、当初計画を変更し、委託先事業者と継続して随意契約を締結するものであるから、審査会において、特に随意契約の理由について十分な審議が必要であったと考える。

1.1. 市役所コールセンター等構築・運用業務委託（No. 51）【市民局市民自治推進部広報広聴課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

平成28年度末でコールセンターの契約が満了となり、平成29年12月にコールセンターのリニューアルを行うことから、平成29年4月1日から平成29年11月31日までは、従来の事業者との随意契約を締結している。

本委託事務では、利用者環境の変化（スマートフォン所持率の大幅増加、通話時間の減少、ホームページやSNSでの情報収集・情報交換の増大）、市内部の状況（コールセンターへの入電数が増加傾向、職員が定型的な電話対応に工数を取られている）等を踏まえ、既存のコールセンター機能を保持するほか、機能向上を図るため、従来の委託事務から、以下の委託事務を追加している。

① イベント等受付業務

市が実施する事前申し込みが必要なイベント等の、希望者からの申し込み受付を行う。

② 区役所代表電話交換業務

区役所代表電話に入電した電話に応対し、内容に応じて適切な部署へ電話を取り次ぐ。また、即答が可能な問い合わせについては回答を行う。

なお、運用開始は平成29年12月1日であるため、平成29年7月31日から11月30日までは、システム構築・業務研修等を確実に実施し、平成29年12月1日から円滑・確実に次期コールセンターを運用開始できるよう準備期間としている。そのため、平成29年7月31日から11月30日は従来の契約と本契約が併存している状況である。

契約の状況

(単位:円)	平成29年度						29年度						28年度					
契約名称	市役所コールセンター等構築・運用業務委託						市役所コールセンター運用業務委託						市役所コールセンター運用業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	7	月	31	日	29	年	4	月	1	日	23	年	9	月	26	日
契約終了日(平成)	34	年	11	月	30	日	29	年	11	月	30	日	29	年	3	月	31	日
年度支出額(税込)	31,968,000 円						48,600,000 円						69,090,000 円					
契約(執行)方法	随意契約						随意契約						一般競争入札					
契約者の選定方法	プロポーザル方式						その他						最低価格					
委託先名称	NECビジネスプロセッシング株式会社						日本電気株式会社						日本電気株式会社					
落札(決定)金額(税込)	479,520,000 円						48,600,000 円						345,450,000 円					

（2）審査会による審査

① 現状分析

本委託業務は、市役所コールセンターのリニューアルに関する構築、運用業務の委託であり、市に最も優れた企画提案をする事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用している。

「千葉市市民局入札参加資格等審査会設置要綱」によれば、1件当たりの設計金額（予定価格）が1,000万円以上のものに係る随意契約について、「随意契約の相手方及び理由に関すること」を審査会で審議することとしている。

本随意契約はプロポーザル方式を採用するものの、予定価格は5億72百万円であったことから、「随意契約の相手方及び理由に関するここと」の審査を要求されるが、入札参加資格等審査会が開催されていない。

② 原因及び問題点

「千葉市市民局入札参加資格等審査会設置要綱」では審査会による検討が必要とされているが、発注課担当者によると、選定の際に開催した「選定委員会」が当要綱第2条但し書「所管課（業務委託等の発注課）において個別に入札参加資格等を審査するための委員会等を設けるものを除く。」に該当すると考えていたため開催されなかったとのことである。

しかしながら、プロポーザル方式にあっても随意契約の一形態であり、本委託業務の事業者選定に当たり、プロポーザル方式を採用した理由（随意契約の理由）については、審査会で適切に審議される必要があったと考える。

【指摘】

審査の機能強化及び手続の透明性及び公平性を確保する観点から、審査会設置要綱に基づき、適正に審査を実施されたい。

本委託業務においては、プロポーザル方式を採用しているものの、価格競争によらないプロポーザル方式を採用する理由について、審査会にて十分な審議が必要であったと考える。

（3）契約方法（契約者選定方法）

① 現状分析

本委託業務においては、公募型プロポーザル方式により事業者を決定している。

プロポーザル方式は随意契約の一形態であり、最も有利な価格で入札した者が落札するという、地方自治体が締結する契約の原則からの例外的な方法であると考えられることから、公平性、透明性の観点から、その目的や適合性に十分に留意する必要がある。プロポーザル方式は、価格競争が適さず、その業務が事業者の高度な知識・専門的な技術や創造性、構想力等が必要な場合に用いられるものであって、発注仕様を定めることが困難等、標準的な業務の実施手順が定められていない業務に適合する。

本委託事業におけるプロポーザル方式の適用状況について、募集要項や発注内容、事業者決定に当たっての評価方法を確認したところ、以下のような状況が認められた。

- 発注内容が前契約（平成23年度から28年度）から踏襲されている部分も多く、また、仕様内容は項目毎に概ね定められている。なお、前契約内容に事業者による次期コールセンター運営に向けた作業として、「適宜、業務設計等の提案を行うこと」が含まれていた。
- 評価項目の中で価格要素が3割と比較的高い。

- プロポーザルの技術点項目については、15項目のうち、コールセンター運用本体に関わる部分が5項目あり、その他項目として、提案者が考える「本市にとって有益な分析」とは何かなどを記載する分析業務に係る内容の項目や、FAQサイトや管理システムに関する項目などが設定されているが、当該項目に係る技術点の配点が高い。

プロポーザル方式により3者からの企画提案を募った結果、前年度まで事業を実施していた事業者のグループ会社が選定されている。なお、評価項目のうち価格点では、当該事業者が他の2者を大きく引き離した状況であった。

② 原因及び問題点

本委託業務のプロポーザル方式による随意契約では、仕様内容が過去の業務実績から概ね定めることができ、価格の積算が可能なこと、評価における価格点が高いこと、技術点項目にはコールセンターの運用と切り離すことが可能な分析業務が含まれていることに鑑みると、同じく価格面だけでなく、参加者の提案内容を評価値により総合的に評価する一方、入札による執行方法である総合評価方式による一般競争入札が可能であり、適していたものと考えられる。総合評価方式では、地方自治法施行令に基づき、学識経験者の関与が義務付けられるため、契約の透明性が高まる。

また、前回契約の事業者により、本委託業務の業務設計等の提案が行われているが、価格競争によらない本委託業務において、このような運用が行われた場合、企画提案を求める発注内容に著しく特定事業者が有利となるような内容が含まれかねないと想え、契約の透明性や公平性に問題がある上に、他事業者から広く優れた企画提案を求めるプロポーザル方式において、十分な成果が得られない可能性がある。本来であれば、長期にわたる複数年契約であり、予定価格も高額になることから、第三者的な観点から外部のコンサルティング会社や有識者も含め、発注内容の検討が行われるべきであったと考える。

【意見】

契約者選定方法としてプロポーザル方式を採用する場合には、当該方法を採用する意義や目的を十分理解した上で、他のより優れた調達手段がないかどうかを踏まえ、慎重に検討されることを要望する。

プロポーザル方式は随意契約の一形態であり、最も有利な価格で入札した者が落札するという、地方自治体が締結する契約の原則からの例外的な方法であると考えられることから、公平性、透明性の観点から慎重に検討することが必要である。本委託業務の発注内容等に鑑みると、同じく価格面だけでなく、参加者の提案内容を評価値により総合的に評価する一方、入札による執行方法である総合評価方式の一般競争入札による調達を検討すべきであったと考える。

また、発注内容を作成する際には、外部の有識者等を踏まえた検討を要望する。本

委託業務のように、前回事業者が関与した仕様内容で発注すると、契約の透明性や公平性だけでなく、広く優れた企画提案等を募る際のマイナス要素となる可能性があるので、このような運用には十分留意される必要がある。

(4) 委託事務の管理

① 現状分析

本委託業務の履行確認方法として、業務毎の月次報告や事業者との定期的な意見交換が行われているものの、事業者が準備するサーバー、ネットワーク、端末等に係るセキュリティ状況等について、コールセンター等への実地調査が行われていない。また、以下の各種マニュアルが事業者により制定され、運用が行われていることであるが、マニュアルの履行状況についても、実地調査等による確認が行われていない。

ア 運用マニュアル	オ 研修マニュアル
イ 情報システム操作マニュアル	カ セキュリティ管理マニュアル
ウ 危機管理マニュアル	キ 入退室管理マニュアル
エ 障害対応マニュアル	

② 原因及び問題点

本委託業務は個人情報が取り扱われる業務であり、市は個人情報取扱特記事項に従い、この契約による事務を処理するに当たっての個人情報の取扱状況及び本契約に定める事項の遵守状況について、必要があると認めるときは、委託先事業者に対し報告を求め、又は実地に検査することができるものとしている。

また、千葉市個人情報保護条例では、第12条で「実施機関は、（中略）個人情報を取り扱う事務の委託をしようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。」と定めている。本委託業務では、府舎外にサーバーや端末が事業者により設置されているのであるから、設置状況やマニュアルしたがった運用が適切に行われているかについて、必要な措置として定期的に確認する必要があると考える。

なお、発注課担当者へ質問したところ、前回期間に係る契約事業者と同一グループ会社が受託しており、前契約時に実地調査が行われているとの回答を受けたが、事業の連続性は認められるものの、契約は異なるものであり、かつ実地調査は定期的に実施される必要があることから、十分な運用とはいえない。

【意見】

個人情報を取り扱う本委託業務においては、個人情報取扱特記事項及び千葉市個人情報保護条例に基づき、委託先事業者における個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認するため、コールセンター等におけるセキュリティ管理状況

やマニュアルの運用状況について、実地調査等を通じて定期的に確認されることを要望する。

12. 学校体育施設開放事業運営業務委託（No. 54）【市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

学校の校庭・体育館・武道場を学校教育に支障のない範囲内において、スポーツ・レクリエーション活動の場として地域に開放し、地域で行われるさまざまな活動を支援することを目的として、各学校に学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、市が各運営委員会に管理運営を委託する。
団体の利用調整や施設の管理等は、各運営委員会による自主運営で実施する。
開放事業は、稻毛高附属中を除く全ての小・中学校（平成28年度は166校、平成29年度は165校）で実施し、委託契約金額については、各学校について、小学校83,000円、中学校62,500円である。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

（単位：円）	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	平成29年度千葉市立新宿小学校体育施設開放事業運営業務委託契約 他164校						平成28年度千葉市立新宿小学校体育施設開放事業運営業務委託契約 他165校						平成27年度学校体育施設開放事業運営業務委託契約					
契約開始日（平成）	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日（平成）	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額（税込）	12,588,000 円						12,671,000 円						12,671,000 円					
契約（執行）方法	随意契約						随意契約						随意契約					
委託先名称	千葉市立新宿小学校体育施設開放運営委員会 他164校						千葉市立新宿小学校体育施設開放運営委員会 他						千葉市学校体育施設開放運営委員会連絡協議会					

（2）契約方法

① 現状分析

本委託業務は、市の稻毛高附属中を除く全ての小・中学校（165校）で実施される体育施設開放事業の運営であり、学校の校庭・体育館・武道場を学校教育に支障のない範囲内において、スポーツ・レクリエーション活動の場として地域に開放し、地域で行われるさまざまな活動を支援するものである。

各学校に学校体育施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、市が各運営委員会に管理運営を委託する随意契約であり、団体の利用調整や施設の管理等は、各運営委員会による自主運営で実施されている。

なお、平成27年度以前においては、運営委員会を統括する連絡協議会と委託契約を締結していたが、契約金額が1,000万円を超えており、連絡協議会では消費税法第9条1項で定める小規模事業者（その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者）に係る納税義務の免除が適用されず、納税義務者となるこ

とが判明したため、平成 28 年度より市内全小中学校の運営委員会との個別委託契約に変更している。これにより、運営委員会の数（上記小中学校の数）だけ見積書・請求書は必要となり、事務作業の量は大幅に増加した。

また、見積者氏名が債権者登録内容と異なるなど内容の不備が生じており、期限内に書類を提出しない地区があるなどして、契約事務が円滑に進まなくなっている。

委託契約金額については、小学校 83,000 円・中学校 62,500 円となっている。

- 平成 27・28 年度は小学校 112 校、中学校 54 校
- 平成 29 年度は小学校 111 校、中学校 54 校

② 原因及び問題点

消費税が課税されない契約形態へ移行したものの、膨大な事務作業が発生しており、その結果、本委託事務の効率性が大きく悪化している。従来の契約形態からの変更により、経済性が高まったかというと疑問である。

また、平成 30 年度においても、債権者登録に関する確認漏れや、見積書や請求書の不備が散見され、契約事務が遅延している状況にある。

今後は、見積書・請求書の形式を変更し、従来発生した不備が発生しない様にする対応が図られるとのことであるが、当該不備については平成 28 年度の個別契約に移行した時点で把握出来ていた状況であり、平成 29 年度から改善に努めるべきものであった。

【意見】

契約形態の見直しに当たっては、安易に消費税節減といった費用面のみを考慮するのではなく、見直しに伴う事務負担量へ与える影響等も考慮の上、総合的に判断されることを要望する。

13. 千葉市臨時福祉給付金(経済対策分)支給業務一括委託 (No. 57)【保健福祉局保健福祉総務課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

本事業は、消費税引き上げに際し、低所得の住民に対し適切な配慮を行うため、国の経済対策の一環として実施される給付金事業である(全額国費)。市は、この事業の実施に関して増員は行わず、現員で対応することとし、業務を円滑・効率的に執行するために本事業に係る業務を包括的に委託した。
具体的には、①コールセンター業務、②区役所受付窓口業務、③事務処理業務、④参照システム構築・運用業務、⑤全体管理業務の各業務を委託している。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	千葉市臨時福祉給付金(経済対策分)支給業務一括委託						千葉市臨時福祉給付金(経済対策分)支給業務一括委託											
契約開始日(平成)	29	年	1	月	4	日	29	年	1	月	4	日		年		月		日
契約終了日(平成)	29	年	6	月	30	日	29	年	6	月	30	日		年		月		日
年度支出額(税込)	114,540,480 円						122,865,120 円											
契約(執行)方法	随意契約						随意契約											
委託先名称	日本電気株式会社 千葉支社						日本電気株式会社 千葉支社											
予算区分	明許縦越						現年											

(2) 再委託の管理

① 現状分析

市は平成 26 年度から臨時福祉給付金業務関係の委託を行っており、平成 27 年度より、コールセンター、人材派遣等の業務を一括して委託している。

平成 29 年度の事業者選定に当たり、市では契約方法を随意契約として、前年度の給付金業務を委託した日本電気株式会社千葉支社を委託先事業者として選定している。これは、本委託業務の内容が多岐に亘るため、契約の相手方の変更は事務の引継ぎやスタッフの研修に膨大な時間と労力を要することから、効率的な業務運営の継続性に鑑みたものである。

本委託業務に含まれる各業務の履行は、

- (a) コールセンター業務・・・NEC ビジネスプロセッシング株式会社
- (b) 区役所受付窓口業務・・・NEC ネクサソリューションズ株式会社
- (c) 事務処理業務・・・NEC ネクサソリューションズ株式会社、
株式会社トウインクル
- (d) 参照システム構築・運用業務・・・NEC ソリューションイノベータ株式会社

が担っており、委託先事業者は全体管理業務を行っている。

委託先事業者は、再委託先4者についての再委託承認願を平成29年1月4日に提出しているが、市ではこれに対して委託承諾書を発行していない。

② 原因及び問題点

委託契約書第7条3項によると、受注者が業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に発注者の承諾を得なければならないとされているが、平成29年度の委託事務においては委託承諾書を発行していないため、当該条項に違反している。

【指摘】

委託契約の履行責任の所在を明確にするため、受注者が業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に発注者の承諾を得るとする委託契約を遵守されたい。

(3) 積算内訳書の徴収

① 現状分析

契約金額の根拠となる見積金額の積算内訳書がサービス項目毎（コールセンター、窓口、事務処理業務、システム/ネットワーク構築、郵便代金）の合計金額のみの記載となっており、項目毎の積算の内訳が示されてない。このため、積算金額についての検証が行われたことの確認ができなかった。

② 原因及び問題点

積算内訳書は、見積価格の積算根拠を確認し、業務の履行可能性等を検証するための徴収するものである。したがって、本来、積算内訳書に基づいて、見積価格の内容を精査し、仕様書に照らして不適切な項目が含まれていないか、または妥当でない金額設定がされていないか確認する必要がある。

また、確認した結果は、委託契約事務の根拠として保管しておくことが必要と思われる。

【意見】

積算内訳書は、積算の妥当性の検証ができるように詳細な計算根拠の記載されたものを徴収し、また、当該積算内訳書に基づき、市による確認が行われることを要望する。

14. 保健医療・衛生情報システムデータベースソフト改修等業務委託 (No. 58) 【保健福祉局保健福祉総務課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

保健医療・衛生情報システムは保健・医療・衛生にかかわる情報を効率的に管理し、業務執行を効率化とともに、本庁、保健所相互の緊密な連携を図る目的で構築されたシステムである。

本委託事務は、当システムにおけるデータベースソフトに係る費用を低減するため、データベースソフトを変更するとともに、府内情報システム最適化計画の方針に従い、統合サーバへ移行することを目的としたものである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度					27年度					
契約名称	保健医療・衛生情報システム データベースソフト改修等業務 委託																
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日		年		月		日		年		月	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日		年		月		日		年		月	日
契約総額(税込)	14,811,368 円																
契約(執行)方法	随意契約																
委託先名称	コムコ株式会社																

(2) 積算内訳書の徴収

① 現状分析

本委託業務は、既存システムのデータベースソフトの改修等を行うものであるが、当該システムのベンダーが自ら保有するノウハウ、ツール等を用いてシステム開発を行っているため、システム仕様に精通した知識や著作権等を保有している同ベンダーのみが本委託業務を実施できると判断し、同社と随意契約を締結している。

契約金額（税抜で 13,714,230 円）は、市が委託業者から徴収した積算内訳書によると「システムエンジニア費」11,840,500 円、「ソフトウェア費」1,873,730 円から構成されており、その殆どが作業技術者に対する労務対価である。

当該積算内訳書の役務の算出方法は、データベースソフトの改修等の各工程に要する工数（時間）に作業者の時間当たり単価を乗じて算出しているが、当該単価は一律、5,950 円になっている。

② 原因及び問題点

積算内訳書は、見積価格の積算根拠を確認し、価格の妥当性を検証するために必要な書類である。

一方、システムの改修等を行う人件費は、その職種別によって単価が異なる。

例えば、一般財団法人経済調査会が発行している「積算資料」（2016 年 9 月号）によれば、技術者別の単価は下表のとおりとなる。

従業員数 1,000 人以上

(単位:円)

技術者	1月当たり単価	1日当たり単価	1時間当たり単価
プロジェクトマネージャ	1,511,000	75,550	9,444
システムエンジニア1	1,308,000	65,400	8,175
システムエンジニア2	1,177,000	58,850	7,356
プログラマ	980,000	49,000	6,125

従業員数 500 人以上 1,000 人未満

(単位:円)

技術者	1月当たり単価	1日当たり単価	1時間当たり単価
プロジェクトマネージャ	1,259,000	62,950	7,869
システムエンジニア1	1,090,000	54,500	6,813
システムエンジニア2	955,000	47,750	5,968
プログラマ	834,000	41,700	5,212

(注) 「積算資料」(2016年9月号)の「都市:東京」の1人月単価を基に、1日当たり
単価は月20日、1時間当たり単価は月160時間として算定

本委託契約で入手した積算見積書上の単価 5,950 円は上記の調査価格に比べると異常な価格とは言えないが、委託先事業者からは、見積価格の妥当性を検証するに資する委託業務の実態と整合した積算内訳書を入手することが必要と思われる。

【意見】

積算内訳書については、見積価格の妥当性の検証に資するものを徴収することを要望する。

本委託業務の場合、作業技術者に対する労務対価の占める金額が大きいため、時間単価は重要な見積価格の要素となる。したがって、見積価格の妥当性の検証のために各技術者の職種毎の時間単価を用いた積算内訳書が必要と考える。

15. 千葉市被保護者就労促進事業業務委託 (No. 62) 【保健福祉局保護課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

生活保護受給者のうち、就労阻害要因のない稼働年齢層の者に対して、就労支援を効果的に行うことで、就労を促進し、経済的な自立を図ることを目的とする。
具体的には、①地域企業における求人情報の収集及び求人開拓、②求人情報の提供、キャリアカウンセリング、就労支援セミナーの開催、その他個別支援等の就労支援サービスの提供、③支援業務に関する千葉市内各所(無料低額宿泊所他)へのアウトリーチ、④支援業務に関する官公庁、その他関係機関への同行訪問、⑤本事業を円滑に推進するための関係機関及び他の就労支援事業等との連携・調整、⑥関係書類の作成の業務を委託している。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	平成29年度千葉市被保護者就労促進事業業務委託						千葉市被保護者就労促進事業業務委託						千葉市被保護者就労促進事業業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
年度支出額(税込)	140,661,614 円						140,624,192 円						140,119,200 円					
契約(執行)方法	随意契約						随意契約						随意契約					
契約者の選定方法	プロポーザル方式						プロポーザル方式						プロポーザル方式					
委託先名称	テンプスタッフキャリアコンサルティング株式会社						テンプスタッフキャリアコンサルティング株式会社						テンプスタッフキャリアコンサルティング株式会社					

(2) 参加資格要件

① 現状分析

本委託業務は、生活保護受給者のうち、就労阻害要因のない稼働年齢層の者に対して就労を促進し、経済的な自立を図ることを目的としている。市では、効果的な事業展開が行える優れた企画提案を採用すべくプロポーザル方式によっている。

プロポーザル参加事業者は市内事業者、準市内事業者に限定されており、平成 27 年度から同一事業者が 1 者のみプロポーザルに参加し、随意契約を締結している。また、平成 29 年度契約の年度支出額が 140,661,614 円であるのに対して、事業効果額として市が測定した当該年度当たりの保護費削減額は 129,127,781 円（千葉労働局、千葉公共職業安定所及び千葉南公共職業安定所との協定に基づき実施した「生活保護受給者等就労自立促進事業」による保護費削減額 37,976,025 円を含む。）となっている。

② 原因及び問題点

平成 27 年度から 29 年度にかけてプロポーザルに参加した事業者が委託先事業者の 1 者であるため、本来のプロポーザル方式の趣旨である幅広い事業の提案が受けられていない状況にあると考える。

平成 29 年度の本委託事業の事業効果として、当該年度当たりの保護費削減額 129,127,781 円については一定の評価をすべきであるが、事業効果を最大にするためには、あらゆる方法の中から最善と思われる方法を選択する必要がある。

以上のことと鑑みると、効果的な事業の企画提案を受けるために、プロポーザル方式による事業者選定に当たり、市内要件を外して幅広く委託先事業者候補を募集することの検討も必要と思われる。

【意見】

本委託業務の性格に鑑みると、プロポーザル方式による事業者選定に当たっては、地区要件を緩和することにより、より多数の事業者からの企画提案を受け入れ、事業効果を高めていくことを要望する。

16. がん検診票等の作成及び封入封緘及び協力医療機関への配置業務委託 (No. 66) 【保健福祉局健康部健康支援課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

市民の健康の増進を図ることを目的に、健康増進法19条の2に基づく、健康診査、がん検診等の健康増進事業を実施している。
当該事業の実施に当たっては、千葉市医師会及び千葉市歯科医師会等と契約を締結し、約800の協力医療機関が検診を実施している。協力医療機関は、検診実施後に市が指定する検診票等の帳票を用いて検診結果を市に報告する。そのため、検診期間開始前に帳票類の作成を行い、協力医療機関に配付する必要があるため、以下の事務を委託する。
① 検診票等の帳票作成(31種類) ② 封入封緘(医療機関別) ③ 医療機関への帳票の配置

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	がん検診票等の作成及び封入封緘及び協力医療機関への配置業務委託						がん検診票等の作成及び封入封緘及び協力医療機関への配置業務委託						がん検診票等の作成及び封入封緘及び協力医療機関への配置業務委託					
契約開始日(平成)	30	年	2	月	1	日	29	年	2	月	1	日	28	年	2	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	25,226,424 円						20,393,640 円						14,955,300 円					
契約(執行)方法	随意契約						希望型指名競争入札						希望型指名競争入札					
(随意契約等とした理由の説明)	再度の入札に付し落札者がいなかつたが、履行期日および業務の緊急性から鑑み、日を改めて入札することが適當でなかつたため。																	
委託先名称	千葉共同印刷株式会社						千葉共同印刷株式会社						千葉共同印刷株式会社					
予定価格の公表状況	非公表						非公表						非公表					
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表						設定・非公表						設定・非公表					

(2) 業務の履行確認

① 現状分析

本委託事業は、検診票等の帳票作成、当該帳票の医療機関別の封入封緘、及び医療機関への帳票の配置を行うことを目的としている。

委託先事業者は、作成したがん検診票等を直接、医療機関に納品し、市に対しては納品書を提出している。しかしながら、市では納品書の受付を行っているものの、仕様書どおりに製作物が適正な数量納品されたことの確認が行われていない。

② 原因及び問題点

本委託業務の仕様書では、がん検診票等の製作物を所管課が指定する協力医療機関に納品する旨記載されているため、納品が確認されなければ、本委託業務が履行されたとは言えない。仮に数量誤りや不良品などがあつても、委託先事業者からの請求に応じて支払が行われるおそれがある。

【指摘】

業務の履行を確認するために、医療機関から受領証を入手するなど適切な検収作業を行うことを検討されたい。

17. 医師出動管理委託 (No. 67) 【保健福祉局健康部健康企画課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

【事業概要】 市で実施する健康診査や予防接種等の保健・医療に関する各事業を円滑に実施するため、事業実施前に、従事する医師の選任及び日程等の連絡調整を行う。
【委託事業の概要】 保健・医療に関する各事業は多岐にわたり、多数の医師の協力が必要となることから、市内の医師の診療科目や診療経験、勤務地等を熟知した団体に委託することにより、各事業に適した医師の確保を図る。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度	28年度	27年度
契約名称	平成29年度医師の派遣及び指定に係る医師の選任及び連絡調整業務	平成28年度医師の派遣及び指定に係る医師の選任及び連絡調整業務	平成27年度医師の派遣及び指定に係る医師の選任及び連絡調整業務
契約開始日(平成)	29 年 4 月 1 日	28 年 4 月 1 日	27 年 4 月 1 日
契約終了日(平成)	30 年 3 月 31 日	29 年 3 月 31 日	28 年 3 月 31 日
契約総額(税込)	45,095,340 円	44,858,808 円	42,863,712 円
契約(執行)方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	一般社団法人 千葉市医師会	一般社団法人 千葉市医師会	一般社団法人 千葉市医師会

(2) 積算内訳書の徴収

① 現状分析

本委託業務は、一般社団法人千葉市医師会（以下、「千葉市医師会」という。）との契約であり、市が行う保健・医療に関する業務の実施に当たり、千葉市医師会員である医師の派遣等の選任、連絡調整することを目的としている。本事業の契約相手先は千葉市医師会に特定されている。

本委託業務は単価契約であり、選任の回数に契約単価を乗じて委託料が決定され、契約単価は平成27年度から29年度まで4,762円となっている。

平成29年度の単価は、平成29年4月1日に「平成29年度の保健・医療に係る委託業務等に係る単価について」が市へ提出され、その中に他の業務の単価とともに記載されており、当該記載単価が契約単価として決定されている。契約単価についての積算内訳書を市は徴収しておらず、また、委託契約締結の決裁文書の中で、契約単価については「医師会単価によるため見積書は徴収しない」旨の記載がある。

② 原因及び問題点

契約先は千葉市医師会に特定されても、それは契約価格まで拘束されるものではないと考える。また、市は契約価格の妥当性について検証する責任があるため、千葉市医師会に対して見積単価についての積算内訳書を徴収すべきである。

【意見】

見積金額については積算内訳書による価格の妥当性の検証を要望する。

本業務委託においても、千葉市医師会から単価の積算内訳書を徴収し、価格の妥当性について検証を行う必要があると考える。

18. 特定健康診査等のデータ入力委託 (No. 73) 【保健福祉局健康部健康保険課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

特定健康診査及び特定保健指導、並びに広域連合から市が受託する健康診査は、市が一般社団法人千葉市医師会に健診を委託している。健診結果の電子化処理部分については、千葉市医師会がデータパンチ業者に再委託をしており、本委託事務は特定健診事業の委託契約(特定健康診査等委託契約)のうち、データ入力に係る部分である。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	平成29年度特定健康診査等委託契約						平成28年度特定健康診査等委託契約						平成27年度特定健康診査等委託契約					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	8,375,156 円						8,406,788 円						8,187,348 円					
契約(執行)方法	随意契約						随意契約						随意契約					
委託先名称	一般社団法人千葉市医師会						一般社団法人千葉市医師会						一般社団法人千葉市医師会					

(2) 契約書の内容

① 現状分析

市と一般社団法人千葉市医師会（以下、「千葉市医師会」という。）との間では、「平成29年度特定健康診査等委託契約書」を平成29年4月1日付で締結しており、特定健康診査等のデータ入力委託もこの契約に包含される。本契約書は、千葉市医師会と市が協議のうえ作成した様式のものが継続的に使用されており、市の所定様式の委託契約書が使われていない。そのため、契約書の中には秘密保持の条項や、瑕疵担保責任の条項が含まれていない。

② 原因及び問題点

本委託業務の中には、特定健康診査等に係るデータ入力結果等、秘密保持事項の対象となるものがあるため、本契約においても秘密保持の規定が明記される必要があると考える（なお、個人情報特記事項については市所定のものが契約書に含まれている。）。

また、本委託業務においては、委託業者からの入力データの納品が仕様に適合したものである必要があるため、成果物の瑕疵に対して修補とともに損害賠償を定めた規定を契約書上、明記する必要があると考える。

【指摘】

委託契約を締結するに際には、市の所定の委託契約書を使用するか、もしくは秘密保持や瑕疵担保責任の条項が規定された契約書を作成されたい。

（3）再委託の管理

① 現状分析

市と千葉市医師会との間で締結した本業務委託に係る契約書では、特定健康診査実施の包括的な契約がされているが、本契約のうち、特定健康診査等記録の作成及び送付の業務については、「特定健康診査等結果データの電子化対応が困難な医療機関においても特定健康診査等の実施を可能とするため」という理由で再委託が行われている。

本契約書第11条第2項では、「再委託を行う場合、受託者または医療機関は当該委託先に対し、本契約に定める受託者の遵守義務と同等の義務を負わせるものとする」とあるが、千葉市医師会と再委託先との「健康診査等データ化代行サービスの契約書」（以下、「再委託契約書」という。）には、個人情報取扱特記事項が含まれていない。また、再委託契約書には、千葉市医師会による業務の調査権の規定（本契約書第13条に相当）や、再委託禁止の規定（本契約書第11条に相当）がない。

② 原因及び問題点

委託業務の履行状況について、市では再委託先の業務を直接モニタリングすることができない。そのため、本契約書第11条2項では、再委託先においても直接の委託先事業者である千葉市医師会と同様の義務を負わせるものとしているが、現状、それが再委託契約書によって担保されていない。

本委託業務は、ほぼ全てが再委託先によって実施されるものであるため、再委託契約書の条項の適切な措置及び千葉市医師会による業務のモニタリングが必要と考える。

【指摘】

再委託に当たっては、委託業務の適正性が担保されるように実施されたい。

本業務委託においては、再委託契約書の内容を「平成 29 年度特定健康診査等委託契約書」第 11 条 2 項に従ったものにし、また、委託先事業者による再委託先の業務に対する適切なモニタリングが行われるように、委託先事業者に指導されたい。

(4) 請求金額の検証

① 現状分析

本委託業務では、千葉市医師会が特定健康診査等の受診データをパンチ入力した電子データを作成し、市へ納品する。また、市は千葉市医師会から毎月中旬に前月分の特定健診の実施件数データ「医療機関別支払一覧」入手し、当該データによりパンチ入力の実績件数を把握している。一方、市は 3 か月毎に、千葉市医師会から 3 か月累計の入力件数に単価を乗じて計算した委託料請求書を受領しているが、請求を受けた入力数量について検証した記録が残されていない。

② 原因及び問題点

市の担当者によると、パンチ入力データの報告された件数と請求を受けた入力件数との整合性を確認しているとのことであるが、その確認した記録が残っていないため、事後検証ができない。

パンチ入力件数は、本委託事務の請求金額の基礎となる重要な数値となるため、毎月の実施件数を別途、表計算ソフトに記録して 3 か月累計の入力件数を計算し、請求件数との照合を行うなどし、確認したことの履歴の書面・データを保管していくことが必要であると考える。

【意見】

請求金額が妥当であることの検証記録を残すことを要望する。

具体的には、パンチ入力の実績件数を別途管理・集計し、請求金額の根拠となる請求件数との照合記録を保管することが考えられる。

(5) 契約の内容

① 現状分析

本委託業務における平成 29 年度の契約期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日であるが、平成 29 年度特定健康診査等に係るデータ入力業務は、翌年度の平成 30 年 5 月まで行われている。一方で平成 30 年度の本委託業務では、国の特定健康診査の制度変更に伴い特定健康審査の受診記録票、受診問診票の記載項目が増加したことにより仕様変更が行われ、パンチ入力件数の単価が変更されている（特定健康診査受診記録票の入力単価：平成 29 年度 130 円/件、平成 30 年度 138 円/件）。

このような中、平成 30 年 4 月、5 月に行われたデータ入力業務（平成 30 年 4 月度 1,275 件、平成 30 年 5 月度 28 件）については、制度改正前の受診記録票、受診問診票の入力業務であるにも関わらず、平成 30 年度契約に基づく改定後単価で算定され

ている。

② 原因及び問題点

平成 30 年度契約における単価の改定は、当該年度の特定健康診査等のデータ入力業務の仕様書に基づき設定されたものであるため、平成 29 年度のデータ入力業務に對して、改定後単価を適用するのは適切ではない。

この問題は、契約期間満了日が実際の業務が全て完了する前の 3 月 31 日と設定されていることに起因するものであるが、契約期間を債務負担行為による予算措置を図った上で、実際の業務完了日までとすることや、または契約上、入力する帳票の種類に応じたデータ入力単価を設定することで対応できるものと考えられる。

【指摘】

委託契約においては、実際の業務の内容に則った契約期間または契約単価を設定されたい。

本委託業務の場合、翌年 5 月までの委託期間とするか、あるいは平成 30 年度の委託契約において平成 29 年度帳票のデータ入力単価を別途設定することで、委託業務の内容と請求金額とが整合したものになると考える。

19. 千葉市国民健康保険被保険者証等作成及び封入封緘業務委託 (No. 74) 【保健福祉局健康部健康保険課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

千葉市国民健康保険の被保険者証等の有効期間は主に1年であり、更新時期には新たな被保険者証等を作成し被保険者に郵送している。
本委託事務は、国民健康保険被保険者証等の作成及び封入封緘を実施するものである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度							28年度							27年度						
契約名称	平成29年度千葉市国民健康保険被保険者証等作成及び封入封緘業務委託							平成28年度千葉市国民健康保険被保険者証等作成及び封入封緘業務委託							平成27年度千葉市国民健康保険被保険者証等の作成及び封入封緘業務委託						
契約開始日(平成)	29	年	4	月	28	日	28	年	4	月	28	日	27	年	4	月	25	日			
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日			
契約総額(税込)	11,638,707 円							12,398,998 円							14,105,494 円						
契約(執行)方法	希望型指名競争入札							希望型指名競争入札							希望型指名競争入札						
委託先名称	小林クリエイト株式会社							株式会社太陽堂印刷所							小林クリエイト株式会社						
予定価格の公表状況	非公表							非公表							非公表						
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表							設定・非公表							設定・非公表						
参加事業者数 (参加者の地区別内訳)	2 者							3 者							4 者						
	市内	1	準市内	1	市外	0	市内	1	準市内	2	市外	0	市内	3	準市内	1	市外	0			

(2) 競争性の確保

① 現状分析

本委託業務は、千葉市健康保険被保険者証を作成、封入封緘するものである。平成29年度の仕様書によると、被保険証の印刷は380,000枚、封入封緘は年3回の実施であるが、8月更新分に集中しており、同月で約150,000通（27パターンで封入封緘を行う。）となっている。

平成29年度における8月更新分については、市から委託先事業者への被保険者証のデータ引き渡しが平成29年7月5日であり、委託先事業者からの封入封緘済み被保険者証の納品日は7月13日であった。

委託先事業者の選定は、地区要件を市内に本店又は本社、支店や営業所がある事業者（市内及び準市内事業者）とする希望型競争入札によって行われているが、入札参加事業者は年々減少しており、平成27年度4者、平成28年度3者、平成29年度2者という状況にある。

② 原因及び問題点

本委託業務は、特定の期間に大量の印刷を行い、かつ多様なパターンで被保険者証の封入封緘を行う仕様のため、履行できる事業者が限られているものと考えられる。

市として、本委託業務を将来、安定的に実施するためには、限られた事業者に依存するのではなく、入札参加希望事業者を多く確保し、適切な競争の下で事業者が選定される必要があると考える。

【意見】

競争性の確保及び本業務委託の将来にわたる安定的な業務履行を担保するためにも、入札参加者を増加させるための方法を検討することを要望する。

具体的には、市内における潜在的な履行可能な事業者の調査や本委託業務に係る発注情報をより早く市ホームページ等で開示し、参加資格者を有する事業者への周知、入札参加を促すことが考えられる。

それによっても入札参加者が増加しないのであれば、地区要件の緩和について検討することが必要と考える。

20. 千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託（No. 75）【保健福祉局健康部健康保険課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

特定健康診査受診率の向上は、重要な課題であり、職員が試行錯誤しながら取り組んできたが、目標値の達成には届かない状況であった。勧奨業務そのものの進め方について民間企業のノウハウを生かした企画提案により、委託業者の選考を行い、予算の範囲内で最も効率的かつ効果的な業務を展開し、受診率の向上をめざす。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度				27年度			
契約名称	千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託													
契約開始日(平成)	29	年	8	月	1	日		年	月	日		年	月	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日		年	月	日		年	月	日
契約総額(税込)	21,950,493 円													
契約(執行)方法	随意契約													
契約者の選定方法	プロポーザル方式													
委託先名称	株式会社キャンサースキャン													

（2）請求金額の検証

① 現状分析

本委託業務は、特定健康診査の受診勧奨を行うものであるが、契約内容の中で、受診勧奨のためのはがきの印刷、発送については単価契約としている。業務完了後、委託先事業者から請求書が発行され、はがきの印刷、発送の実績件数に基づいて請求が行われているが、請求された件数と発送対象者件数との一致を確認したことの記録がない。

② 原因及び問題点

受診勧奨のはがき発送件数は請求金額を決定する重要なデータとなるため、適切な検収に基づいた支払を行うため、発送対象者件数との一致を確認した記録を残しておく必要があると思われる。

【意見】

委託先事業者の請求書については、履行された業務に対して支払が行われるよう、適切にチェックが行われることを要望する。

(3) 仕様内容

① 現状分析

本委託業務の契約期間は平成29年8月1日から平成30年3月31日までであるが、委託業務のうち、受診結果のデータ分析、報告書作成業務については、プロポーザルの企画提案書のスケジュールの中では3月中に納品となっているものの、仕様書に基づき委託先事業者から提出を受けた事業計画には、その具体的な実施時期、報告書の内容等は記載されていなかった。なお、委託先事業者は、平成29年12月末までの受診結果に基づく報告書（速報版）を作成し、平成30年3月に市へ提出している。

このような下、市では平成30年3月に受領した報告書（速報版）の納品をもって業務が完了したとして、委託先事業者からの3月31日付の業務完了届、請求書を受領し、支出命令書を決裁している。

② 原因及び問題点

委託料の支払を行う際には、契約で定められた委託業務の履行が完了していることが前提となるが、平成30年3月末までに納品すべき報告書について、当該報告書で分析される受診結果データの対象範囲（期間）が仕様書上、明記されていないため、市が受領した報告書（速報版）が本委託業務に基づいたものか不明確である。

【意見】

仕様書は、業務の内容を明確にしたものを作成されることを要望する。

本委託業務の場合、平成30年3月末までに納品すべき報告書について、分析、報告の対象となる受診結果データの範囲が仕様書上で明記される必要があったと考える。

2.1. 更生医療システム導入業務委託（No.85）【保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

市では、自立支援医療（更生医療）に関し、更生医療受給者の資格管理、支払実績等の受給者管理を行っている。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）により、本事業に関わる特定個人情報を他自治体等から法に基づき求められた場合、これを提供しなければならないと規定されており、また、特定個人情報のやりとりは、国の情報提供ネットワークを使用して行うものとされている。

本委託事務は、従来、表計算ソフトで管理していた受給者情報等について、情報提供ネットワークシステムを通じて適切に情報提供できるシステム（更生医療システム）を構築するものである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度	28年度	27年度
契約名称	更生医療システム導入業務委託	更生医療システム導入業務委託	
契約開始日(平成)	28 年 6 月 30 日	28 年 6 月 30 日	年 月 日
契約終了日(平成)	29 年 5 月 31 日	29 年 3 月 31 日	年 月 日
契約総額(税込)	32,961,600 円	32,961,600 円	
契約変更の有無		変更有	
(契約変更の理由)		導入業務が当初の契約終了日までに完了しなかったため、平成29年3月28日付で契約終了日を平成29年5月31日に改めた。	
契約(執行)方法	随意契約	随意契約	
委託先名称	株式会社アイネス	株式会社アイネス	
予算区分	明許縦越	現年	
(縦越の理由)	当初の想定よりも、工期に時間を要し、平成28年度内での構築が困難となったため。		

(2) 積算内訳書の徴収

① 現状分析

本委託業務は、更生医療受給者の資格管理、支払実績の管理等のためのシステム導入であり、福祉システムの開発を行った事業者1者と随意契約を締結している。

事業者から徴収した積算内訳書のうち、「(2) システム導入費用」、「(3) レセプト連携機能」として積算された人件費は、作業項目毎の工数に対して時間単価を乗じて算定されているが、当該単価が全ての作業を通じて一律 60,000 円/日となっている。

② 原因及び問題点

システム導入に係る人件費は、「1.4. 保健医療・衛生情報システムデータベースソフト改修等業務委託 (No.58) (2) 積算内訳書の徴収 ② 原因及び問題点」で記載のとおり、技術者の職種別によって異なる。

本委託契約で入手した積算内訳書上の単価 60,000 円は異常な価格とは言えないが、委託先事業者からは、見積価格の妥当性を検証するに資する委託業務の実態と整合した積算内訳書を入手することが必要と思われる。

【意見】

積算内訳書については、見積価格の妥当性の検証に資するものを徴収することを要望する。

本委託業務の場合、作業技術者に対する労務対価の占める金額が大きいため、時間単価は重要な見積価格の要素となる。したがって、見積価格の妥当性の検証のためにには、各技術者の職種毎の時間単価を用いた積算内訳書の徴収が必要と考える。

22. 千葉市ひきこもり地域支援センター運営業務委託（No.87）【保健福祉局 高齢障害部精神保健福祉課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

市内に居住するひきこもり状態にある本人や、その家族等の相談・支援機関として、「千葉市ひきこもり地域支援センター」を美浜区高浜の千葉市こころの健康センター内に設置し、ひきこもり本人の社会参加を促し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

事業の内容としては、対象者からの電話・来所等による相談に応じ適切な助言を行うとともに、家庭訪問及び同行支援等を中心とするアウトリーチ型の支援を無料にて実施している。その他、普及啓発・情報発信等ひきこもり対策推進事業にも取り組んでいる。

開所日および開所時間は、祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日までの週5日間、各日9時～17時である。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度	28年度	27年度
契約名称	「千葉市ひきこもり地域支援センター」運営業務	「千葉市ひきこもり地域支援センター」運営業務	「千葉市ひきこもり地域支援センター」運営業務
契約開始日(平成)	29 年 4 月 1 日	28 年 4 月 1 日	28 年 1 月 1 日
契約終了日(平成)	30 年 3 月 31 日	29 年 3 月 31 日	28 年 3 月 31 日
契約総額(税込)	14,566,000 円	9,900,000 円	1,854,820 円
契約(執行)方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	特定非営利活動法人ユニバーサル就労ネットワークちば	特定非営利活動法人ユニバーサル就労ネットワークちば	特定非営利活動法人ユニバーサル就労ネットワークちば

（2）仕様内容

① 現状分析

本委託契約の仕様書において、千葉市ひきこもり地域支援センターの設備、本業務により生じた諸経費等は、一部の経費を除き、委託先事業者が負担することになっており、委託先事業者はセンター運営に要する経費について、「その使途を明確にするとともに、領収書等の証拠書類を適切に保管した上で、千葉市の指示に従い報告書を提出する」とこととしている。

市は当該運営経費の精査を行い、委託料に余剰がある場合には委託先事業者に対して概算支出した委託料の返還を命じ（委託契約書第20条第2項）、一方で、運営経費の総額が委託料を超過した場合には、委託先事業者がこれを負担する。

委託先事業者はこれに基づき、「千葉市ひきこもり地域支援センター会計報告・精算書」（以下、「会計報告等」という。）を市に提出しているが、運営経費の「車両費」の中に、本事業の運営経費の範囲に含まれるか疑義のある車両の修理代金が含まれている。但し、当該費用は委託料を超過した部分であるため、市はこれを負担していない。

また、本事業の運営経費の中には、他の事業との共通経費の一部が按分され計上されているが、その按分基準が明確ではない。

② 原因及び問題点

委託料は概算で支払われ、委託料に余剰があると認められたときは、委託先事業者に対して返還を命ずるとされているため、委託先事業者が報告する運営経費の内容は十分に精査されなければならない。一方で、仕様書上、運営経費は「通信運搬費、消耗品費、損害保険料、燃料費、旅費、印刷製本費、その他経費」と例示されているのみであり、その範囲が明確になっておらず、また、共通経費の按分基準も明確でないことから、会計報告等に記載された運営経費の妥当性の検証が困難である。

【指摘】

適切な運営経費が報告されるよう、運営経費の範囲を仕様上、明示されたい。

具体的には、必要な運営経費の項目を限定列挙し、それに該当しない経費については、「その他市が必要と認める経費」として記載し、支出に際し事前に市の承認を受けるように手当することが考えられる。

また、他の事業との共通経費の按分基準については、会計報告等の中で当該基準を明確にする旨、仕様書に記載することが考えられる。

(3) 委託料精算の確認

① 現状分析

委託料精算に当たっての会計報告において、人件費の給与手当が総額で記載されており、また内訳も添付されていない。

② 原因及び問題点

仕様書には、「センター運営に要する経費については、その使途を明確にするとともに、領収書等の証拠書類を適切に保管した上で、千葉市の指示に従い報告書を提出すること」としている。本事業の平成29年度の総運営経費14,556千円における現場担当者人件費は、12,281千円と総運営経費に占める割合が大きいため、使途を明確にする趣旨から、給与手当の内訳（支払内容別、支払者別）を明示することが有用である。

【意見】

委託料精算の会計報告では、センターの運営経費の使途が明確になるように詳細な報告を受けることを要望する。

23. 千葉市子ども医療費助成事業に係る受給券等印刷等業務委託（No. 88） 【こども未来局こども未来部こども企画課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

【事業の概要】

「子どもの医療費の助成に関する条例」及び「子どもの医療費の助成に関する条例施行規則」に基づき、中学3年生までの子どもの保護者に対し、子どもの医療費の一部を助成する。

【委託事務の概要】

市が提供する印刷データより、本事業対象者へ子ども医療費助成受給券交付申請書等の印刷・封入・封緘を行う。

①子ども医療費助成受給券の新年度分の更新申請案内・申請書等の印刷・封入・封緘(5月)

②上記①の更新処理後の子ども医療費助成受給券等の印刷・封入・封緘(7月)

③小学校4年生の切り替えに伴う子ども医療費助成受給券等の印刷・封入・封緘(3月)

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	千葉市子ども医療費助成事業に係る受給券等印刷等業務委託						千葉市子ども医療費助成事業に係る受給券等印刷用業務委託						千葉市子ども医療費助成事業に係る受給券等印刷用業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	7	日	28	年	4	月	12	日	27	年	4	月	8	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	7,806,996 円						8,797,896 円						8,967,931 円					
契約(執行)方法	希望型指名競争入札						希望型指名競争入札						希望型指名競争入札					
委託先名称	シーデーシー情報システム株式会社						シーデーシー情報システム株式会社						シーデーシー情報システム株式会社					
予定価格の公表状況	非公表						非公表						非公表					
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表						設定・非公表						設定・非公表					
参加事業者数	2 者						2 者						2 者					
(参加者の地区別内訳)	市内	2	準市内	0	市外	0	市内	2	準市内	0	市外	0	市内	2	準市内	0	市外	0

（2）参加資格要件

① 現状分析

本委託業務は、子ども医療費助成事業に係る受給券等の印刷等であり、希望型指名競争入札によっているが、平成 27 年度から 29 年度にかけて入札に当たっての指名者数は 2 者、3 者（1 者辞退）、2 者と少数である。また、過去 3 事業年度とも同一事業者が落札している。

参加者の資格要件として、市内事業者であること、「過去の 2 年の間に本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と 2 回以上にわたって当該業務と同等の業務をした実績を有すること」を設定している。

千葉市契約規則第 20 条（指名競争入札）では、「市長は、指名競争入札に付そうとするときは、5 人以上の入札者を指名するものとする。ただし、契約の内容により 5 人以上の入札者を指名することが困難なときは、その数を 3 人以上とすることができます

る。」と定めている。また、平成 22 年 12 月 27 日に財政部長から各所属長へ通知された「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格要件等の設定について」では、参加資格要件標準モデルとして、地区要件を原則として市内事業者としながら、想定事業者が 5 者未満の場合を競争性の確保が困難な場合として挙げ、順次、準市内事業者、市外事業者へ拡大することができるものとしている。さらに、実績要件等として、必要以上に過度な実績要件を設定することにより、参加者数が限られることのないよう、適切な設定を行うこととしており、過度な事例として、履行実績を 2 契約以上求めることや、履行実績を官公庁のみに限定することなどを挙げている。

② 原因及び問題点

資格要件については、過年度より変更されておらず、施行決定時にも資格要件を満たす潜在的な事業者の数についての報告はされていない。また、本委託契約においては、履行実績要件として過去の 2 年の間に本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と 2 回以上にわたって本委託業務と同等の業務をした実績を有することを求めてい るが、その必要性や根拠について検討されていない。

上記履行実績要件によった場合、本来の業務で求められる水準以上の実績が求められる一方、市内事業者が著しく限定されることにより、事業者による受注機会や競争性が損なわれるおそれがある。

【意見】

入札参加者が少数である状態が継続しているため、市内における潜在的な入札参加資格を有する事業者がどの程度存在するかを調査した上で、資格要件の見直しを検討されることを要望する。

具体的には、履行実績の要件を過去 5 年に延長する、2 契約以上の履行実績を求める、官公庁に限定しないなどとし、それでもなお入札参加資格者が少数である場合には、地区要件を市内から準市内へ見直すことが考えられる。

(3) 参考見積書の取得

① 現状分析

予定価格算定の際に入手している委託先 1 者からの参考見積書として、市が概算数量を表計算ソフトに記入して委託先にデータ転送したものに委託先が単価を入力し、返送されたものを用いている。

市はこの参考見積書の単価に予定数量を乗じることにより予定価格の積算を実施している。

② 原因及び問題点

本委託業務においては、作業内容毎の単価に数量を乗じることで予定価格が算定されるが、当該単価には参考見積書の単価が適用されている一方、単価の妥当性につい

ての検証はされていない。

本来、入札参加者が本委託業務に係る数量等についての情報を知り得るのは、入札参加申し込み後、資格要件の審査を通過した事業者宛に郵送される入札通知書が到達した時点である。なお、予定価格の積算内訳を構成する単価は、本来、入札参加者が知り得ない情報である。現状、参考見積書を入手する事業者が委託先1者であり、同一事業者が過去継続して受注しているため、参考見積書提出段階において、当該事業者は、予定価格の概算金額を知り得ることとなる。

予定価格が非公表となっている本入札において、当該事業者が入札に参加すると、入札参加者間で情報の非対称性が生じ、公平性が損なわれるおそれがある。

【意見】

同一事業者との契約が継続している委託事業において、当該事業者から参考見積書を取得するに当たっては、予定価格が類推されるおそれと配慮し、市から仕様内容に係る具体的なデータを提供することのないよう、その運用に十分留意されることを要望する。

予定価格を設定するに当たり、市独自で単価を積算することが困難な場合においては、委託先事業者1者からのみ参考見積書を取得するのではなく、複数事業者からも見積書を取得し、その内容を十分に検証した上で、予定価格を設定されることを要望する。

24. 子ども・子育て支援新制度に係る帳票等の作成、封入・封緘及び配達業務 委託 (No. 94) 【こども未来局こども未来部幼保運営課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

子ども・子育て支援新制度に係る帳票等のうち、大量発送や例月発送をするもの（「現況届」や保育所・子どもルーム利用料に係る「口座振替納付済通知書」など）について、事務の効率化を図るために、印刷、封入・封緘及び配達の業務委託を行う。

なお、基幹システム刷新に伴う仕様変更により、平成28年度については、平成28年4月から12月までを契約期間とする契約と、変更後の仕様による平成29年1月から3月を契約期間とする契約を締結している。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	平成29年度子ども・子育て支援新制度に係る帳票等の作成、封入・封緘及び配達業務委託						平成28年度 子ども・子育て支援新制度に係る帳票等の作成、封入・封緘及び配達業務委託						平成27年度 子ども・子育て支援新制度に係る帳票等の作成、封入・封緘及び配達業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	28	年	12	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	9,212,353 円						4,752,000 円						5,248,800 円					
契約(執行)方法	希望型指名競争入札						希望型指名競争入札						希望型指名競争入札					
委託先名称	株式会社太陽堂印刷所						株式会社萌翔社						株式会社萌翔社					
予定価格の公表状況	非公表						非公表						非公表					
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表						設定・非公表						設定・非公表					
参加事業者数	2 者						3 者						3 者					
(参加者の地区別内訳)	市内	2	準市内	0	市外	0	市内	3	準市内	0	市外	0	市内	3	準市内	0	市外	0

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	平成28年度 子ども・子育て支援新制度に係る帳票等の作成、封入・封緘及び配達業務委託																	
契約開始日(平成)		年		月		日	29	年	1	月	1	日		年		月		日
契約終了日(平成)		年		月		日	29	年	3	月	31	日		年		月		日
契約総額(税込)	2,991,567 円																	
契約(執行)方法	希望型指名競争入札																	
委託先名称	株式会社太陽堂印刷所																	
予定価格の公表状況	非公表						非公表											
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表						設定・非公表											
参加事業者数	2 者																	
(参加者の地区別内訳)	市内	2	準市内	0	市外	0	市内	2	準市内	0	市外	0	市内		準市内		市外	

(2) 参加資格要件

① 現状分析

本委託業務は、子ども・子育て支援新制度における帳票等の作成、封入・封緘及びそれらの配達であり、希望型指名競争入札により執行されている。平成29年度の入札では、入札に当たっての指名者数が前年度の5者（2者辞退）から2者に減少しているが、これは、市基幹システムの刷新に伴い、平成29年度業務から新たに印字業務が仕様に追加されたため、対応する機器を保有する事業者が限られたことが原因とされている。なお、平成30年度契約においても入札参加者は2者である。

入札参加の資格要件として、市内事業者であること、過去5年で同様業務の履行実績を有することを設定している。

千葉市契約規則第20条（指名競争入札）では、「市長は、指名競争入札に付そうとするときは、5人以上の入札者を指名するものとする。ただし、契約の内容により5人以上の入札者を指名することが困難なときは、その数を3人以上とすることができる。」と定めている。また、平成22年12月27日に財政部長から各所属長へ通知された「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格要件等の設定について」では、参加資格要件標準モデルとして、地区要件を原則として市内事業者としながら、想定事業者が5者未満の場合を競争性の確保が困難な場合として挙げ、順次、準市内事業者、市外事業者へ拡大することができるものとしている。

② 原因及び問題点

資格要件については、過年度より変更されておらず、また、施行決定時にも資格要件を満たす潜在的な事業者の数についての報告はされていない。

【意見】

入札参加者が少數である状態が継続しているため、市内における潜在的な参加資格を有する事業者がどの程度存在するかを調査した上で、本委託業務において競争性が確保されているかどうかを判断し、地区要件を見直すことの要否について検討されることを要望する。

(3) 参考見積書の取得

① 現状分析

本委託事業では、前年度の委託先1者からのみ参考見積書を取得し、予定価格を算定している。なお、平成29年度の予定価格設定に当たっては、基幹システム刷新に伴う委託業務の仕様変更により、平成29年1月～3月を契約期間とする仕様変更後の委託契約に係る実施事業者から参考見積書を取得している。参考見積書依頼時には、予定価格の積算内訳となる品名毎の概算数量についての情報が提供されており、当該数量に応じた見積書が取得されている。

② 原因及び問題点

本委託業務においては、品名毎の単価に数量を乗じることで予定価格が算定されるところ、当該単価については一定の合理性が認められる限り、参考見積書の単価を使用している。なお、当該合理性について検討した積算根拠資料は作成されていない。また、本来、入札参加者が本業務に係る数量等についての情報を知り得るのは、入札参加申し込み後、資格要件の審査を通過した事業者宛に郵送される入札通知書が到達した時点である。なお、予定価格の積算内訳を構成する単価は、本来入札参加者が知り得ない情報である。

現状、参考見積書を入手する事業者が委託先1者のみであるが、参考見積書提出段階において、当該事業者は、予定価格の概算金額を知り得ることとなる。

予定価格が非公表となっている本入札において、当該事業者が入札に参加すると、入札参加者間で情報の非対称性が生じ、公平性が損なわれるおそれがある。

【意見】

前年度の委託先事業者から参考見積書を取得するに当たっては、予定価格が類推されるおそれと配慮し、市から仕様内容に係る具体的なデータを提供することのないよう、その運用に十分留意されることを要望する。

予定価格を設定するに当たり、市独自で単価を積算することが困難な場合においては、委託先事業者1者からのみ参考見積書を取得するのではなく、複数事業者からも見積書を取得し、その内容を十分に検証した上で、予定価格を設定されることを要望する。

(4) 積算内訳書の徴収

① 現状分析

資産経営部長から各所属長への通知「適正な入札・契約の執行について」において、業務に見合った積算内訳書を作成し、適切な予定価格を設定するとともに、落札者決定に当たっては、必ず積算内訳書等を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、適正な業務の履行確保が可能かどうか十分検証することを求めている。

本委託業務では、予定価格の設定に当たり、事業者から参考見積書を取得しているが、落札者が参考見積書を取得した事業者と同一であり、また、入札価格が参考見積書と近似（参考見積書は落札金額よりも税抜で659千円高い）した金額であったことを理由に積算内訳書が徴収されていない。

② 原因及び問題点

積算内訳書は落札者決定に当たり、積算根拠の確認や適正な業務の履行確保等を検証することを目的として徴収するものであることから、その目的を異にする参考見積書で代替することはできない。市が公表する「入札の心得」では、「積算内訳書及び誓約書の提出を求めている入札において、その提出がない入札」は「無効とする」と

あり、そのことを踏まえると、当該入札についての有効性についても疑義が生じる。

【指摘】

入札執行における落札者決定に当たっては、積算内訳書を徴収し、積算根拠の確認をするとともに、業務の履行確保が可能かどうかを十分検証されたい。

入札価格が参考見積書と近似した金額であるとの理由により積算内訳書の入手を省略することは、積算内訳書を徴収する目的から認められるものではない。積算内訳書を徴収する目的を十分に理解し、適正な積算内訳書を徴収されたい。

25. 千葉市里親制度推進事業業務委託（No. 97）【児童相談所】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

社会的養護を必要とする児童に対し、可能な限り家庭的な環境のもとでの養育を可能にするため、行政と受託者が協働し、里親の担い手を確保するとともに、里親家庭への支援を行い、里親制度を推進するものである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度	28年度	27年度
契約名称	千葉市里親制度推進事業業務委託	こども家庭支援課にて契約	こども家庭支援課にて契約
契約開始日(平成)	29年4月1日	年月日	年月日
契約終了日(平成)	30年3月31日	年月日	年月日
契約総額(税込)	4,300,000 円		
委託料の支払時期	一括(前払又は中間払あり)		
契約(執行)方法	随意契約		
契約者の選定方法	プロポーザル方式		
委託先名称	特定非営利活動法人 ちばこどもおうえんだん		

（2）前金払の実施

① 現状分析

本委託業務は、里親制度推進事業に係る業務であり、プロポーザル方式により特定非営利活動法人を事業者として決定している。

本委託業務において、地方自治法施行令第163条第2号で定めるところの前金払について、契約書にて必要があれば前金払ができることを定めている。このため、平成29年度の本契約においては、事業者の申し出に応じて一括で前金払を実施している。また、平成30年度においても、事業者が変更されているが、同様に前金払が実施されている。なお、本委託業務は、平成29年度より児童相談所に所管が変更されてお

り、平成 28 年度以前の契約状況については、本監査の対象外としたため、記載を省略している。

② 原因及び問題点

前金払とは、業務履行前（債務の履行期限到来前）において、金額の確定した債務に対して支払われるものである。業務の履行確認後の完了払に対する、例外的な取扱いであることから、前金払により、その契約又は債務が効果的に履行されるような場合に限り実施するよう配慮する必要がある。したがって、前金払する場合の時期や計算方法について、仕様書等で具体的に定めることが望ましい。しかし、本委託業務においては契約書において「必要があれば」前金払を実施できると定められているのみであり、前金払とした根拠、必要性について検討されていないため、事業者の安易な申し出によっても前金払が実施されるおそれがある。

【意見】

前金払を行う場合には、前金払の必要性について判断するための指針や実施時期、計算方法等を明文化し、これに即した検討を加えた上で実施されることを要望する。

（3）予定価格調書の作成

① 現状分析

千葉市契約規則第 22 条では、随意契約においても予定価格を定める必要がある旨定めているが、本契約においては、予定価格調書が作成されていない。

② 原因及び問題点

予定価格は、予算執行の際の上限額としての性格を持ち、議会で議決された予算を計画的に執行するために必要となるものである。千葉市契約規則第 22 条においても、随意契約の場合も予定価格を決定しなければならない旨を規定しており、同規則に従っていない。

【指摘】

千葉市契約規則第 22 条に基づき、随意契約である場合も予定価格調書を作成されたい。

26. 千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック等製作業務委託 (No. 103) 【環境局資源循環部収集業務課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

市民に対して家庭ごみの分別・排出ルールの周知を図り、焼却ごみの削減及び資源物のリサイクルを促進することを目的として発行する「千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」及び「千葉市家庭ごみと資源物の出し方一覧表」の製作、印刷を委託するものである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度	28年度	27年度
契約名称	千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック等製作業務委託	千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック等製作業務委託	千葉市家庭ごみの減量と出し方ガイドブック等製作業務委託
契約開始日(平成)	29年7月6日	28年10月27日	27年5月14日
契約終了日(平成)	30年1月31日	29年2月28日	27年9月30日
契約総額(税込)	26,893,512 円	2,268,000 円	4,458,240 円
契約(執行)方法	希望型指名競争入札	随意契約	希望型指名競争入札
委託先名称	三陽メディア株式会社	有限会社ワールド印刷	有限会社ワールド印刷
予定価格の公表状況	非公表	非公表	事後公表
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表	非設定	設定・非公表
入札参加事業者数	4 者	—	6 者
(参加者の地区別内訳)	市内 4 準市内 0 市外 0	市内 準市内 市外	市内 6 準市内 0 市外 0

(2) 予定価格の積算

① 現状分析

本業務委託の予定価格算定に当たっては、参考見積書に基づいて計算した材料費及び印刷製本費に、別途見積もった打合せや紙面デザインに関する直接人件費、一般管理費、納入場所への運搬費を加算している。具体的な算定方法は以下のとおりである。

<予定価格の内訳>

大項目	内容	
直接人件費	打合せ、紙面デザイン、翻訳など	市担当課で見積もった工数に、国交省公共工事設計労務単価を参考にした単価を乗じて算定
直接経費	材料費及び印刷製本費	日本語版、一覧表、外国語版の各単価（下表参照）を計算し、必要部数を乗じて算定
	納品運搬費	
一般管理費	諸経費	

<印刷製本費の単価計算>

種類	計算式
日本語版	$(\text{平均見積総額} - \text{直接人件費}) \times \left(\frac{\text{日本語版平均見積額}}{\text{平均見積総額}} \right) \div \text{日本語版部数}$ 平均見積総額 参考見積書（3社から入手）の総額の平均。直接人件費や <u>一般管理費、運搬費などの経費は別建てとなっていない。</u> 日本語版平均見積額 取得した参考見積書の金額のうち、日本語版の費用の平均 直接人件費 外国語翻訳を除く直接人件費の見積額。担当課が算定。
一覧表	$(\text{平均見積総額} - \text{直接人件費}) \times \left(\frac{\text{一覧表平均見積額}}{\text{平均見積総額}} \right) \div \text{一覧表部数}$
外国語版	日本語版単価×1／2 日本語版に比べて部数が少なく見積金額の大部分を直接人件費（翻訳作業）が占めていると思われるため、日本語版の単価を貢数で調整して算定している。

材料費及び印刷製本費の算定基礎となった参考見積書の金額は、直接人件費や一般管理費、運搬費などの経費は別建てとなっておらず、これらの経費は見積もり総額に含まれていると思われる。直接人件費については、印刷製本費の単価計算において、上表記載のとおり調整がされているが、一般管理費及び運搬費については調整がされていない。結果として、算定された予定価格には、一般管理費及び運搬費に相当する金額が二重に含まれていると考えられる。

なお、予定価格の設計金額内訳書では、納品運搬費と一般管理費の合計は2,950千円となっている。

② 原因及び問題点

予定価格が過大に積算された場合、本来あるべき金額より高い金額で契約が締結されるおそれがある。また、予定価格をもとに最低制限価格を算定する契約においては、最低制限価格が不当に高くなり、本来の落札者が失格するなどの影響が生じるおそれがある。

本委託業務においては、予定価格の算定において一般管理費及び運搬費に相当する金額が二重に計上されており、予定価格が過大となっている。その結果、平成29年度入札執行において、最低制限価格をわずかに下回り失格となった入札者がいたため、適切に予定価格を算定していた場合は、当該入札者は失格とならなかつた可能性がある。

【指摘】

予定価格の積算は、積算項目の漏れや二重計上などが行われないよう、慎重に行われたい。

予定価格が適切に積算されないと、予定価格の超過や最低制限価格を下回ることに

よる失格の判断が適切に行えなくなる。本契約事務においては、取得した参考見積書における価格の前提条件を適切に評価した上で、運搬費や一般管理費などの経費を予定価格にどのように織り込むか検討する必要があった。

27. 千葉市流通・ブランディング事業実施業務委託（No. 114）【経済農政局経済部産業支援課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

「市内生産者・事業者の競争力強化」と「千葉市のギフト開発とプロモーション活動の継続」を目的とし、次の事業を委託している。なお、次の2つの事業は関連性が高いことから、相互に補完し、展開するものである。

① 生産者・事業者個別支援

有望性のある市内産品の抽出を行うとともに、生産者・事業者を訪問し、課題の整理を行う。また、当該産品を対象とした販路開拓を支援し、市内生産者・事業者の競争力強化を目指す。

② ギフトセレクション

市のギフトのプロモーション活動として、「千葉市 食のギフトセレクション」を実施する。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度	28年度	27年度
契約名称	千葉市流通・ブランディング事業実施業務委託	千葉市流通・ブランディング事業実施業務委託	千葉市流通・ブランディング事業実施業務委託
契約開始日(平成)	29年8月8日	28年6月1日	28年6月1日
契約終了日(平成)	30年3月30日	29年3月31日	29年3月31日
契約総額(税込)	4,590,000 円	5,499,900 円	6,194,759 円
契約(執行)方法	随意契約	随意契約	随意契約
契約者の選定方法	プロポーザル方式	プロポーザル方式	プロポーザル方式
委託先名称	株式会社流通研究所	株式会社流通研究所	株式会社流通研究所

（2）参加資格要件

① 現状分析

本委託業務は、市内生産者・事業者の収益改善や市内産品のブランド化、高付加価値化を目的として、市内事業者への催事・展示会の斡旋やコンサルティング、「千葉市 食のギフトセレクション」の開催による市内事業者の製品のプロモーションを行うものである。事業目的を達成するため、商品流通、農産品や加工品の広範な知識や、バイヤーやシェフ等との高い関係性などの専門的能力が求められることから、事業者の選定に当たっては、価格競争ではなく事業者の企画・技術力を審査する必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用している。

一方、本委託業務の企画提案募集要項の参加資格には、行政機関から指名停止処分を受けていないこと、不渡手形を出していないことなどの一般的な要件の他に「株式会社、合名会社、合資会社又は特例有限会社であること」が挙げられている。

なお、本契約の応募者は平成 27 年度 1 者、28 年度 3 者、29 年度 1 者という状況にある。

② 原因及び問題点

発注課担当者への質問に対する回答によると、「株式会社、合名会社、合資会社又は特例有限会社であること」を参加要件とした理由は、継続的に業務を提供できる事業者として法人が想定されたためとのことである。しかしながら、「株式会社、合名会社、合資会社又は特例有限会社」には NPO 法人や財団法人などが含まれないため、例えば千葉市で産業コンサルティング業務を行っている公的な団体である公益財団法人千葉市産業振興財団などの参加が制限されている。また、公募型プロポーザル方式では、過去の実績や実施体制などの業務提供体制を評価し、業務体制が脆弱な事業者とは契約しないことが可能であるため、参加資格を法人に限定し、応募の段階で個人事業者を除外する必要性は乏しい。入札参加者の状況に鑑みると、参加資格要件を広げ、企画提案者を広げる検討も必要であったと考える。

【意見】

公募型プロポーザル方式を採用するに当たっては、優れた企画提案力を募るという趣旨に鑑み、資格要件の設定に当たっては十分な検討を要望する。

公募型プロポーザル方式を採用した場合、企画提案の内容に加え、過去の実績や実施体制の評価も事業者の選考基準となる。そのため、業務の履行可能性を目的として個人か法人か、または法人の種類などを要件とする必要性は乏しいと考える。

(3) 事業の効果

① 現状分析

本委託事業においては、事業の目標設定や効果を評価するため、小売店での取扱品数の拡大件数などを指標としている。本事業の実施により、平成 27 年度から 29 年度の累計で、普及品販路（スーパー・マーケットなど）取扱品数：目標 6 商品、実績 9 商品、高級品販路（百貨店など）取扱品数：目標 2 商品、実績 3 商品という効果が得られている。なお、これらはいずれも全国での取扱いではなく、それぞれ 1 ～ 数店規模での取扱いにとどまっている。事業目標は取扱品数とされているため、売上高は把握されていない。

一方、平成 27 年から 29 年度の本委託業務に係る契約金額の累計は 16,284,659 円（税込）である。効果の測定に際して、1 品目当たり又は売上金額の増加当たりの発生コストという観点からの評価は実施されていない。

② 原因及び問題点

コスト計算に基づく事業効果の測定という観点から委託業務の評価が行われていないため、外部委託の効果として経済性、効率性の観点からの評価は十分とはいえない、

コスト意識を伴わないまま事業が継続するおそれがある。

本委託業務においては、1品目当たりの取扱拡大のための業務委託費として、目標値からは平均2,035千円、実績値では平均1,357千円と算定されるが、この水準が妥当なものか十分な検討が行われていない。

なお、本事業の目的として、市内生産者・事業者の収益改善も掲げられていることから、品目数だけではなく、販路の拡大による売上金額や売上総利益の増加額についても指標として取り入れることがより合理的である。

【意見】

本委託業務のような産業支援事業においては、業務の経済性、効率性を確保するため、コスト当たりの成果という観点からも、目標の設定や事業の評価を行うことを要望する。

例えば、販路の拡大による売上高の増加額÷契約金額を指標の一つとすることが考えられる。また、具体的な目標設定に当たっては、企画提案時に応募者から提案を受けることも考えられる。

28. 市内医療・福祉分野产学連携推進事業委託契約（No. 115）【経済農政局経済部産業支援課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

本事業の目的は、千葉市事業環境整備構想における重点四分野の1つである「医療・福祉関連分野」の市内中小企業に対する支援体制を強化するとともに、同分野の产学連携を推進することである。 そのため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する「千葉大亥鼻イノベーションプラザ」へインキュベーションマネージャーを配置し、入居者及び产学連携を希望する者に対する総合的支援(起業化までの諸手続・技術・人材・資金・マーケティングに関するアドバイス等)を委託している。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	平成29年度市内医療福祉分野产学連携推進事業委託						平成28年度市内医療福祉分野产学連携推進事業委託						平成27年度市内医療福祉分野产学連携推進事業委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	13,728,999 円						12,542,000 円						12,444,000 円					
契約(執行)方法	随意契約						随意契約						随意契約					
委託先名称	公益財団法人 千葉市産業振興財団						公益財団法人 千葉市産業振興財団						公益財団法人 千葉市産業振興財団					

(2) 概算払における精算

① 現状分析

本委託業務は、亥鼻イノベーションプラザにインキュベーションマネージャー（以下、「IM」という。）2名を配置するものである。本契約は、委託料の支払方法として概算払が採用されており、市は毎四半期に概算額を支払い、年度最後に実際の勤務日数等に基づき精算している。しかしながら、契約書には「概算払いする」旨及び概算額の記載はあるが、最終的な支払額の算定方法及び精算方法についての記載がない。

実際の運用においては、契約金額は以下ののような内容から構成されている。

項目	内容
報酬	IM本人の給与。1日当たりの単価に勤務日数を乗じて計算されている。
福利厚生費	IM本人の法定福利費など
旅費交通費	交通費
間接費	上記直接経費の一定比率
租税公課	委託先事業者が本事業に配分した控除対象外消費税などの租税公課

精算時には、年度末に委託先事業者から上記費目の実際の支出額（間接費については直接経費の一定比率で計算）が示され、概算金額との差額を支払又は受領している。主な項目である「報酬」は、1日当たり単価に実際の勤務日数を乗じて算定されているが、福利厚生費、旅費交通費については、精算時に詳細な内訳が示されていない。なお、租税公課については、委託先事業者から控除対象外消費税の配賦に関する資料を入手しているものの、精算時の決裁に添付されていない。

② 原因及び問題点

恣意的な金額の算定を防ぐため、概算払を行うのであれば、最終的な支払額の算定基準や精算方法等を契約書等で明確にする必要がある。

また、精算の根拠となる受託者からの費目別支出額の報告についても、旅費交通費等の根拠を入手していないため、本事業と無関係な費用が混在するおそれがある。

【指摘】

概算払による場合は、契約書や仕様書で概算額の算定基準や精算方法等を定めた上で実施されたい。

具体的には、現在の精算方法を前提とすると、以下のような事項の記載が必要である。

- 給与（報酬）については、勤務日数に応じて金額を算定する旨及び勤務1日当たりの金額
- 福利厚生費や旅費交通費については、その範囲及び精算時にその明細を提出する旨

- 間接費については、その算定基準
- 租税公課については、その配賦基準

29. 千葉市きぼーるアトリウム管理運営業務委託 (No. 116)【中央区役所地域振興課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

きぼーる来場者に対する安全かつ適切な施設への誘導及びにぎわいの創出の場としてのアトリウムスペースの活用を有効に行うため、きぼーる館内の案内業務、きぼーるアトリウムにおけるイベント開催のために必要な附属設備等の管理及びその他運営のための必要な業務を委託するものである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	千葉市きぼーるアトリウム管理運営業務委託						千葉市きぼーるアトリウム管理運営業務委託						千葉市きぼーるアトリウム管理運営業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	11,404,800 円						11,404,800 円						11,404,800 円					
契約(執行)方法	随意契約						随意契約						随意契約					
委託先名称	大成有楽不動産株式会社 千葉支店						大成有楽不動産株式会社 千葉支店						大成有楽不動産株式会社 千葉支店					

(2) 契約方法（契約者選定方法）

① 現状分析

契約方法は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約であり、1 者との間で継続して同一金額で契約が締結されている。随意契約の理由として、「施設管理については、同施設が個人事業所を含む複合施設となっており、突発的な事故等トラブルが起こった場合、現地で迅速に処理し、防災等のリスクを最小限にとどめるために、きぼーる全体の管理者との一体管理が必要不可欠である。」こととしている。なお、予定価格設定に当たっての参考見積書は、委託先事業者 1 者からのみ入手している。

随意契約は、競争入札を原則とする契約の例外的な方法であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号までに列挙された範囲でのみ認められるものである。本委託業務における 1 人以上の者から見積書を徴さない 1 者随意契約については、資産経営部長から各所属長へ通知される「適正な入札・契約の執行について」に記載があるように、「契約の目的である事務・事業について競争によることが不可能であるか」、「長年の慣例として随意契約となっていないか」に十分留意の上、適用に当た

っては、個別の契約案件がこれらの要件に照らして妥当か否かを厳格に判断する必要がある。

② 原因及び問題点

本委託業務の主業務である受付業務、イベント開催に必要な附属設備等の管理内容に鑑みると、施設管理の保守・点検等といった施設と一体となった業務ではなく、施設管理者との一体管理により効率化が図られることは想定しうるもの、入札による他事業者の参入を妨げる随意契約の理由としては十分でない。また、突発的な事故等のトラブルや防災等リスクへの対応を随意契約の理由として掲げているものの、本業務委託における仕様の中で、施設管理者との連絡体制や連携方法を定めれば、リスク等を同水準に抑えることも可能と考える。

【意見】

随意契約の中でも、1者のみからしか見積書を徴さない1者随意契約の適用に当たっては、競争によることは不可能であるのかどうか、長年の慣習となっていないかに十分留意の上、厳格に判断されることを要望する。

事業の効率性や効果を理由に随意契約による場合においても、仕様内容の見直しにより、他事業者によっても同等の効率性や効果が得られる場合もある。また、入札による経済性が随意契約によった場合の効率性等を上回る可能性もある。1者随意契約ありきで契約手続を進めるのではなく、仕様内容の変更等も含め、様々な視点から随意契約によらない方法について検討をされることを要望する。

(3) 仕様内容

① 現状分析

本委託業務では、その仕様内容から受付業務が主たる業務と位置付けられる。

日々の受付業務の中で行われる利用者とのオペレーションについては、「インフォメーション日報」により、委託先事業者から市へ報告が行われている。

<平成29年度>

(a) フロア（施設）別の受付件数（数字で記入）と問い合わせの内容、(b) 館内のイベント、(c) 特記事項・引継事項等（配布物を受け取ったことなど日常的な事柄も記載されており、警察に通報した事案や、イベントスペースの使用者が承認内容と異なる使用方法により施設管理上の支障が生じた場合など、特に重要な案件のみ別途「報告書」を作成している）。

<平成30年度>

(a) フロア（施設）別の受付件数については、前年度から変更され、時間帯別（8時半～9時、17時以降とその間1時間毎に区分）に「正」で件数のみを記載している。なお、問い合わせ内容についての記載はない。(b)、(c)については、前年度か

ら変更はない。

この様に（a）に関しては、問い合わせ内容の記載がなくなった点で簡素化されているが、新たに時間帯ごとの問い合わせ件数が把握できる内容となっている。

日報の報告様式は、仕様書に定めがなく、市と委託先事業者の協議によるものとしているが、平成30年度においては、問い合わせ内容の記載に係る負担と情報の有用性について再検討を求める業者側から様式変更の提案があった。市はこれまでの報告から、利用者からの問い合わせが概ね同じような内容となっており、傾向が把握できているため、日報への記載を継続する必要性は低いと判断するとともに、その一方で、時間帯毎の問合せ状況が把握できる点を評価し、提案どおり報告様式を見直すこととした。

なお、特記事項や引継事項等、特に重要な案件については別途、報告書が作成されている。

② 原因及び問題点

平成29年度までは、市は委託先事業者から日々の問い合わせの内容等、詳細な報告を日報で受けていたが、その結果を分析・評価し、委託業務の仕様内容を見直すまでには至っていない。

一方、平成30年度委託業務においては、受付業務における負担軽減や情報の有用性という観点から日報が変更されているが、業務内容の仕様変更やそれに伴う予定価格への影響等の評価は行われていない。また、平成30年度の日報様式の変更に伴い、報告が行われなくなった問合せ内容について、過去からの日報での報告内容が概ね同じであることから、継続する必要がないと判断されているが、過去の情報をデータベース化し、問合せが生じる日時や施設別の問合せ内容等を分析することは行われておらず、過去から報告してきた情報の有用性や情報の活用可能性を踏まえた上での判断が十分なされたとは言い難い。

平成30年度からの日報においては、情報が簡略化されている反面、施設別の時間帯別問合せ件数が把握できる様式になっており、活用性は認められるものの、従来と同様、手書による報告であるため、当該情報をデータ化し、分析する手法には向かない。

総合施設に係る受付業務での問合せ対応は、施設利用者の声を聞く重要な機会であり、その結果を集計・分析することにより、より高度なサービス向上が図られる可能性がある。そのような委託業務において、仕様書に報告内容や報告方法が定められておらず、また、その内容が業務委託に当たり、十分に検討されていないことに問題が認められる。

【意見】

総合窓口としての受付業務における問合せ対応の情報は、当該施設における利用

者へのサービス向上を図る上で有用なものであることから、情報収集に係るコストと情報の有用性を比較検討した上で、仕様書に日報による報告の目的や報告内容及び様式を定めていくことを要望する。

なお、このような情報は、日々の報告を集計し、分析することで有用性を発揮するものであることから、報告内容を定型化した上で電子化するなど、利用目的に適合した方法を仕様で定め、報告を求めていくことが望ましい。

30. “ちば”共創都市圏におけるグリーンツーリズム推進のためのマーケティング調査業務委託（No. 119）【経済農政局経済部観光プロモーション課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

千葉市・市原市におけるグリーンツーリズム推進に関する調査に係る手法・設問設定・集計方法等の企画、調査の実施調査結果を基にした分析及び分析報告書の作成を委託している。

具体的には、以下のような業務を委託している。

- ・観光実態調査（延べ宿泊者数、旅行消費額、リピータ率などの調査）
- ・消費者調査（首都圏居住者を対象とした千葉市・市原市のグリーンツーリズムに対する印象などの調査）
- ・上記調査で収集したデータの集計・分析及び報告書の作成
- ・収集したデータや分析結果に基づく、コンセプト、プロモーション手法、KPI設定などに関する助言、指導

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

（単位:円）	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	”ちば”共創都市圏におけるグリーンツーリズム推進のためのマーケティング調査業務委託																	
契約開始日（平成）	30	年	1	月	12	日		年		月		日		年		月		日
契約終了日（平成）	30	年	3	月	30	日		年		月		日		年		月		日
契約総額（税込）	4,968,000 円																	
契約（執行）方法	随意契約																	
契約者の選定方法	プロポーザル方式																	
委託先名称	株式会社リクルートライフスタイル																	

（2）委託事務の管理

① 現状分析

本委託業務では、マーケティング調査業務の一環として、受託者は個人情報（アンケート謝礼のための住所氏名等）を収集している。

委託契約書における「個人情報取扱特記事項」には、「受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、発注者の承諾を得て行なった複写又は複製物については、廃棄又は消

去し、発注者にその旨の報告をしなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、「当該方法によるものとする。」とされている。しかしながら、本委託業務においては、事業の目的として収集された個人情報が市へ引き渡されておらず、また、文書による廃棄の指示や報告も行われていない。発注課担当者は、完了検査時に口頭で報告を受けたとのことであるが、これを裏付ける記録はない。

千葉市個人情報保護条例第11条第1項第4号では、個人情報を取り扱う実施機関は、「保有する必要がなくなった個人情報については、歴史的資料として保存する必要があるものを除き、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。」が義務付けられている。また、千葉市個人情報保護条例第12条の2第1項では「第11条第1項の規定は、前条第1項の委託を受けたものが受託した業務を行う場合について準用する。」と規定されているため、個人情報を取り扱う業務を市から受託した者は、契約終了後、受託業務のために収集し保有する必要がなくなった個人情報を速やかに廃棄・消去する義務がある。さらに、千葉市個人情報保護条例第12条第1項には「実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託(中略)をしようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。」とされている。

② 原因及び問題点

本委託業務の発注者である市は、業務履行後、委託先事業者が本業務のために収集した個人情報について、速やかに廃棄・消去するよう指示し、報告を受ける必要がある。委託先事業者が市の業務に関して収集した個人情報が万が一漏えいや目的外利用された場合、市としても責任を負うおそれがある。

本委託業務におけるアンケート謝礼のための住所氏名等の個人情報について、漏えい又は目的外に使用されることを防止するため、委託契約書の個人情報取扱特記事項に基づき、委託先事業者に当該個人情報の廃棄又は消去を指示する必要があったところ、指示書や報告書などの記録がないため、市個人情報保護条例第12条第1項の「必要な措置」が講じられているか確認できなかった。

【指摘】

個人情報の適切な管理のため、個人情報取扱特記事項及び千葉市個人情報保護条例第12条第1項に基づき、業務終了後に廃棄又は消去を指示し、文書での廃棄完了報告を求められたい。

本契約においては、委託業務のために収集したアンケート謝礼のための住所氏名等の個人情報について、委託先事業者から文書での廃棄完了報告を入手されたい。

なお、業務委託の終了時において、個人情報の返還・廃棄に関する指示、報告を徹底させるためには、完了検査時のチェックリストを作成して個人情報の返還・廃棄をチェック項目とすることや、個人情報廃棄等の指示書のひな型を作成することなどが有用である。

3.1. 都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託（No. 121）【経済農政局経済部観光プロモーション課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

市の特色である「千葉市らしさ（＝都市アイデンティティ）」の認知度向上のため、平成28年度に作成した都市アイデンティティの認知度向上につながる体験プランを含む観光ガイドの作成及びウェブサイトの保守運用を委託するものである。

本事業は、継続して情報発信することにより、市内外から「住み続けたい」「住んでみたい」「訪れてみたい」「選びたい」という思いの獲得と、「千葉市らしさ」が自分たちが誇りに思える文化・歴史あることに気づくことで、シビックブランドの醸成につなげることを目的とする。

平成29年度の契約は、Webサイトの運営等の継続性を理由として、平成28年度の同一事業者と随意契約している。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

（単位：円）	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託						都市アイデンティティ発信（体験ガイドプラン入り観光ガイド作成）業務委託											
契約開始日（平成）	29	年	4	月	1	日	28	年	7	月	22	日		年		月		日
契約終了日（平成）	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日		年		月		日
契約総額（税込）	2,520,000 円						6,999,999 円											
契約（執行）方法	随意契約						随意契約											
契約者の選定方法	その他						プロポーザル方式											
委託先名称	株式会社オニオン新聞社						株式会社オニオン新聞社											

（2）委託事務の管理

① 現状分析

本委託業務である「都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託」の一環として、委託先事業者は個人情報として、Webサイトからの体験ツアーの予約のための連絡先等を収集している。

委託契約書における「個人情報取扱特記事項」には、「受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとし、発注者の承諾を得て行なった複写又は複製物については、廃棄又は消去し、発注者にその旨の報告をしなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。」とされている。しかしながら、本委託業務においては、事業の目的として収集された個人情報が市へ引き渡されておらず、また、文書での廃棄の指示や報告も行われていない。市契約担当者は、完了検査時に口頭で

報告を受けたとのことであるが、これを裏付ける記録はない。

なお、関連する個人情報保護条例の条文については、前述の「30.“ちば”共創都市圏におけるグリーンツーリズム推進のためのマーケティング調査業務委託（No. 119）」を参照されたい。

② 原因及び問題点

本委託業務の発注者である市は、業務履行後、委託先事業者が本業務のために収集した個人情報について、速やかに廃棄・消去するよう指示し、報告を受ける必要がある。委託先事業者が市の業務に関して収集した個人情報が万が一漏えいや目的外利用された場合、市としても責任を負うおそれがある。

本委託業務における Web サイトからの体験ツアーの予約のための連絡先等の個人情報について、漏えい又は目的外に使用されることを防止するため、委託契約書の個人情報取扱特記事項に基づき、委託先事業者に当該個人情報の廃棄又は消去を指示する必要があったところ、指示書や報告書などの記録がないため、市個人情報保護条例第 12 条第 1 項の「必要な措置」が講じられているか確認できなかった。

【指摘】

個人情報の適切な管理のため、個人情報取扱特記事項及び千葉市個人情報保護条例第 12 条第 1 項に基づき、業務終了後に廃棄又は消去を指示し、文書での廃棄完了報告を求められたい。

本契約においては、委託業務のために収集した Web サイトからの体験ツアーの予約のための連絡先等の個人情報について、委託先事業者から文書での廃棄完了報告入手されたい。

（3）仕様内容

① 現状分析

平成 28 年度事業である「都市アイデンティティ発信（体験ガイドプラン入り観光ガイド作成）業務委託」では、応募者からの企画提案を求めるため、公募型プロポーザル方式で事業者を選定している。本委託業務では、Web サイトとガイドブックを共通のコンテンツを使用して作成するため、Web サイトの構築とガイドブックの作成・印刷の両業務を仕様に含めている。平成 28 年度の事業計画では、Web サイトの公開とガイドブックの発行は同時期を計画しており、異なる業務である Web サイト作成・運用業務とガイドブックの作成・印刷業務を分離せずに一括発注することとしている。

一方、平成 29 年度事業である「都市アイデンティティ発信観光ガイドウェブサイト運用保守及び日本語冊子更新作成業務委託」においても、Web サイトの保守・運用と冊子の作成・更新の両業務を仕様内容に含めた一括発注が平成 29 年 4 月に行われている。なお、本委託業務の一部である Web サイトの保守・運用業務には、サイトを公開するためのサーバーの維持管理も含まれ、平成 28 年度から継続した役務の提供

が必要であることから、平成 28 年度の実施事業者と随意契約を締結している。平成 29 年度の委託業務の契約期間は年度当初の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とされているが、これは、年間を通して平成 28 年度に構築した Web サイトの保守・運用を委託する必要があったためである。

しかしながら、平成 29 年度の本委託業務に含まれている冊子の作成・更新作業は、Web サイトの保守・運用と異なり、連続した役務提供が必要なものではなく、事業計画では、平成 29 年度の冊子の更新・印刷は 11 月の予定であった。

なお、本委託業務は、事業効果及び他事業との類似性を検討した結果、平成 29 年度で終了している。

② 原因及び問題点

平成 29 年度事業に含まれる冊子の作成・更新業務については、冊数などの仕様について年度当初に決定する必要はなく、事業効果の測定・検証を行ってから仕様を策定し、Web サイト運用・保守業務とは別に分離発注することが合理的であったと考える。前年度の契約形態を踏襲せずに、29 年度の冊子作成・更新業務を分離発注していれば、前年度に作成されたガイドブックの配付や Web アクセス数の状況、事業効果の検討結果を踏まえて印刷冊数を減少させるなど、仕様内容の見直しにより柔軟な対応が可能であったと考える。

【意見】

同一事業の中に複数種類の業務が含まれるときには、一括発注にとらわれず、分割発注によるこのメリットも十分検討の上、仕様内容を検討されることを要望する。

特に、本委託業務に見られるように、業務の種類毎に履行予定時期が異なる場合や、事業評価に基づき発注数量の見直しが生じる可能性がある業務については、発注時期についても十分な検討が必要である。

(4) 契約の内容

① 現状分析

平成 28 年度事業においては、応募者からの優れた企画提案を募るため、公募型プロポーザル方式を採用し、事業者を選定している。また、平成 29 年度事業においては、前年度に構築した Web サイトの保守・運用のためのサーバーの維持管理が含まれることから、前年度の事業者と随意契約を締結している。

Web サイトを構築した後、次年度以降も保守・運用作業が生じることは想定し得たにも関わらず、平成 28 年度の公募型プロポーザルにおいては、次年度以降の Web サイト保守運用や冊子の更新などについての提案を求めておらず、事業の継続を前提とした保守運用に係る役務の提供体制やサーバーの維持管理に係るランニングコスト、契約先を変更する場合の業務やコンテンツの引継方法などが評価されていない。

② 原因及び問題点

複数年継続する事業においては、次年度以降のランニングコストなども考慮の上委託先が選定されないと、経済性の観点から事業期間全体の最適化を図ることができない可能性がある。

【意見】

次年度以降も保守・運用や更新を伴う事業を新たに外部委託化する際には、契約年度に係る調達価格や企画提案の内容だけでなく、次年度以降の業務の実施体制やランニングコスト、他事業者への業務の引継方法についても評価の上、事業者を選定されることを要望する。

本委託業務においても、サーバーの維持管理費用などのランニングコストや契約先を変更する際のコンテンツや業務の引継方法についても評価することにより、経済性の観点から事業期間全体にわたる最適化計画を検討することが可能であったと考える。

(5) 保証金の免除

① 現状分析

平成 28 年度の委託契約では、契約書には契約保証金の免除について「免除可能な場合は免除する」旨が記載されているのみで、免除するか否か最終的な判断が記載されていない。ただし、支出負担行為伺には、千葉市契約規則第 29 条第 3 号（実績要件）に基づき免除する旨の記載がある。

また、平成 29 年度の委託契約では、同規則第 29 条第 5 号（少額の随意契約）に基づき契約保証金を免除する旨が契約書及び支出負担行為伺に記載されているが、発注課担当者に免除の理由について質問したところ、本契約（契約金額 2,520 千円（税込））についてどのような基準で「少額」と判定したか不明であり、契約保証金の免除の根拠は実際には第 5 号ではなく第 3 号である可能性が高いとの見解を得た。

② 原因及び問題点

平成 28 年度契約書における記載内容は、公募段階における契約書案と同内容であり、事業者が選定され免除の可否が明確になった後も、契約書が適切に更新されなかったことが原因である。

平成 29 年度契約において、保証金免除の理由が千葉市契約規則第 29 条第 5 号と記載された理由は不明であるが、支出負担行為伺において、契約保証金の免除に関する根拠資料を添付し回議しなかったことが、判断を誤った要因の一つであると考える。

【指摘】

紛争防止のため、契約書には契約保証金の免除の可否について明確に記載されたい。

また、不適切な理由による契約保証金の免除を防止するため、支出負担行為伺に契約保証金の免除に関する根拠資料を添付し回議されたい。

決裁権限者は、千葉市契約規則の根拠条文を根拠資料とともに確認し、免除の要件を満たしているか適切に検証する必要があると考える。

3.2. 市営競輪開催に伴う競輪事務委託（No. 124）【公営事業事務所】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

以下に挙げる千葉競輪場における競輪実施事務を委託するものである。

- ① 競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査に関すること。
- ② 発走、着順の判定、勝者の決定その他の競輪の審判及びその発表並びに選手の紹介に関すること。
- ③ 競輪に出場する選手のあっせんの依頼及び選手の競走別組合せの決定に関すること。
- ④ 競輪に出場する選手の確定並びに競輪開催に係る選手及び自転車の管理に関すること。

なお、法令により、競輪実施事務を受託できる事業者は、地方自治体を除き公益財団法人JKAのみである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	競輪実施事務の委託						競輪実施事務の委託						競輪実施事務の委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	180,188,348 円						167,239,420 円						178,778,684 円					
契約(執行)方法	随意契約						随意契約						随意契約					
委託先名称	公益財団法人JKA						公益財団法人JKA						公益財団法人JKA					

（2）予定価格調書の作成

① 現状分析

本契約は、自転車競技法第3条第1号の「競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務」についての業務委託契約である。自転車競技法第3条によって、本業務の委託先は、他の地方公共団体又は競技実施法人（現在認可されている団体は公益財団法人JKAのみ）に限られている。市職員は自ら競走前審査や審判業務を行う技術を持たないため、実質的に公益財団法人JKAへの委託が必須となっている。また、契約金額についても、自転車競技法第16条、自転車競技法施行規則第24条及び同規則別表で計算方法が定められている。

一方、千葉市契約規則第22条では、随意契約においても予定価格を定めることを求めており、本契約においては、予定価格の算定が行われておらず、予定価格調書も作成されていない。また、施行伺いにも執行予算額の記載はあるが、予定価格の記載はない。

② 原因及び問題点

競輪を開催する上で、公益財団法人 JKA に競走前審査や審判などの競輪競技に関する事務を委託すること及び契約金額の算定方法については、法令で定められている。

しかしながら、予定価格は、予算執行の際の上限額としての性格を持ち、議会で議決された予算を計画的に執行するために必要となるものである。千葉市契約規則第22条においても、随意契約の場合も予定価格を決定しなければならない旨を規定しており、同規則に従っていない。

【指摘】

千葉市契約規則第22条に基づき、随意契約である場合も予定価格を適切に決定されたい。

33. 市営競輪開催に伴う臨時場外分開催経費 委託 (No. 125) 【公営事業事務所】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

他の市町村が運営する競輪場(以下、「他の競輪場」という。)での千葉市営競輪の場外発売に際して、以下のようないくつかの業務を委託する契約をその都度締結している。これらの業務委託契約に関する費用については、開催前に公営事業事務所長に資金を前渡ししている。

- | | | |
|------------|-------------|-----------------|
| ① 投票業務 | ② 車券発売業務 | ③ ファンサービス業務 |
| ④ 清掃業務 | ⑤ 場内テレビ放映業務 | ⑥ 駐車場の整理誘導業務 |
| ⑦ 設備維持管理業務 | ⑧ 場内警備業務 | ⑨ その他関連業務に関すること |

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度	28年度	27年度
契約名称	千葉市営競輪の臨時場外車券売場における資金前渡金に係る契約の締結について	千葉市営競輪の臨時場外車券売場における資金前渡金に係る契約の締結について	千葉市営競輪の臨時場外車券売場における資金前渡金に係る契約の締結について
契約開始日(平成)	29 年 4 月 1 日	28 年 4 月 1 日	27 年 4 月 1 日
契約終了日(平成)	30 年 3 月 31 日	29 年 3 月 31 日	28 年 3 月 31 日
契約総額(税込)	171,650,556 円	238,603,163 円	289,021,030 円
契約(執行)方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	委託先複数	委託先複数	委託先複数

(2) 誓約書の入手

① 現状分析

市では、業務を委託するに当たり、委託先事業者における従事者への賃金の支払や労働関係法令の遵守を指導するとともに、「従事する職員の賃金や労働条件についても、最低賃金法などの労働関係法令を遵守する」ことを誓約する旨の誓約書の提出を

求めているが、本委託業務においては当該誓約書が入手されていない。

② 原因及び問題点

他の競輪場での場外車券販売に関する業務委託という事業の性質のため、事業者の所在や実施場所は遠方であり、また間に他の競輪場の管理者が入るため、直接委託先事業者と交渉が行われることもない。そのため、労働関係法令の遵守状況などの情報は通常の業務委託契約よりも入手しづらい。よって、通常の契約以上に、「誓約書」の入手をとおして、労働関係法令の遵守状況の確認を行う必要があると考える。

【指摘】

委託先事業者による業務履行時には、従事者に対する賃金や労働条件について、最低賃金法などの労働関係法令を遵守することを求める誓約書を入手されたい。

(3) 資金の前渡

① 現状分析

本委託事業は、千葉競輪の車券を他の競輪場で場外販売するための業務委託であり、場外車券売り場の運営に関する複数の業務委託契約から構成されている。

委託先事業者への支払いのための資金は、競輪開催前に市から資金前渡職員（本業務では千葉市公営事業事務所長）に前渡しされた後、千葉市公営事業事務所長から他の競輪場の管理者である他の市町村職員（市の補助職員扱いとなる。）に前渡しされている。競輪開催期間終了後、千葉市公営事業事務所長は、他の競輪場の管理者から委託先事業者が発行した請求書と残余資金を受け取り、前渡金の精算を行っている。

市担当者によると、この方法は協定等による定めがあるものではないが、市町村が運営する競輪場で他の競輪場の場外車券販売を行う際の経費精算に関する方法として、過去から慣行として実施されているものとのことである。

② 原因及び問題点

競輪事業に関する資金の前渡しは、個人の口座に比較的多額の資金を預けるため、不適切な支出が行われるリスクや、精算が適切に行われないリスクが潜在的に高い。また、預り金の残高管理や後日の精算手続きなど、事務負担も軽くはない。

前渡金の精算に当たっては、他の競輪場の管理者から本業務に関する請求書が提出されるが、受領日は開催後1週間程度が多く、請求書を受領してから実績額を支出することも可能と考えられる。

【意見】

市だけではなく、競輪事業を運営する他市町村も関係し、また、資金前渡しによる決済は業界の慣行として確立しているものではあるが、資金前渡しによらない運用方法に変更可能か検討されることを要望する。

3 4. 千葉競輪場開催業務等包括委託（No. 126）【公営事業事務所】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

千葉競輪の運営に関する包括業務委託契約を、平成25年にプロポーザル方式で選定した事業者と、継続して締結している。具体的な業務は以下のとおりである。

- ① 投票関係業務
車券の発売、払戻金及び返還金の交付に関すること。
- ② お客様サービス業務
入場者等へのサービス（イベント、宣伝広報、出走表印刷等）に関すること。
- ③ 施設の管理運営業務
施設設備全体の維持管理、法令点検のスケジュール管理及び修繕を関すること。
- ④ 場外開催業務
臨時場外車券売場の設置に当たり照会及び協定書案の作成に関すること。
- ⑤ 非開催業務
非開催の施設管理、事務所来場者受付及び守衛所における業務に関すること。
- ⑥ 一般管理業務
開催業務に係る書類作成、関係機関との調整及び備品消耗品の調達に関すること。
- ⑦ その他の業務
その他開催運営に必要な業務に関すること。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	千葉競輪場開催業務包括委託						千葉競輪場開催業務包括委託						千葉競輪場開催業務包括委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	475,200,000 円						475,200,000 円						452,467,080 円					
複数年契約であるか	債務負担行為						債務負担行為						債務負担行為					
契約(執行)方法	随意契約						随意契約						随意契約					
契約者の選定方法	プロポーザル方式						プロポーザル方式						プロポーザル方式					
委託先名称	日本写真判定株式会社						日本写真判定株式会社						日本写真判定株式会社					

（2）再委託の管理

① 現状分析

本委託事業は、千葉競輪場の開催・運営に関する包括業務委託である。平成 24 年に公募型プロポーザル方式で受注者を選定し、3 年間（平成 25 年度～27 年度）の複数年契約を締結した。その後、市では競輪場の存続について検討し、平成 29 年度末での廃止の可能性があったため、随意契約で同一事業者と平成 28 年度から 29 年度の 2 年間の複数年契約として本契約を締結した。本契約で委託される事業には、車券の販売、払い戻し、警備、施設の運営・保守など、様々な業務が含まれている。これらの業務のうち、警備業務や送迎バスの運行など一部の業務は、受注者が自ら実施するのではなく、他の事業者に再委託しているものがある。

平成 28 年度から 29 年度の随意契約に際しては、再委託先の選定についても審査項目に含まれているが、受注者からの提案書には

- 可能な限り既存業者を活用する。
- 受注者の「競輪事業の在り方に関する基本的な考え方」等を共有する事業者を選定する。
- 新規委託契約は市内業者を優先する。

といった方針が記載されているものの、具体的な再委託先については記載がない。

また、本契約の契約書第 20 条第 1 項ただし書きには、「ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得て開催業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合（以下「再委託」という。）は、この限りではない。」とあり、書面による市の事前承諾を条件として一部業務の再委託を認めている。しかしながら、市は再委託について文書による承諾を行っていない。さらに、業務実施計画書など受注者から市に提出されている書類には、再委託に関する内容が報告事項とされていなかった。

② 原因及び問題点

本契約で委託する事業は、競輪場の開催・運営に関する包括業務委託であり、様々な事業が含まれる性質から、再委託が行われることが想定されるものである。そのため、受注者の選定に際しては、法令遵守の状況や事業者の業務遂行能力を評価するため、再委託先についても把握し、検討する必要がある。

しかしながら、平成 28 年の契約締結時には、既存事業者を優先するという方針はあるものの、具体的な再委託先の候補についての提案がなく、再委託先についての業務遂行能力や法令遵守の状況を検証できるものではなかった。

また、契約後においても、再委託先を把握し不適切な事業者への再委託を防止するため、再委託には書面での事前承諾が必要な旨を契約書第 20 条で定めているにもかかわらず、再委託に関する申請書や承諾書などの書面はなかった。

【指摘】

再委託について速やかに受注者と協議し、再委託についての承諾を書面で明確に残されたい。

いわゆる丸投げの防止や法令遵守の状況、事業者の業務遂行能力を評価するため、業務委託契約の受注者が再委託を行う場合は、市は再委託の状況及び再委託先を把握し、検討する必要がある。そのため、本契約では再委託について、書面での事前承諾を必要とする旨の規定を契約書に設けている。しかしながら、本契約においては、具体的な再委託先や対象業務について受注者から報告されておらず、書面による承諾も行われていない。

今後同様の包括業務委託契約の契約を締結する際には、一部業務の再委託が予想されるため、再委託先や再委託業務について具体的な提案を求め、受注者選定のための

審査において、再委託先の法令遵守の状況や業務遂行能力についても、適切に検証していくことが必要である。

(3) 契約の内容

① 現状分析

本契約では、「受注者は市に対して年間 130 百万円の収益を保証する」旨が定められている。これは、競輪事業による市の収支が 130 百万円を下回った場合に補填するものではなく、競輪事業による収支の額にかかわらず、各契約年度末に 130 百万円が事業者から市へ支払われるものである。市では、当該収入を「競輪特会事業諸収入雑入」として処理している。

② 原因及び問題点

このようなことが契約に定められているのは、競輪場の国有地部分の賃借料相当額を一律に収益保証として求めていた背景がある。

他市の競輪場開催業務に係る包括委託の契約を見ると、事業者に赤字が発生した際の補填を求める場合はあるものの、競輪事業の収支状況にかかわらず、一定額を収益保証として事業者へ負担を求めるケースは見当たらない。収支にかかわらず支払いが行われるのであれば、収益保証ではなく値引きと考えることが適切である。

契約金額に対する値引ではなく、収益保証の名目で事業者に一定額の負担を要求することは、委託契約の透明性を損ねかねないものである。

【意見】

本競輪事業の運営に係る包括的委託で定められる収益保証について、その妥当性を改めて検討されることを要望する。

競輪事業の収支状況にかかわらず事業者に一律の収益保証を求める契約内容に、その必要性は見いだせないため、契約金額を含む委託内容の透明性という観点も踏まえ、契約内容の点検を要望する。

3.5. 立地適正化計画素案策定業務委託（No. 131）【都市局都市総務課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

本委託業務は、新基本計画や都市計画マスター・プランに位置付けられた集約型都市構造の具体的な施策を推進するため、平成28年度に実施した基礎調査結果を踏まえて、具体的な誘導区域・誘導施設・誘導施策等を検討し、立地適正化計画の素案を作成するものである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	立地適正化計画素案策定業務 委託						立地適正化計画基礎調査業務 委託											
契約開始日(平成)	29	年	6	月	27	日	28	年	7	月	6	日		年		月		日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	15	日	29	年	2	月	28	日		年		月		日
契約総額(税込)	15,660,000 円						3,909,600 円											
契約(執行)方法	随意契約						指名競争入札											
契約者の選定方法	プロポーザル方式						最低価格											
委託先名称	株式会社国際開発コンサルタント 千葉事務所						玉野総合コンサルタント株式会 社千葉事務所											

（2）予定価格の積算

① 現状分析

本委託業務は、平成28年度に実施された立地適正化計画に係る基礎調査業務に基づき、平成29年度に立地適正化計画の素案策定業務として外部委託されたものである。計画の素案策定に当たっては、具体的な誘導区域・誘導施設・誘導施策等を検討する上での分析手法が求められることから、契約方法として公募型プロポーザル方式を採用している。本業務委託では4者の応募者があった中で、最も企画提案に優れた1者が委託先事業者として決定されている。さらに、平成29年度における本業務の結果を受けて、立地適正化計画の作成、住民や都市計画審議会の意見聴取に係る支援業務として、平成30年度に「立地適正化計画策定業務委託」が希望型指名競争入札により募集され、6者申込及び指名の下、平成29年度と同一事業者が最低価格で落札している。

このような状況において、平成30年度の予定価格は、委託先事業者を含む平成29年度業務の応募者3者から参考見積書を徴収し、見積金額の平均直下（平均値より一つ下の見積金額）を予定価格として設定しており、結果として最も低い見積金額を提示した平成29年度委託先事業者の見積金額が予定価格とされている。これにより、平成30年度の入札では、6者が応札したもの、落札業者以外の5者はいずれも予定価格超過で失格となった。

② 原因及び問題点

予定価格は、予算の範囲内で契約金額を決定する基準として、仕様書、設計書等に基づき決定しなければならないものであるが、平成 30 年度業務委託における予定価格は、委託先事業者を含む前年度のプロポーザル応募者 3 者からの参考見積書の平均直下の金額を予定価格としている。当該方法は一見合理的に思われるが、その中に著しく低い価格が含まれる場合、当該金額が平均直下として選定される可能性が高く、さらに 3 者という少ない平均値の中では最低価格が選定される可能性がより一層高まる。本業務委託では、平成 29 年度委託先事業者の見積書が平均直下の金額として採用されているが、平成 29 年度における業務の実施者であれば、その優位性から低い見積金額が提示されることも容易に想定できることを踏まえると、当該見積価格の適切性が十分に検討されているとは言えない。

入札結果において 6 者の中で落札者以外の事業者がいずれも予定価格超過で失格となっている状況に鑑みると、予定価格の設定方法に問題があると考える。

【意見】

予定価格設定に当たっては、参考見積書の平均値等による形式的なものにならず、市において十分な積算検証を行うことを要望する。

参考見積書を利用する場合であっても、前年度の業務委託に応募していない他事業者も対象としてより多くの参考見積書を入手の上、平均値等のみによらず、仕様内容に沿って項目毎に積み上げを行い、予定価格を設定するなどの方法が必要と考える。

(3) 契約方法（契約者選定方法）

① 現状分析

平成 30 年度契約の「立地適正化計画策定業務委託」は、希望型指名競争入札により最低価格者が落札者として決定されているが、落札者であり、かつ平成 29 年度に実施された「立地適正化計画素案策定業務委託」の委託先事業者である 1 者以外は予定価格超過で失格という状況にある。予定価格の設定方法に係る問題点は別に意見として記載しているとおりであるが、平成 29 年度業務と 30 年度業務には立地適正化計画策定のための一連の流れの中にある同種業務であることから、前年度の委託先事業者が価格面でも優位になることは否めない。一方で、入札制度の原則として、最も有利な価格を提示した事業者を委託先事業者とすることを踏まえると、入札の結果、同一事業者が引き続き業務を実施することに合理性があり、むしろ低価格で業務の履行を円滑に進めやすくなるというメリットも認められる。

② 原因及び問題点

市では平成 29 年度契約に当たっては、その業務の性格から価格競争が適さず、高度な知識・専門的な技術や創造性、構想力等が必要と判断し、プロポーザル方式による契約者選定方法を採用しているが、一方で、平成 30 年度の実施業務は、平成 29 年

度に策定された素案を計画化することが主業務であることから、価格競争に適しているとして入札手続を実施している。

一方、他市における同様の立地適正化計画策定支援に係る業務委託の募集状況を見ると、プロポーザル方式において、調査、素案策定及び計画策定の一連の業務を複数年度にわたり実施することを前提とした募集を行っている場合も見受けられる。市においても、本業務に複数年契約による契約方法が他市で行われている状況を把握していたが、複数年契約を実施するまでの事務手続等に係るノウハウ不足のため、具体的な検討には至らなかったとのことである。

【意見】

実施期間が長期にわたる業務の委託契約に当たっては、その施行が決定される段階で、最も効率的かつ効果的な契約方法を検討されることを要望する。

本業務委託においては、平成30年度入札執行において、平成29年度の委託先事業者が低価格で落札していることを踏まえると、平成29年度のプロポーザル方式による募集において、平成30年度実施予定の計画策定業務を含めた企画提案により、より効率的かつ経済的な契約が締結できた可能性もある。また、それにより平成30年度における入札執行手続の事務負担も軽減されることとなる。

ノウハウ不足という理由のみで契約方法を狭めず、他所管課の契約執行状況等も確認しながら検討されることを望む。

3.6. 若葉区泉地域コミュニティバス運行業務委託 (No.135)【都市局都市部交通政策課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

本事業は、既存路線バスが退出したことにより公共交通の維持が困難となった若葉区泉地域内において、地域の移動手段を確保するため、さらなるバス、おまごバス、いすみバスの計3路線のコミュニティバスを運行しているものである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	若葉区泉地域コミュニティバス運行業務委託						若葉区泉地域コミュニティバス運行業務委託						若葉区泉地域コミュニティバス運行業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	23,206,158 円						22,526,130 円						22,468,458 円					
契約(執行)方法	随意契約						随意契約						随意契約					
委託先名称	千葉中央バス株式会社						千葉中央バス株式会社						千葉中央バス株式会社					

(2) 事業の必要性

① 現状分析

本委託業務は若葉区泉地域におけるコミュニティバス運行業務である。民間のバス会社が撤退した地域もあるため、実際の乗降客数が少ない区間もあるが、地域住民の公共交通網確保のため、事業を継続する必要性は高いと考える。

調査時において、本業務における課題を質問したところ、利用者の減少により運賃収入が減少すると委託料が増加することから、事業を維持する上で、どのように収支改善を図るかが今後の課題との回答を受けた。

② 原因及び問題点

本業務の委託料は、運行に係る費用から運賃収入等の収入を控除して決定される。人口が減少している地域もあり、利用者が減少すると委託費用が増加するおそれがある。委託料が増加すると、事業の運営にも支障をきたすおそれがあることから、対策を早期に練ることが必要である。

【意見】

本委託事業において、より良い運営環境を構築するため、市で進めている施策の推進を要望する。

(a) 地域参画型コミュニティバス

地域住民が単なる利用者ではなく事業へ直接参加することにより、地域にとってより主体的な事業継続が可能となる。

(b) 近隣市町村との連携

近隣市町村と連携して路線を延長することにより、利便性の向上が図れる。また近隣市町村との連携をより強化し、国からの補助金を受けられる可能性がある。

(3) 契約方法（契約者選定方法）

① 現状分析

本委託業務は、平成25年度に企画提案方式（プロポーザル）により事業者を選定し、その後、運行計画の改善等に努める体制や利用サービス水準を維持するため、5年程度の複数年で随意契約を継続している。

事業開始より5年が経過する現在において、市では改めて事業者の選定方法や契約の在り方について検討を始めている。

② 原因及び問題点

継続して安定的に運営できる事業者を選定することは、事業の継続のために重要な課題である。とはいえるが、長期間随意契約を継続すると、競争が働かず委託費が高止まるおそれがある。適切な事業者を選定し、事業を継続させるためにも、事業者選定方法

や契約方法については、十分検討を行う必要がある。その際には、以下の事項に留意が必要である。

(a) 安全で安定的な事業者の選定

単に価格面だけではなく、安全性や事業の安定的な運営が可能な事業者を選定する必要がある。

(b) 競争性の確保

前回のプロポーザルの参加者は2者であったが、近隣自治体含めバスの運営会社（入札参加資格者名簿登録会社）は多数あるため、より多くの事業者が参加できる環境を構築することが必要である。

【意見】

より良い事業者を選定し、事業を継続させるためにも、以下の事項を検討し安定的に契約を行うことを要望する。

(a) 総合評価方式による入札

コミュニティバスの運行には、安全性や安定した運営等、契約金額以外の要素を考慮する必要がある。ただし、既存の事業者が入札上有利になることがないよう、仕様設定には十分な配慮が必要である。

(b) 複数年契約

参加にはバス等の設備投資が必要なことから、随意契約を継続するよりも複数年での契約の方が事業者の参入を容易にすることが可能となると考える。ただし、長期継続契約は市の条例にあてはまらず、燃料費や人件費等、価格変動の大きい費用の割合が高くなじまないことから、債務負担行為による予算措置が必要となる。

（4）契約書の内容

① 現状分析

本委託業務における契約書は、市の標準的な様式ではなく、独自の契約書を使用している。契約書の第10条において、損害の負担について以下のとおり規定している。

第10条 事業を行うにつき第三者及び発注者が管理する施設に及ぼした損害について、損害賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 その他、業務遂行に伴い、第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。

② 原因及び問題点

損害の負担については、バスの運行においては、人身事故等が発生する可能性があると思われ重要な項目であるが、現状の契約内容では、協力して処理解決にあたると

の記載しかなく、記載内容として十分ではないと考える。

契約書に不備がある場合、想定外の事象が発生した場合に対処が困難になるおそれがある。

【意見】

契約内容が事業の実態に合わせて十分かどうか、検討されることを要望する。

特に損害賠償の項目については、特定の損害に限定することなく、想定され得る損害にも対処できるよう負担関係を明確にする必要がある。

3.7. 千葉都市モノレール施設更新改良業務委託他（No.136,184他）【都市局都市部交通政策課、建設局土木部土木保全課】

(No.136) 平成28年度千葉都市モノレール施設(インフラ外施設他)更新改良施行委託【都市局都市部交通政策課】

(No.137) 平成29年度千葉都市モノレール施設(インフラ外施設他)更新改良施行委託【都市局都市部交通政策課】

(No.184) 千葉都市モノレールインフラ施設更新改良に関する委託契約【建設局土木部土木保全課】

(No.185) 千葉都市モノレールインフラ施設点検に関する委託契約【建設局土木部土木保全課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

① 施設更新改良（No.136,137,184）

事業及び委託事務の概要

本業務は、千葉都市モノレールの定時性及び安全性確保を目的とした、更新時期にある市所有のモノレール施設の更新・改良を行うものである。
モノレール施設はそれぞれインフラ施設、インフラ外施設に区分され、インフラ施設については建設局土木部土木保全課が、インフラ外施設については都市局都市部交通政策課が所管する。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

【No.136,137】

（単位：円）	平成29年度					28年度					27年度							
契約名称	千葉都市モノレールインフラ外施設(インフラ外施設他)更新改良の施行に関する委託					千葉都市モノレールインフラ外施設(インフラ外施設他)更新改良の施行に関する委託					千葉都市モノレールインフラ外施設(インフラ外施設他)更新改良の施行に関する委託							
契約開始日(平成)	29	年	5	月	26	日	28	年	5	月	31	日	27	年	7	月	8	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	16	日	29	年	3	月	24	日	28	年	3	月	29	日
契約総額(税込)	115,638,786 円					110,350,823 円					98,961,912 円							
契約変更の有無	変更有					変更有					変更有							
契約(執行)方法	随意契約					随意契約					随意契約							
委託先名称	千葉都市モノレール株式会社					千葉都市モノレール株式会社					千葉都市モノレール株式会社							

(注) 平成28年度の契約総額(税込)のうち、71,396,813円は、明許繰越により平成29年度に執行されている。

【No.184】

(単位:円)	平成29年度					28年度					27年度					
契約名称	千葉都市モノレールインフラ施設更新改良に関する委託					千葉都市モノレールインフラ施設更新改良に関する委託					千葉都市モノレールインフラ施設更新改良に関する委託					
契約開始日(平成)	29	年	6	月	3	日	28	年	7	月	23	日	27	年	6	月
契約終了日(平成)	30	年	3	月	18	日	29	年	3	月	18	日	28	年	3	月
契約総額(税込)	203,055,120 円					182,702,641 円					185,646,600 円					
契約変更の有無	変更有					変更有					変更有					
契約(執行)方法	随意契約					随意契約					随意契約					
委託先名称	千葉都市モノレール 株式会社					千葉都市モノレール 株式会社					千葉都市モノレール 株式会社					

② 施設点検 (No. 185)

事業及び委託事務の概要

本業務は、千葉市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の損傷及び変状を早期に発見し、安全で円滑な交通を確保し、また、第三者被害の防止を図るための効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るため実施する点検業務である。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度					28年度					27年度					
契約名称	千葉都市モノレールインフラ施設点検に関する委託契約					千葉都市モノレールインフラ施設点検に関する委託契約					千葉都市モノレールインフラ施設点検に関する委託契約					
契約開始日(平成)	29	年	6	月	7	日	28	年	7	月	1	日	27	年	6	月
契約終了日(平成)	30	年	3	月	18	日	29	年	3	月	18	日	28	年	3	月
契約総額(税込)	104,761,080 円					69,023,880 円					60,265,080 円					
契約変更の有無	変更有					変更有					変更有					
契約(執行)方法	随意契約					随意契約					随意契約					
委託先名称	千葉都市モノレール 株式会社					千葉都市モノレール 株式会社					千葉都市モノレール 株式会社					

(2) 予定価格調書の作成 (No. 136, 137, 184, 185)

① 現状分析

千葉都市モノレール施設の更新改良は、平成 23 年 9 月 29 日に千葉都市モノレール株式会社との間に締結された「千葉都市モノレール施設の更新改良に関する協定書」に基づき、市が更新改良に要する費用を負担している。また、千葉都市モノレールインフラ施設点検は、平成 18 年 9 月 29 日に締結された「千葉都市モノレール施設の維持管理に関する協定書」に基づき市が点検費用を負担している。これらの業務は、毎年度、千葉都市モノレール株式会社の長期収支経営計画における設備更新中長期計画や千葉市橋梁長寿命化修繕計画（千葉都市モノレールインフラ施設編）に基づき、委託先である同社との協議により施行箇所や内容を決定し、概算額を決定している。

現在市では、先方との協議に基づき概算調書を作成しているものの、予定価格調書は作成していない。

② 原因及び問題点

千葉市契約規則第22条において、随意契約においても入札に準じた予定価格を定めることを求めており、予定価格は、契約金額を決定する際の基準となる価格であり、予定価格調書を作成し定める必要がある。

【指摘】

千葉市契約規則第22条に基づき、予定価格調書を作成されたい。

(3) 工事事業者の管理 (No. 136, 137, 184)

① 現状分析

千葉都市モノレール施設の更新改良工事は、軌道経営者であり、モノレールの運行・安全管理・施設の維持管理を一体的に実施できる千葉都市モノレール株式会社に一括して随意契約により発注している。このため、実際の工事については、同社が工事を実施する事業者の選定や契約の締結、工事管理を行っている。

市では、同社との管理者会議等における意見交換などにより工事事業者の選定方法について確認するとともに、契約書の一部の写しを入手し、選定事業者や契約金額等の確認を行っているものの、実際に行われている選定手続や契約条項が適切かどうかについての詳細な確認は行われていない。

② 原因及び問題点

本委託業務は、市の保有財産に対する更新改良工事であり、委託先は市の外郭団体であることから、工事事業者の選定や工事事業者と締結する契約内容については、市の基準に準じて行う必要があると考える。

千葉都市モノレール株式会社の事業者選定方法や契約内容の確認が十分行われない場合、市のルールに逸脱する方法で行われていたとしても発見できないおそれがある。

【意見】

千葉都市モノレール株式会社が行う工事事業者の選定手続や契約の内容が妥当かどうか、市の方針に従ったものであるかどうか、十分に確認されることを要望する。

工事事業者の選定については、選定方法の確認だけではなく、重要な工事については入札調書等を閲覧するなど手続が適切に行われているか確認することが必要であると考える。また、契約内容についても、契約書を部分的に入手するのではなく全体の写しを入手し、必要な事項が漏れなく付されているか確認する必要があると考える。

(4) 契約書の内容 (No. 136, 137, 184, 185)

① 現状分析

千葉市契約規則第25条において、契約書を作成して契約を締結するものと規定し

ており、契約書に記載すべき事項を1号から8号に列挙している。一方、当該業務における契約書は市の標準的な様式ではなく、独自の協定書もしくは契約書を使用している。

これらの協定書及び契約書において、千葉市契約規則に規定されている項目のうち、以下の項目が含まれていなかった。

- 履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金（4号）
- 契約の紛争の解決方法（7号）

また、市の標準的な契約書の様式においては、暴力団の排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約が付されているが、本契約においては付されていない。

② 原因及び問題点

本業務は、市の外郭団体との契約であるが、委託先事業者との契約であることに変わりはなく、千葉市契約規則に基づいた適切な契約書を締結する必要がある。

【指摘】

千葉市契約規則に基づき、契約書への記載が必要な項目について漏れが生じないよう、定期的に見直しされたい。

特に市の標準的な契約書様式を使用していない場合においては、記載内容に漏れが生じるおそれがあるため、十分留意する必要がある。

（5） 管理費の算定（No. 136, 137, 184）

① 現状分析

「千葉都市モノレール施設の更新改良に関する協定書」において、千葉都市モノレール株式会社の更新改良の施行に必要な経費を管理費として含めると規定している。また、管理費については、同協定書において実際に要する金額とする旨が規定されており、ただし書で金額に応じた上限が以下のとおり定められている。

区分	率
3億円以下	4.5%
3億円を超える5億円以下	3.5%
5億円を超える10億円以下	2.5%
10億円を超える30億円以下	2.0%
30億円超	1.5%

当初概算金額の見積時においては、管理の業務内容に基づき管理費が見積もられているものの、上限に近い金額となっている。

一方、最終的な契約額の確定により精算が行われることになるが、管理費についても、確定額として管理費内訳書が作成される。この管理費内訳書によると、仕様内容に変更が生じていないにもかかわらず、作業日数の実績が概算見積時から見直され、日数が減少している項目がある。

No.136,137

(単位:円)

	概算額	精算額
工事施行金額合計	106,634,000	102,502,700
管理費	4,706,750	4,570,250
管理費率	4.41%	4.46%

No.184

(単位:円)

	概算額	精算額
工事施行金額合計	148,318,640	179,978,000
管理費	6,617,000	8,036,000
管理費率	4.46%	4.46%

概算と実績が工事の仕様の変更によるものであれば、管理費の内容を見直すことも必要だが、実際は、工事事業者への発注金額が概算金額から変更となっただけでも管理費の見直しが行われている状況である。

② 原因及び問題点

工事事業者との契約金額が、予定価格よりも低くなつたことにより管理費が減額となるのであれば、委託先である千葉都市モノレール株式会社にとって入札により工事事業者との契約額を低減させる意識が低くなるおそれがある。一方、実際に必要な工数で積算されていない場合、協定書における管理費の上限金額ありきで工数を設定されるおそれがある。

また、管理費の上限が実際に必要な管理工数に比べ著しく低い場合、十分な管理が行われないおそれがある。

【意見】

管理費についても詳細な積算を入手し、十分な管理が行える工数か、無駄な工数が設定されていないかを検証することを要望する。

また、管理費の実績に対し、協定で定められた上限金額の設定方法が適正なものであるか、あわせて検討されることを要望する。

(6) 協定書 (No. 136, 137, 184)

① 現状分析

「千葉都市モノレール施設の維持管理に関する協定書」は平成 18 年 9 月 29 日に、「千葉都市モノレール施設の更新改良に関する協定書」は平成 23 年 9 月 29 日に締結

されている。これらの協定書において、双方の維持管理及び更新改良に関する費用負担について以下のとおり定めている。

維持管理協定

(第4条) 維持管理費用について、インフラ施設、インフラ外施設ごとの費用負担を定めている。

(第5条) 千葉都市モノレール株式会社は、モノレール施設の維持管理に多大な費用を要するときは、当該費用の負担について市に協議を申し出ることができる。

更新改良協定

(第5条) モノレール施設の更新改良に要する費用は市が負担する。

一方、千葉都市モノレール株式会社は「長期経営収支計画」を策定し、その収支計画について外部専門家の検証報告を受け、現在の費用負担の考え方について、以下の問題提起がなされている。

- (a) 維持管理と更新改良の判断が困難なため、判断基準の整理が必要である。
- (b) 協定書において維持管理費用の費用負担が多大な際には協議できる旨があるものの、突発的な不具合の場合、予算の関係で更新工事が先送りにされると安全性を脅かす可能性がある。

現在、これらの問題提起に対して、協定書の見直しや長期的な方針の設定は特に行われていない。

② 原因及び問題点

協定書を締結してからかなりの期間が経過しており、両者を取り巻く環境も変化している。また、施設の老朽化も進み、今後さらに施設の維持管理、更新改良の重要性が高まってくることが想定される。そのような中で、長期間協定書の見直しを行わず、その都度、協議や毎期締結する契約書内での対応を行っていると、長期的な視点の欠けた対応となってしまうおそれがあり、安全性に支障をきたすおそれがある。また、市や委託先においても、定期的な人事異動により、担当者が短期間で協議から外れてしまうこともあり得ることから、長期的な方針を文書化しておくことは重要と考える。

【意見】

協定書の内容について十分協議し、見直す必要がないか検討することを要望する。その際、外部から問題提起されている事項も考慮し、実態に即していない部分や不明瞭な部分について、十分に検討する必要がある。

3.8. ZOZO マリンスタジアム改修基本方針策定業務委託（No. 143）【都市局建築部建築管理課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

本委託業務は、平成28年度に実施したZOZOマリンスタジアムの建物劣化度調査業務を受けて、29年度事業としてZOZOマリンスタジアムの建築（総合）、電気設備、機械設備の改修に係る基本方針を策定するものである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

（単位：円）	平成29年度	28年度	27年度
契約名称	ZOZOマリンスタジアム改修基本方針策定業務委託	千葉マリンスタジアム建物劣化度調査業務委託	
契約開始日（平成）	29 年 8 月 2 日	28 年 11 月 3 日	年 月 日
契約終了日（平成）	30 年 3 月 18 日	29 年 3 月 18 日	年 月 日
契約総額（税込）	9,396,000 円	6,156,000 円	
契約（執行）方法	希望型指名競争入札	指名競争入札	
委託先名称	株式会社千都建築設計事務所	株式会社千葉土屋建築研究所	
予定価格の公表状況	事後公表	事後公表（注）	
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表	設定・非公表	
参加事業者数	3 者	23 者	
（参加者の地区別内訳）	市内 3 準市内 0 市外 0	市内 23 準市内 0 市外 0	市内 準市内 市外
落札率	96.2%	80.9%	

（注）希望型指名競争入札が不調となり、指名競争入札へ切り替えているが、その際に予定価格を事前公表している。

（2）仕様内容

① 現状分析

本委託業務は、平成 28 年度に実施したマリンスタジアムの建物劣化度調査業務を受けて、29 年度事業としてマリンスタジアムの改修基本方針を策定するものである。

市では設計業務等委託料算定内訳書の作成において、業務内容毎に施設の屋根や外壁、電気・機械等の面積及び劣化度（率）に基づき想定人工（工数）を積算して、直接人件費及びその他項目を算定している。一方、本業務における委託共通仕様書及び特記仕様書においては、対象施設の概要や設計業務の内容及び範囲は含まれているものの、積算の前提となる改修対象の項目別の面積や劣化度（率）は提示されていない。

このような状況の下、希望型指名競争入札において 4 者を指名し、うち 3 者による入札が実施されたが、2 者が最低制限価格以下の入札価格により失格となり、残りの 1 者による落札となった。なお、落札率は 96.2% であった。また、各入札者から積算内訳書を入手しているが、落札者を含めその内容は「直接人件費」、「諸経費」、「技術料等経費」、「特別経費」毎に一式として金額が提示されているのみであり、各入札参

加者が積算した項目別の内訳は把握されていない。

また、平成 29 年度業務は、28 年度に実施した建物劣化度調査業務と連続性を有するものであるが、28 年度入札執行においては、当初は希望型指名競争入札によったものの、入札参加者の 3 者共に予定価格超過又は最低制限価格未満により入札不調となつた。このため、予定価格を公表の上、指名競争入札に切替え改めて入札が執行されたが、その結果、63 者指名のうち 23 者が入札し、落札率 80% で委託先事業者が決定されている。このときにおいても、落札業者から積算内訳書は徴収しているものの、各業務種別の内訳は提示されていない。

② 原因及び問題点

本委託業務は定型的な業務ではないことから、相応の積算能力がなければ適正な予定価格が積算できないものと考えられる。

このような下、市から本委託業務における積算の根拠となる情報が適切に提供されなければ、事業者は入札価格を積算することができないおそれがあり、平成 28 年度及び 29 年度の入札執行状況を見ると、当該状況が顕在化していることが考えられる。

また、落札候補者から徴収した積算内訳書についても、直接人件費等の項目毎に「一式」と金額のみ記載されているだけでは、当事業者が適切な積算の下、入札しているのかが確認できず、特に本委託業務のような非定型的な事業においては、落札候補者による業務の履行可能性を十分検証できないおそれがある。

当該状況が生じている要因として、設計図書（共通仕様書・特記仕様書）において必ずしも十分な積算のための情報が提供されておらず、また、入札時に参加者から徴収する積算内訳書に特記仕様書に定める業務内容毎の内訳を求めていないことが考えられる。このような状況に鑑みると、価格競争の前提としての入札価格の積算が十分な情報により行えず、適正な競争原理が働いていなかった可能性がある。

【意見】

適正な価格競争を担保するために、設計図書（共通仕様書・特記仕様書）の内容をより明確にし、入札参加者が積算しうるものとされることを要望する。

また、その上で入札時に徴収する積算内訳書についても、仕様書における業務内容に沿った内訳を求め、業務の履行可能性等を十分に確認の上、落札者を決定されることを要望する。

3.9. 稲毛ヨットハーバー管理棟耐震補強外工事監理業務委託(No.144)、千葉市幕張勤労市民プラザ大規模改造工事監理業務委託(No.147)【都市局建築部建築管理課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

本委託業務は、①稲毛ヨットハーバー管理棟における耐震補強外の改修工事(耐震補強、外壁改修、及び、これらに伴う電気設備改修、非常照明改修、機械設備改修の各工事)(No.144)、②千葉市幕張勤労市民プラザにおける大規模改造工事外4工事(電気設備、給排水設備、空調設備、昇降機設備の各工事)(No.147)にかかる工事監理業務を行うものである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	稲毛ヨットハーバー管理棟耐震補強外工事監理業務委託						稲毛ヨットハーバー管理棟耐震補強外工事監理業務委託											
契約開始日(平成)	28	年	8	月	18	日	28	年	8	月	18	日		年		月		日
契約終了日(平成)	29	年	6	月	30	日	29	年	3	月	25	日		年		月		日
契約総額(税込)	4,752,000 円						4,752,000 円											
契約(執行)方法	随意契約						随意契約											
委託先名称	株式会社千葉土屋建設研究所						株式会社千葉土屋建設研究所											
予算区分 (繰越の理由)	明許繰越 「稲毛ヨットハーバー管理棟耐震補強外工事」の工期が平成29年7月7日まで延期となった為						現年											

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	千葉市幕張勤労市民プラザ大規模改造工事監理業務委託						千葉市幕張勤労市民プラザ大規模改造実施設計業務委託						千葉市幕張勤労市民プラザ建物劣化度調査業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	8	月	9	日	28	年	7	月	16	日	27	年	10	月	20	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	30	日	29	年	2	月	10	日	28	年	3	月	17	日
契約総額(税込)	8,532,000 円						19,602,000 円						2,916,000 円					
契約(執行)方法	随意契約						一般競争入札						希望型指名競争入札					
委託先名称	株式会社大塚建築設計事務所						株式会社大塚建築設計事務所						株式会社齋藤建築設計事務所					

(2) 契約方法(契約者選定方法)(No.144, 147)

① 現状分析

公共建築の工事監理業務に関する委託方法について、国、都道府県、政令市が協力し、公共建築の発注者が工事監理に関する業務委託を効果的に行うためのマニュアルとして作成された「公共建設の工事監理等業務委託マニュアル」(平成28年6月 全国営繕主管課長会議幹事会)を参考に検討するとしている。

このマニュアルにおいては、工事監理方式別の工事監理体制として、一括委託方式

(設計業務の受注者が設計意図の伝達と告示上の工事監理等の両方を一括して行う方式)、第三者監理方式(設計業務の受注者以外の第三者が告示上の工事監理等を行う方式)、及び自主監理方式(発注者自ら告示上の工事監理等を行う方式)の3つの方式を挙げた上で、それぞれの特徴や適用方針を整理している。

市では、工事監理業務委託に当たっては、入札による執行を原則としつつ、業務の特殊性に応じて随意契約によることとしているが、契約者選定方法に係る基準が要領・要綱で明文化されていない。また、随意契約によった場合においても、両業務の管理技術者が異なるよう仕様書等では規定しない一括委託方式によっている。

「稻毛ヨットハーバー管理棟耐震補強外工事監理業務委託」については、耐震補強に関する耐震判定委員会の評定を受けた工事の監理業務であり、工事請負者が作成する施工図及び施工計画の細部にわたって指導するとともに確認する必要があること、特殊な工法の評定取得業務に携わった者が行うことで、正確かつ速やかに判断が可能となり、設計図書の要求する性能を確保できることを理由に、また、「千葉市幕張勤労市民プラザ大規模改造工事監理業務委託」については、意匠・構造上の一貫性を持った管理が可能であることを理由に実施設計を行った事業者と随意契約を締結している。

② 原因及び問題点

実施設計事業者と契約締結することにより、監理業務に必要な設計意図伝達等の内容が予め理解され、業務が円滑に進められるメリットがある。一方、設計業務と工事監理業務の境界があいまいになるおそれがあることから、一定の技術力を有する者が、対象工事の品質確保が図られるような一般的な施設の場合に、第三者監理方式により委託先事業者を選定し、実施していくことが考えられる。

市では実施設計者と随意契約を締結する方針として、建物の主たる部分の変更が生じるか否かにより判断するとしているが、それ加え、設計内容に実施例の少ない特殊な技術や工法が用いられている施設であるか、設計業務の受注者以外の者では工事監理が困難であるかという観点も踏まえた検討も必要であったと考える。

【意見】

工事監理業務に関する委託方法について、契約事務の透明性を高めるとともに、業務委託を効果的に行うために、市としての基準を定め、要領や要綱で明確にすることを要望する。

その際には、小規模な施設や短期間で工事が完了する場合や特殊な技術や工法が用いられる施設などに適用される随意契約の基準を定めることが考えられる。また、小規模工事等を除き、随意契約による場合においても、設計と監理の両業務の境界があいまいにならないよう、両業務の管理技術者が異なるように仕様書等に定めるなど、第三者性の確保に努める必要があると考える。

4 O. 街路樹維持管理業務委託 (No. 150 他)、公園等維持管理業務委託 (No. 155 他)【各公園緑地事務所】

街路樹維持管理業務委託

- (No. 150) 稲毛地区街路樹維持管理業務委託【中央・稻毛公園緑地事務所】
- (No. 157) 横戸・幕張本郷地区街路樹維持管理業務委託【花見川公園緑地事務所】
- (No. 159) みつわ台・都賀の台地区街路樹維持管理業務委託【若葉公園緑地事務所】
- (No. 162) おゆみ野中央4丁目地区街路樹維持管理業務委託【緑公園緑地事務所】
- (No. 168) 磯辺地区街路樹維持管理業務委託【美浜公園緑地事務所】

公園等維持管理業務委託

- (No. 155) 蘇我スポーツ公園地区公園等維持管理業務委託【中央・稻毛公園緑地事務所】
- (No. 156) さつきが丘地区公園等維持管理業務委託【花見川公園緑地事務所】
- (No. 160) 千城台地区公園等維持管理業務委託【若葉公園緑地事務所】
- (No. 161) おゆみ野西地区公園維持管理業務委託【緑公園緑地事務所】
- (No. 163) おゆみ野東地区公園等維持管理業務委託【緑公園緑地事務所】
- (No. 164) おゆみ野南地区公園等維持管理業務委託【緑公園緑地事務所】
- (No. 165) おゆみ野北地区公園維持管理業務委託【緑公園緑地事務所】
- (No. 167) 誉田地区公園等維持管理業務委託【緑公園緑地事務所】
- (No. 169) 稲毛海浜公園運動地区維持管理業務委託【美浜公園緑地事務所】
- (No. 170) 稲毛海浜公園検見川地区維持管理業務委託【美浜公園緑地事務所】
- (No. 172) 打瀬地区公園等維持管理業務委託【美浜公園緑地事務所】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

本委託業務は、①市内の街路及び広場等(平成29年度は43地区に分割されている)において、除草、芝刈、低木刈込、街路樹剪定等(街路樹維持管理業務)、②市内の公園緑地等(平成29年度は56地区に分割されている)において、園内清掃、草刈、芝刈、低木刈込、寄植刈込等(公園等維持管理業務)を年間を通じて行うものである。

各年度の契約期間は4月1日から翌年の3月31日である。契約方法は希望型指名競争入札であり、入札参加資格(地区要件)を市内事業者(市内に本店又は本社のある事業者)としている。予定価格は事後公表されている。

① 街路樹維持管理業務に係る契約の状況

(単位:円)	平成29年度	28年度	27年度
稻毛地区街路樹維持管理業務委託(No.150)			
契約総額(税込)	21,151,897 円	19,406,067 円	18,006,116 円
委託先名称	京葉園芸株式会社	京葉園芸株式会社	京葉園芸株式会社
入札参加事業者数	8 者	9 者	9 者
横戸・幕張本郷地区街路樹維持管理業務委託(No.157)			
契約総額(税込)	24,883,200 円	19,776,420 円	18,696,960 円
委託先名称	神鳥造園株式会社	神鳥造園株式会社	神鳥造園株式会社
入札参加事業者数	6 者	7 者	6 者
みつわ台・都賀の台地区街路樹維持管理業務委託(No.159)			
契約総額(税込)	16,209,169 円	16,836,962 円	13,976,334 円
委託先名称	株式会社京葉園	株式会社京葉園	株式会社京葉園
入札参加事業者数	6 者	6 者	4 者
おゆみ野中央4丁目地区街路樹維持管理業務委託(No.162)			
契約総額(税込)	19,980,000 円	18,391,874 円	19,720,411 円
委託先名称	株式会社加藤緑花土木	株式会社加藤緑花土木	株式会社加藤緑花土木
入札参加事業者数	11 者	11 者	7 者
磯辺地区街路樹維持管理業務委託(No.168)			
契約総額(税込)	16,128,428 円	14,513,871 円	13,360,680 円
委託先名称	株式会社宍倉造園土木	株式会社宍倉造園土木	株式会社宍倉造園土木
入札参加事業者数	4 者	8 者	7 者

② 公園等維持管理業務に係る契約の状況

(単位:円)	平成29年度	28年度	27年度
蘇我スポーツ公園地区公園等維持管理業務委託(No.155)			
契約総額(税込)	18,975,459 円	18,148,644 円	17,327,436 円
委託先名称	株式会社サンガーデン	株式会社サンガーデン	株式会社サンガーデン
入札参加事業者数	5 者	5 者	6 者
さつきが丘地区公園等維持管理業務委託(No.156)			
契約総額(税込)	15,904,296 円	17,952,192 円	16,085,088 円
委託先名称	株式会社宍倉造園土木	株式会社宍倉造園土木	株式会社宍倉造園土木
入札参加事業者数	7 者	10 者	6 者
千城台地区公園等維持管理業務委託(No.160)			
契約総額(税込)	19,659,187 円	20,333,440 円	19,980,000 円
委託先名称	株式会社千葉緑化サービス	株式会社千葉緑化サービス	株式会社千葉緑化サービス
入札参加事業者数	11 者	9 者	9 者
おゆみ野西地区公園等維持管理業務委託(No.161)			
契約総額(税込)	9,000,957 円	9,100,933 円	8,780,400 円
委託先名称	株式会社三協緑化	株式会社三協緑化	株式会社三協緑化
入札参加事業者数	6 者	6 者	9 者
おゆみ野東地区公園等維持管理業務委託(No.163)			
契約総額(税込)	9,590,400 円	9,680,266 円	9,802,834 円
委託先名称	株式会社加藤緑花土木	株式会社加藤緑花土木	株式会社加藤緑花土木
入札参加事業者数	10 者	14 者	11 者

(単位:円)	平成29年度	28年度	27年度
おゆみ野南地区公園等維持管理業務委託(No.164)			
契約総額(税込)	6,912,000 円	7,351,948 円	7,146,273 円
委託先名称	株式会社ワールド緑化	株式会社ワールド緑化	株式会社ワールド緑化
入札参加事業者数	8 者	8 者	8 者
おゆみ野北地区公園等維持管理業務委託(No.165)			
契約総額(税込)	8,262,000 円	8,067,276 円	8,070,343 円
委託先名称	東丘施設管理株式会社	東丘施設管理株式会社	東丘施設管理株式会社
入札参加事業者数	7 者	8 者	6 者
誉田地区公園等維持管理業務委託(No.167)			
契約総額(税込)	10,690,099 円	11,083,834 円	9,296,402 円
委託先名称	有限会社アサヒグリーン	有限会社アサヒグリーン	有限会社アサヒグリーン
入札参加事業者数	2 者	3 者	3 者
稻毛海浜公園運動地区維持管理業務委託(No.169)			
契約総額(税込)	12,399,220 円	13,104,266 円	13,338,000 円
委託先名称	富士造園土木株式会社	富士造園土木株式会社	富士造園土木株式会社
入札参加事業者数	7 者	7 者	5 者
稻毛海浜公園検見川地区維持管理業務委託(No.170)			
契約総額(税込)	8,457,307 円	8,703,028 円	8,502,840 円
委託先名称	株式会社横芝緑化	株式会社横芝緑化	株式会社横芝緑化
入札参加事業者数	12 者	8 者	7 者
打瀬地区公園等維持管理業務委託(No.172)			
契約総額(税込)	18,421,581 円	19,264,122 円	18,684,000 円
委託先名称	みかど造園株式会社	林造園土木株式会社	林造園土木株式会社
入札参加事業者数	2 者	5 者	5 者

(2) 積算内訳書の徴収 (No. 155)

① 現状分析

本業務委託は、公園等維持管理業務委託の1地区である蘇我スポーツ公園地区における公園等維持管理業務委託である。平成29年度においては、10者を指名するが5者が辞退し、5者による入札が行われたものであるが、入札価格の最低額が予定価格を超過したため、再度入札が行われている。本契約に係る落札者からは、1回目、2回目共に積算内訳書を徴収しているが、内訳が作業種別毎の金額となっており、設計図書に基づく細別の数量及び単価が示されていない。

② 原因及び問題点

平成29年12月20日付で資産経営部長から各所属長宛に通知された「適正な入札・契約の執行について」にも記載されているが、落札者の決定に当たっては、必ず積算内訳書等を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行確保が可能かどうか十分に検証することが必要である。

積算内訳書の確認により、積算誤りや最低賃金を確保できないことが発見された場合には、落札決定せずに一旦保留として、積算内訳を精査してから、後日落札決定す

ることも考えられる。積算内訳書が作業種別毎に「一式」である場合、このような確認自体ができず、適切に落札者を決定することができないおそれがある。

【意見】

落札者決定に当たっては、業務の履行が可能かどうかを検証できるに足る積算内訳書を徴収することを要望する。

積算内訳書の内訳が作業種別毎に「一式」では、積算の内容を十分に示しておらず、業務の履行可能性を適切に検証できないおそれがある。本業務においては、設計図書で積算項目が明らかになっているため、落札候補者が入札価格の積算根拠とした内訳書を適切に入手する必要がある。

(3) 競争性の確保

① 現状分析

街路樹維持管理業務及び公園等維持管理業務共に、市内地区を複数地区に分割し、入札参加資格の地区要件を市内に本店又は本社を構えている者（市内事業者）とした上で、希望型指名競争入札が執行されている。これは、「国等は物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済的合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるもの」とする中小企業者に関する国等の契約の基本方針によるものである。

(a) 街路樹維持管理業務

本業務委託は、市内街路樹の維持管理のため、除草や草刈り等の業務を委託するものである。平成 29 年度業務委託では、市内地区を 43 地区に分割した上で発注を行っている。平成 29 年度までの発注方針として、計 2 地区を限度として同一業者が同種業務を受託可能であったものの、平成 30 年度発注においては、「希望型指名競争入札による本業務を受託できる件数は上限を 1 件までとする。」、「1 件落札した時点で、以降の入札参加資格を失う。」ことに変更されている。

このような中、本業務委託における平成 27 年度から 30 年度までの各年度における地区別の入札状況は下表のとおりであった。

地区別受託事業者の状況

連番	地区	事務所	事務番号	平成27～30年度の受託事業者
1	千葉港地区	中央・稻毛		同一事業者
2	中央地区	中央・稻毛		同一事業者
3	末広地区	中央・稻毛		同一事業者
4	都町地区	中央・稻毛		同一事業者
5	臨海地区	中央・稻毛		同一事業者
6	稻毛地区	中央・稻毛	150	同一事業者
7	宮野木地区	中央・稻毛		同一事業者
8	穴川地区	中央・稻毛		同一事業者
9	横戸・幕張本郷地区	花見川	157	同一事業者
10	花園・さつきが丘地区	花見川		同一事業者
11	宇那谷地区	花見川		同一事業者
12	みつわ台・都賀の台地区	若葉	159	同一事業者
13	千城台地区	若葉		同一事業者
14	小倉台地区	若葉		同一事業者
15	大宮台地区	若葉		同一事業者
16	おゆみ野4丁目地区	緑		同一事業者
17	おゆみ野3丁目地区	緑		同一事業者
18	おゆみ野1丁目地区	緑		同一事業者
19	おゆみ野中央9丁目地区	緑		同一事業者
20	おゆみ野中央4丁目地区	緑	162	同一事業者
21	おゆみ野有吉地区	緑		同一事業者
22	おゆみ野南5丁目地区	緑		同一事業者
23	おゆみ野南2丁目地区	緑		同一事業者
24	おゆみ野南3丁目地区	緑		同一事業者
25	あすみが丘2丁目地区	緑		同一事業者
26	あすみが丘3丁目地区	緑		同一事業者
27	あすみが丘6丁目地区	緑		同一事業者
28	大野台地区（注）	緑		同一事業者
29	新港地区	美浜		同一事業者
30	高洲東地区	美浜		同一事業者
31	高洲西地区	美浜		同一事業者
32	稻毛海岸地区	美浜		同一事業者
33	検見川浜地区	美浜		同一事業者
34	真砂地区	美浜		同一事業者
35	磯辺地区	美浜	168	同一事業者
36	海浜大通り高浜	美浜		同一事業者
37	海浜大通り磯辺	美浜		同一事業者
38	海浜大通り中瀬	美浜		同一事業者
39	千葉船橋海浜線	美浜		同一事業者
40	幕張西地区	美浜		同一事業者
41	打瀬地区	美浜		同一事業者
42	海浜幕張地区	美浜		同一事業者
43	中瀬地区	美浜		同一事業者

(注) 平成30年度は入札不調により随意契約(地方自治法施行令167条の2第8号)

地区別落札率の状況 (単位:%)

連番	地区	事務所	平成 27年度	28年度	29年度	30年度
1	千葉港地区	中央稲毛	97.3	99.1	99.8	93.3
2	中央地区	中央稲毛	95.0	98.6	94.8	92.6
3	末広地区	中央稲毛	93.5	91.0	83.8	85.5
4	都町地区	中央稲毛	94.6	98.1	92.8	92.8
5	臨海地区	中央稲毛	98.7	96.3	93.5	92.3
6	稲毛地区	中央稲毛	93.4	95.7	92.1	91.9
7	宮野木地区	中央稲毛	95.5	98.4	98.5	93.2
8	穴川地区	中央稲毛	97.1	97.7	94.8	92.6
9	横戸・幕張本郷地区	花見川	94.5	96.4	92.3	92.7
10	花園・さつきが丘地区	花見川	96.5	97.0	96.9	87.9
11	宇那谷地区	花見川	94.6	95.6	93.3	92.9
12	みつわ台・都賀の台地区	若葉	93.9	96.5	92.5	92.9
13	千城台地区	若葉	95.0	99.5	94.9	92.9
14	小倉台地区	若葉	94.7	96.3	92.8	91.9
15	大宮台地区	若葉	96.2	96.0	87.9	84.3
16	おゆみ野4丁目地区	緑	94.9	98.3	96.3	93.0
17	おゆみ野3丁目地区	緑	94.8	95.2	92.4	91.7
18	おゆみ野1丁目地区	緑	91.1	95.1	91.2	89.8
19	おゆみ野中央9丁目地区	緑	95.0	97.9	93.4	92.5
20	おゆみ野中央4丁目地区	緑	95.0	96.5	92.0	92.3
21	おゆみ野有吉地区	緑	95.1	96.9	93.0	91.7
22	おゆみ野南5丁目地区	緑	96.4	96.5	92.5	92.2
23	おゆみ野南2丁目地区	緑	97.2	96.2	96.9	92.7
24	おゆみ野南3丁目地区	緑	94.2	96.3	93.1	91.8
25	あすみが丘2丁目地区	緑	96.9	98.5	98.9	94.8
26	あすみが丘3丁目地区	緑	95.5	97.0	93.3	91.7
27	あすみが丘6丁目地区	緑	90.8	91.1	91.9	89.9
28	大野台地区	緑	94.8	94.1	93.2	98.1
29	新港地区	美浜	95.5	93.6	94.6	92.1
30	高洲東地区	美浜	98.8	99.5	94.8	94.6
31	高洲西地区	美浜	99.6	96.5	97.7	92.9
32	稲毛海岸地区	美浜	96.2	98.1	86.0	94.4
33	検見川浜地区	美浜	99.9	93.9	97.3	91.3
34	真砂地区	美浜	98.4	97.5	94.9	93.0
35	磯辺地区	美浜	95.9	96.8	93.6	92.8
36	海浜大通り高浜	美浜	97.5	90.0	95.1	80.5
37	海浜大通り磯辺	美浜	97.4	97.8	96.7	93.1
38	海浜大通り中瀬	美浜	95.7	94.9	94.2	93.9
39	千葉船橋海浜線	美浜	98.8	99.2	97.6	99.8
40	幕張西地区	美浜	91.8	95.1	92.9	90.8
41	打瀬地区	美浜	94.0	97.4	92.8	92.6
42	海浜幕張地区	美浜	92.3	94.2	91.1	89.5
43	中瀬地区	美浜	91.0	87.2	97.1	85.0
地区別落札率の平均			95.5	96.1	93.8	91.8

各年度の予定価格と落札額 (単位:百万円)

項目	平成 27年度	28年度	29年度	30年度
予定価格合計	532	553	569	586
落札額合計	507	532	533	538

上表のとおり、各年度における 43 地区すべてにおいて同一業者が落札している。また、各年度における落札率の平均は、平成 27 年度 95.5%（各地区における落札率の単純平均、以下同じ。）、28 年度 96.1%、29 年度 93.8%、30 年度 91.8% という状況にあり、落札率自体は低下基調にあるものの、各年度の平均値は 90% を超えている。

(b) 公園等維持管理業務

本業務委託は、市内公園の維持管理のため、除草や草刈り等の業務を委託するものである。平成 29 年度業務委託では、市内地区を 56 地区に分割した上で発注を行っているが、履行実績等のその他資格要件は街路樹維持管理業務と同様のため、資格要件を満たす事業者数は同業務と同じである。

このような中、本業務委託における平成 27 年度から 30 年度までの各年度における地区別の入札状況は下表のとおりであった。

地区別受託事業者の状況

連番	地区	事務所	事務番号	平成27～30年度の受託事業者
1	中央地区	中央・稲毛		同一事業者
2	千葉公園等	中央・稲毛		同一事業者
3	仁戸名地区	中央・稲毛		同一事業者
4	臨港地区	中央・稲毛		同一事業者
5	みなど公園	中央・稲毛		同一事業者
6	都心部公園等	中央・稲毛		平成27,28年度と29,30年度で別事業者
7	蘇我地区	中央・稲毛		同一事業者
8	登戸地区	中央・稲毛		同一事業者
9	蘇我スポーツ公園地区	中央・稲毛	155	同一事業者
10	稲毛地区	中央・稲毛		同一事業者
11	穴川地区	中央・稲毛		同一事業者
12	小仲台地区	中央・稲毛		同一事業者
13	長沼地区	中央・稲毛		同一事業者
14	小深地区（注1）	中央・稲毛		平成30年度より新規
15	こてはし台地区	花見川		同一事業者
16	花見川地区	花見川		同一事業者
17	幕張地区	花見川		同一事業者
18	さつきが丘地区	花見川	156	同一事業者
19	検見川地区	花見川		同一事業者
20	宇那谷地区	花見川		同一事業者
21	瑞穂地区（注2）	花見川		平成30年度より新規
22	泉地区	若葉		同一事業者
23	みつわ台地区	若葉		同一事業者
24	加曽利地区	若葉		同一事業者
25	千城台地区	若葉	160	同一事業者
26	都賀の台地区（注3）	若葉		同一事業者（～平成29年度）
27	都賀の台北地区（注3）	若葉		平成30年度より新規
28	都賀の台南地区（注3）	若葉		平成30年度より新規
29	大宮台地区（注4）	若葉		平成30年度より新規
30	小倉地区（注5）	若葉		同一事業者（～平成29年度）
31	小倉北地区（注5）（注6）	若葉		平成30年度より新規
32	小倉南地区（注5）	若葉		平成30年度より新規
33	土気地区	緑		平成27～29年度と30年度で別事業者
34	大野台中央公園	緑		平成27～29年度と30年度で別事業者
35	大野台中央緑地外（注7）	緑		同一事業者

連番	地区	事務所	事務番号	平成27~30年度の受託事業者
36	あすみが丘地区公園	緑		同一事業者
37	創造の杜公園	緑		平成27年度と28~30年度で別事業者
38	あすみが丘水辺の郷公園	緑		同一事業者
39	おゆみ野東地区	緑	163	同一事業者
40	おゆみ野西地区	緑	161	同一事業者
41	おゆみ野南地区	緑	164	同一事業者
42	おゆみ野北地区公園	緑	165	同一事業者
43	大百池公園	緑		同一事業者
44	あすみが丘第8緑地外	緑		同一事業者
45	誉田地区（注8）	緑	167	同一事業者（～平成29年度）
46	誉田東地区（注8）	緑		平成30年度より新規
47	誉田西地区（注8）	緑		平成30年度より新規
48	幸町地区	美浜		同一事業者
49	稻毛海岸地区	美浜		同一事業者
50	高浜東地区	美浜		同一事業者
51	高浜西地区	美浜		同一事業者
52	真砂西地区	美浜		同一事業者
53	真砂東地区	美浜		同一事業者
54	磯辺地区	美浜		同一事業者
55	花見川緑地外	美浜		平成27,28年度と29,30年度で別事業者
56	幕張西地区	美浜		同一事業者
57	浜田地区	美浜		同一事業者
58	幕張海浜緑地	美浜		同一事業者
59	若葉緑地外	美浜		同一事業者
60	打瀬西地区（注9）	美浜		平成30年度より新規
61	稻毛海浜公園検見川地区	美浜	170	同一事業者
62	打瀬東地区（注9）	美浜		平成30年度より新規
63	打瀬地区（注9）	美浜	172	平成27,28年度と29年度で別事業者
64	稻毛海浜公園自然園地北地区（注10）	美浜		同一事業者（平成28年度～29年度）
65	稻毛海浜公園運動地区（注10）	美浜	169	同一事業者（～29年度）
66	稻毛海浜公園自然園地南地区（注10）	美浜		同一事業者（～29年度）
67	磯の松原・想い出の森（注10）	美浜		平成27,28年度と29年度で別事業者

(注1) 長沼地区を分割

(注2) さつきが丘地区・検見川地区を分割

(注3) 都賀の台地区を都賀の台北地区と都賀の台南地区に分割

(注4) 千城台地区・泉地区等を再編

(注5) 小倉地区を小倉北地区と小倉南地区に分割

(注6) 入札不調のため再度入札執行

(注7) 平成29年度は入札不調により随意契約（地方自治法施行令167条の2第8号）

(注8) 誉田地区を誉田東地区と誉田西地区に分割

(注9) 打瀬地区を打瀬東地区と打瀬西地区に分割

(注10) 平成30年度は「稻毛海浜公園維持管理業務委託」としてプロポーザル方式による。

地区別落札率の状況

(単位: %)

連番	地区	事務所	平成 27年度	28年度	29年度	30年度
1	中央地区	中央・稻毛	96.6	95.3	97.4	93.2
2	千葉公園等	中央・稻毛	95.5	94.9	96.0	93.3
3	仁戸名地区	中央・稻毛	92.7	93.1	96.6	92.9
4	臨港地区	中央・稻毛	99.1	94.9	96.8	96.6
5	みなと公園	中央・稻毛	93.3	93.5	93.6	92.9
6	都心部公園等	中央・稻毛	94.9	94.7	93.9	99.3
7	蘇我地区	中央・稻毛	95.0	95.0	95.1	96.9
8	登戸地区	中央・稻毛	93.2	90.8	91.9	92.9
9	蘇我スポーツ公園地区	中央・稻毛	97.0	94.8	97.1	97.6
10	稻毛地区	中央・稻毛	95.3	96.6	96.6	92.5
11	穴川地区	中央・稻毛	94.9	93.3	92.2	93.0
12	小仲台地区	中央・稻毛	89.6	89.5	92.3	89.4
13	長沼地区	中央・稻毛	99.9	97.1	99.8	99.7
14	小深地区	中央・稻毛				99.8
15	こてはし台地区	花見川	93.2	93.2	92.1	91.9
16	花見川地区	花見川	90.3	95.6	94.2	99.7
17	幕張地区	花見川	94.9	93.1	96.5	93.2
18	さつきが丘地区	花見川	88.3	93.0	93.2	97.5
19	検見川地区	花見川	93.0	92.0	93.4	86.8
20	宇那谷地区	花見川	93.4	99.1	94.5	93.1
21	瑞穂地区	花見川				94.9
22	泉地区	若葉	90.1	88.8	90.8	91.1
23	みつわ台地区	若葉	94.1	93.6	93.5	92.5
24	加曽利地区	若葉	98.5	94.9	95.1	92.8
25	千城台地区	若葉	94.4	94.1	92.9	92.9
26	都賀の台地区	若葉	93.2	91.4	93.1	
27	都賀の台北地区	若葉				94.5
28	都賀の台南地区	若葉				95.2
29	大宮台地区	若葉				95.0
30	小倉地区	若葉	98.8	94.9	95.0	
31	小倉北地区	若葉				96.4
32	小倉南地区	若葉				95.4
33	土気地区	緑	93.8	94.3	92.8	93.9
34	大野台中央公園	緑	94.5	91.9	93.8	95.1
35	大野台中央緑地外	緑	96.5	96.1	99.3	92.2
36	あすみが丘地区公園	緑	95.8	94.8	95.2	92.9
37	創造の杜公園	緑	94.7	94.8	96.6	92.8
38	あすみが丘水辺の郷公園	緑	95.0	93.9	94.0	92.9
39	おゆみ野東地区	緑	94.2	95.2	95.1	92.3
40	おゆみ野西地区	緑	96.4	94.7	91.9	93.6
41	おゆみ野南地区	緑	94.4	94.4	93.7	93.2
42	おゆみ野北地区公園	緑	94.6	92.4	92.5	90.4
43	大百池公園	緑	99.2	95.2	95.1	93.0
44	あすみが丘第8緑地外	緑	99.6	99.3	99.2	97.3
45	誉田地区	緑	94.1	95.0	93.4	
46	誉田東地区	緑				94.8
47	誉田西地区	緑				92.4
48	幸町地区	美浜	94.7	95.2	94.5	92.9
49	稻毛海岸地区	美浜	95.7	94.5	95.1	95.2
50	高浜東地区	美浜	95.2	94.2	95.7	92.5

連番	地区	事務所	平成 27年度	28年度	29年度	30年度
51	高浜西地区	美浜	94.2	94.8	95.9	92.2
52	真砂西地区	美浜	94.8	94.1	95.1	94.6
53	真砂東地区	美浜	94.8	94.4	93.6	92.4
54	磯辺地区	美浜	89.8	89.7	90.9	89.9
55	花見川緑地外	美浜	96.5	94.3	93.3	93.1
56	幕張西地区	美浜	95.7	94.6	100.0	92.4
57	浜田地区	美浜	93.0	96.9	94.7	91.6
58	幕張海浜緑地	美浜	91.5	91.7	92.2	90.9
59	若葉緑地外	美浜	95.4	95.0	94.8	93.0
60	打瀬西地区	美浜				92.6
61	稻毛海浜公園検見川地区	美浜	96.2	93.6	92.9	91.9
62	打瀬東地区	美浜				92.8
63	打瀬地区	美浜	95.4	94.7	95.0	
64	稻毛海浜公園自然園地北地区	美浜		92.9	93.5	
65	稻毛海浜公園運動地区	美浜	98.3	93.5	93.1	
66	稻毛海浜公園自然園地南地区	美浜	91.9	92.3	93.0	
67	磯の松原・想い出の森	美浜	94.5	92.9	93.8	
地区別落札率の平均			94.7	94.1	94.5	93.7

各年度の予定価格と落札額

(単位:百万円)

項目	平成 27年度	28年度	29年度	30年度
予定価格合計	613	625	618	565
落札額合計	580	587	583	528

平成 30 年度に 29 年度との比較でエリアが 3 地区増加し 59 地区となっているが、これは、稻毛海浜公園地区に係る業務が平成 30 年度に集約された上でプロポーザル方式による契約者選定方法へ移行した一方、受注機会の確保や市内事業者育成の観点から、その他既存地区の分割を行ったためである。上表のとおり、平成 29 年度において、各地区の委託先事業者は、56 地区中 50 地区が平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間で同一地区を落札している。また、各年度における落札率の平均は、平成 27 年度 94.7%（各地区における落札率の単純平均、以下同じ。）、28 年度 94.1%、29 年度 94.5%、30 年度 93.7% という状況にあり、各年度で増減はあるものの、いずれも平均値で 90% を超える高い水準にある。

なお、街路樹維持管理業務と同様、平成 30 年度発注より本委託業務は、各事業者 1 地区しか受注できない状況にあるが、平成 29 年度までは、27 年度で 2 者、28 年度で 3 者、29 年度は 3 者（各年度の 2 者はいずれも同一事業者）が複数地区（2 地区）を受注している。

② 原因及び問題点

予定価格は、地区毎の仕様として定められる除草、芝刈、低木刈込等の各種作業の面積及び年間回数に千葉市公園管理統一単価（市場単価）を乗じ、諸経費及びゴミ処理費を加算して算出される。作業面積や年間回数は実施作業毎に仕様で明らかとなつ

ているため、各事業者は各種作業にかかる単価や一般経費を積算し、入札価格を決定している。このような中で、入札結果を確認したところ、各地区における事業者の入札価格に著しい差異は認められなかった。一方、街路樹維持管理業務においては、平成27年度から継続してすべての年度で各地区同一事業者が落札し、公園等維持管理業務においては、約9割の地区において同一事業者が落札しており、かつ、各年度で高落札が継続している。当該状況について発注課の見解を確認したところ、各地区で同一事業者が継続して落札している状況は把握しているものの、都市局の要綱に沿って入札の執行を行った結果であり、資格要件を満たす事業者が自由に参加できる希望型指名競争入札によっていることから、競争性は確保されていると考えているとの回答を受けた。このことから、すべての地区に係る落札者や落札率の状況を全体的に分析し、その原因を把握するには至っていない。

しかし、地方自治法や市契約規則、局の要綱に従い入札が執行されているものの、競争原理が働いているとは言い難く、当該状況が継続しているのであれば、その原因を分析した上で、入札方法や発注単位等の見直しを検討すべきである。また、地方公共団体が行う契約では、経済性、公正性や公平性の観点から競争性、透明性が求められるが、本契約事務においては、その目的を達成するための運用が不十分と考える。

【指摘】

各地区で同一事業者が長期にわたり継続して受注している実態について、落札率との関係も含めて調査を行い、その原因の究明に努めるとともに、競争性が十分に確保されるよう入札方法や発注単位等の見直しについて検討されたい。

(a) 同一事業者による高落札の状況調査

市における入札執行事務が適切に行われているとしても、このような状況について合理的な説明ができるよう、調査を実施すべきである。本業務委託の入札執行に際して、すべての入札参加者から積算内訳書を徴収しているため、積算内訳書についての詳細調査も必要と考える。なお、市では公共工事等談合情報対応マニュアルを策定しているが、業務委託の発注においても本マニュアルに準じた対応を行うこととしているため、状況調査の過程で、仮に入札談合に関する情報が把握された場合には、本マニュアルに沿った対応をされたい。

(b) 発注単位及び地区の見直し

年度毎に変更することは困難であるとしても、当該状況のように委託先事業者の硬直化が認められる場合には、発注単位や地区の見直しを検討していくことが必要と考える。

(c) 予定価格の非公表

本契約では予定価格を事後公表しているが、翌年度以降の入札に係る予定価格が推定されやすい状況にあることから、予定価格を非公表とすることも考えられる。

(d) 入札方法の変更

現在、希望型指名競争入札によっているが、電子入札による一般競争入札へ切り替えていくことも必要と考える。電子入札へ切り替えることにより、透明性の向上が期待されるとともに、新規事業者の参入を促し、競争性を高める効果が期待される。

(e) 開札順の変更

現状、入札者の少ない地区から順次開札し、落札者を決定している。指名後に開札順が各事業者に通知されているが、電子入札に移行後に開札順の見直しについて検討することも必要と考える。

(f) 受託可能数の見直し

上記を実施してもなお、高落札率や同一事業者の受注が長期に渡って継続している状況にある場合には、受託可能数の見直しの検討も必要と考える。

4.1. 公園・街路樹剪定等業務委託 (No. 151, 171) 【各公園緑地事務所】

(No. 151) 公園・街路樹剪定等業務委託(胤山公園外 14 公園)【中央・稻毛公園緑地事務所】

(No. 171) 公園・街路樹剪定等業務委託(浜田川緑地)公園 26【美浜公園緑地事務所】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

本委託業務は、別に都市局公園緑地部所属課(所)が発注する公園等維持管理業務及び街路樹維持管理業務委託を補完し、より効果的な対応を期するものとして、市民からの要望や緊急性、実施頻度を勘案しながら、契約期間中に市から剪定等を実施するエリアを指示し、その上で剪定、除草・草刈・芝刈、整地等に係る業務が履行される単価契約である。

契約の状況

(単位:円)	平成29年度						うち、No.151						うち、No.171					
契約名称	公園・街路樹剪定等業務委託						胤山公園外14公園						(浜田川緑地)公園26					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	29	年	4	月	1	日	29	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	30	年	3	月	31	日	30	年	3	月	31	日
支出総額(税込)	137,515,184 円						1,824,415 円						1,340,636 円					
契約(執行)方法	随意契約						随意契約						随意契約					
委託先名称	千葉市造園緑化協同組合						千葉市造園緑化協同組合						千葉市造園緑化協同組合					
契約価格の種類	単価						単価						単価					
契約単価(税込)	974,439 円						974,439 円						974,439 円					

(2) 契約方法（契約者選定方法）

① 現状分析

本業務委託は、市内の公園緑地・街路樹等を美しく保持し、快適な場とするために、別に各公園緑地事務所が発注する公園等維持管理業務及び街路樹維持管理業務委託を補完し、より効果的な対応を期するものとして、剪定、除草・草刈・芝刈、整地に係る作業を千葉市造園緑化協同組合と随意契約するものである。

随意契約とする理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、業務の性質又は目的が競争入札に適さない業務であるためとしている。公園や緑地、街路における災害時の倒木処理や突発的な市民要望に対し、スムーズに対応を行う必要があり、作業指示後は速やかに現場の把握を行い、作業員を配置することが要求されるため、別に市内の公園及び街路樹の年間管理業務を請け負っている組合員を擁する千葉市造園緑化協同組合との契約により、緊急時であっても人員を適切に配置することができることを理由としている。

契約期間は4月1日から翌年3月31日までの年間契約であり、契約締結後、設計図書に基づく作業実施計画が同協同組合から提出されるとともに、年間を通じて委託場所毎に作業指示書に基づき市から作業指示が行われ、作業完了後、検査、請求により単価契約に基づき支出が行われる。

単価に係る予定価格は、千葉市公園管理統一単価を原則としながら、一部作業について参考見積書に基づき積算される。

平成29年度見積調書によると、植物系ごみ焼却費及びリサイクル費用を除く作業費の価格は、再度2回の見積合わせを経て決定されている。この結果、同作業費に係る予定価格に対する契約単価の割合は99.5%であった。

市からの指示に基づく作業実施者は、組合員である事業会社に所属する者が同協同組合により指定される。

② 原因及び問題点

随意契約の理由として、災害時の倒木処理や突発的な市民要望に対し、迅速かつスマーズに対応を行う必要があるためとしている一方、契約締結後に同協同組合から市へ提出される作業実施計画書では、計画段階で市内各地区を担当する組合員（事業者）が割り当てられており、また、各地区を担当する組合員は、別途、競争入札により公園及び街路樹の年間管理業務を市から受注した同一事業者が選定されている。

確かに災害等による緊急を要する作業が生じることは想定されるが、例えばそのような緊急時の対応は別途、個別に随意契約を締結することも考えられ、市内すべての作業に対して随意契約する理由としては十分でない。また、同協同組合との随意契約で相手先が一元化されることにより、市としては契約事務の効率化が図られている一方で、組合員以外による事業者の受注機会が損なわれていることや、公園及び街路樹の年間管理が競争入札である一方、同地区内の剪定業務が同協同組合との随意契約で

あることから、契約の公平性や透明性に問題が認められる。さらに、予定価格と契約価格が近似している状況にあり、入札による場合と比較して、経済性にも問題が認められる。

なお、随意契約に合理性が認められる場合においても、1者のみから見積書を徴収する随意契約では競争原理が働かず、契約価格が高止まりする可能性が高い。したがって、予定価格設定に当たっては、市による積算単価に加え、類似事業における入札結果や複数事業者からの見積書も考慮して決定する必要があると考える。

【意見】

随意契約による契約方法から競争入札への移行について検討されることを要望する。

随意契約は、競争入札を前提とする地方公共団体の契約における例外的な方法であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号を適用するに当たっては、随意契約による場合における価格の高止まりや契約の公平性、透明性に係る問題点も十分考慮の上、選択されることを要望する。

随意契約による場合においては、市積算基準に加え、類似業務の契約価格を参考にすることや複数の参考見積書を徴収することにより、市の実勢により合った予定価格を算定されることを要望する。

市が適切な前提条件のもと積算した価格であっても、1者随意契約の場合は競争性が確保されないことから、予定価格に近い金額で決定される可能性が高い。このため、予定価格の設定に当たっては、市基準による単価に加え、類似業務の契約価格や組合員以外から見積書を徴収するなどし、公平性を確保しつつ、より市内の実勢に合った金額に見直されることを要望する。

(3) 委託事務の管理 (No. 151, 171)

① 現状分析

本業務委託は、市民からの要望や緊急性、実施頻度を勘案しながら、契約期間中に市から千葉市造園緑化協同組合へ剪定等を実施するエリアを指示し、その上で業務が履行される単価契約である。

美浜公園緑地事務所が管轄する地区における業務の履行状況を確認した結果、平成30年1月22日付で同協同組合への指示が行われた指示書に作業内容や数量、単価等が記載されているところ、業務の履行結果として生じる枝葉の実際処理数量が含まれていた。なお、枝葉の処理数量は、業務を実施し、リサイクル工場に搬入した同月29日に確定するものである。

また、中央・稻毛公園緑地事務所においても、平成29年6月26日付で同協同組合への指示が行われた指示書に作業内容や数量、単価等が記載されているところ、美浜

公園緑地事務所と同様、業務の履行結果として生じる枝葉の実際処理数量が含まれていた。

② 原因及び問題点

指示書の内容から、当該指示書が業務実施後に作成されていることは明らかである。業務が履行されるためには、同協同組合へ指示書発行以外による方法で作業指示が行われていると推察されるが、一方で、市における指示書発行の承認手続が事後的となっており、委託契約における仕様内容に基づいた手續が適切に実施されていない。

【指摘】

業務を指示する際には、契約及び仕様書に基づき適切な時期に指示書を作成し、適切な承認手続を経た上で業務の指示を行われたい。

当該状況は契約事務の信頼性を著しく損なわせるものである。形式的な書類上の不備と考えずに、本委託事務の実施手順を総点検し、このようなことが発生しないよう改善を求める。

4.2. 花島公園維持管理業務委託（No. 158）【花見川公園緑地事務所】、昭和の森維持管理業務委託（No. 166）【緑公園緑地事務所】、動物公園清掃等管理業務委託（No. 177）【動物公園】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

本委託業務は、① 花見川区花島町の花島公園（総合公園）、② 緑区小食土町地内外の昭和の森、③ 動物公園の全区域において年間を通じて、園内清掃、草刈、芝刈、低木刈込、寄植刈込、汚物収集等の維持管理業務を行うものである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

（単位：円）	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	花島公園維持管理業務委託						花島公園維持管理業務委託						花島公園清掃等管理業務委託					
契約開始日（平成）	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日（平成）	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額（税込）	39,725,389 円						41,481,363 円						40,560,480 円					
契約（執行）方法	随意契約						随意契約						随意契約					
契約者の選定方法	プロポーザル方式						その他						その他					
委託先名称	有限会社花島公園協力会						有限会社花島公園協力会						有限会社花島公園協力会					

（単位：円）	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	昭和の森維持管理業務委託						昭和の森維持管理業務委託						昭和の森維持管理業務委託					
契約開始日（平成）	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日（平成）	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額（税込）	51,084,000 円						50,760,000 円						50,760,000 円					
契約（執行）方法	その他						その他						その他					
契約者の選定方法	プロポーザル方式						プロポーザル方式						プロポーザル方式					
委託先名称	株式会社昭和の森協力会						株式会社昭和の森協力会						株式会社昭和の森協力会					

（単位：円）	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	動物公園清掃等管理業務委託						動物公園清掃等管理業務委託						動物公園清掃等管理業務委託					
契約開始日（平成）	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日（平成）	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額（税込）	60,467,256 円						64,030,608 円						54,115,560 円					
契約（執行）方法	随意契約						随意契約						随意契約					
契約者の選定方法	プロポーザル方式						プロポーザル方式						その他					
委託先名称	株式会社動物公園協力会						株式会社動物公園協力会						株式会社動物公園協力会					

（2）契約方法（契約者選定方法）（No. 158, 166, 177）

① 現状分析

いずれも長期にわたり各公園で組織されている協力会と1者随意契約によってき

たが、平成 29 年度時点では、すべての契約で公募型プロポーザル方式による事業者選定方法へ移行している。プロポーザル募集要項では、「公園緑地維持標準仕様書」及び「特記仕様書」をベースとした維持管理業務が必要最低限の要求水準として示され、加えてさらに優れた手法や創意・工夫及び技術提案を求めるとしている。

応募資格として、市内に本店又は本社等を有する法人（市内事業者）で、市委託入札参加資格者名簿の登録業種（大分類）が「緑地管理・道路清掃」であり、かつ希望順位 1 位であることが求められている。

本業務における仕様内容は、規模の違いはあるにせよ他の公園管理業務と同様、「園内清掃等」、「園地管理」、「植栽管理」、「施設（トイレ等）管理」等であり、基本作業数量としているものの当該数量に基づき予定価格が設定されている。いずれの維持管理業務においても、市設計数量である「基本業務作業数量表」によることとしているが、企画提案において、基本業務作業数量の回数追加や時期変更等は可能としている。委託先事業者から提出される積算内訳書においても、作業数量に基づき積算が行われている。

(a) 花島公園維持管理業務委託

花島公園維持管理業務委託は、総合公園である花島公園における清掃、園地管理、植栽管理、巡回管理等の維持管理作業について年間を通じて実施する業務であるが、花島公園で賑わいのある複数の芝生広場、渓流や池の水景などを、年間を通してより高度な水準の維持管理を行い、公園の価値を高め、来園者サービスや集客効果の向上を図り、公園の活性化を進めていくに当たり、優れた管理技術や豊かな経験を踏まえ、花島公園のポテンシャルを最大限に引き出せる維持管理能力を有する事業者を公募型プロポーザル方式により募集することとしている。

本業務委託では、平成 28 年度までは有限会社花島公園協力会との 1 者随意契約であったが、29 年度からは契約の透明化やより優れた企画提案を募るために公募型プロポーザル方式へ移行している。平成 29 年度における応募者は同協力会の 1 者のみであったが、30 年度においては同協力会を含む 2 者が応募している。

(b) 昭和の森維持管理業務委託

昭和の森維持管理業務委託は、総合公園である昭和の森における清掃、園地管理、芝生地管理、菖蒲園管理等の維持管理作業について年間を通じて実施する業務であるが、同公園の最大の特徴である芝生地や植栽木等、既存の緑をより高度な水準の管理によって公園の価値を高め、利用者サービスの向上や集客の効果など、公園の活性化が図られることを期待し、より優れた管理ノウハウを活用していくため、年間を通じた園内清掃、草地管理等の維持管理業務に関し、高い技術と豊富な経験を持つ事業者を公募型プロポーザル方式により募集することとしている。

本業務委託では、平成 25 年度までは株式会社昭和の森協力会との 1 者随意契約であったが、26 年度からは契約の透明化やより優れた企画提案を募るために公募型プロ

ロポーバル方式へ移行している。平成 26 年度は、同協力会を含めて 3 者の応募があったが、27 年度以降、応募者は同協力会の 1 者のみであった。

(c) 動物公園清掃等管理業務委託

動物公園清掃等管理業務委託は、千葉市動物公園における清掃、草地管理、芝生地管理、汚物収集運搬等の維持管理作業について年間を通じて実施する業務であるが、敷地の半分を占める芝生地や植栽木・樹林地等、既存の緑をより高度な水準の管理によって公園の価値を高めるとともに、動物公園のスタッフの一員として、来園者に対する質の高いおもてなしの取組みによって来園者サービスの充実を図るため、年間を通じた園内清掃、草地管理等の維持管理作業に関し、高い技術と豊富な経験を持つ事業者を公募型プロポーバル方式により募集することとしている。

本業務委託では、平成 27 年度までは株式会社動物公園協力会との 1 者随意契約であったが、28 年度からは契約の透明化やより優れた企画提案を募るために公募型プロポーバル方式へ移行している。平成 28 年度以降、応募者は同協力会の 1 者のみであった。

② 原因及び問題点

契約者選定方法としてプロポーバル方式を採用する理由は、高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務であり、そのため市が予め発注仕様を定めることが困難等、標準的な業務の実施手順が定められていない業務に対して優れた企画提案を募るためにある。

各委託業務共に、以前より長期にわたり公園の維持管理業務を実施してきた各協力会からは、公園をよく知る立場から企画提案がなされているが、一方で、その内容は作業数量の追加や年末における公園内の巡回対応、老朽化した公園内設備の修理対応等、その多くは基本作業数量の追加であるところが多い。このことから、本業務委託に当たっては、仕様内容を見る限りにおいては、原則的方法である競争入札によることも可能であると考えられる。

また、プロポーバル方式に切替えて以後、平成 26 年度昭和の森維持管理業務及び平成 30 年度花島公園維持管理業務で協力会以外からの市内事業者による応募があったほかは、協力会以外からの応募がない。プロポーバル募集要項では、参加資格者を市内事業者に限定し、市入札参加資格者名簿での登録業種及び希望順位を特定しているが、当該資格要件を満たす市内事業者は多数存在するものの、市が別に発注する他の公園等維持管理業務を受注しており、かつ、公園の規模からは実質的な参加可能事業者は極めて限定されるものと思われる。一方で、プロポーバル方式では優れた企画提案を求めことを目的としているのであるから、登録業種や希望順位を限定する意義は乏しいと思われる。また、より優れた企画提案を募るのであれば、応募事業者が少ない現状に鑑みて市内事業者以外からも広く募集することも有用と思われる。

【意見】

契約者選定方法としてプロポーザル方式を採用する場合には、当方法を採用する意義や目的を十分理解した上で、価格競争によらないことが適切かどうか、慎重に検討されることを要望する。

プロポーザル方式は随意契約の一形態であり、最も有利な価格で入札した者が落札するという、地方自治体が締結する契約の原則からの例外的な方法であると考えられることから、公平性、透明性の観点から慎重に検討されることを要望する。

プロポーザル方式を採用する目的は、その業務の履行に当たり、事業者の高度な知識・専門的な技術や創造性、構想力等が必要であり、より優れた企画提案を募ることであるから、参加資格要件を設定するに当たっては、その目的が十分に達成できるものであることを要望する。

プロポーザル応募者の審査において施行体制を確認するのであるから、応募者が少ない状況においては、参加資格要件に登録業種や希望順位を付す必要性は乏しく、技術者の専任配置等の最低限の資格要件を定めればよいと考える。また、業務の規模から応募可能な資格者数を検証し、必要であれば市内事業者に限定せず、幅広く募集を行うことの検討が必要と考える。

4.3. 千葉市動物公園動物科学館・子ども動物園運営業務委託（No. 174）【動物公園】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

本委託業務は、動物公園内に設置される動物科学館及び隣接する子ども動物園の運営業務を行うものである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	千葉市動物公園動物科学館・子ども動物園運営業務委託						千葉市動物公園動物科学館・子ども動物園運営業務委託						千葉市動物公園動物科学館・子ども動物園運営業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	44,878,732 円						43,847,476 円						43,847,476 円					
契約(執行)方法	随意契約						随意契約						随意契約					
契約者の選定方法	プロポーザル方式						プロポーザル方式						プロポーザル方式					
委託先名称	自然教育研究センター						自然教育研究センター						自然教育研究センター					

(2) 契約期間

① 現状分析

本業務委託は、動物公園内に設置される動物科学館及び隣接する子ども動物園の運営業務委託である。

事業者を価格競争のみにより決定するのではなく、企業の施行能力・社会性や信頼性等を適正に評価し、より優れた民間企業のノウハウを活用するため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行っている。契約期間は4月1日から翌年3月31日までの1年である。業務内容は、施設の広報・周知、教育普及事業等の企画運営、巡回等に加え、動物科学館での総合案内、来園者向け行事実施、ボランティアとの連絡調整、報告・集計業務、子ども動物園での動物飼育、教育普及、来園者向け行事実施が含まれ、その業務内容は多岐にわたっている。

本プロポーザル方式での応募状況であるが、平成27年度は1者、28年度は2者、29年度は1者という状況であり、現在の事業者との契約が継続している。市担当者によると、募集要項等に関する説明会へは数者が参加することはあるものの、応募には至っていないとのことである。動物科学館と子ども動物園の複数施設が管理対象であることから、スタッフ配置数は多くならざるを得ず、平成29年度の従事スタッフは、責任者を含めた常勤者が6名、非常勤者が15名体制とされている。また、報告・集計業務のためのパソコン等の備品や飼料仕分け業務のための車両等も事業者が負担する必要がある。このような状況から、市担当者によると、事業者からは単年度契約ではなく複数年での契約が要望されているとのことである。

② 原因及び問題点

本業務を履行するに当たっては、常勤者だけでなく非常勤職員の募集も必要となり、また、その業務内容から車両等の初期投資も必要となる。このような業務内容に鑑みると、契約期間を単年度契約によった場合、予定価格内で事業者が単年度で本事業を受託するに当たり採算が合わないことや、また、スタッフを揃え、教育するに当たり時間的制約や事務手続上の煩雑さから、応募までに至らないことが想定される。

このことを踏まえると、各年度における本施設の安定運営を担保するという観点からも、契約期間を単年度から複数年度化への検討も必要と考える。

【意見】

本業務委託の内容を踏まえ、契約期間の複数年化を検討されることを要望する。

複数年化に当たっては、契約総額が多額になることから、仕様の内容を見直すとともに、契約者選定方法についても十分検討する必要がある。

なお、本施設の運営を外部委託化するに当たっては、指定管理者制度によることも考えられる。

4.4. 動物公園汚水処理場外維持管理業務委託(No.176)、動物公園設備等維持管理業務委託(No.178)【動物公園】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

本委託業務は、動物公園内の、①汚水処理場及び、ペンギン・アシカ舎内のプール濾過装置の運転及び維持管理業務(No.176)、②運転監視盤、空調機器、冷温水発生機等、及び各施設にある建築設備及び電気・機械設備の、運転操作、監視管理、これらの運転管理上の修理等の業務(No.178)、を行うものである。

契約の状況

(単位:円)	No.176	No.178
契約名称	動物公園汚水処理場外維持管理業務委託(長期継続契約)	動物公園設備運転等維持管理業務委託
契約開始日(平成)	29年4月1日	29年4月1日
契約終了日(平成)	32年3月31日	32年3月31日
契約総額(税込)	24,948,000円	35,640,000円
複数年契約であるか	長期継続契約(条例)	長期継続契約(条例)
契約(執行)方法	一般競争入札	一般競争入札
委託先名称	Watering株式会社	株式会社メック
予定価格の公表状況	事後公表	非公表
参加事業者数	1者	5者
(参加者の地区別内訳)	市内 0 準市内 1 市外 0	市内 5 準市内 0 市外 0

(2) 長期継続契約の締結(No.176, 178)

① 現状分析

本委託契約は、いずれも長期継続契約により契約が締結されており、平成29年度からの契約においては、平成32年3月31日までの3か年が対象とされている。

長期継続契約は単年度主義の特例として、債務負担行為として予算に定める必要もなく、契約の締結について議会の議決も必要ないものであるため、適用される契約内容は、「千葉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」及び「千葉市長期継続契約の締結に関する規則」により限定列挙されている。「千葉市長期継続契約の締結に関する規則」第2条第2項(2)において、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、毎年度の当初から役務の提供を受ける必要があるため、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがある業務として、「機械設備の運転管理業務」が挙げられており、本契約事務においては、当該規定に基づき3か年の長期継続契約を締結している。

(a) 動物公園汚水処理場外維持管理業務

本委託業務は、動物公園に係る汚水処理場の維持管理であり、本処理場におけるすべての設備に関する運転、点検記録、場内の環境整備及び各機器の清掃、軽易な補修

等が含まれており、本処理場に係る包括的な維持管理が求められている。日々の運転管理に加え、水質分析（毎月）、汚泥分析（年1回）、設備装置の各種点検（毎月又は年1回）、設備トラブル回避のための改善対策業務が含まれており、機械設備の運転管理に加え、水質の検査や水質汚濁防止法等関係法令に基づき水質を規制内におさめることを目的とした業務全般が含まれている。

(b) 動物公園設備等維持管理業務

本委託業務は、動物公園施設に係る設備全般の運転等維持管理であり、管理対象となる設備には、電気設備、給排水・衛生設備、消防用設備、昇降機等が含まれる。運転管理業務として、機器の運転及び操作等の運転監視に加え、日次、週次、月次等で実施される点検等の維持管理業務が含まれている。また、維持管理業務の中には、環境衛生管理項目としての県水、中水の残留塩素測定や動物科学館内の鼠族、昆虫類の生息調査、建築物に係る陸屋根・ルーフドレン・といの堆積物等の清掃、建具の点検等が含まれている。

② 原因及び問題点

年間を通せば経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要のある業務であるが、汚水処理場外維持管理業務における分析や各種点検は、その実施時期や頻度は異なり、また、設備等維持管理業務についても、機械設備の運転管理以外の業務が一部含まれていることから、そのすべてが年度当初から役務の提供を受ける必要がある業務とは必ずしも言えない。

契約締結に当たり、予算に定める必要がない単年度主義の特例という趣旨から、市条例や規則で、契約内容が限定列挙されていることに鑑みると、本委託契約が限定列挙されている長期継続契約の適用対象となるかどうかについて疑問が残る。

【意見】

長期継続契約の締結に当たっては、当該契約方法の趣旨及び債務負担行為として予算を定める必要がない特例という位置付けを踏まえ、十分な検討が行われることを要望する。

長期継続契約の適用が認められない一方、複数年度を契約期間とする契約が有利と認められる場合は、債務負担行為として予算に定めた上で契約を締結する必要がある。

(3) 予定価格調書の保管（No. 178）

① 現状分析

本委託契約は、参加資格要件として市内に本店を有するものとする条件付一般競争入札により執行されている。そこで、本委託事務の詳細調査において、予定価格書の提出を求めたところ、紛失したと回答されたため、予定価格書の確認を行うことができなかった。

なお、予定価格の内訳となる委託内訳書は保管されていた。

② 原因及び問題点

千葉市契約規則第10条第1項において、「契約事務担当職員は、競争入札に付する事項の価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予算の範囲内において予定価格を決定しなければならない。」と定めている。また、予定価格書は公文書であり、「千葉市公文書管理規則」第7条(保存期間)及び別表に従い、契約及び協定等に関するものでその効力を有する期間が3年以下のものとして、事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度期初から3年間の保存が求められる。

本契約事務においては、予定価格書が確認できなかつたことから、入札執行に係る適法性・妥当性を事後に確認することができなかつた。

【指摘】

予定価格書は公文書であることから、公文書管理規則に従い、適切に保管されたい。

4.5. 動物公園入園料等収納業務委託 (No. 179) 【動物公園】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

本委託業務は、動物公園運営に係る入園料等の収納業務を行うものである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	動物公園入園料等収納業務委託						動物公園入園料等収納業務委託						動物公園入園料等収納業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	24,268,680 円						24,750,360 円						25,164,000 円					
契約(執行)方法	希望型指名競争入札						希望型指名競争入札						希望型指名競争入札					
委託先名称	株式会社動物公園協力会						株式会社動物公園協力会 CMS共同企業体						株式会社動物公園協力会 CMS共同企業体					
予定価格の公表状況	事後公表						事後公表						事後公表					
最低制限価格の有無及び公表	設定・公表						設定・公表						設定・公表					
参加事業者数	4 者						4 者						3 者					
(参加者の地区別内訳)	市内	3	準市内	1	市外	0	市内	3	準市内	1	市外	0	市内	3	準市内	0	市外	0
落札率	85.3%						85.1%						92.6%					

(2) 委託事務の管理

① 現状分析

本委託業務は、千葉市動物公園における入園料等の料金徴収を行うものであり、入園料のほか、駐車場使用料及びコインロッカー、ベビーカー等使用料の収納業務が含まれる。

希望型指名競争入札により事業者が選定されており、平成 29 年度においては 3 者入札のなかで最も有利な価格を示した株式会社動物公園協力会が落札し、契約締結している。本業務委託においては、委託契約書で委託先事業者に対して、業務を実施するに当たり、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、市へ提出することを求めていいる。また、入園料等を収納する業務であることから、業務仕様書において、委託業務の従事者を統括する者（業務責任従事者）と、それを補助する従事者を選任した上で、委託業務の実施前にすべての業務従事者の氏名・住所等を記載した業務従事者名簿を市へ提出しなければならないこととしている。

しかしながら、平成 29 年度業務において、委託先事業者から業務計画書及び業務従事者名簿の提出を受けていない。

② 原因及び問題点

市担当者へ質問したところ、業務開始時に業務計画書及び業務従事者名簿を入手すべきところ、提出を受けたかどうかの確認を行わなかったとのことであるが、本委託業務において、収納業務の実施体制や従事者を常に把握することは、業務の履行状況を管理する上で重要なことである。業務仕様書においても、業務従事者に変更が生じたときは、直ちにその変更後の業務従事者名簿を市へ提出しなければならないとしている。

市の動物公園事務所と委託先事業者である株式会社動物公園協力会は、園内に管理事務所があり、また、同一事業者が継続して委託業務を実施していることも、年度初めにおける業務計画書等の提出漏れが生じた一要因と思われるが、市として委託先事業者の管理が適正に行われているかという観点からは、不十分と言わざるを得ない。

【指摘】

委託業務の開始に当たっては、委託先事業者から業務計画書等の提出を受け、委託業務の履行が適切になされ得る実施体制であるかを確認されたい。

契約書や仕様書で求められている書類の受領漏れという形式的な問題ととらえず、委託業務の開始時から契約終了時までの期間、継続して本委託業務に係る実施体制や従事者の状況を適切に把握されたい。

4.6. 海浜幕張駅外3駅周辺自転車等駐車対策業務委託(No.191)、千葉駅外2駅周辺自転車等駐車対策業務委託(No.193)【建設局道路部自転車政策課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

自転車駐車場及び自転車保管場の管理・運営、放置自転車等の追放指導、撤去活動など、自転車等の駐車対策に関する各業務である。

【No.191】海浜幕張駅外3駅周辺及び浜田保管場

【No.193】千葉駅外2駅周辺及び末広保管場

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

【No.191】

(単位:円)	平成29年度	28年度	27年度
契約名称	海浜幕張駅外3駅周辺自転車等駐車対策業務委託(長期継続契約)	海浜幕張駅外3駅周辺自転車等駐車対策業務委託(長期継続契約)	海浜幕張駅外2駅周辺自転車等駐車対策業務委託(長期継続契約)
契約開始日(平成)	28年8月1日	28年8月1日	25年8月1日
契約終了日(平成)	31年7月31日	31年7月31日	28年7月31日
契約総額(税込)	57,607,200円	38,404,800円	51,778,440円
複数年契約であるか	長期継続契約(条例)	長期継続契約(条例)	長期継続契約(条例)
契約(執行)方法	希望型指名競争入札	希望型指名競争入札	希望型指名競争入札
委託先名称	株式会社日本環境ビルテック 千葉営業所	株式会社日本環境ビルテック 千葉営業所	コスモセキュリティ株式会社
予定価格の公表状況	事後公表	事後公表	事後公表
最低制限価格の有無及び公表	設定・公表	設定・公表	設定・公表
参加事業者数	3者	3者	4者
(参加者の地区別内訳)	市内 1 準市内 2 市外 0	市内 1 準市内 2 市外 0	市内 2 準市内 2 市外 0
落札率	88.1%	88.1%	86.4%

【No.193】

(単位:円)	平成29年度	28年度	27年度
契約名称	千葉駅外2駅周辺自転車等駐車対策業務委託(長期継続契約)	千葉駅外2駅周辺自転車等駐車対策業務委託(長期継続契約)	千葉駅外2駅周辺自転車等駐車対策業務委託(長期継続契約)
契約開始日(平成)	28年8月1日	28年8月1日	25年8月1日
契約終了日(平成)	31年7月31日	31年7月31日	28年7月31日
契約総額(税込)	60,215,400円	40,143,600円	72,333,000円
複数年契約であるか	長期継続契約(条例)	長期継続契約(条例)	長期継続契約(条例)
契約(執行)方法	希望型指名競争入札	希望型指名競争入札	希望型指名競争入札
委託先名称	株式会社富士保安警備 千葉支社	株式会社富士保安警備 千葉支社	株式会社日本環境ビルテック 千葉中央営業所
予定価格の公表状況	事後公表	事後公表	事後公表
最低制限価格の有無及び公表	設定・公表	設定・公表	設定・公表
参加事業者数	3者	3者	3者
(参加者の地区別内訳)	市内 1 準市内 2 市外 0	市内 1 準市内 2 市外 0	市内 1 準市内 2 市外 0
落札率	74.9%	74.9%	70.7%

(2) 最低制限価格の設定 (No. 191, 193)

① 現状分析

千葉市建設局の最低制限価格は、「千葉市建設局業務委託等最低制限価格運用要領」において取扱いが定められており、第4条において最低制限価格の算定方法が以下のとおり示されている。

第4条 最低制限価格は、対象とする業務の予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額(以下「予定価格」という。)の算出の基礎となった次の各号に掲げる業務ごとの各費用(以下「算定項目」という。)に、当該算定項目ごとに定める割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、修繕業務においては、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。また、修繕業務以外の業務においては、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。なお、算出された金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

また、算定項目に含まれる費用は、別表に定めるとおりとする。

(7)その他業務等(設計内訳が人件費等と諸経費に分かれているもの)

- ア 直接業務費等 10分の10
- イ 諸経費 10分の4.5

(8)その他業務等(設計内訳が人件費等と諸経費に分かれていないもの)

- ア 予定価格 3分の2

2 前項の規定にかかわらず、契約事務担当職員は、対象とする業務の内容及び技術的特性等から特に必要があると認められるものについては、契約ごとに予定価格の3分の2から10分の9の割合の範囲内で最低制限価格を定めることができるものとする。

このような定めの中、本業務委託における最低制限価格の設定状況は、以下のとおりであった。

海浜幕張駅外 3 駅周辺自転車等駐車対策業務委託 (No. 191)

- 3年間の長期継続契約で予定価格は 40,355,555 円(初年度)
(内訳直接人件費 33,524,418 円 直接経費 241,758 円 諸経費 6,589,379 円)
- 最低制限価格は全体の3分の2である 26,904,000 円と設定している。
- 運用要領第7号に当てはめると、「36,732,000 円 > 予定価格の 10 分の 8.5
(34,303,000 円)」となり、低い金額の 34,303,000 円となる。
- 落札金額は 35,560,000 円(税抜)であった。

千葉駅外 2 駅周辺自転車等駐車対策業務委託 (No. 193)

- 3年間の長期継続契約で予定価格は 49,622,222 円(初年度)
(内訳直接人件費 41,278,932 円 直接経費 193,861 円 諸経費 8,149,429 円)
- 最低制限価格は全体の3分の2である 33,082,000 円と設定している。
- 運用要領第7号に当てはめると、「45,141,000 円 > 予定価格の 10 分の 8.5
(42,179,000 円)」となり、低い金額の 42,179,000 円となる。
- 落札金額は 37,170,000 円(税抜)であった。

② 原因及び問題点

本委託業務においては、別表上に算定項目が表示されていない業務であることから、第8号のその他業務等（設計内訳が人件費等と諸経費に分かれていないもの）として予定価格の3分の2で最低制限価格が設定されている。

一方で、最低制限価格は業務の内容や技術的特性等から個別に検討するものではあるが、特に人件費の占める割合が高い業務において最低制限価格を低く設定してしまうと、人件費が最低賃金に抵触するおそれがある。建設局においては、その点を配慮して運用要領で業務内容を細かく分けて算定項目を設定しているものと考える。

本委託業務では、予定価格の積算内訳のうち人件費が全体の8割以上を占めるところであるが、一律3分の2で設定する場合、落札金額によっては最低賃金に抵触してしまうおそれがある。また、特に本委託業務は長期継続契約となっており、契約当初では最低賃金が守られていたとしても、近年の最低賃金の上昇を考慮すると、当初の賃金設定のままであれば、最低賃金に抵触するおそれがある。

【意見】

最低制限価格は、その契約の内容を十分考慮に入れた上で設定することを要望する。

また、本契約は長期継続契約となっており、年々最低賃金は上昇している。落札事業者が継続して最低賃金を遵守しているかについて、契約時における誓約書の入手だけではなく、最低賃金改定時など抵触する懸念がある場合は、その都度事業者に確認されることを要望する。

4.7. 指定自転車駐車場定期利用事前受付等業務委託 (No. 195)【建設局道路部 自転車政策課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

本業務は、指定自転車駐車場の定期利用者が、翌年度の初日から円滑に利用を開始できるよう、本年度中に定期利用の申し込みを事前に受け付け、利用登録手続を実施するものである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	指定自転車駐車場定期利用事前受付等業務委託						指定自転車駐車場定期利用事前受付等業務委託						指定自転車駐車場定期利用事前受付等業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	6	月	15	日	28	年	6	月	29	日	27	年	9	月	2	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	17,280,000 円						16,632,000 円						14,904,000 円					
契約(執行)方法	一般競争入札						希望型指名競争入札						希望型指名競争入札					
委託先名称	空間情報サービス株式会社						空間情報サービス株式会社						空間情報サービス株式会社					
予定価格の公表状況	事後公表						事後公表						事後公表					
最低制限価格の有無及び公表	設定・公表						設定・公表						設定・公表					
参加事業者数	2 者						2 者						2 者					
(参加者の地区別内訳)	市内	1	準市内	1	市外	0	市内	1	準市内	1	市外	0	市内	1	準市内	1	市外	0
落札率	90.4%						96.9%						92.5%					

(2) 予定価格の積算

① 現状分析

千葉市契約規則第 11 条第 2 項において、予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の长短等を考慮して適正に定めなければならないと規定されている。

本委託業務の予定価格は、事業者 2 者からの参考見積に基づき設定している。事業者の見積は、仕様に基づき計画準備、申請書の作成、事前受付、追加受付、付帯業務、成果品の作成、諸経費の工程毎に分けられ、それぞれの工程の作業内容毎に見積もらっている。平成 29 年度業務委託の予定価格設定に当たっては、過去から継続して入札に参加している事業者 2 者とそれ以外の 1 者に対して見積を依頼したものの、入札参加事業者以外の 1 者から見積を断られており、予定価格は、入札参加事業者 2 者の見積を工程毎に単純平均した額で設定されている。

なお、本委託業務は、異なる工程が複合された業務とされており、業務量や履行期間、取り扱う情報の特殊性等から、それぞれの工程を総合的に見積もることが適切で

あるとし、個別の工程を分割して見積依頼は行っていない。

② 原因及び問題点

本委託業務は、業務内容が異なる複数の工程で構成されることから、それぞれの工程において、事業者毎の業務手順や経験などにより、見積内容は大きく異なる可能性がある。このため、他の業務委託と比べ、各業務の工数を市で詳細に積算し、予定価格を設定することは困難な業務とされている。一方で、委託先事業者を含む少数の参考見積の単純平均をもって積算が行われる場合、事業者の固有の経験等が反映されたものとなり、その結果、市場価格に基づき契約価格の上限として定められる予定価格が適切に算定されないおそれがある。また、入札参加事業者が継続して見積を行っているが、事業者数が2者と少なく、予定価格も事後的に公表されていることから、これらの事業者は、予定価格を容易に推測できる可能性がある。

これらの状況に鑑みると、本業務委託では、参考見積により予定価格を設定するに当たり、より多くの見積情報を入手し、各工程の標準的な作業を把握した上で、見積額に含まれる異常値の有無や事業者特有の状況を十分考慮していく必要があると考える。

【意見】

予定価格について、積算方法を見直すことを要望する。

市で詳細な工数等を積算することが困難な場合は、事業者からの参考見積を利用することは有効であるが、単純平均とするのではなく、より多くの見積情報を入手のうえ、工程毎に見積根拠や異常値の有無等を十分に検証し、予定価格を設定する必要がある。

(3) 競争性の確保

① 現状分析

本委託業務の内容は、千葉市駐輪場の申請書の企画・立案、事前受付、申請書の入力、抽選、リストの作成など、多岐にわたっている。当初の受付から追加受付まで行うため、3月までおよそ43,500件の電算処理と4,700件の印刷物作成を予定している。

入札参加資格としては、以下の内容が設定されている。

- (a) 入札参加資格者名簿掲載（情報処理または広告・催事）
- (b) 市内、準市内業者
- (c) 過去10年の同種業務実績（コンピュータ抽選含む）
- (d) プライバシーマーク等の認証もしくは自社において個人情報の独自規程の設定

このような中、入札参加者は継続して2者で落札者も同一である。落札率は、平成

29年度90.4% 28年度96.9% 27年度92.5%という状況である。また、市では現在、市内及び準市内事業者の中で、参加資格を有する事業者として3者を把握している。

なお、本委託業務を履行する事業者においては、電算処理に当たっての入力業務の一部について、市承諾の下で市外事業者へ再委託している。

② 原因及び問題点

本委託業務は、以下の原因から入札参加資格者が著しく少ない状況にあると考える。

- (a) 業務量が多く、限られた期間で完了させる必要がある。
- (b) コンピュータによる抽選といった特殊な業務が実績要件として含まれている。
- (c) 地区要件が設定されている。

現在の状況が続くと、実績要件で実績ある事業者の一部が入札に参加しなくなったり場合、競争性や業務の履行が確保できなくなる可能性がある。また、市外事業者へ業務の一部を再委託しているのであれば、地区要件を市内、準市内業者に限定する意義は限定的である。

【意見】

入札参加者数を増加させ、より競争性を高めるための方策を検討されることを要望する。

入札参加資格のうち、実績要件にコンピュータによる抽選といった、一般的ではない業務が含まれている場合、受託可能な事業者は限定されてしまうと思われる。現在の実績要件のうち、業務の履行可能性を確保しつつ緩和できる項目がないか検討する必要があると考える。

また、実績要件を見直した上でなお、入札参加業者の増加が見込めない場合においては、市内、準市内の事業者に入札参加資格を限定している地区要件についても、見直しを検討していく必要があると考える。

(4) 契約書の内容

① 現状分析

契約書において、契約保証金の欄が空欄のまま締結されている。

保証金は契約規則第29条第1号に基づき、市を被保険者とする履行保証保険契約が締結され免除されているが、免除理由と免除の旨の記載がない。

② 原因及び問題点

保証金を受ける際には、当初から印字して契約書を発行しているが、免除の場合、免除理由をゴム印で後から押印する運用としているため、記載が漏れたものと思われる。保証金額について空欄のまま締結すると改竄のおそれがある。また、契約書に不備があるまま締結されており、契約書を事業者と締結する際の事前チェックが十分に

行われているとは言えない状況にある。

【指摘】

保証金を免除する場合、免除の根拠と免除の旨について、契約書における保証金の欄への記載に漏れがないようにされたい。

また、契約書を締結する際に、不備や漏れを見落とさないよう、確認を徹底されたい。

4.8. 幕張駅外36駅自転車駐車場管理業務委託（No.197）【建設局道路部自転車政策課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

幕張駅第1自転車駐車場外125箇所の自転車駐車場の管理・運営業務（利用受付及び整理巡回等）を行う。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

（単位：円）	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	幕張駅外36駅自転車駐車場管理業務委託						幕張駅外36駅自転車駐車場管理業務委託						幕張駅外36駅自転車駐車場管理業務委託					
契約開始日（平成）	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日（平成）	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額（税込）	128,683,633 円						124,988,040 円						137,938,920 円					
契約（執行）方法	随意契約						随意契約						随意契約					
委託先名称	公益社団法人千葉市シルバー人材センター						公益社団法人千葉市シルバー人材センター						公益社団法人千葉市シルバー人材センター					

（2）委託事務の管理

① 現状分析

本委託業務の内容は、幕張駅等の36駅の自転車駐車場管理業務であり、公益社団法人千葉市シルバー人材センターとの随意契約となっている。

契約価格内訳における大部分の費用は人件費であり、同センターとの契約は時間単価に想定される作業時間数を乗じたものとなっている。また、単価は同センターの見積により、850円にセンター事務費8%を上乗せした918円に設定されている。

本契約においては、契約当初に最低賃金を遵守する旨の誓約書を同センターから入手しているものの、作業に従事する組合員に対する配分金は、850円と契約当初における最低賃金842円に近い設定とされている。また、契約年度中の平成29年10月から、千葉県の最低賃金は868円に改訂されているが、平成29年12月の同センターか

ら提出される就業報告書を確認したところ、作業従事者への配分金は850円から変更されておらず、結果的に配分金が最低賃金を下回っていた。

② 原因及び問題点

本委託業務においては、平成29年10月以降、作業従事者への配分金が最低賃金を下回っているが、市では、シルバー人材センターの配分金は、厚生労働省が発行する「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に則り、委託期間中の最低賃金の改定を考慮して積算されているとして、その後の対応は行っていない。

同ガイドラインによると、当該業務形態は請負に当たり、最低賃金法の適用はないとされている。しかし、同ガイドラインでは、シルバー人材センターは、業務を受注することにより、同種の業務を行う民間企業の利益を不当に害することができないよう、著しく低い金額にならないように設定する必要があるとされており、さらに、適正な賃金として、会員が請負の業務に従事する場合においても、原則として最低賃金を下回らない水準を勘案したものとする必要があるとしている。

また、シルバー人材センターは、契約時において最低賃金を遵守する旨の誓約書を市に提出していることから、最低賃金法の適用がないことを理由に最低賃金を守らなくて良いということにはならないと考える。

市では、各発注課に対し、委託業務の履行時に最低賃金法等労働関係法令の確実な遵守を事業者へ指導した上で、誓約書の提出を求めるよう指導している。本業務委託においても、委託先から誓約書の提出を受けていることから、配分金が最低賃金を下回っている状況が認められた場合には、シルバー人材センターへその原因や理由を確認し、本業務委託の発注者として、最低賃金に配慮するよう指導するとともに、その後の対応についても確認していくことが必要と考える。

【意見】

委託先に対して「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」の趣旨に則り、最低賃金に配慮するよう指導されることを要望する。

また、本委託業務のように、契約当初から最低賃金に近い金額での賃金設定等がなされている業務については、最低賃金の改定により最低賃金を下回ることがないよう契約価格の決定時に配慮する必要がある。

4.9. 車道及び歩道清掃業務委託（No. 199 他）【各土木事務所維持建設課】

- (No. 199) 車道及び歩道清掃業務委託(中 29-1) 【中央・美浜土木事務所維持建設課】
(No. 200) 車道及び歩道清掃業務委託(美 29-1) 【中央・美浜土木事務所維持建設課】
(No. 201) 車道及び歩道清掃業務委託(美 29-2) 【中央・美浜土木事務所維持建設課】
(No. 207) 車道及び歩道清掃業務委託(稻 29-1) 【花見川・稻毛土木事務所維持建設課】
(No. 208) 車道及び歩道清掃業務委託(花 29-1) 【花見川・稻毛土木事務所維持建設課】
(No. 212) 車道及び歩道清掃業務委託(若 29-1) 【若葉土木事務所維持建設課】
(No. 214) 車道清掃業務委託(緑 29-1) 【緑土木事務所維持建設課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

本委託業務は、車道及び歩道清掃である。市内を地区毎に分割し、それぞれ土木事務所毎に契約を行っている。
<中央・美浜土木事務所>
No.199(中29-1)中央区
① 車道清掃(昼間) L=2,634.42km ② 車道清掃(夜間) L=1,742.4km ③ 歩道清掃(昼間) A=604,944m ²
No.200(美29-1) N0.201(美29-2) 美浜区
美-1① 車道清掃(昼間) L=3,033.6km ② 歩道清掃(昼間) A=1,094.988m ² ③ 緑地清掃(昼間) A=540,468m ² 美-2① 車道清掃(昼間) L=2,663.2km ② 歩道清掃(昼間) A=555.932m ²
<花見川・稻毛土木事務所>
No.207(稻29-1) 稲毛区
① 車道清掃(昼間) L=1,415.3km ② 歩道清掃(昼間) A=557,225m ²
No.208(花29-1) 花見川区
① 車道清掃(昼間) L=1,939.2km ② 歩道清掃(昼間) A=187,680m ² ③ 地下道等清掃(昼間) A=22,320m ²
<若葉土木事務所>
No.212(若29-1) 若葉区
① 車道清掃(昼間) L=4,000.7km ② 歩道清掃(昼間) A=218,410m ²
<緑土木事務所>
No.214(緑29-1) 緑区
① 車道清掃(昼間) L=3,427.5km

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

【No.199】

(単位:円)	平成29年度							28年度							27年度						
契約名称	車道及び歩道清掃業務委託 (中29-1)							車道及び歩道清掃業務委託 (中28-1)							車道及び歩道清掃業務委託 (中央区)						
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日		28	年	4	月	1	日		27	年	4	月	1	日	
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日		29	年	3	月	31	日		28	年	3	月	31	日	
契約総額(税込)	43,437,600 円							41,523,840 円							39,398,400 円						
契約(執行)方法	一般競争入札							希望型指名競争入札							希望型指名競争入札						
委託先名称	有限会社丸十トラック運送店							有限会社丸十トラック運送店							有限会社丸十トラック運送店						
予定価格の公表状況	事後公表							事後公表							事後公表						

【No.200】

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	車道及び歩道清掃業務委託 (美29-1)						車道及び歩道清掃業務委託 (美28-1)						車道及び歩道清掃業務委託 (美浜区その1)					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	47,520,000 円						53,460,000 円						49,572,000 円					
契約(執行)方法	一般競争入札						希望型指名競争入札						希望型指名競争入札					
委託先名称	株式会社ケーヨー技工						ムサシ・トラスト千葉株式会社						ムサシ・トラスト千葉株式会社					
予定価格の公表状況	事後公表						事後公表						事後公表					

(注) 株式会社ケーヨー技工はムサシ・トラスト千葉株式会社が社名変更したものである。

【No.201】

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	車道及び歩道清掃業務委託 (美29-2)						車道及び歩道清掃業務委託 (美28-2)						車道及び歩道清掃業務委託 (美浜区その2)					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	28,976,400 円						31,222,800 円						29,808,000 円					
契約(執行)方法	一般競争入札						希望型指名競争入札						希望型指名競争入札					
委託先名称	株式会社昇和産業						株式会社昇和産業						株式会社昇和産業					
予定価格の公表状況	事後公表						事後公表						事後公表					

【No.207】

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	車道及び歩道清掃業務委託 (稻29-1)						車道及び歩道清掃業務委託 (花・稻28-1)						車道及び歩道清掃業務委託 (花見川区・稻毛区)					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	23,652,000 円						46,656,000 円						44,820,000 円					
契約(執行)方法	一般競争入札						一般競争入札						一般競争入札					
委託先名称	株式会社千葉プランテーション						新千葉産業株式会社						株式会社千葉プランテーション					
予定価格の公表状況	事後公表						事後公表						事後公表					

(注) 平成28年度までは、花見川区・稻毛区における清掃業務を一括で発注している。

【No.208】

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	車道及び歩道清掃業務委託 (花29-1)						車道及び歩道清掃業務委託 (花・稻28-1)						車道及び歩道清掃業務委託 (花見川区・稻毛区)					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	22,464,000 円						46,656,000 円						44,820,000 円					
契約(執行)方法	一般競争入札						一般競争入札						一般競争入札					
委託先名称	新千葉産業株式会社						新千葉産業株式会社						株式会社千葉プランテーション					
予定価格の公表状況	事後公表						事後公表						事後公表					

(注) 平成28年度までは、花見川区・稻毛区における清掃業務を一括で発注している。

【No.212】

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	車道及び歩道清掃業務委託 (若29-1)						車道及び歩道清掃業務委託 (若28-1)						車道及び歩道清掃業務委託 (若葉区)					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	37,735,200 円						30,304,800 円						29,541,240 円					
契約(執行)方法	一般競争入札						希望型指名競争入札						希望型指名競争入札					
委託先名称	株式会社センエー						株式会社センエー						株式会社センエー					
予定価格の公表状況	事後公表						事後公表						事後公表					

【No.214】

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	車道清掃業務委託(緑29-1)						車道清掃業務委託(緑28-1)						車道清掃業務委託(緑区)					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	29,160,000 円						23,382,000 円						22,420,800 円					
契約(執行)方法	一般競争入札						希望型指名競争入札						希望型指名競争入札					
委託先名称	千年杉建設株式会社						千年杉建設株式会社						千年杉建設株式会社					
予定価格の公表状況	事後公表						事後公表						事後公表					

(2) 契約書の内容 (No. 199, 200, 201, 207, 208, 212, 214)

① 現状分析

千葉市契約規則第 25 条において、契約書を作成して契約を締結するものと規定しており、契約書に記載すべき事項を列挙している。一方、本委託業務における契約書は市の標準的な様式ではなく、独自の契約書を使用している。これらの契約書において、千葉市契約規則に規定されている項目のうち、以下の項目が含まれていなかった。

- 履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金（4 号）
- かし担保責任（6 号）

また、条文上において他の条文を引用しているものの、引用されている条文が内容と整合していないものがある。

- 第 12 条第 1 項第 5 号
- 第 14 条 1 項
- 第 15 条

② 原因及び問題点

本委託業務においては、契約内容について各土木事務所間で整合性を保つべく見直しが行われているものの、契約規則への準拠性について十分な検討が行われてこなかったため発生したものと思われる。また、条文の不整合についても、当初は整合して

いたものの、見直しにより条文を追加削除するうちに、整合しなくなったことが考えられる。

契約書に不備がある場合、想定外の事象が発生した場合に対処が困難になるおそれがある。特に、1者随意契約のように特定の事業者と継続的な契約を締結するのではなく、競争入札で不特定の相手との契約が想定される場合においては、そのリスクは格段に大きくなると考える。また、標準的な様式と異なる契約書を使用する際には、専門的な見地を持った担当者がチェックする体制をとらなければ、このような事象が再発するおそれがある。

【指摘】

委託契約書については、市の標準的な契約書様式を使用されたい。

市の標準的な契約書様式を使用することに問題がある場合においては、契約書への記載が必要な項目について漏れが生じないよう十分に検証されたい。さらに、市の標準的な様式と大きく異なる契約書を使用する際は、所管課内だけではなく、局内で統括する部署（建設局においては建設総務課）等がチェックするなどの措置が必要と考える。

（3）保証金の徴収・免除（No. 199, 200, 201, 207, 208, 212, 214）

① 現状分析

本委託業務は、土木事務所毎に業務委託契約の締結が行われているが、それぞれ保証金の取扱いが異なっている。

中 29-1 100 分の 10 の保証金納付
美 29-1 履行保証保険契約の締結による免除(1号)
美 29-2 履行保証保険契約の締結による免除(1号)
稻 29-1 100 分の 10 の保証金納付
花 29-1 100 分の 10 の保証金納付
若 29-1 履行保証保険契約の締結による免除(1号)
緑 29-1 入札資格者との2年継続して契約締結しているため免除(3号)

なお、千葉市契約規則第 29 条第 3 号に基づく保証金の免除は、稻 29-1 を除きすべて要件を満たしている。

② 原因及び問題点

それぞれの取扱いに手続上の問題はないものの、同じ局内で取り扱う同種業務であるにもかかわらず、保証金を納めている事業者と免除されている事業者があり、取扱いが公平ではない。

【意見】

同種業務に係る保証金の徴収又は免除に当たっては、土木事務所間での取扱いの整合性を確保し、不公平が生じないようにされることを要望する。

(4) 競争性の確保 (No. 199, 200, 201, 207, 208, 212, 214)

① 現状分析

本委託業務は、市内の車道、歩道の清掃業務であり、地区毎に7つに分割して事業者を選定している。入札は、平成28年度までは希望型指名競争入札で行われ、平成29年度からは一般競争入札で行われている。各区共に、入札参加者は10社程度のほぼ同じ事業者が継続しており、開札は中央区から始まり緑区で終わる順番にて行われている。また、仕様により、同一事業者が複数の地区を受注できないこととしているため、落札が決定するとそれ以降の地区は失格となる。

本委託業務における平成27年度から30年度までの地区毎の落札業者及び落札率等の状況は下表のとおりである。

(単位:円)

		平成30年度	29年度	28年度	27年度
中央区	予定価格	46,780,000	51,260,000	48,730,000	46,020,000
	落札者	有限会社丸十トラック	有限会社丸十トラック	有限会社丸十トラック	有限会社丸十トラック
	落札額・落札率	37,890,000 81.0%	40,220,000 78.5%	38,448,000 78.9%	36,480,000 79.3%
	入札参加者	12	12	11	12
美浜区1	予定価格	49,550,000	50,070,000	54,390,000	51,600,000
	落札者	株式会社ケーヨー技工	株式会社ケーヨー技工	ムサシ・トラスト千葉株式会社	ムサシ・トラスト千葉株式会社
	落札額・落札率	44,300,000 89.4%	44,000,000 87.9%	49,500,000 91.0%	45,900,000 89.0%
	入札参加者	9	11	10	11
美浜区2	予定価格	34,480,000	33,880,000	33,310,000	31,210,000
	落札者	株式会社昇和産業	株式会社昇和産業	株式会社昇和産業	株式会社昇和産業
	落札額・落札率	27,580,000 80.0%	26,830,000 79.2%	28,910,000 86.8%	27,600,000 88.4%
	入札参加者	8	10	9	10
稲毛区	予定価格	24,950,000	23,950,000		43,930,000
	落札者	株式会社千葉プランテーション	株式会社千葉プランテーション		株式会社千葉プランテーション
	落札額・落札率	22,400,000 89.8%	21,900,000 91.4%		41,500,000 94.5%
	入札参加者	6	8		9
花見川区	予定価格	21,320,000	22,720,000	46,130,000	
	落札者	新千葉産業株式会社	新千葉産業株式会社	新千葉産業株式会社	
	落札額・落札率	19,000,000 89.1%	20,800,000 91.5%	43,200,000 93.6%	
	入札参加者	7	9	8	
若葉区	予定価格	35,420,000	38,830,000	37,190,000	35,280,000
	落札者	株式会社センエー	株式会社センエー	株式会社センエー	株式会社センエー
	落札額・落札率	31,800,000 89.8%	34,940,000 90.0%	28,060,000 75.5%	27,353,000 77.5%
	入札参加者	7	8	9	10
緑区	予定価格	30,890,000	30,810,000	27,720,000	26,310,000
	落札者	千年杉建設株式会社	千年杉建設株式会社	千年杉建設株式会社	千年杉建設株式会社
	落札額・落札率	26,900,000 87.1%	27,000,000 87.6%	21,650,000 78.1%	20,760,000 78.9%
	入札参加者	6	7	8	8

(注1) 予定価格及び落札額は、いずれも税抜き額で表示している。

(注2) 入札参加者には、入札辞退者及び他の地区的落札により参加資格を喪失している者は含めていない。

落札率は必ずしも高くないものの、各地区で同じ事業者による落札が継続しており安定している。また、入札参加事業者の多い中央区では、比較的落札率が低いものの、入札参加事業者が少なくなる若葉区、緑区では、比較的高い落札率となっている。入

札参加事業者が固定化され、入札する順番が決まっている状況が継続する場合、この傾向は続くものと考えられる。

このような状況の下、現在、各土木事務所においては、落札結果の事後的な分析は特段行われていない。

② 原因及び問題点

現在、建設局における入札は、原則として電子入札による一般競争入札により執行されている。これは、入札業者が一堂に会することなく入札が行われるため、談合を防止し、より競争性を高める効果が期待されるためである。一方で、入札参加事業者が多数存在しているとしても、入札参加事業者が固定化することにより、暗黙であれ地区毎の役割分担が築かれるとともに、さらに事業者間での調整といった談合も容易となるおそれがある。また、本委託業務のように、各土木事務所が地区毎に分担して業務委託を行っている場合、担当地区の業務だけを見ているだけでは、全体の異常に気が付かないおそれがある。

建設局においては、近年談合事件が発生したことにより、さまざまな談合防止策を構築しており、その一環として入札を電子入札による一般競争入札に切り替えている。しかし、電子入札や一般競争入札に変更したことをもって談合を完全に防止し、かつ十分な競争性を確保することにつながるとは限らないことに留意が必要である。

【意見】

一般競争入札が行われることにより、適切に競争原理が働いているという観念にとらわれることなく、より一層の競争性が確保できるような施策を検討されることを要望する。

個々の委託業務だけでなく、道路清掃業務全体の入札状況及び結果を定期的に分析することにより、競争性の低い委託業務を発見し、対策を講じることが可能になると考える。また、分析の結果、十分な競争が働いていないと思われる委託業務については、入札順の入れ替えなど入札方法の見直しを行い、より競争性が確保できるような方法が検討されることを要望する。

50. 千葉駅前地下道外3監視・管理業務委託(中29-1) (No.202)【中央・美浜 土木事務所維持建設課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

千葉駅前地下道外3監視・管理業務

- ① 監視・管理業務
監視、管理、緊急対応 一式
- ② 建築設備点検業務(電気設備系)
設備点検(駅前地下道、矢作トンネル、連絡地下道) 一式
- ③ 電気設備定期点検業務
受変電設備、無停電電源装置、非常用発電機、ITV設備交換、中央管制装置、放送設備 一式
- ④ 空調設備定期点検業務
換気ファン設備、換気制御盤、空調機 一式
- ⑤ 防災設備定期点検業務
消防設備、無線通信補助設備、防災設備、歩行者表示板、非常警報設備 一式

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度	28年度	27年度
契約名称	千葉駅前地下道外3監視・管 理業務委託(中29-1)	千葉駅前地下道外3監視・管 理業務委託	千葉駅前地下道外3監視・管 理業務委託
契約開始日(平成)	29 年 4 月 1 日	28 年 4 月 1 日	27 年 4 月 1 日
契約終了日(平成)	30 年 3 月 31 日	29 年 3 月 31 日	28 年 3 月 31 日
契約総額(税込)	68,364,000 円	68,472,000 円	68,472,000 円
契約(執行)方法	一般競争入札	指名競争入札	希望型指名競争入札
委託先名称	株式会社NTTファシリティーズ 東関東支店	株式会社NTTファシリティーズ 東関東支店	株式会社NTTファシリティーズ 東関東支店
予定価格の公表状況	事後公表	事後公表	事後公表
最低制限価格の有無及び公表	設定・公表	設定・公表	設定・公表
参加事業者数	1 者	1 者	1 者
(参加者の地区別内訳)	市内 0 準市内 1 市外 0	市内 0 準市内 1 市外 0	市内 0 準市内 1 市外 0
落札率	98.0%	94.3%	94.3%

(2) 契約方法(契約者選定方法)

① 現状分析

本委託業務の内容は、千葉駅前地下道等の監視・管理、建築設備点検、電気設備点検、空調設備点検、防災設備点検業務であり、平成29年度は一般競争入札により委託先事業者が決定されている。このうち監視・管理業務においては、業務開始当初である平成7年から監視用装置が委託先事業者の施設内に設置されている。監視装置はすべて市の設備であり、メンテナンスも本委託業務に含まれている。したがって、別事業者が本業務を行うためには、移設するか、もしくは現在の場所を間借りする必要があるが、そのような内容は仕様に含まれていない。

そのような状況において、本委託業務の事業者選定は継続して入札により行われて

きたが、いずれも入札参加事業者は、契約が継続している同一事業者1者のみである。

② 原因及び問題点

平成29年度は一般競争入札が執行されているが、仕様内容は、現在契約している事業者が実施する前提のものとなっており、他の事業者の参入が困難な状況である。そのような中でも、仕様内容の見直しはされずに形式的な入札が継続しているが、仕様内容の見直しが行われない限り、1者入札の状況が変わることは想定しにくい。

このような状況について、発注課担当者に質問をしたところ、事業者選定の公平性を保つため、随意契約ではなく一般競争入札を採用しているとの回答を受けた。

しかし、仕様内容自体が公平性を欠いている状況において、入札を継続しても意味はなく、形式的に行われていると考えざるを得ない。また、実質的に公平性を確保するには、仕様を大幅に見直す必要があると考える。

【意見】

実質的に競争性が確保されない状況下において、形式的に一般競争入札を行うことがないよう要望する。

現在は監視システムについて、早急な更新の必要はないため、監視業務について随意契約とすることはやむを得ないと考える。しかし、その場合においても、仕様を十分に検討し、監視システムにかかわらない部分を切り分けて入札を行うことができないかを検討することが必要と考える。

また、今後監視システムを更新する際には、初期コストだけでなく、維持管理や運用などの長期的なコストも十分考慮に入れた上で、公募型プロポーザル方式や総合評価方式による事業者選定方法についても検討されることを要望する。

5.1. 草刈・除草外業務委託（No. 204, 205）【各土木事務所維持建設課】

（No. 204）草刈・除草外業務委託（市草-11）【中央・美浜土木事務所維持建設課】

（No. 205）草刈・除草業務委託（市草-6）【中央・美浜土木事務所維持建設課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

市内の道路の草刈、除草業務である。契約期間（平成29年6月1日から平成30年3月31日）において発生した臨時の草刈、除草業務について、市の指示に基づき業務を行う。

本委託業務は単価契約であり、各土木事務所が所管するすべての地区をまとめて一契約としている。各土木事務所が所管する地域毎に指示書により作業指示を行い、業務が完了する都度、契約単価に基づき精算が行われる。

契約の状況

(単位:円)	No.204	No.205
契約名称	草刈・除草業務委託(市草ー11)(単価契約)	草刈・除草業務委託(市草ー6)(単価契約)
契約開始日(平成)	29 年 10 月 3 日	29 年 9 月 6 日
契約終了日(平成)	30 年 1 月 31 日	29 年 10 月 31 日
契約総額(税込)	1,224,757 円	1,924,172 円
契約(執行)方法	随意契約	随意契約
委託先名称	千葉市造園緑化協同組合	千葉市造園緑化協同組合

(2) 契約書の内容

① 現状分析

本委託業務では、各土木事務所が所管するすべての地区をまとめて一契約とし、千葉市造園緑化協同組合との間で随意契約を締結している。契約書は市の委託契約に係る標準的な様式が使用されているものの、暴力団排除の排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約が削除されている。

② 原因及び問題点

特約が付されていない経緯は不明であるが、継続して同じ契約書を使用していることから、今まで特約の必要性は検討されてこなかったものと考えられる。一方で、協同組合に対する委託であり、契約履行に当たっての作業は多数の組合員が実施することから、本委託契約において特約を付す必要性は高いと考える。

【指摘】

契約書作成に当たっては、契約で必要とされる項目を十分確認した上で、漏れが生じないようにされたい。

(3) 契約方法（契約者選定方法）

① 現状分析

本委託業務は、市内における草刈・除草で、道路の中央分離帯や植栽帯において行われる定期的な草刈・除草とは異なり、緊急的に発生した草刈・除草業務について、市の指示に基づき行われるものである。業務実施後に業務完了届が市に提出され、契約単価により精算が行われる。平成 29 年度の支出額は、中央・美浜土木事務所では 16,272,829 円、市全体では 59,572,099 円であった。

この業務は特に夏から秋にかけ集中的に多く、同時期には造園業者も繁忙期となり、単一の事業者では早急な対応が困難となるおそれがあることから、複数の組合員を擁し、直ちに日程調整・手配が可能な千葉市造園緑化協同組合との契約が適しているとし、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な

物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を根拠に、随意契約で締結している。

② 原因及び問題点

市では、繁忙期における業務集中時において、適時に対応が可能として千葉市造園緑化協同組合1者による随意契約としている。しかし、本委託契約は、市全体について繁忙期以外も含めた期間で締結されており、地域を分割し繁忙期を除くなど期間を限定すれば、競争入札により事業者を選定することの検討の余地はあると考える。

【意見】

競争入札による事業者選定の余地がないか、十分検討されることを要望する。

地方自治法施行令において、随意契約によることができる場合は限定的に列挙されており、本業務委託では、同施行令第167条の2第1項第2号を根拠に随意契約を行っている。しかし、随意契約は、競争入札を前提とする地方公共団体の契約における例外的な方法であることから、事業者選定に当たっては、契約内容の見直しにより、競争入札によることができないかどうかを十分検討する必要がある。

(4) 委託事務の管理

① 現状分析

本委託業務は、市内で緊急的に発生した草刈・除草業務について、市からの作業指示に基づき行うものである。

市は、市民等からの要望等により対応の必要性を検討した上で、受託者である千葉市造園緑化協同組合へ作業指示を行い、同協同組合側で担当する組合員（法人）を選定し、業務を履行している。一方で現在、作業指示に基づき業務が履行される際には、どの組合員が実施するかについて、担当者レベルでは電話で伝えられるものの、発注課としてどの組合員が実施しているかは管理されていない。

② 原因及び問題点

同協同組合内には、指名停止となっている事業者もあり、実施する法人を適切に管理しなければ、市の事業者選定方針に鑑みて適切でない事業者により業務が履行されるおそれがある。

【意見】

作業指示毎に指名される組合員を事前に書面で入手し、選定された組合員が市の事業者選定方針に鑑み適切な事業者であるかどうかを確認するとともに、業務の履行状況を発注者として適切に管理されることを要望する。

作業を実施する組合員を担当者レベルではなく土木事務所全体で把握し、適切な組合員が配置されているかどうかを十分管理する必要がある。

5.2. 道路・下水道維持補修委託(稻-3) (No. 210) 【花見川・稻毛土木事務所維持建設課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

市稻毛区内における舗装道の補修業務 舗装工 114.8m ²
--

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度	28年度	27年度
契約名称	道路・下水道維持補修委託(稻-3)		
契約開始日(平成)	29 年 10 月 1 日	年 月 日	年 月 日
契約終了日(平成)	30 年 3 月 31 日	年 月 日	年 月 日
契約総額(税込)	20,007,268 円		
契約(執行)方法	一般競争入札		
委託先名称	株式会社プライト		
予定価格の公表状況	事後公表		
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表		
参加事業者数	6 者		
(参加者の地区別内訳)	市内 6 準市内 0 市外 0	市内 準市内 市外	市内 準市内 市外
落札率	93.3%		

(注) 契約総額(税込) 20,007,268円のうち、17,852,765円は一般会計として、2,154,503円は下水道事業会計として執行されている。

(2) 仕様内容

① 現状分析

本委託業務は、市内を 21 地区に分割し、それぞれ 4 月 1 日～9 月 30 日、10 月 1 日～3 月 31 日までの期間において、道路下水道の補修を行うものである。それぞれ単価契約となっており、市の作業指示に基づき補修を行い、実績により検収・請求が行われる。予定価格の設定に当たっては想定工数を設定し、積算基準に基づいた単価を乗じて算定しており、入札は当該想定工数に基づいた総価で行われている。

本委託業務は、予定価格 8,000,000 円に対し、実績は 20,007,268 円と倍以上の支出額となっている。この状況は、本委託業務における契約期間だけでなく、継続して生じている状況にある。現状において、予定価格を適切な工数で設定できない理由として、それぞれ各土木事務所に割り当てられる予算が限られるため、工数を予算に合わせて積算し、仕様が決められているとの回答を受けた。

なお、緊急対応が増加し、工数が大幅に超過する際には、(a) 土木事務所内において同種業務で予算に余裕があるものから回す。(b) それでも足りない場合は、他の土

木事務所での予算から回す。(c)緊急性の低いものを次の期間で実施するといった対応がなされている。

② 原因及び問題点

仕様が実態と大幅に乖離した業務量で決定されている場合、実績工数に基づく仕様内容であれば落札できていた事業者が落札できない、またはその反対の状況が生じる場合も想定でき、事業者決定が公正に行われないおそれがある。また、仕様よりも大幅に超過した業務が発生した場合、事業者によっては対応ができない、工事の品質の低下や遅延、不履行等が発生するおそれがある。

【意見】

業務の実態に合わせた仕様を設定し、競争入札を行うことを要望する。

また、予算の影響等により、それぞれの土木事務所単独では対処できない場合においては、土木事務所全体で協議の上、仕様を定める必要があると考える。

5.3. 幕張本郷駅構内鉄砲塚二線道路橋 P1 橋脚耐震補強工事委託 (No. 211)

【花見川・稻毛土木事務所維持建設課】、【誉田跨線橋補修工事委託 (No. 215、216)】
【緑土木事務所維持建設課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

鉄砲塚跨線道路橋の橋脚耐震補強工事【No.211】
・橋脚耐震補強 1脚 ・断面修復工 8m ² ・ひび割れ注入工 21.0m
誉田跨線橋の補修工事
平成28年度【No.215】
・剥落防止工 一式 ・投下防止柵取替工 一式 ・塗替塗装工 一式
平成29年度【No.216】
・誉田跨線橋補修工事に伴う電力設備支障移転工事

契約の状況

(単位:円)	No.211	No.216	No.215
契約名称	幕張本郷駅構内鉄砲塚二線道路橋P1橋脚耐震補強工事委託	誉田跨線橋補修工事委託(平成29年度)	誉田跨線橋補修工事委託(平成28年度)
契約開始日(平成)	29年1月16日	29年7月24日	28年4月1日
契約終了日(平成)	30年3月31日	29年8月31日	29年7月31日
契約総額(税込)	198,024,047円	7,570,290円	156,851,883円
契約(執行)方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社
予算区分 (繰越の理由)	明許繰越 工事委託に伴い、事前協議を行ったところ、施工予定であつた橋脚周りの地中配管が支障となることが判明し、その施工方法の調整に不測の日時を要したため。	現年	明許繰越 誉田跨線橋の塗膜からポリ塩化ビフェニルが検出され、その塗膜除去に時間を要したため。

(2) 協定書の内容 (No. 211, 215, 216)

① 現状分析

本事業は、鉄道の線路をまたぐ橋の工事であり、軌道施設の保全や鉄道運転の安全性の確保等専門的な要素が強いいため、鉄道事業者との1者随意契約となっている。

このような市の公共事業において、鉄道事業者に委託して実施する工事については、鉄道事業者との間で協定書を取り交わし、工事が複数年度にわたって行われる場合は、必要に応じて別途契約書を取り交わしている。協定書及び契約書は国土交通省と鉄道事業者との間で取り交わされた「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」において例示された「透明性確保の徹底のための協定書記載例」に基づき作成されたものとなっているが、千葉市の標準的な契約書に比べ記載項目は限定されたものとなっており、以下の事項が付されていない。

- 一括再委託等の禁止
- 履行遅延の場合における損害金等
- 暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

② 原因及び問題点

協定書等において必要な項目が欠如している場合、想定外の事象が発生した場合に早急な対処が困難になり、双方にとって不利益を被るおそれがある。協定書等の不備によって工事に支障が生じることがないよう、必要事項について漏れが生じないように十分検討する必要がある。

【意見】

協定書や契約書の記載項目については、鉄道事業者と十分協議し、必要となる項目を付することを要望する。

協定書の記載例は協定書に織り込む事項を定めているものであり、それ以外の事項を付することを妨げるものではないと考える。本事業の特殊性を考慮し、必要と認められる項目については、協定書等に付するよう協議が必要と考える。

5 4. 汚水処理施設保守点検業務委託 (No. 219) 【建設局下水道建設部下水道整備課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

農業集落排水施設(処理場、ポンプ場)の保守点検業務	10地区
処理施設保守点検	486回(定期点検468回 緊急点検18回)
中継ポンプ施設維持管理	1,794回(定期点検1,656回 緊急点検138回)
水質検査	108回

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	汚水処理施設保守点検業務委託						汚水処理施設保守点検業務委託						汚水処理施設保守点検業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	26,985,960 円						26,244,000 円						26,244,000 円					
契約(執行)方法	一般競争入札						希望型指名競争入札						希望型指名競争入札					
委託先名称	菱冷環境エンジニアリング株式会社						菱冷環境エンジニアリング株式会社						菱冷環境エンジニアリング株式会社					
予定価格の公表状況	事後公表						事後公表						事後公表					
最低制限価格の有無及び公表	設定・公表						設定・公表						設定・公表					
参加事業者数	2 者						3 者						3 者					
(参加者の地区別内訳)	市内	0	準市内	1	市外	1	市内	1	準市内	1	市外	1	市内	1	準市内	1	市外	1
落札率	97.7%						97.6%						97.8%					

(2) 仕様内容

① 現状分析

本委託業務は、農業集落排水施設等の保守点検業務であり、汚水処理施設（9か所）の毎月定期的な点検と水質検査、汚水中継ポンプ等の付帯施設の維持管理及びそれぞれの施設の緊急時対応について委託を行っている。

入札参加事業者は、過去3年において2～3者となっており、施設の特殊性から近隣で入札参加が可能な事業者は少ないとのことである。また、3年間同一事業者が落札しており、落札率はいずれも97%を超える状況が継続している。

本委託業務は、農業集落のインフラに関わる業務であることから、定期的な点検の他に緊急時の勤務体制が以下のとおり仕様書に定められている。

7.非常時の勤務体制

受注者は、豪雨・台風等の水害、地震等の災害など緊急事態に備えて、勤務時間外の非常呼び出し、または緊急事態に対応可能な体制を整えなければならない。

緊急時(夜間含む)において2時間以内に現場に急行し状況を確認することができなければならない。

不時の停電、異常な水位の変化、水質の悪化等重要と考えられる事態が発生したときは、速やかに必要措置をとるとともに、発注者及び汚水処理施設技術管理業務委託受託者に連絡し、その指示を受けなければならない。また、地震発生時、震度5以上を観測した場合は各地区汚水処理施設を巡回し被害報告を行うこと。

平成29年度において、仕様上での緊急時対応は汚水処理施設で18回、付帯する中継ポンプ施設で138回が想定されて仕様に含まれているものの、実際の緊急時対応は

汚水処理施設で平成 27 年度 23 回、平成 28 年度 26 回、平成 29 年度 24 回発生しており、仕様を超過した部分については受託者が負担していることとなる。また、地震や故障といった不測の事態に対しても、24 時間早急に対応する体制を整備する必要があるため、実際の受託者の負担はさらに大きくなると考えられる。

施設は老朽化が進み、近年の異常気象等の影響もあり、緊急時対応は今後も減少する見込みは低い。

② 原因及び問題点

本業務は、農業集落における重要なインフラ施設であり、将来的にも事業を安定して継続させる必要があることから、安定的に運営可能な事業者の確保は重要な課題であると考える。現在は 2 者の入札参加者があるものの、予定価格に近い金額での落札が継続しており、今後入札事業者の経営状況等により、現在の仕様や予定価格での落札が困難となった場合には、安定した事業運営に支障をきたすおそれがある。

そのため、入札事業者がより入札に参加しやすくなる環境を構築することが必要と考えるが、現在の仕様において緊急時対応は、入札参加者にとって追加的な負担が発生する不安定要素となっていると考える。

このことを踏まえ、本業務委託では、平成 30 年度において仕様内容の一部を見直し、以下の項目を追加している。

9. 汚水中継ポンプの詰り及び機器故障等が発生した場合は近隣の住宅に被害を及ぼす恐れがあるため、早急に対応すること。なお、費用は別途契約により支払うものとする。

しかし、上記項目は汚水中継ポンプの詰り及び機器故障等の対応に限定して追加的な契約を行うように見受けられ、また、別途契約できる内容や方法も不明確である。具体的な変更契約可能な項目や精算方法等を明確にしなければ、事業者にとって不安定要素が軽減できるほどの十分な仕様にはならないと考える。

【意見】

緊急時対応を含めた仕様内容を見直し、受託者の追加的な負担を軽減することにより、事業者が入札に参加しやすい状況を確保されることを要望する。

今後、施設の老朽化に伴い緊急時対応が増えるような状況となった場合には、さらに入札参加事業者数が減少するおそれもあるため、緊急時対応が本委託業務を実施する上での不安定要素とならないよう、仕様で定める緊急時対応回数を一定回数超える状況が生じた場合における費用負担の具体的な取扱いなどについても、仕様内容で定める必要があると考える。

5.5. 中央区役所・千葉市美術館総合維持管理業務委託（No. 224）【中央区役所 地域振興課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

中央区役所・千葉市美術館の合築建物に関する、機械設備運転管理業務一式、警備業務一式、館内案内業務一式、建築設備等(空調設備・消防設備・機械式駐車場装置・監視カメラ・防犯・自動ドア等全16項目一式)点検業務の委託を実施するものである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	中央区役所・千葉市美術館総合維持管理業務委託						中央区役所・千葉市美術館総合維持管理業務委託						中央区役所・千葉市美術館総合維持管理業務委託					
契約開始日(平成)	27	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	30	年	3	月	31	日	30	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	126,360,000 円						126,360,000 円						126,360,000 円					
複数年契約であるか	長期継続契約(条例)						長期継続契約(条例)						長期継続契約(条例)					
契約(執行)方法	随意契約						随意契約						随意契約					
(随意契約等とした理由の説明)	希望型指名競争入札として発注し、入札を行ったが、開札した結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないため、直ちに再度の入札に付したが、なお落札者がいなかつたため。						希望型指名競争入札として発注し、入札を行ったが、開札した結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないため、直ちに再度の入札に付したが、なお落札者がいなかつたため。						希望型指名競争入札として発注し、入札を行ったが、開札した結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないため、直ちに再度の入札に付したが、なお落札者がいなかつたため。					
委託先名称	株式会社オーエンス千葉支店						株式会社オーエンス千葉支店						株式会社オーエンス千葉支店					
予定価格の公表状況	事後公表						事後公表						事後公表					
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表						設定・非公表						設定・非公表					
入札に当たつての指名者数	3 者						3 者						3 者					
(指名者数の地区別内訳)	市内	0	準市内	3	市外	0	市内	0	準市内	3	市外	0	市内	0	準市内	3	市外	0

（2）契約の内容

① 現状分析

本委託業務は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの中央区役所・千葉市美術館における機械設備運転管理及び点検、警備及び館内案内の業務である。希望型指名競争入札によっているが、入札価格が予定価格を超過したことにより不調となり、再度入札を経た後、随意契約へ移行したものである。

本委託業務の一部である機械設備運転管理業務と各種点検業務については、各種点検結果を管理しながら効率的な廈舎管理をすることを目的に契約を一元化し、平成 27 年度に 3 年間の長期継続契約を締結したものであるが、平成 29 年定期事務事業監査において、機械設備運転管理は長期継続契約の対象となるものの、各種点検業務については、「千葉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」及び「千

葉市長期継続契約の締結に関する規則」に列挙されていないものであることから、本委託業務は、長期継続契約の対象外であるとの指導を受けている。

「長期継続契約を締結することが出来る契約を定める条例」第2条によると、長期継続契約が締結できる契約は、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、当初から役務の提供を受ける必要があるため、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受ける支障を及ぼすおそれがあるもの等とされている。本契約においては、長期継続契約の対象となる機械設備運転管理業務と対象とならない単発的・臨時的に行われる建築設備点検を併せて長期継続契約としていたこととなる。

また、本委託業務には、市入札参加資格者名簿における業種が異なる機械設備運転管理業務（施設等運転管理他）と警備及び館内案内業務（警備・受付・施設運営）が含まれているが、業種の異なる業務を同一契約とした場合、契約事務の効率化が期待できる反面、参加資格を有する事業者が減少し、市内事業者における入札参加の機会を損なうおそれがある。

このような状況に鑑み、本業務委託については、長期継続契約の契約期間終了後の平成30年度は単年度契約とするとともに、業種の異なる警備業務及び館内案内業務については分離した上で、別途警備業務委託契約とし発注している。

② 原因及び問題点

本委託業務の施行同から契約締結までの期間、入札参加資格等審査会を含む各段階で契約内容等のチェックが行われていたにもかかわらず、上記状況にある契約が締結されていることに問題が認められる。

長期継続契約は単年度主義の特例として、債務負担行為として予算に定める必要もなく、契約の締結について議会の議決も必要ないものであるため、適用される契約内容は市条例や規則により限定列举されているものの、建築設備点検としての単発性、臨時性には解釈の余地もあるため、十分な検討が必要となる。また、業種の異なる業務を同一契約とすること自体に違法性は認められないものの、設定される資格要件に基づき、参加資格者をどの程度有するのかを十分議論の上、契約の集約化を図る必要がある。この点について、平成27年度からの本業務委託では、委託業務の範囲が広範にわたった結果、入札参加者が3者と減少しており、競争性の観点や分割発注により、多くの事業者に契約の機会を与えるという市の方針に鑑みると、より慎重な検討が必要であったと考える。

さらに、本委託業務に係る間接的な影響として、本委託業務をモデルケースとして、効率的な庁舎管理を実施することを目的に、すべての区役所における同種契約を一元化するため、各区役所で契約期間を統一すべく調整を図っていたが、これについても、中央区役所のきぼーる移転計画もあり、白紙となっている。結果として他区役所の契約事務を煩雑にするとともに、本来ならば長期継続契約での契約を想定していた委託業務が単年度契約となったものもあり、契約価格面等への影響も生じている。

【意見】

本委託業務のように、業務改革の一環として調達業務の集約化や契約期間の見直しを行うことは、業務の効率化や委託業務の適正化を図るために、実施可能性について検討していくこと自体に有用性は認められる。他方で、本委託業務に見られるような市条例や規則に抵触する可能性が認められる場合や入札参加事業者の減少が見込まれる事案については、業務の施行決定から入札参加資格等の審査、契約締結に至るまで、所定の手続の下、実効性のある審議及び判断が行われることを要望する。

本件においては、各区役所における契約期間の調整等、広範囲に問題が波及しているが、このような状況に至った原因について、形式的な面にとらわれず、根本原因を追究し、今後このようなことが起こらぬように、対応を検討されることを要望する。

56. 花見川区役所・花見川保健福祉センター警備業務委託 他(No. 225 他)【中央区を除く各区役所地域振興課】

- (No. 225) 花見川区役所・花見川保健福祉センター警備業務委託
- (No. 228) 稲毛区役所及び稻毛保健福祉センター警備業務委託
- (No. 231) 若葉区役所及び若葉保健福祉センター警備業務委託
- (No. 234) 緑区役所及び緑保健福祉センター警備業務委託
- (No. 238) 美浜区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホール警備業務委託

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

中央区を除く、以下の施設に関して、来庁者の安全の確保、職員の正常な業務の遂行を確保し、もって、庁舎における秩序の維持を図るため、警備業務に関する委託を実施するものである。

- ① 花見川区役所・花見川保健福祉センター
- ② 稲毛区役所・稻毛保健福祉センター
- ③ 若葉区役所・若葉保健福祉センター
- ④ 緑区役所・緑保健福祉センター施設
- ⑤ 美浜区役所・美浜保健福祉センター・文化ホール

<警備業務の内容>

- ① 一般業務：夜間電話の対応、不審者の発見及び侵入阻止他
- ② 特別業務：到達文書及び物品の受領、戸籍の届出書の受領他
- ③ 巡視業務：庁舎内外の巡視又は監視、各扉の施錠確認、火災及び盗難予防
- ④ 付帯業務：国旗・市旗の掲揚及び降納、指示による特別警戒他
- ⑤ 駐車場業務：不正駐車の防止及び整理、盗難等の事故防止、誘導他

各施設の平成29年度における契約の状況

(単位:円)	No.225						No.228						No.231					
契約名称	花見川区役所・花見川保健福祉センター警備業務委託						稲毛区役所及び稻毛保健福祉センター警備業務委託						若葉区役所及び若葉保健福祉センター警備業務委託					
契約開始日(平成)	28	年	4	月	1	日	29	年	4	月	1	日	29	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	31	年	3	月	31	日	30	年	3	月	31	日	30	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	27,604,800 円						24,624,000 円						28,188,000 円					
契約(執行)方法	一般競争入札						一般競争入札						一般競争入札					
委託先名称	株式会社アニバーサリー						株式会社アニバーサリー						株式会社アニバーサリー					
予定価格の公表状況	非公表						非公表						非公表					
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表						設定・非公表						設定・非公表					
参加事業者数	13 者						10 者						8 者					
(参加者の地区別内訳)	市内	13	準市内	0	市外	0	市内	10	準市内	0	市外	0	市内	8	準市内	0	市外	0

(単位:円)	No.234	No.238
契約名称	緑区役所及び緑保健福祉センター警備業務委託	美浜区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホール警備業務委託
契約開始日(平成)	27 年 4 月 1 日	27 年 4 月 1 日
契約終了日(平成)	30 年 3 月 31 日	30 年 3 月 31 日
契約総額(税込)	44,885,016 円	37,152,000 円
契約(執行)方法	一般競争入札	一般競争入札
委託先名称	信用警備保障株式会社	サンエス警備保障株式会社
予定価格の公表状況	非公表	非公表
最低限価格の有無及び公表	設定・非公表	設定・非公表
参加事業者数	10 者	9 者
(参加者の地区別内訳)	市内 10 準市内 0 市外 0	市内 9 準市内 0 市外 0

(2) 予定価格の積算 (No. 225, 228, 231, 234, 238)

① 現状分析

本委託業務は、中央区を除く 5 区における区役所と保健福祉センター等の建物、駐車場に関する人的警備を業務内容とする。

各区における本委託契約の契約期間は以下のとおりである。

所管課	契約期間
花見川区	平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日、 平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
稲毛区	平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日、 平成 28 年度と平成 29 年度は単年度
若葉区	平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日、 平成 29 年度は単年度
緑区	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
美浜区	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

近年、最低賃金制度に基づく県内の最低賃金は毎年上昇基調にある一方で、予定価格の設定において、当該賃金上昇が考慮されていない。

美浜区においては、長期継続契約による複数年契約が締結されているが、県内最低賃金が契約開始年度の平成 27 年 10 月時点で 817 円となり、さらに、平成 28 年 10 月で 842 円、平成 29 年 10 月で 868 円と上昇を続けていたため、平成 27 年度入札執行時では、予定価格と落札事業者の積算価格における労務費単価が最低賃金を上回っていたものの、平成 27 年 10 月時点では、最低賃金を下回る結果となっている。

長期継続契約は単年度主義の特例として、債務負担行為として予算に定める必要もなく、契約の締結について議会の議決も必要ないものである一方、契約期間にわたり、一定額が支払われることを前提とする。したがって、労務費単価等の市況変動が生じる可能性のある積算項目に対しては、契約期間にわたる単価を予定価格設定段階で適

切に積算する必要がある。

② 原因及び問題点

債務負担行為として予算に定めることを要さない長期継続契約において、契約締結後、最低賃金の上昇による契約価格の変更契約を行うことは困難であり、仮に事業者が積算時に見積もった労務費単価が最低賃金を下回った場合には、事業者に負担を求めるか、契約を解除した上で再契約手続をすることが想定される。最低賃金は毎年度見直しされるが、近年において毎年最低賃金は上昇基調にあり、そのような中、長期継続契約であり労働集約型の本委託契約において、予定価格設定に当たり、労務費単価として毎年の最低賃金上昇を見込んだ積算を行っていないことに問題が認められる。特に本業務委託においては、予定価格の労務費単価と積算時の最低賃金が近づいており、その結果、契約開始年度の平成27年度中において、予定価格の労務費単価が改定最低賃金を下回っている状況から、契約期間における委託業務の履行可能性についても懸念される。

さらに、本委託業務においては、契約の内容に適合した業務の履行を確保することを目的とする最低制限価格制度を適用しているが、予定価格の労務費単価が最低賃金に近づいていることから、契約価格の上限として設定される予定価格と最低制限価格も近づいている。花見川区、美浜区及び緑区では予定価格に対する最低制限価格の割合が90%を超え、更に花見川区と美浜区においては、95%という状況にある。このような状況は、最低制限価格を設定する以前において予定価格の設定に問題が認められるが、入札制度の前提となる適正な価格競争が歪められている状況にある。

また、市の方針として、事業者に最低賃金法等の労働関係法令遵守の誓約書提出を求めており、本来、委託先事業者で雇用される労働者の権利保護を目的としたものである。一方で、上記のような運用が行われている状況の下、市では契約締結時において誓約書を事業者から徴収するにとどまっており、その後における労働関係法令の遵守状況が確認されていない。当該状況を踏まえると、誓約書を徴収する本来の目的が十分に達成されているとは言い難い。

【指摘】

最低賃金が上昇を続ける近年の状況において、労務費の割合が高い委託業務で長期継続契約を締結するに当たっては、契約期間にわたる労務費単価の市況変動を十分考慮した上で、適切な予定価格を設定されたい。

予定価格の積算時において、毎年の最低賃金上昇を見込んだ積算を行っていない一方で、市として最低賃金法等の労働関係法令の確実な遵守を事業者に指導し、誓約書の徴収を求めており、その状況には問題が認められる。適切な予算措置がなければ、適切な予定価格を設定することはできないが、財政上の問題で予定価格を低く設定せざるを得ない状況にあっては、労務費単価を引き下げるのではなく、仕様内容を見直し、適

切な賃金単価を設定するように努めるべきである。

5.7. 花見川区役所外1施設総合維持管理業務委託 他 (No. 226 他)【中央区を除く各区役所地域振興課】

- (No. 226) 花見川区役所外1施設総合維持管理業務委託
- (No. 227) 稲毛区役所外1か所総合維持管理業務委託
- (No. 230) 若葉区役所外1カ所総合維持管理業務委託
- (No. 235) 緑区役所外1か所総合維持管理業務委託
- (No. 237) 美浜区役所外1か所総合維持管理業務委託

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

中央区を除く以下の施設に係る総合維持管理業務に関する委託を実施するものである。

- ① 花見川区役所・花見川保健福祉センター
- ② 稲毛区役所・稲毛保健福祉センター
- ③ 若葉区役所・若葉保健福祉センター
- ④ 緑区役所・緑保健福祉センター施設
- ⑤ 美浜区役所・美浜保健福祉センター・文化ホール

<委託業務の内容>

- (1)機械設備運転管理業務
- (2)建築設備等点検業務
- (3)その他建物に付帯する設備の保守管理

各施設の平成29年度における契約の状況

(単位:円)	No.226	No.227	No.230
契約名称	花見川区役所外1施設総合維持管理	稲毛区役所外1か所総合維持管理業務委託	若葉区役所外1カ所総合維持管理業務委託
契約開始日(平成)	29年4月1日	29年4月1日	29年4月1日
契約終了日(平成)	30年3月31日	30年3月31日	30年3月31日
契約総額(税込)	16,200,000円	23,112,000円	19,440,000円
再委託禁止条項の有無	条項有	条項有	条項有
契約(執行)方法	希望型指名競争入札	随意契約	希望型指名競争入札
(随意契約等とした理由の説明)		希望型指名競争入札を執行したが、不調となり、随意契約へ移行した。	
委託先名称	株式会社エイド	新生ビルテクノ株式会社 千葉支店	新生ビルテクノ株式会社 千葉支店
予定価格の公表状況	非公表	非公表	非公表
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表	設定・非公表	設定・非公表
参加事業者数	13者	4者	4者
(参加者の地区別内訳)	市内 4 準市内 9 市外 0	市内 0 準市内 4 市外 0	市内 0 準市内 4 市外 0

	No.235						No.237					
契約名称	緑区役所外1か所総合維持管理業務委託						美浜区役所外1か所総合維持管理業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	29	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	30	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	25,380,000 円						36,792,360 円					
再委託禁止条項の有無	条項有						条項有					
契約(執行)方法	希望型指名競争入札						随意契約					
(随意契約等とした理由の説明)							希望型指名競争入札を執行したが、不調となり、随意契約へ移行した。					
委託先名称	株式会社アマラン						株式会社オーチューキ葉支店					
予定価格の公表状況	非公表						非公表					
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表						設定・非公表					
参加事業者数	10 者						3 者					
(参加者の地区別内訳)	市内	3	準市内	7	市外	0	市内	0	準市内	3	市外	0

(2) 予定価格の積算 (No. 226, 227, 230, 235, 237)

① 現状分析

本委託業務は、中央区を除く、5区における区役所と保健福祉センター等の建物設備に関する総合維持管理を業務内容としており、各設備の運転管理業務を区毎に集約化することにより、管理の効率化を図ることを目的としている。希望型指名競争入札により事業者が決定されており、各区における契約期間は全て単年度である。

平成29年度契約では、稲毛区と美浜区において入札不調後に随意契約へ移行し、見積合わせにより業者が決定されているが、稲毛区においては見積合わせが4回、美浜区においては見積合わせが2回実施された後の決定であり、契約事務を煩雑にしている。

② 原因及び問題点

本契約も労働集約型の委託業務と位置付けられるが、予算内示額が予算見積額を下回ったために労務費単価等を調整したことが、度重なる見積合わせの原因となっている。

予定価格は、予算執行の際の上限額としての性格を持つ一方で、業務の履行可能性を確保するために支払われるべき適切な価格を契約価格の上限として定めるものであり、予算措置が図られないことをもって労務費単価等を引き下げることは、予定価格の積算において適切な運用とはいえない。この結果、入札不調による見積合わせへの移行が頻繁に生じている状況においては、事業者が業務に対して適正な履行を行おうとする意識を低下させるとともに、業務の品質や機能低下を誘引するおそれがある。

【意見】

予定価格は、業務の履行可能性を確保する上での契約価格の上限額として設定さ

れることを要望する。

予定価格の設定において、労務費単価等を引き下げるることは、事業者間の競争性を阻害するばかりでなく、業務履行に当たっての意識の低下や業務の品質低下等を招くおそれがある。適切な予算措置がなければ、適切な予定価格を設定することはできないが、厳しい財政状況の中、予算の配当が制限されるのであれば、労務費単価等を引き下げるのではなく、まず、工数等の仕様内容について見直しを検討する必要があると考える。

(3) 仕様内容 (No. 227)

① 現状分析

総合維持管理業務委託における仕様内容は、機械設備運転管理業務や建設設備等定期点検業務において区役所間での共通項目が多いことから、ひな型の仕様書を参考に、各区の実情に応じて仕様内容を変更する運用としていたが、稲毛区において、ひな型の仕様書にない「吸式冷温水発生機及び関連機器保守点検業務」が追加仕様として必要であるところ、仕様に加えることが漏れたため、当該業務内容について、委託先事業者と別途、随意契約を締結している。

② 原因及び問題点

仕様書は、施行伺において区長まで5名への回議の後、決裁がなされている。仕様書作成者による変更誤りがあったものの、本来、回議及び決裁の過程で発見されるべきものであったと考える。特に、本委託業務は、各種の機械設備運転管理業務と点検業務の契約を一元化し、効率的な庁舎管理を行うことを目的として、従来の契約方法を見直し、平成29年度から新たに実施することであることから、その仕様内容は十分に確認されるべきものであった。

【指摘】

新たな事業の開始や契約方法の大幅な見直しがなされる際には、仕様内容を十分に検証し、仕様誤りや漏れが生じないよう、チェック体制を強化されたい。

本委託業務においては、施行伺における回議で仕様漏れを発見できなかつたが、なぜ発見できなかつたのかを原因分析し、より実効性のある承認及び決裁手続が実施されることを要望する。

(4) 再委託の管理 (No. 226, 227, 230, 235, 237)

① 現状分析

本委託業務は、区毎の施設管理業務として10~20に区分されていた契約を一元化し、効率的な庁舎管理を行うことを目的としている。一元化を行う前では、契約内容や契約金額は区々であったが、これらの契約を一元化することにより、契約事務の負担軽減にもつながっている。

一方で、施設管理業務を一契約に集約したことに伴い、その仕様内容には、機械設備の運転管理業務のほか、様々な建築設備等の定期点検業務が含まれることから、業務の一部について、外部へ再委託することが想定される。

この点について、「総合維持管理業務委託仕様書」では、建築設備等定期点検業務で、仕様に定める各点検について、その一部を下請け契約により第三者に請け負わせる場合には、「原則として千葉市入札参加資格者名簿に登録されている市内業者から請負業者を選定すること」、「業務の特殊性により市内業者では受託困難な場合には、順次、準市内業者、市外業者へ範囲を拡大することとする。」旨を定めている。

また、委託契約書においては、以下の事項が定められている。

第7条(一括再委託等の禁止)

受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することが出来る。

このような下、各区役所では、業務開始時に委託先事業者から再委託のリストを入手し、再委託業務の実施体制について報告を受けているものの、仕様内容に沿った再委託であるかが確認されておらず、また、確認結果に基づく書面承諾がなされていない。

② 原因及び問題点

入札執行に当たり、一定の資格要件を設ける趣旨は、価格競争による低価格な調達を図る一方で、仕様で定めた業務の履行可能性を一定の資格要件に求めることがある。再委託が行われる場合、本趣旨を達成できない可能性があり、そのことを防ぐために、本委託業務では仕様内容に再委託業務の範囲及び再委託先の要件を定めている。

このような趣旨に鑑みると、委託先事業者からの再委託業務に係る実施体制について報告を受けるだけでは不十分であり、市においては、仕様書に定める内容に沿って、再委託の業務及び再委託先事業者を確認した上で、再委託に係る承諾を事業者へ行う必要があったと考える。

なお、委託契約書において、発注者への承諾方法について定めはないものの、承認手続の透明化を図るためにも、書面承諾による方法が必要と考える。

【指摘】

受注者が業務の一部を再委託する場合には、仕様書に定める事項に従い、再委託の内容のほか、再委託先についても確認し、業務の履行が確保される体制であることを確認した上で、受注者に対して書面承諾を実施されたい。

本業務委託においては、複数の委託契約を一元化することにより、契約事務の効率化が図られたところであるが、一方で、従来と同様の施設管理水準を維持していくためにも、再委託が行われる場合には、業務の履行開始前に提出される再委託のリストを適切に評価していく必要がある。

(5) 委託料の支払時期 (No. 237)

① 現状分析

美浜区の区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホールに係る総合維持管理業務において、各月の業務完了の検査確認後、委託先事業者からの請求に基づき支払いが行われているが、平成 29 年度 4 月分の業務委託料の請求に遅れが生じたことから、その支払が 5 月分とあわせて 6 月 28 日に行われている。

② 原因及び問題点

請求書日付は 6 月 8 日であったが、契約開始後の初月に係る支払において、事業者の請求内容に記載誤りがあり、請求書の修正を求めていたことなどにより、請求内容確定までに時間を要したことである。しかしながら、本来の適法な請求書を受領する時期から 1 か月程度の遅れが生じる結果となっており、支払方法が各月均等払という内容に鑑みると想定しえない遅れであると考える。請求内容の記載誤りという事業者側に原因があり、また、提出を促す対応は行われていたとのことであるが、出納整理期間で繁忙だった市側の事務にも改善の余地があると考える。

【意見】

事業者への委託料支払いに当たっては、委託契約書で定める支払内訳に基づき、適切な時期に事業者へ支払が行われるよう、請求管理に留意されることを要望する。

請求内容の誤りにより適法な支払請求が遅延することは、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」でも想定しうることとされているが、適法な請求書の受領時期が、本来の受領時期から 1 か月程度遅延し、結果として翌月分と同時期に支払いが行われている本委託業務の状況は望ましいものではない。業務の確実な履行を担保するためには、適切な時期に支払が行われることが重要であるため、市においても、事業者による支払請求が適切な時期に行われるよう指導していくとともに、請求遅延が生じないよう請求管理を実施されることを要望する。

5.8. 若葉区役所及び若葉保健福祉センター清掃業務委託(No.232)【若葉区役所地域振興課】、美浜区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホール清掃業務委託(No.239)【美浜区役所地域振興課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

以下の施設に関して、美観維持及び衛生的な環境の確保を図るため、日常清掃業務及び日常巡回清掃業務、定期清掃作業業務に関する委託を実施するものである。

- ① 若葉区役所及び若葉保健福祉センター
- ② 美浜区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホール

各施設における平成29年度を含む過去の契約の状況

(単位:円)	平成29年度(No.232)	28年度(No.232)	29年度(No.239)
契約名称	若葉区役所及び若葉保健福祉センター清掃業務委託	若葉区役所及び若葉保健福祉センター清掃業務委託	美浜区役所及び美浜保健福祉センター・文化ホール清掃業務委託
契約開始日(平成)	29年4月1日	26年4月1日	28年4月1日
契約終了日(平成)	30年3月31日	29年3月31日	30年3月31日
契約総額(税込)	14,331,600円	10,443,600円	22,680,000円
契約(執行)方法	一般競争入札	一般競争入札	随意契約
(随意契約とした理由の説明)			一般競争入札を執行したが、不調となり、随意契約へ移行した。
委託先名称	株式会社別大産業	株式会社別大産業	常陽メンテナンス株式会社 千葉支店
予定価格の公表状況	非公表	非公表	非公表
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表	非設定	非設定
参加事業者数	4者	21者	6者
(参加者の地区別内訳)	市内 4 準市内 0 市外 0	市内 12 準市内 8 市外 1	市内 3 準市内 3 市外 0

(2) 参加資格要件(No.232)

① 現状分析

本契約は、区役所庁舎等の美観維持及び衛生的な環境の確保を図るため、日常清掃、日常巡回清掃、定期清掃作業を委託するものである。

若葉区では、前契約は平成26年度から3か年を契約期間とする長期継続契約によっていたが、平成29年度契約では、計画として進められたすべての区役所の業務委託を集約化する準備として、長期継続契約によらず契約期間を単年度に切替え、制限付一般競争入札が執行されている。

このような中、平成26年度の長期継続契約に当たっては、契約期間における支払予定額の総額(3か年の合計額)が、政府調達協定(WTO協定)の適用対象であることから、入札参加資格として地区要件は設定されていなかったが、29年度の入札

執行に当たっては、単年度発注となり、支払予定額が引き下げられたため、制限付一般競争入札へ変更し、市内に本店又は本社のある事業者（市内事業者）であることを資格要件として設定している。この結果、平成 26 年度では、入札参加事業者が 21 者（市内 12、準市内 8、市外 1）であった一方、29 年度においては市内 4 者に減少している。なお、地区要件を設定したことによる参加可能事業者数は 18 者とされている。

発注課担当者に対して、平成 29 年度契約で入札参加資格として地区要件を求めた理由を確認したところ、前回入札執行時において市内事業者だけでも十分入札参加事業者数が確保できたことから、平成 29 年度入札執行に当たっては、市内事業者に参加資格を限定しても十分な競争性が確保できると判断したためとの回答を得ている。

なお、契約価格については、前契約（平成 26 年度～平成 28 年度）3 年間は単年度で 10,443 千円（税込）、平成 29 年度契約では 14,331 千円（税込）と大きく増加しているが、これは最低賃金単価の上昇のほか、単年度契約化したことも要因として挙げられている。平成 29 年度においては、前契約に引き続き、同一事業者を委託先事業者として決定している。

② 原因及び問題点

市内の入札参加事業者が 12 者から 4 者に減少した原因の一つとして、3 年の長期継続契約から単年度契約へ変更したことが考えられる。長期継続契約は、「千葉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」及び「千葉市長期継続契約の締結に関する規則」で定めるところにより、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、単年度契約では安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすそれがあるものに認められる契約方法である。また、役務を提供する事業者側からしても、安定的に役務を提供するためには、従事者の配置等、実施体制を確立する必要があることから、複数年契約とすることにより、入札に参加しやすくなる。

一方、長期継続契約の締結に当たっては、債務負担行為としての予算措置が不要であるものの、契約期間にわたり一定額が支払われることが前提とされるため、契約期間における労務費単価等の市況変動に対応する十分な予定価格が予算配当から設定できない場合や、契約期間中に契約解除が想定される場合においては、本委託業務のように単年度契約に切り替える措置も考えられる。

このようなことに鑑みると、平成 29 年度契約を単年度契約に切り替えたこと自体については、各区の同種業務を集約化するという市計画によるものであり、否定されべきものではないが、単年度契約とすることによる事業者の入札参加が減少することは想定できるものであり、また、本委託業務の性格から、毎年度の当初から役務の提供を安定的に受ける必要がある業務であることに鑑みると、地区要件の下で想定される参加可能事業者数が十分存在すること、前回契約時に十分な市内事業者が入札に参加していたことをもって資格要件を狭めることについては、より慎重に判断する必

要があったと考える。

【意見】

経常的かつ継続的に役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがある業務として、長期継続契約が適用される委託契約について、一定の事由により単年度契約によらざるを得ない場合には、当該年度に係る業務の履行可能性が十分担保されるよう、資格要件等を設定されることを要望する。

なお、次年度以降も継続して役務の提供を受ける必要がある委託業務においては、安定した役務の提供を受けられるよう、適正な予定価格のもと、長期継続契約により業務委託することが望まれる。

(3) 業務の履行確保 (No. 239)

① 現状分析

美浜区における本委託業務では、平成 28 年度～29 年度の 2 ヶ年を契約期間とする長期継続契約が締結されているが、制限付一般競争入札の執行により、平成 28 年 3 月 15 日に落札者が決定されたものの、「清掃回数認識不足により少なく積算してしまい履行不能」とし、辞退となつた。なお、落札決定後の辞退により、見積 3 % の違約金徴収、指名停止 6 か月の処分がなされている。その後に再募集が行われ、平成 28 年 3 月 29 日に改めて実施された入札においては、入札価格の予定価格超過により見積合わせに移行し、随意契約で委託先事業者が決定され、年度初めの 4 月 1 日から業務委託が行われている。

また、前契約期間の終了を踏まえて、市では平成 30 年度～32 年度までの 3 か年を契約期間とする長期継続契約を設計し、低入札価格調査制度の下で制限付一般競争入札を行い、平成 30 年 3 月 19 日に開札が行われたが、入札額が調査基準価格以下となつことにより、低入札価格調査が行われることとなつた。このような中、調査時において、落札候補者が「積算根拠を再計算し誤りが判明した」とことを理由に辞退し、落札者決定前に無効となつた。なお、落札者決定前であるため、違約金の徴収や処分は行われていない。一方、平成 28 年度契約と同様、再募集が実施されたものの、契約手続が 4 月 1 日からの業務開始に間に合わないことから、前年度事業者と 4 月 1 日～5 月 31 日までの 2 か月間を期間とする随意契約を締結している。

このため、当初は 30 年 4 月 1 日から 3 年間の長期継続契約を予定していたものの、平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの単年度契約に切替え、入札手続を実施し、委託先事業者を決定している。

② 原因及び問題点

本委託業務は、経常的かつ継続的に役務の提供を受ける業務であり、毎年度の当初から役務の提供を受ける必要があることから、翌年度以降にわたり契約を締結しなけ

れば安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがあるものとして、長期継続契約が適用されるものである。このような委託業務において、平成 28 年度、30 年度の入札執行において、辞退や無効により、委託業務の継続性に重要な支障を及ぼしかねない状況が認められる。特に平成 30 年度においては、契約手続が間に合わないという理由で、一部期間を随意契約で締結しているが、業務の継続性を特定事業者に依拠するような随意契約には、結果として業務の安定性が確保されたとしても、問題が認められる。

本委託業務におけるこのような状況については、単なる入札参加者の不注意による積算誤りにとどめるのではなく、市としても手続等に問題がなかったかについて十分検証が行われる必要がある。このような状況に至った背景の一つに、予定価格の水準の低さが考えられる。平成 28 年度に係る入札執行においては、落札者決定後に辞退した事業者以外の入札価格は、予定価格を超過しており、再募集に当たっては予定価格を引き上げたものの、予定価格超過により随意契約へ移行している。平成 28 年度の入札執行時に辞退した事業者は「清掃回数認識不足により少なく積算してしまい履行不能」とされているが、別の側面からは落札価格での仕様に基づく業務履行はなしえないということである。

また、平成 30 年度においても、落札候補者が調査基準価格以下で入札したもの、その他事業者の入札価格は、いずれも予定価格を超過している状況にある。当該状況から、予定価格の水準が低いことは明らかであり、事業者からの安定的な役務提供が求められる本委託事業において、問題があると言わざるを得ない。予算配当の財源が不足し、予定価格を低く設定せざるを得ない状況にあるのであれば、まずは清掃回数を減らすなどの仕様内容の見直しをすべきであったと考える。

次に、落札者決定時における事業者による積算内訳の確認が、十分に実施されていないことが考えられる。「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格等の設定について」（平成 22 年 12 月 27 日）では、「落札の決定にあたっては、必ず積算内訳書等を入手し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行の確保が可能かどうか十分に検証すること」が留意事項として挙げているが、平成 28 年度、30 年度の入札執行における辞退者及び無効となった事業者は、他事業者の入札価格と比較して著しく低価格であることが認められるのであるから、落札者決定時又は低入札価格調査前に、落札候補者への確認や徴収する積算内訳書に基づき、より深度をもって業務の履行可能性を確認する必要があったと考える。

【指摘】

本委託業務は、継続した役務の提供を受けることが必要な業務であり、長期継続契約によるものであるから、本委託業務の発注に当たっては、契約期間にわたる労務費単価の市況変動を十分勘案した上で、適切な予定価格を設定されたい。

厳しい財政状況の中、予算配当の状況により、予定価格を引上げることが困難なのであれば、清掃回数を減らすなど、仕様内容を見直すことにより、適正な賃金単価を設定する必要がある。

落札者の決定に当たっては、積算内訳書について、入札価格の積算根拠等を十分に確認し、適正な業務の履行確保が可能かどうか十分に検証されたい。

本委託業務においては、落札候補者の入札価格が他の入札参加事業者と比べ著しく低価格であったことから、特に細心の注意を払い、積算内訳を確認する必要があったと考える。

(4) 予定価格の積算 (No232, 239)

① 現状分析

本委託業務の入件費単価について確認したところ、美浜区では平成 28 年度、若葉区は平成 29 年度契約に係るものと、単価設定時点に相違はあるものの、美浜区は日常清掃・定期清掃一律 900 円としているのに対し、若葉区は日常清掃 1,000 円、定期清掃（床清掃、ガラス清掃等）1,600 円と区分して計算しており、かつ設定単価が高い。なお、美浜区は、再募集における入札執行に当たり、日常清掃を 900 円から 980 円へ、定期清掃は 900 円から 1,400 円へ人件費単価を引き上げている。

② 原因及び問題点

区役所毎に清掃環境や清掃効率等に差異があると思われるため、同じ作業でも区役所間で単価の相違が生じることも想定されるが、単価の区分や単価水準について異なる内容を設定するのであれば、その合理性を十分に検証する必要がある。美浜区では再募集時に予定価格を見直し、若葉区と同じ項目で同水準の労務費単価を設定しているが、再募集は本来想定されるものではないため、適切な予算措置を行った上で、当初から予定価格の設定方法や単価水準について、仕様内容等に基づき適切に検討する必要がある。

【意見】

予定価格の設定に当たっては、各区役所の同種業務における設定区分や方法、単価の水準にも留意し、その合理性を十分検討されることを要望する。

5.9. 千葉市消防局・中央消防署設備等総合管理業務委託（No. 243）【消防局総務部施設課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

市消防局・中央消防署の設備等（庁舎監視設備、電気設備、空気調和設備、給排水・衛生設備、消防用設備その他）の総合的な運転管理業務を適切に維持管理するために業務委託を実施するものである。
当該施設は大規模災害発生時の防災活動拠点となっており、20消防本部の区域内での災害発生状況を一元管理している「ちば共同指令センター」が24時間365日無停止で運用しているため、各種設備の維持管理については機器の構造や性能等を熟知し、トラブル発生時に迅速な対応が確実に実施できることが必要不可欠である。
業務の内容は、上記施設・設備の維持管理の他、設備関係の測定・記録、及び報告、各種検査及び改修工事等の立会・報告等である。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

（単位：円）	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	千葉市消防局・中央消防署設備等総合管理業務委託						千葉市消防局・中央消防署設備等総合管理業務委託						消防局・中央消防署設備等総合管理業務委託					
契約開始日（平成）	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日（平成）	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額（税込）	39,916,800 円						31,317,840 円						24,786,000 円					
契約（執行）方法	希望型指名競争入札						希望型指名競争入札						希望型指名競争入札					
委託先名称	三幸株式会社 千葉支店						三幸株式会社 千葉支店						三幸株式会社 千葉支店					
予定価格の公表状況	非公表						非公表						非公表					
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表						設定・非公表						設定・非公表					
参加事業者数 (参加者の地区別内訳)	6 者						4 者						5 者					
	市内	2	準市内	4	市外	0	市内	1	準市内	3	市外	0	市内	1	準市内	4	市外	0

（2）再委託の管理

① 現状分析

本委託業務は、市消防局・中央消防署の設備等の総合的な運転管理業務を適切に維持管理するために実施されるものであるが、その性質から業務の一部について、外部への再委託することが想定される業務である。平成 29 年度における本委託業務の再委託割合は、23.2%（8,565 千円/36,960 千円、いずれも税抜金額）であり、仕様で求める業務の大部分を再委託している状況にはない。主な再委託業務は、空調設備保守点検業務/空調用自動制御装置/定期保守点検の 6,500 千円であった。

なお、再委託が想定される委託業務においては、業務を発注する時点で再委託を認めるかどうか、認める場合にはその範囲、再委託先の要件を仕様書等で明らかにする必要があるが、本委託業務の仕様等では、そのような内容は発注時に定められていない。

また、委託契約書においては以下の事項が定められている。

第7条(一括再委託等の禁止)

受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他の必要な事項の通知を請求することが出来る。

発注課では、業務履行開始時に委託先事業者から再委託先のリストを入手し、実施体制は把握しているものの、事前には再委託先の範囲を把握していない。

② 原因及び問題点

入札執行に当たり一定の資格要件を設ける趣旨は、価格競争による低価格な調達を図る一方で、仕様で定めた業務の履行可能性を一定の資格要件に求めることにある。再委託が行われる場合、本趣旨を達成できない可能性があり、そのことを防ぐために、業務を発注するに当たっては、仕様書等で再委託業務の範囲や再委託先の要件を定める必要がある。また、その上で、業務履行開始に当たり、委託先事業者から再委託業務に係る実施体制の報告を受け、その内容が仕様に沿ったものであるかどうかを十分検証し、再委託に係る承諾が行われる必要がある。

このような趣旨に鑑みると、本委託業務においては、契約締結後、委託先事業者からの再委託先のリストを徴収することにより、再委託が実施される業務の内容を知り得ることとなるが、本委託業務で想定されていない再委託業務が含まれていたとしても、事後承諾せざるを得ないおそれがあり、運用として不十分である。

また、委託契約書において、発注者への承諾方法について定めはないものの、承認手続の透明化を図るためにも、書面承諾による方法が必要と考える。

【指摘】

施設に係る総合的な維持管理業務等、受注者が業務を履行するに当たり、再委託が想定される業務については、発注時に仕様書等により再委託業務の範囲や再委託先の要件を適切に定められたい。

また、業務履行開始時に、再委託先の状況について事業者から報告を求め、再委託が仕様に沿った業務や再委託先であることを十分に検証の上、事業者に対して書面承諾することが必要と考える。

60. 千葉市教育研究事業委託（No. 267）【学校教育部教育指導課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

教育現場において教職員の資質の向上を図ることにより、質の高い授業を児童・生徒に提供すること、また、よりよい学校経営のあり方に関する研究を推進することにより、千葉市学校教育が時代のニーズに応じた確かなものになることをねらいとするため、「指導内容、指導方法の研究」や「学校経営のあり方に関する研究」を行う。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度	28年度	27年度
契約名称	千葉市教育研究事業	千葉市教育研究事業	千葉市教育研究事業
契約開始日(平成)	29年6月1日	28年6月1日	27年6月1日
契約終了日(平成)	30年3月23日	29年3月23日	28年3月23日
契約総額(税込)	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円
契約(執行)方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	千葉市教育研究会	千葉市教育研究会	千葉市教育研究会

（2）仕様内容及び業務の履行確認

① 現状分析

本業務委託は、市の教育研究事業に係る外部委託と位置付けられており、市的小・中・特別支援学校の教職員で組織される千葉市教育研究会との随意契約によっている。

仕様書には、科目毎に設定された28の部会において、「それぞれが今日的な研究課題を設定し、課題解明に向けた研究活動を行う。」とあり、部会毎に課題が記載され、これに向けた指導の研究と初任者の授業実践力向上のための指導・情報提供をすることが定められている。なお、この研究の報告、初任者研修は年8回実施される定例会の中で実施されている。

一方で、同仕様書に記載の委託料の内訳は、年1回実施される全体会での講師に対する講演料及び会場使用料と研究紀要製本料から構成されており、委託料の大半は講演会に係る費用とされている。

また、業務の履行確認に当たっては、「千葉市教育研究会委託事業完了報告」が提出されているものの、仕様書で定める部会毎に提出される「研究実践報告書」については、受託者と連携をとって研修等が実施されているとの理由から入手していない。

② 原因及び問題点

本委託業務における委託料の主な用途は、講演会に係る費用負担となっており、仕様書で定める研究活動や指導・情報提供活動に係る成果が報告されていない。また、平成29年度より従来の概算払から完了払に支払方法を変更しているが、平成28年度に千葉市教育研究会が提出する支出金精算書には、「負担金補助及び交付金」と記載

されていることからも、本委託料が契約当事者間の合意に基づき反対給付を求める対価的性格を有するかどうか疑念が残る。

【意見】

本委託事業の支出を、対価的性格を有する委託料と位置付けるのであれば、仕様書で活動の内容毎に事業の実施回数等を具体的に定めるとともに、仕様内容に基づく適切な価格により、契約されることを要望する。

また、仕様内容に沿って、項目毎に業務の履行確認を実施する必要がある。

6.1. 「千葉市学力状況調査の実施」業務委託 (No. 268) 【学校教育部教育指導課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

市小・中学校の児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせ、学力の向上を図るために、小学校3・5年生の4教科(国語、社会、算数、理科)、中学校2年生の5教科(国語、社会、数学、理科、英語)の学力検査に係る問題作成及び採点・集計業務、児童生徒意識調査の採点・集計業務を委託する。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度	28年度	27年度
契約名称	「千葉市学力状況調査の実施」 業務委託	「千葉市学力状況調査の実施」 業務委託	「千葉市学力状況調査の実施」 業務委託
契約開始日(平成)	30 年 2 月 1 日	29 年 2 月 1 日	28 年 2 月 1 日
契約終了日(平成)	30 年 3 月 31 日	29 年 3 月 31 日	28 年 3 月 31 日
契約総額(税込)	25,989,250 円	26,399,750 円	26,650,000 円
契約(執行)方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	一般財団法人千葉県教育会館 維持財団文化事業部	一般財団法人千葉県教育会館 維持財団文化事業部	一般財団法人千葉県教育会館 維持財団文化事業部

(2) 再委託の管理

① 現状分析

本委託業務において、学力検査の集計及び意識調査の集計業務が他事業者へ再委託されていると発注課担当者から説明を受けたが、再委託先や再委託された具体的な事務内容が把握されていない。

本委託契約書では、「受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。」としているものの、上記状況から再委託の事前承諾もされていない。

② 原因及び問題点

本委託契約締結前に、業務内容毎の実施体制や見積内訳を適切に確認していれば、再委託されている業務の具体的な内容や再委託先を事前に把握することができたと考えられる。1者随意契約を前提として契約事務が進められてきたことも、委託先の業務実施体制を十分に確認してこなかった原因と考えられる。

【指摘】

業務委託にあたっては、委託先事業者における業務内容毎の実施体制や見積内訳を検証の上、再委託の有無を含め、業務の履行可能性を十分確認されたい。

また、契約書の定めに従い、再委託が行われる場合には、受注者から発注者である市へ再委託の承諾申請を行わせ、市においてはその内容を十分に確認の上で承諾の可否を検討されたい。

6.2. 千葉市立養護学校スクールバス運行管理委託 (No. 269)【学校教育部教育支援課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

市立養護学校のスクールバスは、利用者数の増加等により乗車時間が長くなっていたことから、マイクロバスのリースを導入すると同時に運行管理業務(運転、車両管理、燃料費等)を民間事業者に委託化することで、コスト増を伴わずにスクールバスの台数を増やし、生徒の乗車時間の短縮を通じ、身体的・精神的負担を軽減しようとするもの。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	千葉市立養護学校スクールバス運行管理業務委託						千葉市立養護学校スクールバス運行管理業務委託						千葉市立養護学校スクールバス運行管理業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	10	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	21,168,000 円						21,168,000 円						10,584,000 円					
契約(執行)方法	随意契約						随意契約						随意契約					
契約者の選定方法	その他						その他						プロポーザル方式					
委託先名称	大新東株式会社						大新東株式会社						大新東株式会社					

(2) 仕様内容

① 現状分析

本委託業務は、市立養護学校のスクールバス運行管理に係るものであるが、平成27年度の公募型プロポーザル方式により選定された事業者と、28年度以降継続して随意契約を締結しているものである。平成27年度にプロポーザル方式を採用した理由は、利用する生徒の負担軽減等を確実に実現するための手法について、企画提案を受

けることがある。

平成 28 年度、29 年度において 1 者随意契約とした理由は、主に「知的障害を持つ生徒にとって運行事業者や運転手が頻繁に入れ替わると生徒に精神的苦痛を与えてしまうため」としている。

なお、本業務は平成 27 年度より外部委託化しており、契約初年度である平成 27 年度は、直営時の所管課である教育総務部総務課が契約事務を行っており、平成 28 年度より現所管課が契約事務を行っている。

② 原因及び問題点

市では、運行事業者や運転手が頻繁に入れ替わると生徒に精神的苦痛を与えてしまうことを理由として、当該事業者とその後 2 回にわたり単年度随意契約を締結している。一方で、平成 27 年度の事業者選定時には、そのような状況を想定した検討は行われてこなかった。

また、公募型プロポーザル方式により応募者を募ったものの、応募者は 1 者のみであったが、委託業務の内容から、単年度のみの契約を前提とした場合、運転手等を調達するに当たり、採算がとれず、応募を断念した事業者も存在した可能性がある。

プロポーザル方式を採用する理由は、より優れた企画提案を募ることにあるため、より多くの応募者を募るに当たっては、次年度以降の契約方針を含め仕様内容について、より慎重な検討が必要であったと考える。

【意見】

本委託業務におけるバスの運行管理のように、次年度以降も実施が見込まれる事業を外部委託化する際には、多くの事業者が参加し、より優れた企画提案を募れるよう、次年度以降の事業方針も踏まえながら仕様内容を検討されることを要望する。

平成 28 年度以降、同一事業者との 1 者随意契約が継続している状況に鑑みると、契約事務の透明性を高める上でも複数年契約の検討も有効であったと考える。

複数年契約による場合、債務負担行為による次年度以降の予算措置が必要となるものの、事業者による運転手の人員配置やバスの運行計画が立て易くなり、より優れた企画提案を受けることが期待できる。

6 3. 学校給食一般廃棄物収集運搬処理業務委託 (No. 270) 【学校教育部保健体育課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

市内の小・中・特別支援学校の学校給食から生じる残菜等のごみについて、定期回収及び処分するものである。なお、回収区域が市内全域であり、定期回収及び処分を 1 社のみで執行することが困難であるなどにより、市内を 10 地区に分けて、それぞれの区域ごとに委託発注している。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度							28年度							27年度							
契約名称	一般廃棄物収集運搬処理業務 委託(本町小学校他)							一般廃棄物収集運搬処理業務 委託(本町小学校他)							一般廃棄物収集運搬処理業務 委託(本町小学校他)							
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日		28	年	4	月	1	日		27	年	4	月	1	日		
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日		29	年	3	月	31	日		28	年	3	月	31	日		
契約総額(税込)	3,597,465 円							3,378,214 円							2,851,443 円							
契約(執行)方法	希望型指名競争入札							希望型指名競争入札							希望型指名競争入札							
委託先名称	大谷清運株式会社							大谷清運株式会社							大谷清運株式会社							
予定価格の公表状況	非公表							非公表							非公表							
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表							設定・非公表							設定・非公表							
参加事業者数	3 者							3 者							2 者							
(参加者の地区別内訳)	市内	2	準市内	1	市外	0	市内	2	準市内	1	市外	0	市内	1	準市内	1	市外	0				

(2) 競争性の確保

① 現状分析

本委託業務は、市内の小・中・特別支援学校の学校給食から生じる残菜等のごみについて、一般廃棄物として収集、運搬及び処理するものであるが、市内 10 地区に分けて発注しており、本契約以外に各 9 地区で 9 事業者と同種業務について委託契約している。

過去 3 か年における入札状況は下表のとおりである。

地区	平成27年度			28年度			29年度		
	落札者	落札額	落札率	落札者	落札額	落札率	落札者	落札額	落札率
1	A	6,945	97.5%	E	7,388	97.9%	E	8,296	98.0%
2	B	4,791	99.3%	B	4,953	97.7%	N	6,405	100.0%
3	C	7,990	98.1%	K	7,473	94.1%	C	8,085	95.0%
4	D	6,110	97.3%	L	6,073	99.9%	L	6,547	97.5%
5	E	6,365	94.5%	D	7,059	98.1%	D	8,186	98.0%
6	F	6,464	94.8%	F	6,578	98.2%	F	8,617	98.1%
7	G	5,854	97.9%	G	6,634	97.9%	G	7,529	98.0%
8	H	5,761	97.6%	H	6,331	97.7%	H	7,160	97.8%
9	I	5,818	96.2%	I	5,902	96.5%	I	6,422	96.7%
10	J	6,798	91.9%	M	7,450	95.6%	M	7,946	98.3%
合計		62,899			65,844			75,199	

- 全地区における入札参加者総数は 12 者～14 者で推移しており、毎年度、入札参加者の 7 割から 8 割が落札している。平成 29 年度落札者 10 者のうち過去 2 年の間に 1 回以上受託した事業者は 9 者である（1 回は 3 者、2 回は 6 者）。
- 地区別にみると、1 地区 2 ～ 3 者の入札参加にとどまっている。

- 各事業者は、本委託業務において1地区しか落札することができず、1地区落札後は他地区の入札は失格となる。
- 全地区の平均落札率は平成27年度96.4%、28年度97.3%、29年度97.7%と上昇基調にあり、また、高水準で推移している。
- 入札参加者の資格要件として、地区要件は設けられていないものの、履行実績等として市委託入札参加者資格名簿に登録されている者、過去5年で官公庁からの一般廃棄物収集運搬処理業務を受託した実績を要件としている。

② 原因及び問題点

全地区の入札参加者総数は12者～14者であるものの、10地区に発注単位を分割している中、1地区当たり2者～3者の入札参加者数にとどまっている。また、各地区で高い落札率が継続していることに鑑みると、競争原理が十分に働いていない可能性がある。

【意見】

本委託業務の入札執行に当たり、競争性を高めるべく以下の方策を検討されることを要望する。

各地区のみでなく、すべての地区を含めた本業務全体における入札参加者数や落札率の状況を分析の上、競争性を阻害している要因がないかの観点も含めた検証が必要である。

- (a) 入札参加資格者に対する実際の入札参加者の割合を確認し、入札参加率が低い場合には、仕様内容を含めてその原因を検討する。
- (b) 価格面、数量面、工程面等からみて現在のエリア分割が経済合理性・公正性の観点から合理性を有するかを検討する。
- (c) 履行実績等の資格要件を官公庁に限定することの可否を検討する。
- (d) 複数年契約により、契約金額の規模を大きくすることで競争性を確保できないかを検討する。
- (e) 落札者は、同一業務の他エリアの入札に参加できないとするとの合理性について検討する。
- (f) 希望型指名競争入札から一般競争入札への移行を検討する。

(3) 請求書の管理

① 現状分析

本委託業務において、事業者から提出される請求書がマニュフェスト（実績報告書）と一致せず、また、金額が相違することがあるとの理由から、請求書の日付を市がゴム印で押印している。

② 原因及び問題点

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和 24 年 12 月 12 日法律第 256 号）（地方自治体のなす契約に準用（同法第 14 条））第 6 条（支払の時期）第 2 項では、市は相手方の支払請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不适当であることを発見したときは、市は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとし、また、その請求の内容の不适当が軽微な過失による場合は、当該請求の拒否を通知した日から市が相手方の不適當な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、約定期間に算入しないものとすると定めている。

請求書を受領後、不備を発見した場合には請求を拒否し、内容を改めた支払請求を受ける必要がある。また請求書の日付は、同法において定める約定期間を算定する上で明らかにされる必要がある。請求書の差し戻しを回避すべく請求書の日付を市側で記入するという運用は、同法が定める趣旨から逸脱している。

【指摘】

請求書の受領に当たっては、法が定める趣旨に則り、適切な取扱いをされたい。

本業務委託における委託先事業者から受領する請求書日付を市が記入する運用は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」で支払の時期を定める趣旨から逸脱するものであるため、早期改善を求める。

（4）委託事務の管理

① 現状分析

本委託業務において、各学校の要望に基づき、収集及び運搬を当初計画とは異なる曜日や回数、時間等で事業者が柔軟に対応している状況にあることから、当該状況を理由に、契約書で事業者へ報告を求めている作業計画が入手されていない。

仕様書では、品目及び収集回数（週 2～3 回といった目安となる回数）の記載がある一方、「回数及び日時については、学校と協議・調整すること。他に必要があれば別途指示する。」とあり、これに基づき、各学校と事業者間で収集回数等の調整が行われている。

② 原因及び問題点

契約書では「この約款の他の条項の規定により委託期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して作業計画書の再提出を請求することができる」とあり、市が作業計画書を入手しないとする理由に合理性がない。

また、当初計画と実態が乖離し、その状況が把握されなければ、履行状況をモニタリングすることができないばかりでなく、翌年度以降の仕様ひいては予定価格に実態を反映させることができないおそれがある。

【指摘】

契約書の定めに基づき、業務履行時に事業者から作業計画の報告を求められたい。

また、業務の実施状況に当初計画から大きく変更が生じる可能性がある場合には、作業計画書の再提出を求め、業務の実施状況をモニタリングすることが必要と考える。当初計画と実績に大幅な乖離が認められる場合には、その原因を分析し、次年度以降の仕様内容の見直しを検討することが必要となる。

6 4. 小学校給食調理業務委託（No. 272 他）【学校教育部保健体育課】

(No. 272) 千葉市立院内小学校・都小学校給食調理業務委託

(No. 273) 千葉市立寒川小学校・星久喜小学校給食調理業務委託

(No. 274) 千葉市立都賀小学校・緑町小学校給食調理業務委託

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

学校給食のより一層の充実と、効率的・効果的な給食運営を図るための取り組みの1つとして、調理作業や学級ごとに分ける配食及び教室までの運搬、給食終了後の食器具等の洗浄、給食設備等の清掃及び点検、残菜の処理及びこれらに付随する業務を民間委託するもの。

平成27年4月から新たに4校の小学校で民間委託を実施し、現在、小学校111校中54校の小学校で民間委託を実施している。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	千葉市立院内小学校・都小学校給食調理業務委託						千葉市立院内小学校・都小学校給食調理業務委託						千葉市立院内小学校・都小学校給食調理業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	26	年	4	月	1	日	26	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	32	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	45,360,000 円						45,360,000 円						45,360,000 円					
複数年契約であるか	長期継続契約(条例)						長期継続契約(条例)						長期継続契約(条例)					
契約(執行)方法	希望型指名競争入札						希望型指名競争入札						希望型指名競争入札					
委託先名称	キヨウワプロテック(株)千葉事業所						キヨウワプロテック(株)千葉事業所						キヨウワプロテック(株)千葉事業所					
予定価格の公表状況	事後公表						事後公表						事後公表					
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表						設定・非公表						設定・非公表					
参加事業者数	25 者						32者						32者					
(参加者の地区別内訳)	市内	0	準市内	4	市外	21	市内	1	準市内	4	市外	27	市内	1	準市内	4	市外	27
落札率	91.5%						89.1%						89.1%					

(単位:円)	平成29年度							28年度							27年度						
契約名称	千葉市立寒川小学校・星久喜 小学校給食調理業務委託							千葉市立寒川小学校・星久喜 小学校給食調理業務委託							千葉市立寒川小学校・星久喜 小学校給食調理業務委託						
契約開始日(平成)	28	年	4	月	1	日		28	年	4	月	1	日		25	年	4	月	1	日	
契約終了日(平成)	31	年	3	月	31	日		31	年	3	月	31	日		27	年	3	月	31	日	
契約総額(税込)	48,589,200 円							48,589,200 円							47,239,500 円						
複数年契約であるか	長期継続契約(条例)							長期継続契約(条例)							長期継続契約(条例)						
契約(執行)方法	随意契約							随意契約							随意契約						
(随意契約等とした理由の説明)	希望型指名競争入札として発注し、入札を行ったが、開札した結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないため、直ちに再度の入札に付したが、なお落札者がいなかつたため。							希望型指名競争入札として発注し、入札を行ったが、開札した結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないため、直ちに再度の入札に付したが、なお落札者がいなかつたため。							希望型指名競争入札として発注し、入札を行ったが、開札した結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないため、直ちに再度の入札に付したが、なお落札者がいなかつたため。						
委託先名称	東都給食(株)							東都給食(株)							東都給食(株)						
予定価格の公表状況	事後公表							事後公表							事後公表						
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表							設定・非公表							設定・非公表						
参加事業者数	25 者							25 者							24 者						
(参加者の地区別内訳)	市内	0	準市内	6	市外	19		市内	0	準市内	6	市外	19		市内	1	準市内	3	市外	20	
落札率	99.9%							99.9%							97.0%						

(単位:円)	平成29年度							28年度							27年度						
契約名称	千葉市立都賀小学校・緑町小 学校給食調理業務委託							千葉市立都賀小学校・緑町小 学校給食調理業務委託							千葉市立都賀小学校・緑町小 学校給食調理業務委託						
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日		26	年	4	月	1	日		26	年	4	月	1	日	
契約終了日(平成)	32	年	3	月	31	日		29	年	3	月	31	日		29	年	3	月	31	日	
契約総額(税込)	49,086,000 円							48,470,400 円							48,470,400 円						
複数年契約であるか	長期継続契約(条例)							長期継続契約(条例)							長期継続契約(条例)						
契約(執行)方法	随意契約							希望型指名競争入札							希望型指名競争入札						
(随意契約等とした理由の説明)	希望型指名競争入札として発注し、入札を行ったが、開札した結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないため、直ちに再度の入札に付したが、なお落札者がいなかつたため。																				
委託先名称	(株)東武							(株)東武							(株)東武						
予定価格の公表状況	事後公表							事後公表							事後公表						
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表							設定・非公表							設定・非公表						
参加事業者数	24 者							30 者							30 者						
(参加者の地区別内訳)	市内	0	準市内	4	市外	20		市内	1	準市内	4	市外	25		市内	1	準市内	4	市外	25	
落札率	100.0%							98.9%							98.9%						

(2) 予定価格の積算

① 現状分析

本委託業務は、市立小学校の給食調理を行うものであり、同種業務として 45 契約

(54 校) が存在する。各契約共に、長期継続契約による 3か年契約とされている。

市では、学校給食のより一層の充実と、効率的・効果的な給食運営を図るための取組みの 1つとして、平成 22 年 4 月から小学校給食調理業務の民間委託を開始しており、平成 27 年 4 月から新たに 4 校の小学校で民間委託を実施し、現在、小学校 111 校中 54 校の小学校で民間委託を実施している。

民間事業者に委託する業務は、調理作業や学級毎に分ける配食及び教室までの運搬、給食終了後の食器具等の洗浄、給食設備等の清掃及び点検、残菜の処理及びこれらに付随する業務である。献立の作成、食材料の購入や検査、調理の指示などは各学校に配置されている栄養士が行い、給食室全体の運営は従来どおり学校と教育委員会が行うこととしている。

本業務委託における予定価格は、人件費単価を複数事業者から取得した参考見積書(事業者は任意に選定されている)の平均とし、また、当該人件費単価に仕様で定める食数を乗じて直接費を算定した上で間接費を加算しているものの、最終的に値引き調整をした上で決定されている。

詳細調査の対象とした平成 29 年度業務に係る 3 契約では、24 者～25 者が入札参加しているものの、うち 2 契約においては、予定価格の範囲内での入札がなく、希望事業者との随意契約によった結果、予定価格の約 100% で前期間と同一の事業者と契約している。

② 原因及び問題点

本委託業務においては、予定価格の積算に当たり、参考見積書等で導き出された実勢金額から、予算要望を考慮した値引き調整が行われている。

予定価格は本来、履行可能性を確保するために支払われるべき適切な価格を契約価格の上限として定めるものであり、その手段として参考見積書を通じた適正な市場価格の調査が行われている。当該積算においては多数の参考見積書を収集し、異常値に配慮した上で平均単価が算出され、合理的な計算を実施しているが、一方で最終的には予算に配慮した値引きが行われており、適正な市場価格を歪める要因となっている。

このような状況は、予定価格超過により入札不調が生じる要因の一つと考えられ、再度入札へ移行する際には辞退者も発生しており、また、最終的には同地区で業務を実施してきた同一事業者が継続し落札している状況に鑑みると、公正な競争を阻害する原因となるおそれがある。

【意見】

予定価格の積算において、市場価格を考慮しない値引きは、公正な競争性を阻害する原因となるおそれがあるため、仕様内容の見直しを含めた適切な価格設定が行われることを要望する。

(3) 請求書の管理

① 現状分析

本委託業務において、事業者から提出される請求書に日付の記載がないものがあり、請求書の日付は市がゴム印で押印する運用が行われている。

② 原因及び問題点

問題点については、「6.3. 学校給食一般廃棄物収集運搬処理業務委託（No. 270）（3）請求書の管理」を参照されたい。

【指摘】

請求書の受領に当たっては、法が定める趣旨に則り、適切な取扱いをされたい。

本業務委託における委託先事業者から受領する請求書日付を市が記入する運用は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」で支払の時期を定める趣旨から逸脱するものであるため、早期改善を求める。

(4) 委託事務の管理

① 現状分析

本委託業務は、長期継続契約による3か年契約であり、児童・教師へのアンケートと学校長及び栄養教諭等による業務委託の評価（履行状況確認と総括）が実施されているが、その実施は契約初年度のみである。

② 原因及び問題点

委託業務の品質は契約期間中にわたり確保される必要があり、契約初年度のみの評価では、期間中にわたる業務の品質を担保し得ない。学校長及び栄養教諭等による委託の評価（履行状況確認と総括）は、安全面・衛生面といった品質に直接影響を与える事項の評価であることから、契約初年度のみの確認では不十分と考える。

【意見】

長期継続契約における委託業務の品質評価については、契約期間にわたり品質を担保する観点から、年度毎に実施されることを要望する。

(5) 積算内訳書の徴収

① 現状分析

本委託業務において、落札者決定に当たり徴収する積算内訳書の内訳が明示されておらず、入札価格のみ記載されているもの、人件費の記載が一式となっており、従事者の人員数や労務費単価が記載されていないものがある。

② 原因及び問題点

市では、入札執行時の落札者の決定に当たっては、必ず積算内訳書を徴収し、入札

価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行確保が可能かどうか十分検証することとしている。

本委託業務においては、調理作業、配食及び教室までの運搬、給食終了後の食器具等の洗浄、給食設備等の清掃及び点検、残菜の処理及びこれらに付随する業務の履行が求められており、従事者の配置数や労務単価の検証が重要となる。そのような業務委託において、項目毎の内訳がなく入札価格の内訳を一括した積算内訳書を徴収するだけでは、不十分である。

【意見】

落札者決定に当たっては、項目別の内訳として工数、労務費単価等が記載された積算内訳書を徴収した上で、入札価格の積算根拠を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行確保が可能かどうかを十分検証されることを要望する。

6.5. 放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業運営業務委託（No. 280）【生涯学習部生涯学習振興課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

希望する全ての児童に対し、保護者の就労状況等に関わらず一緒に過ごせる安全・安心な居場所や、学びのきっかけとなる多様な体験活動を提供するため、放課後子ども教室と子どもルームを一体的に運営するものである。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度	28年度	27年度
契約名称	千葉市放課後子ども教室・子どもルーム一体型事業運営業務委託		
契約開始日(平成)	29 年 4 月 1 日	年 月 日	年 月 日
契約終了日(平成)	31 年 3 月 31 日	年 月 日	年 月 日
年度支出額(税込)	19,222,488 円		
契約(執行)方法	随意契約		
契約者の選定方法	プロポーザル方式		
委託先名称	特定非営利活動法人放課後 NPOアフタースクール		

（2）審査会による審査

① 現状分析

本委託業務は、入札参加等資格審査会設置要綱に基づき、随意契約の相手方及び理由に関するこことを審査会で審議しなければならないところ、平成 29 年度契約におい

て、仕様書等の見直しに伴う契約事務スケジュールに変更が生じたことを理由に、時間的制約から審査会が実施されていない。

教育委員会が所管する契約事務に適用される入札参加資格等審査会設置要綱では、「委員長は、急施を要し、又は審査会の会議を開催する暇のないときは、委員に回議してこれに代えることができる」と定めているが、書面決議（持ち回り決議）もされていない。また、同要綱で定める審査会による審議が必要とされる予定価格の基準も大きく超えている。

② 原因及び問題点

審査会を設置する目的は、指名業者の選定や入札参加資格要件の設定などに係る審査について、機能の強化を図るとともに、手続の透明性及び公正性を確保し、適正かつ合理的に行うことを探求するためである。

本委託業務は、平成29年度からの新規事業であり、かつ価格競争によらない随意契約（プロポーザル方式）によっていることから、審査会において、十分な審議が行われるべきであった。

【指摘】

審査の機能強化及び手続の透明性、公平性を確保する観点から、審査会設置要綱に基づき、適正に審査を実施されたい。

6.6. 放課後子ども教室運営業務委託 (No. 281) 【生涯学習部生涯学習振興課】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

市立小学校の全児童を対象として、小学校の放課後において、保護者や地域から成る実行委員会により、多様な体験・交流機会を提供し、子どもたちが地域社会の中で豊かで健やかに育まれる環境づくりに取り組む。
契約の締結・委託料の請求については、事務の効率化のため、各小学校の実行委員会により組織されている連絡協議会が委任を受け行う。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	千葉市放課後子ども教室運営業務委託						千葉市放課後子ども教室運営業務委託						千葉市放課後子ども教室運営業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	13,214,789 円						12,989,476 円						11,190,359 円					
契約(執行)方法	随意契約						随意契約						随意契約					
委託先名称	千葉市放課後子ども教室連絡協議会						千葉市放課後子ども教室連絡協議会						千葉市放課後子ども教室連絡協議会					

(2) 審査会による審査

① 現状分析

本委託業務は、放課後子ども教室に係る運営業務の委託として、保護者や地域からなる各小学校の実行委員会により組織されている千葉市放課後子ども教室連絡協議会が行うものであり、同協議会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約が締結されている。

本業務委託においては、市教育委員会が定める入札参加資格等審査会設置要綱に基づき、随意契約の相手方及び理由に関することについて審査会で審議が行われているが、平成28年度において審査の過程を示した議事録が作成されていない。

② 原因及び問題点

市教育委員会が定める入札参加資格等審査会運営要領では、「審査会終了後に審査会の議事録（様式第3号）を作成する。」と定めている。

入札参加資格等審査会を設置する目的は、審査機能の強化を図るとともに、手続の透明性及び公平性を確保することにある。本業務委託では、随意契約の相手方や理由が審査会に付議されているが、審査の過程が議事録として残されていないのであれば、手続の透明性が確保されているとは言えない。

【指摘】

入札参加資格等審査会を開催し、審査が実施された際には、議事録を作成し、審査の過程を明らかにされたい。

審査会を開催する目的には、手続の透明性を確保することが含まれる。審査を実施するだけでなく、審査過程でどのような審議が行われ、決定されたのかを示すことも重要である。

6.7. 千葉市文化財普及業務委託（No. 287）【生涯学習部文化財課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

市内で出土した埋蔵文化財等を活用した以下の講座や企画展示を実施することにより、広く市民に郷土の歴史への興味・関心を育み、もって郷土への誇り・愛着を高めることを目的とし、以下の業務を実施する。

- ① 展示事業
出土資料やパネル等を使った展示を作成し、市内公共施設等で展示する。
- ② 出前授業
市内の小学校などで、遺跡講座および各種体験学習等を実施する。
- ③ 講師派遣
市内で行われる歴史関係の講座や企画などに講師を派遣する。
- ④ 埋蔵文化財調査センターにおける展示解説および市内遺跡の現地解説
展示室及び、大覚寺山古墳の現地解説等や市内遺跡の現地解説・現地説明会を行う。
- ⑤ 出張体験学習
イベント会場にブースを設営し、展示パネルによる市内の埋蔵文化財の解説や歴史に親しむ体験学習指導を行う。
- ⑥ 講座の開催
埋蔵文化財に関する講座を、生涯学習センターにて開催する。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	千葉市文化財普及業務委託						千葉市文化財普及業務委託						千葉市文化財普及業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	27,626,000 円						28,465,807 円						29,870,515 円					
契約(執行)方法	随意契約						随意契約						随意契約					
委託先名称	公益財団法人 千葉市教育振興財団						公益財団法人 千葉市教育振興財団						公益財団法人 千葉市教育振興財団					

（2）契約の内容

① 現状分析

本委託業務は、文化財普及業務として、市内で出土した埋蔵文化財等を活用した講座や企画展示を行うものとして、公益財団法人千葉市教育振興財団との1者による随意契約を締結している。

委託料の支払は、平成28年度までの委託契約では、地方自治法施行令第162条第6号及び千葉市予算会計規則第59条第2号の定めるところにより、概算払が行われていたが、平成29年度委託契約より、毎月の実績払による方法へ変更されている。

契約締結時には、実績払の方法として、契約価格の12分の1を均等払することとしていたが、その後の協議により、委託先による業務内容毎の履行実績に応じて支払う方法に変更している。これにより、平成29年度は、毎月の業務実績に基づく同財団法人からの請求により支払が行われている。なお、支払方法の変更に伴う変更契約書は作成及び締結されていない。請求単価は、契約締結時の見積積算書（内訳書）に

基づき設定されているが、一方で、見積積算書においては、事務局経費等の間接経費が多く含まれていることから、業務内容毎の請求単価を算定するに当たっては、間接経費の按分計算が必要となる。

② 原因及び問題点

契約締結時、契約書上では完了払による支払方法を定めるとともに、均等払による支払計画書が作成されていた。一方で、本委託業務における仕様の性質上、各月における業務内容毎の実施回数は変動的であり、均等払とすることとした合理性は認められないと考える。この点については、支払開始前の協議により是正されているが、本来であれば、概算払から支払方法を変更した平成29年度の契約事務において、本業務委託の内容を十分考慮した上で、適切な支払方法を契約締結時に設定すべきであったと考える。

また、契約締結後に支払方法の変更を行う場合においても、見積積算書に基づき業務内容毎の請求単価を協議した上で契約変更手続を行い、変更内容を明確にする必要があったと考える。

【意見】

契約内容を見直すに当たっては、業務委託の内容を十分に評価した上で、仕様等を決定されることを要望する。また、契約締結後にその内容を変更する際には、発注者と受注者による協議内容を踏まえ、覚書を交わすなどの契約変更手続を行い、変更内容を明確にされることを要望する。

本業務委託においては、支払方法を概算払から実績払へ変更するに当たり、契約事務手続の過程で委託業務の内容を適切に評価していれば、業務内容毎の履行実績に応じた支払方法を当初の契約内容に含めることが可能であったと考える。

なお、次年度以降の契約に当たっては、受注者から見積積算書を徴収する際に、あわせて請求単価の提示も求め、市でその内容を検証の上、契約内容に請求単価を含めることが必要と考える。

(3) 委託料の支払

① 現状分析

本委託業務においては、平成29年度より毎月の業務履行実績に基づく支払が行われているが、年度末の最終請求月である3月に予定外実施分（5月～9月実施）として、2,711千円が別途請求されている。これにより、支払額合計と契約価格は一致し、支出負担行為の変更（戻入手続）や実績超過分についての変更契約は締結されていない。

一方で、年間の実施報告書の実施回数に請求単価を乗じた実績に基づく支払金額を算出し、契約価格と比較した結果、契約価格よりも1,502千円過大となった。その内訳は、一部の業務で協議に基づく請求単価よりも低い単価で請求がなされたことによ

るもの（680千円）及び実施回数のうち請求を留保したことによるもの（821千円）であった。

② 原因及び問題点

業務の一部において、協議に基づく請求単価よりも低い単価で請求が行われ、市もこの請求金額で支払を行っており、請求金額の正確性が担保されていない。また、仕様書で定める業務内容別の計画回数に対し、実績回数が超過する場合の取扱いについては、具体的に契約書や仕様書で定められておらず、月次の請求では、超過数量を含めず、仕様書で定める計画回数の範囲内で請求が行われている。市担当者によると、5月～9月における予定外実施分とは、実施事業のうち仕様書で定める計画回数を超過した分について、受託者が請求を留保していたものの一部であるとのことである。

市契約規則第30条では、契約の履行について「市長は、監督職員又は検査員を任命し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項に規定する監督又は検査を行わせるものとする」と定めているが、上述のように、年度末の請求時に、一旦請求が完了した月に係る業務の追加請求を認めれば、毎月の履行確認業務の信頼性や透明性が担保できず、その結果、請求金額の実在性及び妥当性に疑義が生じるおそれがある。

【指摘】

市契約規則第30条に規定する履行確認の信頼性を担保し、これに基づいた支払を実施されたい。

そのために、仕様で定める計画回数と実績回数に差異が生じる場合の取扱いを契約内容で明らかにし、年度末の調整計算による方法で精算が行われないようにする必要があると考える。

6.8. 加曽利貝塚博物館管理業務委託 (No. 289)【千葉市立加曽利貝塚博物館】

(1) 事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

加曽利貝塚博物館の管理業務(巡回点検、施錠及び開錠、清掃)を委託するもの。
清掃業務の範囲は、博物館本館及び野外施設等である。平成28年度より北貝塚を含めた公園管理の一元化により清掃範囲が拡大したため契約額が増額している。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位: 円)	No.289					
契約名称	加曽利貝塚博物館管理業務委託(長期継続契約)					
契約開始日(平成)	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	平成27年度:10,380,960円 平成28、29年度:10,522,440円					
複数年契約であるか	長期継続契約(条例)					
契約(執行)方法	希望型指名競争入札					
委託先名称	千葉建物管理株式会社					
予定価格の公表状況	事後公表					
参加事業者数	5 者					
(参加者の地区別内訳)	市内	5	準市内	0	市外	0
落札率	99.9%					

(2) 予定価格の積算

① 現状分析

本委託業務は、加曽利貝塚博物館における清掃、巡回点検、施錠及び開錠を行う業務である。希望型指名競争入札により事業者が選定されているが、過去から同一事業者との契約が継続している。また、千葉市長期継続契約の締結に関する規則第2条第2項(2)の「ア 庁舎その他の施設の清掃業務」に該当するものとして、平成27年4月1日から30年3月31日までの3か年にわたる長期継続契約を締結している。

長期継続契約は単年度主義の特例として、債務負担行為として予算に定める必要もなく、契約の締結について議会の議決も必要としないものであり、原則として、契約期間にわたり、一定額の委託料が支払われる。したがって、労務費単価等の市況変動が生じる可能性のある積算項目に対しては、契約期間にわたる単価適用額を契約締結段階で適正に見積もある必要がある。

このことを踏まえ、本委託業務の予定価格の積算方法を確認したところ、積算内訳の多くを占める人件費単価について、平成26年度における県内最低賃金を用いて計算されていた。その結果、平成27年10月1日の最低賃金改定以降、最低賃金を下回る労務費単価で契約が継続していた。

② 原因及び問題点

長期継続契約において、契約締結後、最低賃金の上昇による契約価格の変更契約を行うことは想定されておらず、仮に事業者が積算時に見積もった労務費単価が最低賃金を下回った場合には、事業者に負担を求めるか、契約を解除した上で再契約手続を行うことが考えられる。

最低賃金は毎年度見直しされるが、近年において最低賃金は上昇基調にあり、そのような中、長期継続契約による労働集約型の本委託契約において、予定価格設定に当たり、労務単価として最低賃金を適用することは不適切な運用と言わざるを得ない。

【指摘】

最低賃金が上昇を続ける近年の状況において、労務費の割合が高い委託業務の長期継続契約を締結するに当たっては、契約期間にわたる労務費単価の市況変動を十分勘案した上で、適切な予定価格を設定されたい。

予定価格を積算時における最低賃金単価に設定することは、市として最低賃金法等の労働関係法令の確実な遵守を事業者に指導し、誓約書の徵収を求める中で、不適切な運用と言わざるを得ない。財政上の問題で予定価格を低く設定せざるを得ない状況にあっても、賃金単価を引き下げるのではなく、仕様内容を見直し、適切な賃金単価を設定するように努めるべきである。

(3) 最低制限価格の設定

① 現状分析

本業務委託では最低制限価格制度を適用しており、「千葉市業務委託（建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託を除く）最低制限価格取扱要領」に従い、予定価格の3分の2に最低制限価格を設定している。一方、同取扱要領では、平成26年1月10日の改正により、特に必要があると認める場合は、予定価格に3分の2を乗じ得た額を下回らない範囲で、最低制限価格を定めることができるものとしている。

清掃業務や人的警備業務では、予定価格の積算内訳として直接人件費が大部分を占めることから、予定価格の積算で使用される労務費単価の水準によっては、予定価格に3分の2を乗じることにより、最低賃金の水準から著しく低い最低制限価格が設定されるおそれがある。このため、本業務委託では、同取扱要領の「特に必要があると認める場合」を用いて最低制限価格を設定する必要がある。なお、資産経営部長から各所属長へ発信される「適正な入札・契約の執行について」（平成26年12月26日）においても最低制限価格を適正に算出するよう、注意喚起が行われている。

② 原因及び問題点

最低制限価格制度は、低価格による受注が過度に進むことにより、適切な契約の履行の確保がなされず、行政サービスの質が低下するなどの支障が生じる可能性に対し、

競争入札における最低価格での落札に一定の制限を設ける制度である。

一方、本業務委託における予定価格の大部分を占める労務費に対し、最低制限価格が予定価格の3分の2で設定されており、上記最低制限価格制度の趣旨に鑑みて不適切な運用状況にある。また、本契約は、平成27年4月1日に締結されているが、平成26年1月10日改正の千葉市業務委託最低制限価格取扱要領において新たに盛り込まれた「特に必要があると認める場合」の条項が適用されておらず、同取扱要領に従っていない。

【指摘】

最低制限価格制度の適用に当たっては、その制度趣旨を十分に理解の上、最低賃金法その他労働関係法令の確実な遵守が可能な水準であり、かつ、適切な契約の履行が確保され、行政サービスの質が低下することのないよう、適切な価格を設定されたい。

「千葉市業務委託（建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託を除く）最低制限価格取扱要領」（平成26年1月10日改正）の運用を遵守し、最低制限価格を適正に算出する必要がある。

6.9. 千葉市図書館ブックメールカー業務委託 (No. 292)【中央図書館管理課】

（1）事業及び委託事務の概要並びに契約の状況

事業及び委託事務の概要

図書館の資料等の集荷、仕分け及び配送作業を委託するもの。
千葉市図書館・分館、公民館図書室、サービスポイントを結ぶ図書資料等搬送業務を委託することにより、図書館利用者が図書資料を千葉市図書館・分館、公民館図書室のいずれでも貸出、返却を行えるようにする。
履行場所は、千葉市中央図書館等37か所であり、内訳は、図書館・図書館分館(15館)、公民館図書室(21室)、サービスポイント(1か所)であり、9つのルート設定により履行している。

平成29年度を含む過去3年度の契約の状況

(単位:円)	平成29年度						28年度						27年度					
契約名称	千葉市図書館ブックメールカー業務委託						千葉市図書館ブックメールカー業務委託						千葉市ブックメールカー業務委託					
契約開始日(平成)	29	年	4	月	1	日	28	年	4	月	1	日	27	年	4	月	1	日
契約終了日(平成)	30	年	3	月	31	日	29	年	3	月	31	日	28	年	3	月	31	日
契約総額(税込)	27,542,592 円						23,950,080 円						21,954,240 円					
契約(執行)方法	随意契約						一般競争入札						随意契約					
(随意契約等とした理由)	一般競争入札に付したが、落札者がいなかったため。						-						一般競争入札に付したが、落札者がいなかったため。					
委託先名称	株式会社 ウィズ						株式会社 ウィズ						株式会社 ウィズ					
予定価格の公表状況	非公表						非公表						非公表					
最低制限価格の有無及び公表	設定・非公表						設定・非公表						設定・非公表					

(2) 予定価格の積算

① 現状分析

本委託業務は、市立図書館・分館、公民館図書室、サービスポイント間における図書資料等の集荷、仕分け及び配送作業である。図書館利用者が図書資料を千葉市図書館・分館、公民館図書室のいずれでも貸出、返却を行えるようにすることを目的とする。

入札参加資格要件として、地区要件は設けられていないが、その他資格要件として、貨物自動車運送事業法の許可を受け又は届出している、貨物利用運送事業法の登録をしている、元請として、同種・類似業務の履行実績を有することなどが求められる。一般競争入札によっているものの、同一事業者との契約が継続している。また、1者又は2者による入札状況が継続しており、平成29年度では1者入札であったが、入札不調による見積合わせへ移行し、最終的には予定価格の100%で随意契約が行われている。

予定価格を積算するに当たり、参考見積書を委託先事業者1者から取得している。この方法を採用する理由として、発注課は「最低価格を把握する上で最も有効と考える。本委託については入札希望事業者が少なく、他社の応札価格も落札者と大きく乖離していることから、複数事業者から見積もりを徴収するメリットが少ない。」と回答されている。これは、市契約規則に則り、配付された予算の範囲内において予定価格を収めることを目的としたものである。

なお、平成27年、28年及び30年度においては、入札参加者は2者であるものの、最低入札価格と最高入札価格では、約7～13百万円の乖離が生じている。

② 原因及び問題点

予定価格は、予算執行の際の上限額としての性格を持つ一方で、業務の履行可能性を確保するために支払われるべき適切な価格を契約価格の上限として定めるものである。予定価格の積算に当たり参考見積書入手する目的は、本来、適正な市場価格を調査するものであり、最低価格を把握するために行われるものではない。最低価格を基準として設定された予定価格の下で決定された契約価格によった場合、本委託事業を受注した事業者による業務の履行確保に影響が生じるおそれがある。

なお、本委託事業に係る平成29年度入札において、委託先事業者が1者入札時に応札した際の入札価格は、予定価格を大幅に超過している。このような状況に鑑みても、本業務委託における予定価格の設定方法及び金額には、問題が認められる。

【意見】

予定価格の設定に当たり、参考見積書を利用する場合には、委託先事業者以外の複数事業者から取得し、市場価格を十分に調査した上で、適正な価格を設定されることを要望する。

また、委託先事業者1者からの参考見積書のみで予定価格を設定する場合、価格設定段階において、委託先事業者による意向や影響が強く反映されかねない。価格の透明性という観点からも、可能な限り複数事業者へ参考見積を依頼するなどし、市場価格性を高めることが必要と考える。

(3) 仕様内容

① 現状分析

本委託業務では、市立図書館・分館、公民館図書室、サービスポイント間における図書資料等の集荷、仕分け及び配送を行うものであるが、地区館を巡回する運行コースの数及びコース毎の走行距離数、図書資料の搭載数量が募集要項や仕様書に盛り込まれていない。

② 原因及び問題点

本委託業務への入札参加を希望する事業者にとり、入札参加の可否や入札価格を積算する上で、運行コース数やコース毎の走行距離数、図書資料の搭載数量といった情報は重要な内容である。これらの情報が適切に開示されなければ、競争性を確保すことができないばかりか、既存事業者と新規参入事業者との間で仕様内容に係る情報の非対称性が生じ、公正かつ公平な契約手続が行えない可能性がある。

また、これらの事項が明らかにされていなければ、最低価格を提示した落札候補者に対して、積算内訳書等に基づく業務の履行確保等の状況を、適切に検証できないおそれがある。

【意見】

事業者による入札参加の判断及び入札価格の決定、市による落札者決定時の積算内容の確認において、適切な情報の下で積算や業務の履行可能性の判断ができるよう、運行コース毎の走行距離数や図書資料の搭載数量等、より具体的な仕様内容を仕様書へ盛り込まれることを要望する。

(4) 積算内訳書の徴収

① 現状分析

本委託業務において、落札者決定に当たり徴収する積算内訳書の内訳が、直接費(人件費)と間接費(諸経費)を合算した単価に運行日数を乗じることで算出された金額になっており、業務を履行するに当たっての従事者数や労務費単価の情報が記載されていない。

② 原因及び問題点

市では、入札執行時の落札者の決定に当たっては、必ず積算内訳書を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適

正な業務の履行確保が可能かどうか十分検証することとしている。

本委託業務においては、入札不調により随意契約へ移行した結果、予定価格と契約価格が一致しているが、事業者決定に当たっては、積算内訳書により従事者数や最低賃金法に照らし適切な労務費単価が積算されているかを確認する必要がある。特に、本委託業務では、当初入札価格から価格を大きく引き下げる決定であるため、より注意を払い積算内訳を検証する必要があったと考える。

このような状況において、内訳が直接費と間接費を合計した単価のみでは、業務の履行可能性等の可否を判断する材料としては不十分である。

【意見】

事業者決定に当たっては、項目別の内訳として工数、労務費単価等が記載された積算内訳書を収集した上で、入札価格の積算根拠を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行確保が可能かどうかを十分検証されることを要望する。

(5) 業務の履行確認

① 現状分析

本委託業務においては、仕様内容で日々の業務実施報告の様式は定められておらず、現在の運用としては、業務日数が報告されているのみで、コース毎の運行日時やドライバー名、全ての地区館を漏れなく巡回したかなどについての報告はなされていない。

② 原因及び問題点

本委託業務においては、業務日数のみの報告では業務が仕様書どおりに履行されていることを確かめることができず、また、業務を適切に評価することができないおそれがある。平成 29 年度において、事業者からの提案により巡回コースが従来の 8 コースから 9 コースへと変更されているが、それに伴う効果を業務日数のみで検証することはできない。市として巡回計画の適正化を図ることなどを目的として、仕様設計の妥当性、見直しの必要性を検証することが困難であると考える。

【意見】

本委託業務の履行確認に当たっては、仕様内容に基づく業務の履行状況が確かめられるよう、コース毎の運行日時、ドライバー名、全ての地区館が漏れなく巡回されたかなどの項目に対して報告を求める報告書様式を定め、運用されることを要望する。

これにより、本事業の実施状況をより的確に把握することが可能となり、巡回計画の適正化等を図るため、仕様設計の妥当性や見直しについて検証を実施することも可能になると考える。

以上